

# Benevolent Paternalism and Migrant Women:

## The Case of Migrant Filipina Entertainers in Japan

Rhacel Salazar Parreñas<sup>1</sup>

The article examines the migration process of entertainers from the Philippines to Japan. It establishes the conditions of trafficking that leave foreign entertainers in a position of debt bondage and indenture vis-à-vis middleman brokers. Then, it shows how laws established to protect entertainers in the process of migration in fact make prospective migrants vulnerable to trafficking. This is because such protective laws, which are espoused by the culture of benevolent paternalism that surrounds the migration of women in Asia and the rest of the world, preclude the independent migration of entertainers.

**Key Words:** Migration Policy, Entertainers, Philippines, Japan.

---

One afternoon, I paid a visit to Cindy, a 21-year-old mother of two who was soon completing her six-month contract to work as an “entertainer” in Japan.<sup>2</sup> She was returning to the Philippines in a few days and could not help but share her anxiety over the unlikelihood of her return to Japan and the grim outlook of her jobless future in the Philippines. Cindy has only ever worked as a hostess in Japan, but recent changes in visa requirements for foreign “entertainers” is closing the door to her possible job renewal and resulting in the denial of many visas for prospective migrants and return migrants like Cindy. Cindy vaguely understood the changes in policy to be forced by the United States, but for reasons unknown to her. Figuring I would know, she then asked me “*Ate* (big sister), why is your government making our lives difficult? Is it because they want us to be caregivers?” Recently, the government of Japan opened its doors to a limited number of elderly caregivers from the Philippines, but I told her that I do not think that the United States is involved with this bilateral agreement between the Philippines and Japan. Responding then to her question over the role of the United States in the tightening of visa requirements for “entertainers” in Japan, I said, “I think they are doing it to protect you.” Perhaps not sure of how denying her reentry to Japan could possibly protect her, Cindy then gave me a puzzled look, because for Cindy the denial of her re-entry only means her inability to do the job she has learned to like and the only job that she has known in her young adult life.

In 2000, the United States put into law the Victims of Trafficking and Violence Protection Act (hereafter referred to as VTVPA).<sup>3</sup> This law is not only of relevance to domestic issues in the United States as it also designated to the Department of State the job of monitoring the anti

-trafficking activities of other nation-states. The Department of State specifically has to monitor whether or not other nation-states have put into law and practice the U.S. universal solutions to trafficking of the 3-Ps-prevention, protection, and prosecution-and 3-Rs-rescue, rehabilitation, and reintegration.<sup>4</sup> Nations who do are placed in the Tier 1 list; those who make an effort to put these solutions into place but albeit unsuccessfully are placed in the Tier 2 list; and those who do not try to meet the anti-trafficking action plan set forth by the United States are placed in the Tier 3 list.<sup>5</sup> Possibly succumbing to the pressures imposed by the release of the annual *Trafficking in Persons Report*, Japan, as indicated by the anxieties of Cindy, has recently tightened its visa requirements for foreign entertainers and disqualified the reentry of experienced entertainers such as Cindy. Japan did so after it dipped down from a ranking of Tier 2 in the 2004 *Trafficking in Persons Report* to the Tier 2-Watch List in 2005.<sup>6</sup> Explaining the demotion of Japan, the 2005 *Trafficking in Persons Report* had specifically cited the U.S. Department of State suspicion that the flow of entertainers to Japan was a backdoor to prostitution.<sup>7</sup>

I use the story of Cindy and her concerns over the policy changes prompted by VTPVA in Japan as the springboard to address the culture of protectionism and benevolent paternalism in current migration policies in regards to the labor migration of women. VTPVA gives us an example of the culture of benevolent paternalism that surrounds the global migration of women and more specifically for the purposes of this paper, the migration of foreign entertainers to Japan. Paternalism in the most recent O.E.D. refers to “the policy or practice of restricting the freedoms and responsibilities of subordinates or dependants in what is considered or claimed to be their best interests.”<sup>8</sup> In the case of migrant women, it seems “their best interests” would refer to the protection of their presumed moral values and consequently their protection from immoral jobs, specifically hostess work, i.e., the work of serving men on the table, or any form of sexually explicit jobs. Benevolent paternalism aptly captures the culture of protecting foreigners with entertainer visas in Japan from their work as hostesses, which is ironically work that most of them know they will perform once in Japan.<sup>9</sup>

The protection of women’s moral values, as illustrated by Nana Oishi (2005), shapes migration policies of sending countries and subsequently controls the movement of women. The protection of women’s safety and moral values motivates nations to establish a minimum age for migrant women or limit the types of jobs that their female citizens can pursue abroad. For instance, Bangladeshi women are barred from entering domestic work in foreign countries, India sets forth a minimum age requirement for its nurses, and the Philippine government has likewise repeatedly debated and changed its minimum age requirement for overseas performance artists bound to Japan.<sup>10</sup> In contrast, no country worries about the morals of its male migrant workers and accordingly limits the types of jobs that its male citizens can seek outside its territories.<sup>11</sup>

In this paper, I build from Nana Oishi’s use of moral values as a category of analysis for understanding women’s migration. I examine the culture of benevolent paternalism in the migration policies that concern the flow of “entertainers” from the Philippines to Japan. My cross

-national analysis of migration policies in Japan, the Philippines, and the United States shows how each of these three countries project a culture of benevolent paternalism that espouses traditional moral values concerning women. The collusion among nations in regards to the culture of benevolent paternalism surrounding women's migration points to a universal moral standard across nations concerning the need to protect women. Notably, not all women's rights advocates would not all frown against this culture of protectionism. Across the globe, feminists have long fought for the greater protection of women against various forms of violence including female genital mutilation, sex trafficking, and domestic violence. From transnational feminist efforts there has also emerged an "international consensus around particular norms regarding women's rights".<sup>12</sup> In the era that calls for "women's rights as human rights," few would argue against the claim that the need to protect migrant women from abusive work conditions is one such norm.

Yet, the call for women's protection has led to gender distinctions in the treatment of men and women migrants with women having to circumvent more restrictive laws against their free movement across nations. Women cannot move freely because their movement unlike those of men are monitored and controlled by the state. In the case of the United States, we see this in the protectionist stance that it takes towards the "severe human trafficking" of women and children (notably, not men) worldwide. In the case of Japan, the restriction imposed on the migration of hostesses as well as the subsequent response of Japan to U.S. pressures to implement an anti-trafficking program illustrate the state's attitude of benevolent paternalism towards migrant women. Notably, Japan did not revisit its laws that control labor migration flows dominated by men. In the Philippines, the culture of benevolent paternalism is illustrated by the strict imposition of labor requirements for emigrants by the Philippine Overseas Employment Administration. Prior to migration, "entertainers" must ease doubt of the likelihood of their participation in hostess work once in Japan by establishing their skills as performance artists to a government commissioned panel in the Philippines.

In this paper, I unravel the culture of benevolent paternalism concerning the migration of Filipina entertainers so as to illustrate how this culture that is in place in various laws across nations does not protect women but ironically increases their vulnerability towards trafficking. In this paper, I follow the U.N. definition of trafficking, which refers to

..... the recruitment, transportation, transfer, harbouring or receipt of persons, by means of the threat or use of force or other forms of coercion, of abduction, of fraud, of deception, of the abuse of power or of a position of vulnerability or of the giving or receiving of payments or benefits to achieve the consent of a person having control over another person, for the purpose of exploitation. Exploitation shall include, at a minimum, the exploitation of the prostitution of others or other forms of sexual exploitation, forced labour or services, slavery or practices similar to slavery, servitude or the removal of organs.<sup>13</sup>

The first part of my paper explains how protective migration laws in both the Philippines and

Japan actually institutionalizes trafficking conditions in the process of migration. Protective laws that espouse the culture of benevolent paternalism place migrant entertainers in a highly dependent position on middleman brokers that leave them in a relationship of debt bondage. Protectionist laws encourage middleman brokers to take a paternalistic stance that in its extremity borders indenture. After I establish how migration policies in Japan and the Philippines make migrant entertainers indentured vis-à-vis middleman brokers, I move to discuss the hegemonic imposition of VTVPA towards the universal protection of migrant women from trafficking. I show how this law, its cross-national operation as U.S. foreign policy, and its universal imposition of American moral principles regarding trafficking fails to solve the conditions of trafficking for Filipina migrant entertainers in Japan. Instead, VTVPA exacerbates the conditions of trafficking for foreign entertainers. They leave prospective migrant entertainers more vulnerable to be indentured by middleman brokers.

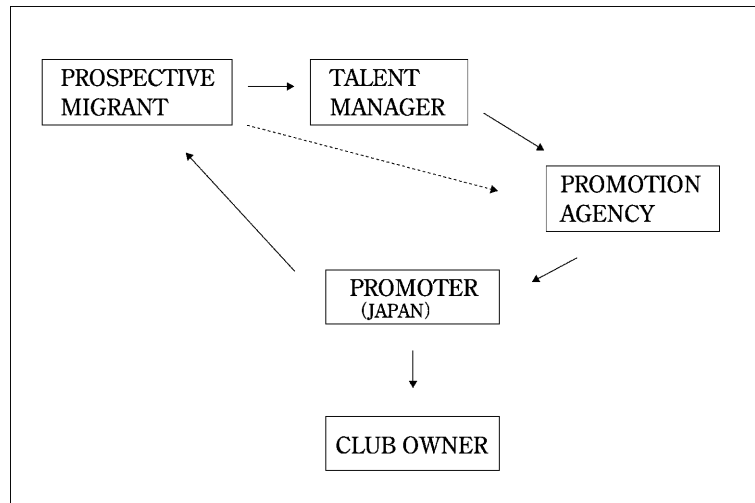
#### JAPAN, THE PHILIPPINES, AND THE LAW'S INSTITUTIONALIZATION OF TRAFFICKING

In this section, I describe the process of migration from the Philippines to Japan for migrant laborers entering with an entertainer visa. Stringent visa requirements for prospective entertainers in both the Philippines and Japan create a culture of benevolent paternalism that leaves migrant entertainers in a dependent relationship vis-à-vis middlemen brokers. For migrant entertainers from the Philippines, the process of migration to Japan is not a simple process of going from A to B but instead involves multiple negotiations with middlemen brokers. It begins with a prospective migrant signing on with a talent manager who then takes the prospective migrant to an audition usually in Manila with a labor placement agency, otherwise known as a promotion agency, and the subsequent selection of the prospective migrant by a Japanese promoter at the audition. The Japanese promoter then places the prospective migrant in a club in Japan without much input from the club owner on the entertainers they decide to send to Japan. Notably, the club in Japan is *not* the employer of the migrant entertainer even though the migrant entertainer is technically working for the club owner. Instead, the promoter and promotion agency act as the employer of the migrant entertainer.

What explains this complex migration process (See Figure Migration Process)? Why the need for middleman brokers such as the promoter or promotion agency? Ironically, the law mandates their services for the protection of migrant entertainers from unscrupulous club owners who (if not monitored) are assumed could force them into prostitution. For instance, the work of the promotion agency in the Philippines is to make sure that the prospective migrant meets the professional qualifications required of entertainers in Japan, while the promoter has the responsibility of placing the entertainer in a club that meets the guidelines set forth by the government of Japan for clubs that hire foreign entertainers.<sup>14</sup> Can migrant entertainers ever circumvent this process and negotiate directly with the club, i.e., their workplace, in Japan? What sort of

dependent position vis-à-vis middleman brokers does the current migration process leave migrant entertainers? As I show, protectionist measures in the law of both Japan and the Philippines threaten the independence of prospective migrant entertainers as they ironically force their dependency on middleman brokers.

#### MIGRATION PROCESS



We first see how protective measures force the dependency of migrants on middleman brokers if we look at the implementation of Japan's professional certification requirements for entertainers. The government of Japan maintains specific qualifications for prospective migrants seeking entry with an entertainer visa. As I noted earlier, these qualifications became more stringent after Japan implemented an anti-trafficking program mirroring the universal template of VTVPA.<sup>15</sup> Prior to the changes in policy made by the government of Japan in March 14, 2005, prospective migrants would qualify for an entertainer visa if they meet any one of the following three criteria:

- (1) The applicant meets the standards as set by a foreign national or local government agency or an equivalent public or private organization.
- (2) The applicant has spent a minimum of 2 years at a foreign educational institution studying subjects relevant to the type of performance in which he or she will engage.
- (3) The applicant must have a minimum of 2 years' experience outside Japan in the type of performance in which he or she will engage.<sup>16</sup>

Only upon meeting any of the above criteria does one become eligible to be a performance artist in Japan. Once in Japan, foreigners with an entertainer visa cannot legally engage in hostess work, i.e., sit with and entertain customers at a table, but instead one can do no more than sing and/or dance on a stage that is no less than 13 square meters.<sup>17</sup> Social interactions between customers and entertainers inside the club are strictly prohibited.<sup>18</sup> By limiting the job of foreigners with an entertainer visa to public entertainment, the government of Japan protects the professional status of the job and maintains its policy of barring the entry of non-professional

labor migrants to Japan.

The government of Japan has historically not recognized the standards established by most foreign national or local government agencies. Instead, it has selectively recognized only those set by certain foreign countries, particularly Korea and the Philippines, which have historically been its two largest sources of foreign entertainers.<sup>19</sup> This agreement across nations should not come as a surprise, for it leaves both sending and receiving nations in a win-win situation. The number of eligible migrants increases, thus allowing Japan to meet the consumer demand for foreign entertainers and ensuring Korea and the Philippines a secure source of foreign remittance from Japan. Perhaps to maximize its number of eligible emigrants, the government of the Philippines has chosen not to require two years of training for its overseas performance artists. Instead, overseas performance artists could qualify to apply for an entertainer visa to Japan if they could obtain a Certificate of Eligibility (COE) from the government of the Philippines, which prospective migrants could secure via audition after the completion of their training to be a performance artist in a training center accredited by the Technical Education and Skills Development Authority (TESDA).<sup>20</sup> Training for dancers usually lasts no more than six months and is even briefer for singers. To obtain a COE, one must pass the audition at TESDA. Singers must perform two of five pre-selected songs in front of a panel of professional judges and dancers must successfully complete a five-minute dance performance that shows their adeptness in a variety of dances including ballet, modern dance, and, sometimes, traditional folk dances of the Philippines.

The dependency of overseas performance artists on talent managers and promotion agencies begins with the preparation for the audition. This is because the Philippine government requires prospective migrants to seek training at a TESDA certified training center, which are often promotion agencies, before they can audition with TESDA.<sup>21</sup> While training, prospective migrants often accumulate debt to their promotion agencies or talent managers. The debt includes the cost of training as well as food and lodging. Notably, in interviews, promotion agency representatives and talent managers claim not to charge women for food and lodging during the time the women are fulfilling the requirements of the government mandated training program for entertainers or they only charge the bare minimum costs of 200 pesos a day (\$5). In contrast, most of the 61 Filipino migrant entertainers who I interviewed in Tokyo mentioned accumulating a significant amount of debt to their talent managers or promotion agencies prior to migration. They usually accumulated debt while training, as they were often required to live in the premises provided by either their talent manager or promotion agency. The largest debt among my interviewees reached 200,000 pesos (\$4000), but most debts ranged from 10,000 to 50,000 pesos (\$200 to 1000).

Promotion agencies can impose fees on prospective overseas performance artists because the law of supply and demand works on their side.<sup>22</sup> There is an abundance of prospective migrants seeking work in the nightlife industry of Japan. The 50 women who audition every Friday at one of the largest promotion agencies in Manila testify to their large number. In contrast, there are only approximately 50 promotion agencies accredited by the Philippine Overseas Employment

Administration to train and deploy overseas performance artists to Japan.<sup>23</sup> Accreditation requires an initial capital of approximately 2,000,000 pesos and additionally requires the business to secure a Special Power of Attorney granted by a Japanese promoter for the recruitment agency to hire on their behalf a minimum of 50 overseas performance artists from the Philippines within one year.<sup>24</sup> In Japan, most clubs do not employ more than 25 overseas performance artists. This means most clubs *cannot* directly hire prospective migrants even if through a promotion agency in Manila. Instead, clubs have no choice but to employ the services of a promoter who could meet the requirement of hiring more than 50 overseas performance artists by being a job placer for multiple clubs.

The government of the Philippines requires promoters to guarantee a large volume of placement, i.e. 50 individuals per year, so as to protect prospective migrants from fly-by-night operations or small scale establishments in Japan, where the government assumes women would be more likely vulnerable to unscrupulous labor requirements, one of them being hostess work. Yet, this protective stance taken by the Philippine government does little to protect overseas performance artists as it only complicates their migration process and places them a greater degree of separation from their employer in Japan, i.e., the club owner. Thus, the requirement of limiting promoters, i.e., those with power to hire women for a club in Japan, to only those who can guarantee jobs to 50 overseas performance artists often prevents clubs from directly hiring overseas performance artists. Under this law, the promoter technically becomes the employer of migrant entertainers, which then give promoters a slice of the earnings gained by entertainers in the club.

Yet, promoters are not only those who take a slice of the earnings of entertainers. Talent managers and promotion agencies also do. Current laws in the Philippines prevent overseas performance artists from directly negotiating with promoters but they can only secure jobs through promotion agencies. As noted earlier, promotion agencies, as they have been granted a Special Power of Attorney by promoters, hire performance artists on behalf of the promoter from Japan. Promotion agencies ensure that promoters in Japan comply with labor laws in the Philippines, or at least labor conditions set forth in the contract certified by the Philippine Overseas Employment Administration. The Philippine government also imposes this requirement to protect overseas performance artists.

However, promotion agencies usually do more than just broker the work arrangement between migrants and club owners. Prior to brokering that first contract, promotion agencies have made it a common practice to place prospective migrants in a binding relationship of indenture, requiring the prospective migrant to commit to completing at least four or five contracts to work in Japan through their agency for the next five years before they secure the very first job placement of that overseas performance artist. For each contract, the promotion agency obtains a percentage of the salary of the overseas performance artist. In the Philippines, promotion agencies can legally obtain up to 40 percent of the overseas performance artists' minimum monthly salary of 200,000 yen.<sup>25</sup> This means overseas performance artists are not made legally entitled to

their 200,000 monthly minimum salary but only 120,000 yen of it.

Overseas performance artists do not only maintain a relationship of indenture with promotion agencies. They also do so with talent managers. Often, staff members of promotion agencies double as a talent manager for a prospective migrant. The law does not mandate overseas performance artists to work with talent managers. However, the many hurdles entailed in meeting the eligibility requirements for prospective overseas performance artists have led to the role of talent managers. Talent managers who recruit prospective overseas performance artists often based not on their artistic talents but their physical features introduce prospective migrants to promotion agencies usually contingent upon them signing a contract that they will share their earnings with the manager for the next five years. My interviewees in Tokyo describe “nice” talent managers as those who only take \$200 of their monthly salary for the next five years and unscrupulous managers as those who earn a 50 percent cut of their wages. To ensure the dependence of the migrant worker on them, talent managers usually confiscate the passports and other travel documents of the overseas performance artist when in the Philippines.<sup>26</sup> They maintain this relationship until the end of their five-year agreement. This relation of indenture will be hard to justify in court but talent managers have been able to maintain an unequal relationship with overseas performance artists by forcing them to sign blank checks prior to departure or blank contracts, which they will later fill in the blanks if they ever have a disagreement with the performance artist. Talent managers are a big reason why overseas performance artists get paid so little. When talent managers take a 50 percent cut of a performance artist’s salary, which would be no more than 120,000 yen after the promotion agency takes its share of 40 percent, then the artist would be left with no more than 60,000 yen in monthly salary, which is significantly less than the minimum wage requirement of 200,000 yen for foreign entertainers.<sup>27</sup> Notably, most first time contract workers in the nightlife industry of Japan earn around 50,000 yen a month. Second time contract workers earn not much more, taking home 60,000 yen per month, while a third time contract worker could expect a salary of no more than 70,000 yen per month. As the salaries of entertainers increase after they gain more experience in Japan so does the commission of their talent managers and promotion agencies.

Looking at the cuts taken by the talent manager, promotion agency and promoter, we can see that the inability of clubs to hire overseas performance artists directly results in much lower wages for the performance artist than is the minimum wage requirement in Japan. Overseas performance artists can eventually circumvent the reduction in their salary by various middleman brokers when they become a “freelancer,” i.e., someone who brokers for their salary directly with a promotion agency and not through the services of a talent manager. However, they are still technically not free because they still have to broker their wages through a promotion agency and a promoter. As I noted earlier, the law in the Philippines requires overseas performance artists to enlist the services of such middleman brokers so as to ensure that the club in Japan complies with labor standards for overseas workers set forth by the Philippine government as overseen by the



Philippine Overseas Employment Administration and its accredited representative of the promotion agency. However, requiring overseas performance artists to negotiate labor contracts with club owners in Japan through middleman brokers only illustrates how protective laws in place for migrant workers in the Philippines inadvertently puts them in a relation of debt bondage and indenture prior to migration.

Protective laws should be in place to ensure the rights of migrant workers. Promotion agencies likewise should be in place to ensure that overseas employers recognize labor standards of the Philippines. However, the government should also monitor the activities of promotion agencies more closely. The fees that they maintain, the terms and duration of their contracts with performance artists, and the percentage of salaries that they obtain should be kept to a minimum. Moreover, promotion agencies should not be allowed to bar overseas performance artists from negotiating with other promotion agencies, for instance by securing a five month contract agreement with prospective migrants prior to their departure, but instead they must give artists the flexibility to work with other agencies every time they go to Japan so as artists they may secure the most optimal work conditions in a club in Japan. If overseas performance artists were given the flexibility to choose promotion agencies, then promotion agencies would have to offer the best labor conditions to prospective migrants. At the moment, many promotion agencies do not.

#### THE U.S. ANTI-TRAFFICKING CAMPAIGN AND ITS UNIVERSAL SOLUTION TO TRAFFICKING

In Japan, the moral panic over the migration of Thai, Filipino, Columbian, and Eastern European “entertainers” has been exacerbated by U.S. Department of State suspicions that the entry of migrant entertainers to Japan is a backdoor to prostitution.<sup>28</sup> However, hostess work—while entailing the insinuation of sex—does not require the act of sex between “entertainers” and customers.<sup>29</sup> Still, many, particularly nongovernmental organization representatives, would disagree with me. For instance, most view the job requirement of a *dohan*, a financially compensated date, as “prostitution in disguise” and “an obvious channel for trafficking” (39).<sup>30</sup> While a hostess is more vulnerable to the unwanted sexual advances of customers outside the club, a *dohan* is not necessarily prostitution.

As I have established in previous work,<sup>31</sup> prostitution is not part of the job of migrant entertainers in Japan. Still, suspicions of trafficking are based on the speculation that migrant entertainers engage in prostitution. Notably, the U.S. Department of State has not looked at the relationship of middleman brokers and migrant entertainers in their identification of the latter as trafficked persons.<sup>32</sup> In this section, I look closely at whether or not the U.S. anti-trafficking campaign addresses the conditions of trafficking for Filipino migrant entertainers. I argue it does not, simply for the reason that the United States fails to recognize the actual conditions of trafficking for foreign entertainers in Japan. Additionally, I look at the actual impacts of anti-trafficking laws on foreign entertainers, particularly examining the situation of Filipina migrants.

In the implementation of anti-trafficking laws, are foreign entertainers given alternative job options? Are they eased of their dependence on talent managers and promotion agencies? As I show, the measures taken by Japan to abide by the U.S. anti-trafficking campaign have significantly reduced the flow of overseas performance artists from the Philippines to Japan, but without the cushion of alternative jobs in the Philippines, it aggravates the conditions of trafficking for the few migrant Filipina entertainers able to return to Japan. The latter occurs because anti-trafficking measures have increased the dependence of migrant entertainers on middleman brokers.

Filipinas have historically comprised the majority of migrant entertainers in Japan.<sup>33</sup> Simply because of their larger numbers, they are the ones most suspected in the U.S. *Trafficking of Persons Report* of falling trap to forced prostitution in Japan.<sup>34</sup> This is despite the fact that local non-governmental advocacy groups who I met with in 2005 claim that the wider support networks in the Filipino community of Japan make its members less vulnerable to trafficking than their counterparts from Thailand, Columbia and other senders of “entertainers” to Japan. Still, the government of Japan has clamped down on the entry of Filipinos with an “entertainer visa.” Consequently, their numbers declined drastically from nearly 80,000 in 2004 to approximately 36,000 in 2005 and only 8,000 in 2006.<sup>35</sup> The decline occurred after Japan amended its eligibility requirements for entry with an entertainer visa to Japan, which as I noted earlier occurred after the United States demoted Japan to the Tier 2 Watch List in its 2005 *Trafficking in Persons Report*.

The prevention of migration for overseas performance artists poses a short-term solution to the problem of trafficking. After all, the demand for their entertainment in the nightlife industry remains. Hence, overseas performance artists who find themselves ineligible for reentry have resorted to illegal means of entry to Japan. As the number of overseas performance artists entering with an entertainer visa has declined in the last year, the number of those entering with a visiting family visa, tourist visa, and marriage visa have accordingly increased.<sup>36</sup> In the past, those entering with non-entertainer visas have been identified as more susceptible to trafficking. We can only assume that they still are today. Despite their greater vulnerability to trafficking, the majority of overseas performance artists in Japan have not been able to return to Japan. Without much job options in the Philippines, they have notably not been targeted by the government in its highly touted reintegration program for return migrants that the government administers through the Overseas Workers' Welfare Administration. As suggested by the lack of government intervention on the plight of 'displaced' overseas performance artists, we can speculate that recent changes in policy made in response to VTVPA by Japan have left most of them without economic options in the Philippines. This is more likely the case if we consider the fact that most overseas performance artists are without a college education unlike most other groups of migrant workers from the Philippines.<sup>37</sup>

As I noted earlier, Japan recently implemented changes in its policies concerning the entry of foreigners with an “entertainer visa.” Changes were most likely made in response to VTVPA. Since the passage of VTVPA, the U.S. Department of State has been required to submit a report

to the U.S. Congress an annual report—the TIP Report—which describes the efforts of foreign governments to eliminate human trafficking. Foreign governments in turn have been pressured to submit records and reports on their anti-trafficking activities to the United States. According to the U.S. Department of State,

[The TIP Report] is intended to raise global awareness and spur foreign governments to take effective actions to counter all forms of trafficking in persons—a form of modern day slavery ..... A country that fails to take significant actions to bring itself into compliance with the minimum standards for the elimination of trafficking in persons receives a negative “Tier 3” assessment in this Report. Such an assessment could trigger the withholding of non-humanitarian, non-trade-related assistance from the United States to that country. In assessing foreign governments’ efforts, the TIP Report highlights the “three P’s”—prosecution, protection, and prevention. But a victim-centered approach to trafficking requires us equally to address the “three R’s”—rescue, rehabilitation, and reintegration.<sup>38</sup>

According to TVPA, foreign countries must prohibit and punish severe forms of trafficking; punish so as to deter trafficking; and demonstrate sustained efforts to eliminate trafficking.<sup>39</sup> If countries do not comply with these basic requirements—in other words fail to implement the 3-Ps campaign, they receive a Tier 3 ranking and become ineligible to receive “nonhumanitarian, nontrade related foreign assistance.”<sup>40</sup> This means countries become ineligible for development assistance from international agencies such as the World Bank and International Monetary Fund.<sup>41</sup> Countries also become ineligible from receiving military protection from the United States. The denial of aid as a means of deterring trafficking ironically seems to aggravate one of its central causes—poverty. If punishment is the denial of aid, then would not the country be in greater risk of poverty, which would then heighten the economic desperation of individuals and in turn push them to willingly take the risk of being trafficked? Regardless, the United States threatens countries with the denial of aid for their non-compliance with TVPA. This tells us that prevention is conditional to prosecution as the failure to prosecute puts countries at risk of receiving a Tier 3 ranking.

For richer countries not in need of foreign aid such as Japan, a low ranking in the annual TIP Report translates to social ostracism in the international community as well as social exclusion. Richer countries with a Tier 3 ranking become ineligible to partake in cultural exchanges with the United States. As stated in TVPA, “in the case of a country whose government received no nonhumanitarian, nontrade-related foreign assistance from the United States during the previous fiscal year, the United States will not provide funding for participation by officials or employees of such government in educational and cultural exchange programs for the subsequent fiscal year until such government complies with the minimum standards of making significant efforts to bring itself into compliance.”<sup>42</sup>

Perhaps out of pressure or maybe in agreement with the government of the United States, the

government of Japan has designed a solution that follows the 3Ps and 3Rs models of the United States. As of March 15, 2005, Japan imposed new visa requirements for migrant “entertainers” from the Philippines,<sup>43</sup> in response to the recommendation by the U.S. Department of State for the Japanese government to impose the higher scrutiny of visa requirements and implement greater screening procedures “for repeat applicants and sponsors.”<sup>44</sup> Since the release of the annual TIP Report, Japan has scored no higher than a Tier 2 ranking. Yet, in 2004, Japan’s ranking dipped to the Tier 2 watch list, harboring slightly above the dreaded Tier 3 ranking.<sup>45</sup> Notably, the TIP Report explicitly calls attention to the migration of Filipino “entertainers” as a central reason for the low ranking of Japan.

The most relevant change in policy concerning foreign “entertainers” involves the evaluation of artistic skills and the disqualification of the Philippine government to evaluate the artistic ability of “entertainers” they deploy to Japan. Japan eliminated the first of three earlier cited provisions for determining the eligibility of foreign entertainers and removed the abilities of foreign governments to accredit the performance artistry of its migrant workers. This comes in direct response to the recommendation of the United States for Japan to impose a closer scrutiny of visa requirements. As the government of Japan notes:

It has been recognized that not a few people who have entered Japan with the status of residence as “entertainer,” have become victims of trafficking in persons, in particular those who have entered the Japan having fulfilled the criteria for landing permission by holding a certificate issued by the Government of the Philippines, which testifies that the holder is an artist, but as a matter of fact do not have capability as an artist. Given this situation, the paragraph below the description of the activities of entertainers—“The applicant who is qualified by a foreign national or local government agency or an equivalent public or private organization”—will be deleted from the [law].<sup>46</sup>

This change in policy has resulted in more stringent landing and resident examinations, with the most striking change being the extension of the training required of “overseas performance artists” from six months to two years, making it nearly impossible for experienced “entertainers” to re-enter Japan as those with past experience in Japan are not given exemption.<sup>47</sup> Work experience in Japan does not qualify for training purposes.<sup>48</sup> This means that an experienced “entertainer” can now be ineligible to renew her visa if she had received training to be an overseas performance artist for less than two years outside of Japan. As noted earlier, since this change, there has been a drastic decline in the number of eligible “entertainers” entering Japan from the Philippines, which the government considers to be indicative of the artistic ineligibility of most contract workers hired in the past.<sup>49</sup>

In its implementation of an anti-trafficking platform, the government of Japan directly responded to the accusation that “entertainers” are supposedly prostitutes by implementing more stringent criteria for evaluating the professional skills of foreign “entertainers.” Increased

professionalism, according to the government, translates to the less likelihood of prostitution.<sup>50</sup>

In reward for its efforts, Japan was taken out of the Tier 2 Watch List and reinstated in the Tier 2 category in the 2005 TIP Report.<sup>51</sup> Notably, the U.S. Department of State explicitly lauded Japan for its decision to curtail Filipino migration, which suggests that Japan is unlikely to ease its borders for Filipino “entertainers.” As the latest TIP Report states: “During the reporting period, the government undertook major reforms to significantly tighten the issuance of “entertainer” visas to women from the Philippines, a process used by traffickers to enslave thousands of Philippine women in Japan each year.”<sup>52</sup> For the U.S. Department of State, the curtailment of Filipino migration is considered a prevention measure against trafficking. Interestingly, the U.S. State Department explicitly describes the Philippines and not the other sending countries of “entertainers” including Thailand, a greater source of trafficking, to be a “major source of trafficking victims” in Japan.<sup>53</sup> Perhaps this is because of the greater number of migrant “entertainers” from the Philippines.

Nongovernmental organizations in the Philippines applaud the recent changes in immigration policy of Japan. In a press release aptly titled “Why we support Japan’s new immigration policy on entertainers,” Carmaletia Nuqui, the executive director of Development Action Network of the Philippines, an advocacy group for entertainers and Filipino-Japanese children, expressed its support for the new migration law that “requires Filipino entertainers to complete at least two years of formal courses in music, dancing or singing, or have at least two years experience in the entertainment industry before they can be qualified to work in Japan.” This supposedly ensures that Filipino women “will really be working as singers and dancers in Japan.”<sup>54</sup>

In the press release, DAWN proceeded to critique the Philippine government for failing to deal with corruption in the emigration process, alluding to the relation of indenture between promotion agencies, talent managers, and overseas performance artists, but ironically DAWN, in doing so, does not recognize how the increased professionalization of the job may in fact not protect overseas performance artists but instead make them more vulnerable to trafficking. The longer training required of “entertainers” translates not necessarily to the validity of their professional status as so argued by representatives of DAWN and the government of Japan, but it could also mean the longer duration of training for overseas performance artists under the control of managers in the Philippines. This means their greater likelihood of indenture. The possibility of their aggravated indenture highly suggests that the solutions posed by Japan do not necessarily prevent trafficking but instead places prospective migrants in a greater position of being trafficked.

## CONCLUSION

We could find irony in the allegiance between DAWN, a nongovernmental organization touting radical feminist views, and the United States, a government spreading its moral authority over other nations when it comes to the protection of migrant women. How these strange bedfellows came in agreement with Japan's implementation of restrictive measures against the migration of foreign entertainers from the Philippines however is not at all surprising if we look more closely at their beliefs regarding the work of women or more accurately the "proper" work of women. DAWN, the United States, and Japan all share the belief that entertainers should not work as hostesses. They view such work as degrading to women.

While hostess work is not a preferred job for most Filipina migrants who perform it in Japan, they however morally accept this job. But they can only do this job with the assistance of promotion agencies and talent managers, as these two groups are those who monitor overseas performance artists so they do not become prey to illicit or immoral job situations. Yet, in the disagreement over the morality or immorality of hostess work, what has been overlooked is the relation of indenture between promotion agencies, talent managers and overseas performance artists. This severe condition of trafficking, which is much more threatening than the risk of prostitution, is ironically what is ignored in the overzealous protection of hostesses from prostitution. How did such an oversight occur in the campaign against the trafficking of Filipina entertainers in Japan?

My cross-national analysis of migration policies and anti-trafficking measures concerning Filipina overseas performance artists in Japan shows the underlying concern over the moral values of women in policies espoused by the Philippines, Japan, and the United States. But in protecting women's moral values, laws have created conditions of trafficking. In the Philippines, for instance, laws have left women dependent on the assistance of middleman brokers who take advantage of such dependence by maintaining a relation of debt bondage with migrants. However, in protecting women from trafficking, new laws have remained focused on the issue of women's moral values, ignoring the problem of debt bondage that confronts Filipino overseas performance artists.

As I have argued in this essay, the new laws implemented to protect women from trafficking could aggravate the condition of debt bondage for overseas performance artists. This is because the new laws ignore the nuances and particularities in the conditions of trafficking for migrant Filipina entertainers. The new laws do not confront the premise upon which the conditions of trafficking for migrant Filipina entertainers are founded in the first place, which as I had described in this essay are the protectionist measures taken by Japan and the Philippines towards migrant entertainers. Instead, the new laws blindly protect migrant entertainers as they aggravate the effects of existing protectionist measures. The new policies enforced by Japan and supported by NGOs in the Philippines maintain the culture of benevolent paternalism surrounding women's migration, continue the protective stance that governments take towards migrant women, and

support the protection of women's moral values, particularly against prostitution. After all the anti-trafficking measures enforced in recent years, we still need to protect migrant entertainers from the threat of trafficking. Benevolent paternalism is the foundation that we need to dismantle to confront the issue of trafficking of migrant Filipina entertainers.

(Rhacel Salazar Parrenās, Professor, Asian American Studies,  
University of California, Davis)

## Notes

- 1 The generous support of the Institute for Gender Studies in Ochanomizu University allowed me to complete the research for this project. I thank Pauline Chu for her editorial assistance.
- 2 The government of Japan refers to migrants employed in the nightlife industry as “entertainers” and accordingly grants them an “entertainer visa” for entry. An “entertainer” is technically a professional *skilled* in the performance arts. See [http://www.mofa.go.jp/j\\_info/visit/visa/appendix1.html](http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/appendix1.html). Last verified on December 26, 2005.
- 3 H.R. 3224; 106<sup>th</sup> Congress.
- 4 See U.S. Department of State. *Trafficking in Persons Report* (2003, 2004, 2005).
- 5 *Ibid.*
- 6 U.S. Department of State. *Trafficking in Persons Report* (2004, 2005).
- 7 U.S. Department of State. *Trafficking in Persons Report* (2005), at 132.
- 8 Oxford English Dictionary, Web Edition. See <http://www.oed.com/>. Draft revision June 2005. Last verified on July 29, 2006.
- 9 In 2005, I interviewed 61 overseas performance artists in Tokyo. I base this claim on my interviews.
- 10 Nana Oishi (2005). *Women in Motion*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- 11 *Ibid.*
- 12 Aili Mari Tripp, “The Evolution of Transnational Feminisms: Consensus, Conflict, and New Dynamics.” pp. 51-75 in *Global Feminism: Transnational Women's Activism, Organizing, and Human Rights*, New York, New York: New York University Press, at 51.
- 13 United Nations, Article 3, UNITED NATIONS PROTOCOL TO PREVENT, SUPPRESS, AND PUNISH TRAFFICKING IN PERSONS, supplementing the United Conventions against Transnational Organised Crime (2000).
- 14 See A Guide to Japanese Visas, Appendix 1 Ministerial Ordinance to Provide for Criteria pursuant to Article 7, Paragraph 1(2) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act (Ministry of Justice Ordinance No. 16 of May 24, 1990). See [http://www.mofa.go.jp/j\\_info/visit/visa/appendix1.html](http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/appendix1.html). Last verified on July 31, 2006.
- 15 See Japan Action Plan to Combat Trafficking in Persons. December 7, 2004. See <http://www.vitalvoices.org/files/docs/japan%20action%20plan.pdf>. Last verified on July 31, 2006.
- 16 See A Guide to Japanese Visas, Appendix 1 Ministerial Ordinance to Provide for Criteria pursuant to Article 7, Paragraph 1(2) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act (Ministry of Justice Ordinance No. 16 of May 24, 1990). See [http://www.mofa.go.jp/j\\_info/visit/visa/appendix1.html](http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/appendix1.html). Last verified on July 31, 2006.
- 17 *Ibid.*
- 18 Meeting with Ministry of Immigration Officials, Tokyo, Japan, November 11, 2005.
- 19 *Ibid.*

- 20 TESDA is a branch of the Department of Education in the Philippines.
- 21 Philippine Overseas Employment Administration Memorandum Circular No.12. Series of 2004. "Guidelines on the Certification of Overseas Performance Artists." (August 25, 2004).
- 22 For a similar description of relations between prospective migrants and recruitment agencies to Taiwan, see Pei-Chia Lan (2006). *Global Cinderellas*, Durham, NC: Duke University Press.
- 23 Interview with representative of Philippine Overseas Employment Agency, Marketing Mission Office (July 14, 2006).
- 24 Memorandum Circular No.10. Series of 1997. "GUIDELINES ON THE ACCREDITATION OF JAPANESE PRINCIPALS HIRING FILIPINO PERFORMING ARTISTS (OPAs)." (May 5, 1997).
- 25 Memorandum Circular No.10. Series of 1997. "GUIDELINES ON THE ACCREDITATION OF JAPANESE PRINCIPALS HIRING FILIPINO PERFORMING ARTISTS (OPAs)." (May 5, 1997).
- 26 The government of the Philippines has identified the practice of confiscating passports as illegal. See POEA, Memorandum Circular 15 (2001), "Custody of the Artist Record Book," [www.poea.gov.ph/docs/MCs/mc%202001/MC15%20S2001.doc](http://www.poea.gov.ph/docs/MCs/mc%202001/MC15%20S2001.doc) (Verified on August 8, 2006).
- 27 See "A Guide to Japanese Visas" (1990).
- 28 U.S. Department of State (2004).
- 29 See a previous article in which I give a more thorough description of the nature of "entertainment" work in Japan among Filipina migrant workers. Rhacel Salazar Parreñas. "Trafficked? Migrant Filipina Entertainers in Tokyo's Nightlife Industry." *Yale Journal of Law and Feminism* 17(2) (Spring 2006).
- 30 Maria Angela C.Villalba. GENPROM WORKING PAPER NO.8 Series on Women and Migration, Philippines: Good Practices for the Protection of Filipino Migrant Workers in Vulnerable Jobs. Geneva: Gender Promotion Programme International Labour Office. See [www.ilo.org/public/english/employment/gems/download/swmphi.pdf](http://www.ilo.org/public/english/employment/gems/download/swmphi.pdf) (Verified on May 15, 2006).
- 31 Rhacel Salazar Parrenas (2006). "Trafficked? Filipino Hostesses in Tokyo's Nightlife Industry." 18 *Yale Journal of Law and Feminism* 145.
- 32 See U.S. Department of State (2004, 2005).
- 33 Nana Oishi. *Women in Motion* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2005).
- 34 U.S. Department of State (2005).
- 35 Interview with the Executive Director of BATIS, Manila, Philippines (July 25, 2006).
- 36 Interview with representatives of PARADA and PEEPA, two promotion agency organizations, Manila, Philippines (July 20, 2006). Increased vulnerability for undocumented workers is also cited in a recent International Labor Organization study: "OPA status is made more hazardous for migrant women because, more often than not, they are "undocumented" and thus deprived of medical, legal, and professional attention in the host country. Thus, if they contract HIV/AIDS or STDS they have no recourse but to return home, when they are not likely to get adequate care, either" (51). Maria Angela C.Villalba. GENPROM WORKING PAPER NO.8 Series on Women and Migration, Philippines: Good Practices for the Protection of Filipino Migrant Workers in Vulnerable Jobs. Geneva: Gender Promotion Programme International Labour Office. See [www.ilo.org/public/english/employment/gems/download/swmphi.pdf](http://www.ilo.org/public/english/employment/gems/download/swmphi.pdf) (Verified on May 15, 2006).
- 37 See Nicole Constable (1997). *Maid to Order in Hong Kong*, Ithaca, NY: Cornell University Press.
- 38 U.S. Department of State (2005), at 5.
- 39 H.R. 3244, 106<sup>th</sup> Session, Section 108(a).
- 40 H.R. 3244, 106<sup>th</sup> Session, Section 110(a).
- 41 H.R. 3244, 106<sup>th</sup> Session, Section 110(d) (4). Note that the United States has kept exception to keep providing aid "notwithstanding the failure of the government of the country to comply with minimum standards for the elimination of trafficking" if it is "in the national interest of the United States."



- 42 H.R. 3244. 106<sup>th</sup> Session, Section 110(d) (1) (A) (ii).
- 43 Tony McNichol, The show's over, JAPAN TIMES, April 26, 2005.
- 44 U.S. Department of State (2005), at 14.
- 45 U.S. Department of State (2004), at 96.
- 46 Government of Japan. Japan's Action Plan of Measures to Combat Trafficking in Persons. 13<sup>th</sup> Economic Forum, Prague, Czechoslovakia (May 23-27, 2005), at 4.
- 47 Immigration Bureau, Ministry of Justice. Amendment of the Criteria for the Landing Permission for the Status of Residence "Entertainer," Tokyo, Japan (February 2005).
- 48 *Ibid.*, p.1.
- 49 Meeting with Ministry of Immigration Officials, Tokyo, Japan, November 11, 2005.
- 50 Interview with Government Officials, Japan Ministry of Justice, in Tokyo, Japan (November 11, 2005).
- 51 U.S. Department of State (2005).
- 52 U.S. Department of State (2005), at 132.
- 53 *Ibid.*, p.133.
- 54 Nuqui, Carmaletia. "Why we support Japan's new immigration policy on entertainers," Cyber Dyaryo, January 11, 2004. See [http://www.cyberdyaryo.com/commentary/c2005\\_0111\\_01.htm](http://www.cyberdyaryo.com/commentary/c2005_0111_01.htm) (Last verified on May 11, 2005).

## Gender and Japanese Folk Art: *Shunkei* Lacquers and *Edo Hagoita*

Eli Bartra and Kanae Omura

Although folk art is considered a core element of “Japan-ness”, little attention has been paid to the gender aspect of its production, distribution, and representation. This collaborative study by Mexican and Japanese scholars examines two types of Japanese folk art, which differ not only in their production and use, but also in their recognition as “authentic” Japanese folk art. *Shunkei* lacquer from Takayama, a mountainous region in Gifu prefecture, is a product of its natural environment, and because of its simple, elegant beauty has been conferred the title of “National Folk Craft” since the 1970s. *Edo-Hagoita*, the product of the flourishing urban, popular culture of Edo, the old name of today’s capital of Japan, is widely known by its elaborate decoration and the lively street market where it is sold. Its official recognition, however, is limited within the metropolitan Tokyo. This study examines the socio-cultural background of folk art in Japan, including the important influence of the Mingei Movement and its ideas. It describes the role of men and women in the artistic process of creating these objects, and points to their unequal visibility in folk art representations.

**Key Words:** Gender, Folk Art, Mingei Movement, Lacquers, Hagoita

---

The century which is now underway was born with the deep scars of various kinds of migrations upon it; multiculturalism is the order of the day. Our collaboration reflects all this; the big difference, of course, is that in our case transculturalism has been voluntary and pleasurable and not a response to hunger or violence. This research has been carried out by two academics, a Japanese and a Mexican, and so it will be noticed that our views of the artistic processes we will be speaking of—which are simultaneously those of a an insider and of an outsider—are inextricably intermingled.<sup>1</sup> This, we think, lends an interesting and rather unusual aspect to our work. Generally, a single text will give either an interpretation from within or from without, but not both at the same time.

We will be looking at the *shunkei* lacquers from the town of Hida Takayama, in the Prefecture of Gifu, and at the decorated paddles or battledores known as *hagoita* from Tokyo, giving particular attention to the gender divide and the importance of women throughout the whole artistic process; we have chosen two examples of folk art that are completely different from almost all points of view. The *shunkei* lacquers are authentic works of Japanese folk art, praised and indeed almost venerated. This has been so to the extent that by the nineteenth century there was

a general tendency in Europe to refer to lacquer work as japan or japanning, in the same way that porcelain is still referred to in English as china (Mitsukuni 1992, 6).<sup>2</sup> The *hagoita*, on the other hand, are not considered “authentic” and are not to be found in the list of traditional handicrafts at the national level, although they are so regarded at the local level.

Nonetheless, for our present-day purposes, both are objects of folk art that have developed from an original production for the nobility, but with the passing of time, have become “popularized”, *déclassé*. The Takayama lacquers, whose origin is rural, are characterized by their simplicity, elegance, fine workmanship and sobriety; they are monochromatic and almost completely lack decoration of any kind. In contrast, the *hagoita*, of urban origin, are decorated in the extreme, loaded with Churriguesque complexity, saturated with information and loudly clashing colours to the limit of the conceivable. At the same time they absorb other elements of folk culture, such as the characters of the Kabuki theatre, and turn them into visual folk art.

It is curious to discover that, as in many other parts of the world, certain objects, culinary items, songs, local or regional representations of folk art or culture, are raised to the level of national emblems. The lacquers of which we are speaking are a symbol of the Japanese nation while the *hagoita*, on the other hand, are not, despite the fact that, apparently, the lacquers were first introduced from China and the *hagoita* are of Japanese origin. (In this case too, there are some who claim that the game with the battledores also came from China, but be that as it may, the decorated *hagoita* as they are today are eminently home-grown.)

It seems necessary—as a prelude to consideration of the particular objects that concern us here—to say a few words about the examples of folk art that can be seen in Japanese museums. In the National Museum of Tokyo, all the lacquers on exhibition carry the name of the maker, and all of these are men. This matter of signatures is an extremely curious phenomenon when dealing with folk art; we find it, above all, when such objects begin to be admitted into museums (which is precisely when they begin to be regarded as “art”). In the National Crafts Gallery of Tokyo, likewise, all the pieces on exhibition carry the name of their maker; and in the Nippon Mingeikan (Japanese Folk Art) museum, in the same city—which is devoted basically to the Mingei Movement—the names of the creators of each piece are given, except in the case of antique works. In the Edo Shitamachi Crafts Museum of Tokyo there are some fifty photographs of recognized craftsmen of the city (and not a single woman). Just for the sake of comparison, in the Museu do Folclore in Rio de Janeiro, the exhibited photographs show a total of 54 craftsmen and 17 craftswomen. Of course, in the real world, the women are always there, although often in a supporting rather than a leading role. To give an



Shunkei lacquer artisan, Gallery of Arts and Crafts in Kyoto, Feb. 2006

example, in the Gallery of Arts and Crafts in Kyoto, we found three women carrying out a demonstration of craft labours, one painting on ceramic, another doing lacquer work and another weaving baskets and sunshades.<sup>3</sup>

Today it is impossible to speak of folk art in Japan without referring to the Mingei Movement which began in the second decade of the twentieth century led by Sôetsu Yanagi (1889-1961); Yanagi launched an attack on the traditional art history that had established a cult of genius which was, so he said, a “history of heroes and not of the common people” (Yanagi 1949, 5). The influence of Yanagi and his movement was so pervasive in re-creating Japan-ness in Post-war Japan that it is only recently that critical studies about the Mingei movement started to appear (See, for example: Takenaka 1999; Kanetami 2000; Kikuchi 2004).

Sôetsu Yanagi was also against the modernization of Japan and the out-and-out individualism it brought in its wake; in contrast, he praised the art of the people, of craftsmen who served the general public, that art which is above all utilitarian and has nothing of pure aesthetics. He thought that folk art was a necessary part of a full life and hence its importance, although it is precisely this quality of practical utility that has led it to be considered inferior.

Like many other promoters of folk art, such as the Mexican Dr. Atl (1875-1964), for instance, Yanagi held a somewhat romantic and unreal idea of folk art. For him this art of the people consisted of simple products and not works of genius; he believed that the common people were, in general, also the consumers of this kind of art (*op. cit.*, 7). Folk art, according to Yanagi, is the “culture of the great masses of the people”; it is that which is made by the many for the many, unlike the *beaux arts* which are made by the few for the few (Yanagi 1989, 103). Craftworks are “things made to be used by the people in daily life” (*ibid.*, 197).

Yanagi’s classifications of folk art are extremely interesting. He divides crafts into two categories: folk art proper and artistic crafts. The first of these groups comprises the “guild arts” and the industrial arts; the second group is made up of aristocratic handcrafts and individual crafts (*ibid.*, 198). For Yanagi, therefore, the crafts that interested him had to be anonymous, cheap, and hand-made for use by the masses, functional in daily life and representative of the regions from which they came.

For this intellectual the basic characteristic of folk art, besides its simplicity, was its traditional and non-individual nature; thus “no work of people’s art is signed by the creator” (Yanagi 1949, 13). Nowadays, however, it can be fairly stated that individualism has permeated much of folk art. As is well known (and as we shall be seeing), in Japan itself tradition and modernity (which implies individualism), are not always opposed but often go hand in hand. Yanagi affirmed with lucidity that “now that capitalism has killed handcrafts, the only way is the guild system” (Yanagi 1989, 208), which in our opinion is absolutely true. We have indeed noted the proliferation of the modern equivalents of the guilds—trade associations (some official and others not) and production cooperatives—as a way of surviving in this ferocious world of competition and commercialism.

Surely one result of the Mingei Movement has been modern Japan's heightened concern for the continuing existence of a space for folk art among the other arts; this has been reflected, on the one hand, in the mushrooming of galleries and museums and, on the other, of laws and regulations. Two important laws were introduced after 1950: the Act for the Protection of Cultural Properties (*Bunkazai-Hogoho*) was passed in that year and rectified in 1954 by the Education Ministry (Sato 1996). The other was the Act for the Promotion of Traditional Crafts (*Dentouteki Kougeisangyono Shinkounikansuru Horitsu: Densan-Ho*) promulgated in 1974 by the Economics and Industry Ministry.<sup>4</sup>

What stimulated the introduction of the *Bunkazai-Hogoho* was the fire in the historic temple of Horyu-ji in the town of Ikaruga that destroyed its famous mural (Sato 1996, 183). the purpose of the law was basically to protect and conserve Japan's tangible and intangible national treasures. Lacquers are included in the section on intangibles (Living National Treasure), being viewed not as so much objects but rather as a traditional technique (*waza*) that must be conserved. While the *Bunkazai-Hogoho* was impelled by cultural and nationalist considerations, what motivated the promulgation of the *Densan-ho* was surely Japan's rapid economic growth and the disappearance of traditional cultures.

In 1975, in accordance with this law, the Association for the Promotion of Traditional Crafts Industries was set up; this Association recognizes 198 object types as constituting "traditional craft industries" and also provides official recognition of the status of Master Craftsman. For an object to be considered a traditional craft product by the Ministry of Economics, Trade and Industry—eligible for protection by the law on Promotion of Traditional Craft Products—it must satisfy the following criteria: (1) the object must be essentially for use in everyday life; (2) it must be basically hand-made; (3) it must be produced using traditional techniques with a history going back at least 100 years; (4) the principal materials used must be those used traditionally, and (5) the industry in question must be of a regional nature.

In Japan there are 4,592 registered Master Craftsmen, of whom 520 are women.<sup>5</sup> The *shunkei* lacquer of Takayama was designated a Traditional Craft at national level, and in 1975 twenty-one master craftsmen were designated (in this case no women are listed).<sup>6</sup> The *hagoita*, on the other hand, has not been defined as a traditional craft at national level, though for the last twenty years it has been recognized at the prefecture and local levels only.<sup>7</sup> The associations at this level also issue certificates of authenticity for objects that comply with the requirements, organize exhibitions, events abroad and promote the creation of what are called "modern traditional crafts" (*sic*).<sup>8</sup> The *hagoita* is a traditional craft of the Tokyo metropolitan area—where there are 504 Master Craftsmen (no data are available regarding women)—and of several other localities such as Taito-ku (where the biggest *hagoita* market, Torino-ichi has grown up), and Sumida-ku, where the "3M" started up in 1987.<sup>9</sup>

In the late nineteenth century Japan was an exporter of raw materials and folk art to Europe, there being at that time no industrial products available for export. The high quality of Japan's

art and craft exports won it a considerable reputation in the West. According to some authors, an important impulse for the boom in Japanese folk art was the Universal Exhibition in Vienna in which Japan participated in 1873 (Haino 1994; Mitsui 1999).

This was during the Meiji period (1868-1912) and Taisho period (1912-1926), when a powerful westernizing movement was underway in Japan; yet at the same time—perhaps in reaction to this westernization and the increasing industrialization that accompanied it—an increasing concern for the roots of Japanese identity became manifest. It was as part of this search for identity that attention turned to the folk arts, and the Mingei Movement gave a strong impulse to these arts whose impact has lasted to the present day.

Robert Moes states that “The Japanese have never recognized the basic distinction between ‘art’ or ‘fine arts’ (painting, sculpture, architecture) on the one hand, and ‘crafts’ or ‘applied art’ (ceramics, metalwork, textiles, woodwork, lacquer, basketry, paper, etc.) on the other, that we make in the West.” (Moes 1985, 11). We do not agree with this statement since in all the existing literature, in museums, galleries and in daily life one can verify the enormous difference made between the two spheres of art. Nevertheless, this author is right when he says: “This distinction is, after all, really quite an arbitrary one” (*idem*).

In our opinion, one can distinguish between crafts—whose function is primordially utilitarian and practical—and other objects that can fairly be called folk art and which are eminently “ornamental”. There are a number of features that serve to differentiate handicrafts and folk art, but often the frontier is not very clear; one difference is perhaps the fact that in the former a much greater emphasis is placed on the technical aspects than on those of creativity and the expression of ideas.

As for the two examples of which we are speaking here, we think that both can be classified as folk art, since their value, nowadays is fundamentally aesthetic rather than practical or functional. However, in the case of the *shunkei* lacquers the technical question occupies the foreground; it is thanks to the consummate skill of its makers that pieces of such extraordinary beauty are created: “All crafts demand technical skills, but perhaps none entails so much expertise as lacquer, where technique determines everything” (Okada 1982, 9). As for the *hagoita*, the question of technique is of course also fundamental, but perhaps here there is a greater allowance for the expression of imagination and creativity.

#### The *shunkei* lacquers of Takayama and women extras

Much research has been carried out into the Japanese lacquers and their fame throughout the whole world, and many commentaries have been published both in Asia and the West.<sup>10</sup> Thus our intention is now only to present a brief approach to this artistic process in a concrete geographical space, with close attention to gender, and posing the specific question: Where are the women?

There are more than twenty different types of lacquer-work regarded as traditional Japanese

crafts. Several of them bear the name *shunkei*, like the Awano *shunkei* of the prefecture of Ibaraki or the Noshiro *shunkei* from that of Akita. We chose Takayama *shunkei* for eminently aesthetic reasons, on account of its elegance and simplicity (in order to contrast as much as possible with the *hagoita*, since these display the opposite characteristics).

The origin of Takayama *shunkei* can be traced back to 1606 in the times of the feudal lord Arishige Kanamori. Two Takayama craftsmen, the carpenter Kizaemon Takahashi and the lacquer worker Sanaemon Narita, presented a varnished tray to the lord's son Shigechika Kanamori. The latter—who is nowadays recognized as an important figure in the development of the tea ceremony—assigned the name of *shunkei* to this type of work because of its similarity in colour to that of a famous tea vessel known as the *hi-shunkei*.

It was at the beginning of the twentieth century when the red *shunkei* began to be made; previously, since the seventeenth century it would seem, only the yellowish lacquer was made. Nowadays there are approximately forty lacquer workers in Takayama. Supposedly, some years ago—maybe ten—there were 250 people devoted to this craft in Takayama, of which thirty-one were acknowledged masters at national level.<sup>11</sup>

Attempting to find the women throughout the process of elaboration of the lacquers is like searching for pearls in the sea. They are there to be found, but scarce. In a video made in 1975 two women appear fleetingly working wood, although one of them is “sewing” a box with little strips of wood in order to close it (which is unusual because generally women are not involved in this part of the process).<sup>12</sup>

The process of elaboration of the lacquers at Takayama differs from craftsman to craftsman, but in all cases is very long drawn-out and laborious. In fact the process consists of three quite separate parts. The extraction of the lacquer is carried out by certain people, the making of the wooden pieces by others, and finally the application of the lacquer to the wood is the work of specialized artists. In order to elaborate a lacquer without any decoration a total of thirty-three operations is required and in the case of decorated work, this may rise to seventy.

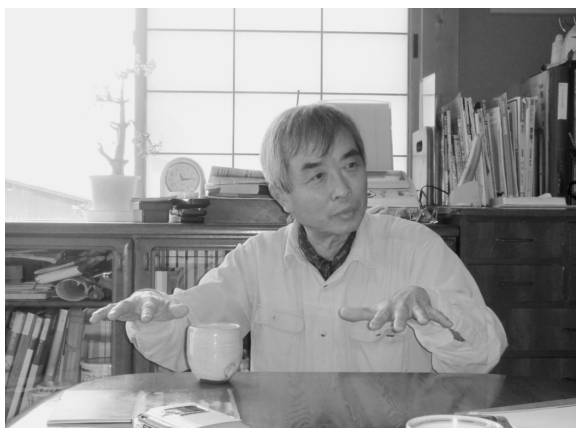
Generally speaking, the process is as follows: first the sap of the *urushi* tree (*Rhus verniciflua*) is collected on some twenty occasions at five-day intervals by means of incisions in the bark down to the endodermis. A tree of some fifteen years of age will produce 135 grams of sap, following which it will normally die (Sawaguchi n/d). Unlike other lacquers, *urushi* requires heat and moisture in order to harden. The piece to be varnished is obtained from cypress or chestnut wood and coated first with a past made of lacquer mixed with mud which is known as *tonoko*; it is then polished. The next step is to paint it with a yellow or red pigment (*chakushoku*), and later a soy-bean juice is applied (*shita-nuri*). After this, successive coats of lacquer are applied, being left to harden for long periods of time in a kind of wooden cupboard built especially for the purpose, the interior of which is made to rotate by means of an electric motor (*kaitenki o kaiten-buro*). The work has to be done in the hot and humid season, thus hardly any of it takes place in the winter. If the work has a painted decoration this is executed before the final application of the lacquer.

For the last stage (*uwa-nuri*), special clothing is worn that does not give off any kind of fluff, and every care is taken to keep the space free of dust. The lacquer is highly toxic and it is necessary for the workers' skin to acclimatize to it; some skins, however, do not develop resistance to contact, and such people are unable to do this work. The finest pieces are also polished (*shiage-migaki*) with ash obtained from burned deer horn, also as a finishing operation. The preferred brushes are made from women's hair, the best being from women who engage in diving (*ama*) since this results in their hair being less oily.

We will now present our reports of three interviews which will enable us to get a closer look at the process of elaboration of the *shunkei* and some aspects of relations between the genders that will come to light. The first interview was with master craftsman Hiromi Takimura and his wife Keiko, an institution in their own right on account of the degree of development of their lacquers, which are genuine marvels. The second was with Toshifumi Suzuki, an eminent craftsman from a family that has been devoted to the elaboration of *shunkei* through no less than fifteen generations. The third is with a woman resident in Tokyo, new to the craft of decorating on lacquer, she is the only woman we know of who does this kind of work for the *shunkei* of Takayama. We believe that these interviews are of particular interest, each one for a different reason, since they facilitate an understanding from within of the process of elaboration of the *shunkei*.

### A famous couple

On the outskirts of Takayama (70,000 inhabitants), in the Prefecture of Gifu, is the delightful house of Hiromi Takimura and his wife Keiko, whom we interviewed on February 7, 2006, while a tremendous snow-storm raged outside at a temperature of seven degrees below zero. The house is situated on a hill and thus has a spectacular view of the city, which is no chance matter—this couple of artists shows exquisite taste in everything. He is from a family of craftsmen working *shunkei* lacquer—the city's main craft activity after woodworking—for years, and the tradition is already being carried on by his son who also devotes himself to the same trade. Beside the house



Hiromi Takimura, Takayama, Feb. 2006

is the ample studio where he has worked for 26 years. We sit on the floor, on an electrically heated carpet, in front of bowls of green tea just brewed for us by our hosts, in the traditional-style Japanese living-room where a Siamese cat with enormous blue eyes entertains us with continual dramatic entrances and exits. We begin to talk under the attentive surveillance of the collection of *maneki nekos* (the kittens that greet one with a raised paw), which keep an unblinking watch on us from their shelf, as do the telephone,



the fax and an object that is never absent from any Japanese space: the clock. There is no house, office, classroom, shop, hotel, *ryokan* or any other place where there is not, inevitably, a clock.

Right from the start we ask about the women in the process of making lacquer and he, in jest, says he would prefer the women to stick to having babies! Nevertheless, throughout the conversation we realise that his wife is indispensable in both his life and his work.

He was born in 1940 in Takayama and has always lived there. His wife is also from the region. They have been together for thirty years and have a son and a daughter. Despite the fact that his father was a lacquer-maker, aged fifteen, Hiromi decided to go to a master, Tani Ichiro, for

whom he says he had a deep respect. He achieved his independence in 1965, but the first workshop he had got burnt down; most craftsmen manage to become independent after some five years of working for a master, but his father urged him to stay with the master for ten years in order to learn the trade perfectly. There were also women working for master Tani but they gave up the craft on getting married.

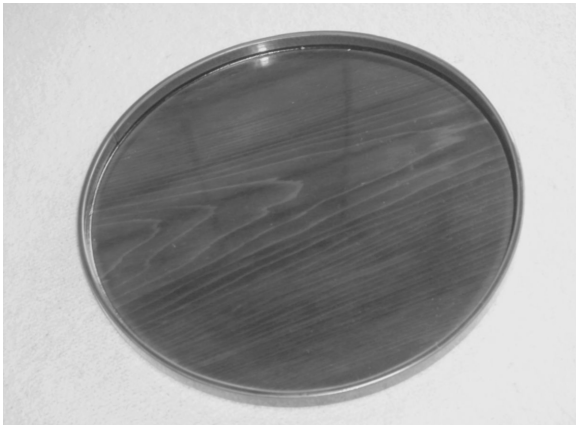
Generally, the craftsmen work for the shops that sell folk art, but Hiromi does not. He arranges with the wood-workers for them to supply him the pieces he requires, instead of letting a shop organize the whole work process, as is normally the case. He creates the designs; first he sets them out on cardboard in order to see how they look and in this part of the process Keiko also takes part with ideas and suggestions. He buys the lacquer and stirs it himself until it turns black. This town is one of the few places where the craftsmen who apply the lacquer actually prepare it themselves. Elsewhere, this is a separate process carried out by different people.

Normally the women are occupied in painting the pieces with soy; in Hiromi and Keiko's case, however, she only polishes and cleans the pieces of wood and at the end polishes the lacquer. "It's work that isn't seen, but that's what my wife helps me with", says Hiromi. When the work is painted with soy, the wood becomes less absorbent, and so less lacquer is used. Hiromi disapproves of this practice since it means that the lacquer is also more prone to lifting off.

The particular characteristic of *shunkei* is that it is a transparent lacquer that allows the veins of the wood to be seen underneath. But the Takimuras' lacquer is not so transparent as the more typical lacquer because they don't mix oil with it. Hiromi has developed his own style of working the lacquer. When oil is mixed in, it becomes easier to work, but the resulting lacquers are weaker and don't stick so fast to the wood. He tries to make the traditional designs that have existed in Takayama for a long time and also to make new designs. He is teaching the traditional style to his son but not the new ones since he says that his son must develop a style of his own. He feels



Keiko with a shunkei plater, Takayama, Feb. 2006



Shunkei plater created by Takimura, Takayama, Feb. 2006

that if you mount an exhibition there shouldn't be identical objects made by father and son. He makes the same type of piece for a period of around three years and then changes. If he receives an order he will interrupt his cycle and devote some four to six months to completing the order and then go back to his own cycle of production. When he has an exhibition of eighty pieces, for example, he has to have another eighty ready in order to replace the ones he sells.

But his own style does not change in response to the galleries where he exhibits. In Takayama he has only exhibited his work on one occasion. His wife thinks that one needs to have courage to mount exhibitions in the town, because of the rivalries that exist there. Hiromi criticises the mentality of the local people because they talk a lot about culture but their own awareness is not very cultured. The townspeople always keep to the fold, and if someone wants to break free they all take a knock at him to prevent him from standing above the rest, he says. For instance, he makes bowls, which is not traditional in the town, and they criticise him for this. There are some pieces that have been made for centuries and others that are innovations: the bowls are an example. They find themselves always trapped in the net between tradition and modernity, in a permanent tension. If people ask him for something in particular, he will do it. And when people criticise his work they don't voice their criticisms to him directly but to his son.

Hiromi Takimura exhibited in Germany around 1997 in a joint exhibition on the crafts of Japan. At first nobody wanted lacquers, but the organizer ended up buying the whole lot. They weren't able to go themselves because his wife was ill. They have never been abroad; he says he's afraid of flying. He only speaks Japanese, but has had to learn the language of the Internet. He also exhibited in Saitama (Japan) in March, 2006. He mounts two or three exhibitions a year, some of them together with his son, who began to do lacquer work when he was eighteen. Now the son is married to a nurse, whose work helps to keep the family economy afloat; and meanwhile Keiko looks after her grandchild. Hiromi also helps with the domestic chores, washing the rice for example, especially since his wife fell ill.

The pieces he works on are not supposed to clash with what else there is on the dining room table; there has to be harmony. From his point of view, his work is utilitarian, he is a craftsman and what he does has to be useful for everyday life. A vase is a utilitarian object because it also has an everyday purpose. He thinks that the material is what decides and the lacquer-ware is meant to be used. What he most likes doing are serving pieces. He doesn't decorate his lacquers with designs; his only decoration is the vein of the wood. Each finished object is carefully examined by both partners to ensure the absence of the most minimal flaw.

According to Hiromi, there are two categories of lacquer craftsmen: those who make the utensils necessary for the tea ceremony, who are regarded as those of the highest level, and those who make objects for everyday use. He learned the former art but decided to devote himself to the latter. The former has very strict rules that leave no room for creativity; this was not to his liking so he gave up that path.

On being asked whether what he does is art, craft or folk art, he takes a lengthy pause for thought. His lacquers are very expensive; they are all unique objects that carry his signature, and in this sense one could say that he is an artist. He doesn't agree with this opinion, however, and says that he signs them because, should there be any problem, that is his way of accepting responsibility. If after selling a piece it becomes necessary to repair it, he is willing to do it.

His wife remarks that the lacquers are bought by a wide variety of people. Some buy them for special occasions like weddings. The public relations are basically her department. He criticises people who publicize their work; but she says that if the work isn't publicized it doesn't get sold.

"I never thought I'd do anything other than lacquer-work", he says with passion. "If I was born again I would chose to do the same".

## Living history

Toshifumi Suzuki is another great master in the elaboration of *shunkei* in Takayama. He is a direct descendant of the lacquer-worker Sanaemon Narita (who created the first piece of *shunkei*), as his calling card informs.



Toshifumi Suzuki, Takayama, Feb. 2006

In February, 2006, this rather shy man, in his fifties, allowed us to look around the spacious workshop which forms part of his large house, and we had the opportunity to chat while observing his way of working. He warned us that he could only spare an hour to attend to us; nevertheless, an hour went by and Mr. Suzuki continued to talk uninhibitedly and finally cancelled the appointment he had arranged. Moreover, he invited us back the following day to see how he applied the final coat of lacquer to some

plates. It is a very delicate operation because the atmosphere must be completely free of dust; he therefore asked us to be very still. It was an enormous privilege to be allowed to be present in order to witness this very special part of the process.

The *shunkei* technique, as Suzuki explains to us, is very simple and even primitive, but precisely on account of its simplicity, once you embark on the journey, you find yourself deeply involved because, since the lacquer is transparent, you can't make mistakes and correct them

afterwards. He learnt the trade aged eighteen and so has been working lacquer for nearly forty years. He has a son and a daughter and neither of them has continued with the family tradition. He believes it is difficult to live solely from the lacquers; his wife works in the *ryokan* and at weekends helps her husband. He accepts orders of lacquers but apart from that he is always at work building up stocks. This is very good, because if a shop suddenly needs lacquers they can go to him since they already know what he aims to keep in stock.

He signs certain pieces, the most valuable ones, with the name Yoshikata (his family has always had two names), but the simpler pieces (worth five or six thousand yen) go unsigned.

He makes the same designs his ancestors made, but also, like Takimura, produces new things, and even experiments—for example with colours, since he uses black, yellow, green, and this is new. To change colours is difficult because it means using other instruments, different temperatures and levels of humidity. He believes that other people too want to introduce changes, but since it involves so much work they don't do so.

Suzuki belongs to the Takayama *shunkei* craftsmen's association, of which he was director some fifteen years ago: the directorship is rotating. In other places, there are isolated craftsmen, but no guild associations. The wife's family had no involvement with lacquer work. She began to do it when she was twenty, but she never felt much involvement nor any wish to sign her work; she only helps. He believes that his daughter's character is more suited to being a craftswoman, but neither does she get much involved.

He would like to stage more exhibitions; the problem is that they are expensive to mount and so it is very difficult for him. He has had three exhibitions in large stores in other cities that have approached him, but in those cases the costs were covered by the shops.

Suzuki produces both utilitarian and ornamental objects; he doesn't make an important distinction between them. He has objects meant for adorning houses and even some plates decorated with designs, but as he himself says, he hasn't much talent for the designs, and so has someone else do them.

After observing and becoming quite well informed about the work process of *shunkei* making,



Shunkei lacquer with painted decoration, Takayama, Feb. 2006

we realised that women are almost always present in it, carrying out fundamental tasks, but without playing a leading role.

### All by herself

On seeing some pieces decorated with designs we immediately thought that they must have been done by a woman, and indeed when we followed the thread we found Fusae Tabi who lives in Tokyo, and we were able to talk to her on

February 10, 2006. It is interesting that from the beginning we established an empathy with her that was no doubt due to the gender factor. She is a woman with a smiling face who was born in Tokyo forty-nine years ago. It is only a year since she began to paint lacquer, but she was already painting on glass a year before that.

One day she gave a glass object that she had painted to a friend, and the owner of the Lacquer Museum in Takayama saw it and liked it. He asked her to try painting on lacquer. At first she didn't think she could do it but the meeting with the museum owner pleased her and she accepted the challenge, although there wasn't much money to be made out of it. She earns 500 yens from each little plate she decorates, and so far they have only placed a few orders of thirty pieces each.

Since she was a child she wanted to be a fashion designer; she began making clothes for her dolls. As an adolescent she took a correspondence course in fashion design and, after leaving school, she got a place at a design school where she graduated at the age of twenty. Then a friend offered her a job designing material for kimonos, and she spent a number of years doing that. She got married several times and had one child. When the boy started primary school she changed her way of working so as to have more time to spend with him and she began to do her designs at home, although, naturally, her earnings fell and so she had to take an evening job as a waitress in a restaurant serving traditional food. Now she only has her mother to look after, who suffers from Alzheimer's disease, and she devotes the free time she has left to her designs. It was an aunt of hers who was learning the technique of painting on glass who showed her how to do that.

It is extremely sad to discover time and time again that the lives of women in the world of folk art—but of course not only there—are always determined by their marital or couple relationships and that they invariably organize their work, when it is possible to do it at all, around the demands of their role as mothers, or the needs of elderly or sick relatives. These points may seem obvious, that's how things are with gender relations, but the fact that one continually finds the same situation and realizes how exceptional those who manage to override these constants are doesn't make it any the less overwhelming.

At first, the owner of the lacquer shop only entrusted her with two or three designs as a trial, but she felt the need for a greater variety and she did about five designs. She is still nervous about it because painting on glass, plastic or paper is very different from doing it on wood. She has only once seen the finished *shunkei* with her designs; that was because she bought a piece to give as a present. She also gives classes in painting on glass to a few students who come to her home. Her dream is to earn enough money from her designs to live on, since at her age it is virtually



Fusae Tabi, designer, Tokyo, Feb. 2006

impossible to find work in a company. For the moment she survives on money she receives from the government out of her mother's pension in return for looking after her.

Of course, she would also like to stage exhibitions, but she has not been lucky in this. What she most likes is painting on glass since as a beginner with the *shunkei* she still doesn't feel very confident. When she does the designs she calls her friends and asks for their opinions on what seems best to them, and at times their opinions are the opposite of what she herself feels, and so she gets disoriented.

We asked her what she thought of the *hagoita* and she said that she didn't think it was right that they should be made as purely decorative objects; they ought to be seen as toys for children to play with. Once again one meets the idea that folk art ought to be above all useful and not merely ornamental. She does say, however, that the craftsmen decorate their work with love and it is this feeling that she likes about Japan. She has seen many exhibitions of ancient Japanese art and thinks that this feeling of the Japanese craftsmen regarding their decorations is in the process of being lost.

Her grandmother was an expert in the art of flower arranging (*ikenobo*) and her uncle was a graphic designer. Now she regrets not having learnt her grandmother's art, but when she was a child she didn't want to learn anything so formal and so she missed the opportunity.

Fusae Tabi thinks that one can perceive a difference between male and female designs. However, although she paints flowers, which might appear essentially feminine, she actually sees her work as rather masculine, since she uses a very rough stroke. But since she doesn't have so much confidence when she does her designs on lacquer, her stroke is less strong, and perhaps because of this they turn out more feminine. In general she does what she is asked to do, but she tries to express herself within the parameters available to her. For example, when she was doing dress design she always did three kinds: one just like she was asked to do, another with small changes and a third quite different, but with an eye to what would suit the person giving her the order. She felt very satisfied when the customer chose the third option.

She doesn't see herself as an artist; her uncle told her one day that she would only be a part of the company she worked for; she would have no individuality. She is clearly waging a fierce battle against this notion whenever an opportunity presents itself. If the *shunkei* museum asks her for several pieces with the same design, for example a bamboo pattern, she will do it, but she paints every one differently. She complies with the customers' requests, but at the same time tries to give expression to her feelings.

In such highly developed societies as that of Japan it is all the more remarkable to submerge oneself in the world of folk art with its ancestral techniques that have been so little modified with the passing of the centuries. Practically the only "modernity" in the elaboration of lacquers is the automatically rotating cupboard where they put them to dry; they also sometimes use a vacuum cleaner to remove the dust from the pieces before applying the final coat of lacquer, and that is all.

### Hagoita for Japanese girls

The decorated paddles or battledores known as *hagoita* are made from a Japanese timber known as *paulownia*, a very lightweight wood; their original purpose was for women and children to play a game (*hanetsuki*) similar to badminton, but without a net. A shuttlecock (*hane-ume*) is used, made with the hard berry of the soap-tree or mukuroji (whose scientific name is *Sapindus mukurossi*). To make the shuttlecock, the berry or “soap-nut”—which is about a centimetre in diameter—is surrounded with feathers painted in lively colours, giving it the appearance of a flower. The idea of the game is to keep the shuttlecock in the air; each time a player lets it fall she has a point marked against her on the forehead with Chinese ink. When her face is all black the game is over and this player is the loser. It is not strictly speaking a sport but just a pastime for women and children. The battledores are given to girls at birth or at New Year, which is when by custom the game is played. Apparently they have also been used as *ex-voto* offerings to be placed in temples in order to drive away evil spirits and bring good luck. The sizes range from around 20 cm. to a metre and the prices from 4,000 yens for a small one to as much as 250,000 yens or even more. It was Bunka-Bunsei of Edo period (1804-1929) that representations of characters from the Kabuki theatre began to appear on the *hagoita*: a practice that has continued to the present day (*Edo Oshi-e Hagoita*).

There is much uncertainty regarding the exact period when the *hagoita* began to be elaborated, particularly as regards the decorations. The practice appears to go back to the Edo period (1603-1868), but the game is known to have existed at least since the fourteenth century. The first written mention of a *hagoita* is in the *Kanmongyo-ki*, the diary of the Imperial Prince Sadafusa compiled between 1416 and 1448 (*Hagoita, Kites and Tops*, 1992). There are several antique engravings that show girls or women playing at *hanetsuki*, but they are from the nineteenth century. There is an engraving by the artist Kunisada (1786-1864) dating from ca. 1850 which shows two girls playing with *hagoita*. There is also an engraving by Georges Bigot of 1886 where two women are seen playing *hanetsuki* (Edo-Tokyo Museum). It began no doubt as a game played



Noguchi Toyoo, Tokyo, Feb. 2006

by the nobility before spreading to women of the families of rich merchants, and then little by little becoming popularized. By the mid twentieth century little girls were playing *hanetsuki* throughout the country in cities and villages. The *hagoita* market at Asakusa began some 350 years ago, around 1658, during the Edo period.

#### A long-established family business

In Tokyo there are only about five studio

-shops specializing in *hagoita*, and in Asakusa-bashi there are several shops devoted to Japanese dolls that also sell the decorated battledores. We went to visit Noguchi Toyoo in February, 2006, in his studio-shop called “Musashiya Hozan” in the Ryogoku district of Tokyo, the neighbourhood where he was born in 1950. Owing to the damage caused by World War II there are no documents preserved regarding the history of the manufacture of *hagoita*. He represents the fifth generation of his family devoted to this craft. He began when he was twenty-two, and now has a twenty-year old son of his own; it is too early to say whether the son will continue with the trade.

To manufacture *hagoita* one needs actually very little raw material and the total material input cost amounts to some 20 per cent of the selling price. The business is better for those who live in the villages because the costs are lower than in Tokyo where everything is very expensive. Noguchi’s most highly-priced *hagoita* cost about 600,000 yens. They are made with silks, some of which are imported; he buys, for example, from a company in Kyoto that imports the silk from China. They are cloths made especially for the manufacture of the typical Japanese dolls. Red and pink are the prominent colours since more female than male figures are made; as they are normally given to girls, female figures are preferred. It is a family business in which he, his wife, and his mother collaborate, with parts of the process being put out sometimes to other workers.

Noguchi’s mother (who came originally from the countryside) is eighty-four years old, but she continues to work. She smiles saying, “There is no retirement in our business”. She devotes herself above all to making the hair of the figures in silk, which is one of the parts that women most specialize in. His wife does what is called *oshi-e*: she covers various parts made in cardboard with the different pieces of silk, putting in the cotton stuffing and sticking it all together.

Demand for *hagoita* is falling off significantly, more than anything because of the changing style of home living. People no longer have a special place to display them as was the case in the traditional Japanese houses where there was always a wooden crossbeam (*kamoi*) that was the ideal spot and provided room for many. For this reason the smaller ones are sold nowadays with a base so they can be displayed on a table, but now there is only room for a few. Another reason is that there are no longer so many little girls. The birth-rate has fallen drastically, to the point that the overall population is declining.

The *hagoita* are made in a four-stage process. First the basic paddles are made out of wood (*Ita-zukuri*); these are bought in ready-made for decoration. Secondly, there are people who make the faces and the whole design; this process is called *menso* (the people who do *menso* are known as *menso-shi*, and they have most control over the work; normally some ten years of practice are necessary to reach the stage of *menso-shi*). Thirdly, there are the people—generally women—who do *oshi-e*; and finally, the fourth stage is when the *oshi-e* is assembled into a single piece by being fixed with copper nails (*toritsuke*) by the master craftsman (or craftswoman) onto the wooden *hagoita*.

The technique of *oshi-e* was probably introduced into Japan from China and in the seventeenth century was known as *isho-e*, which means “picture of dresses”, perhaps because the same cloth



was used as for kimonos. It is said that the *oshi-e* was elaborated first of all by the women of the court, people of the class of Samurai. The most representative figure was the daughter of Hidetada Tokugawa, the empress Tofukumon-in (Fister 1994, 93-95). At the beginning of the Edo period *oshi-e* was popularized due to books like *Hana musubi nishikie awase* (lit. "Flowers joined, brocades fixed") published in 1736. In the late Edo period women of the lower classes began to make *ema* (ex-votos) with *oshi-e* for temple offerings (*ibid.*). This same writer comments that the *oshi-e*, together with the embroideries, were excluded from the history of Japanese art on account of having been made by women lacking official artistic training (*ibid.*, 96).<sup>13</sup> This work was not regarded as professional, but merely a "pastime" of the women; each *menso-shi* needs ten *oshi-e* -*shi*.

Noguchi had to go to learn with another master in order to achieve a command of the whole process since his father was only a designer. He makes the designs based on antique Japanese drawings or paintings, and one of the most difficult things is to make them fit into the rectangular form of the racket. There are certain rules of design and colour regarding the characters of the Kabuki. For example, the wisteria girl is supposed to wear a kimono with wisterias. This flower has to be painted on the cloth; but if they need to lower the price, they leave this part out. Noguchi belongs to the Doll Association which also has members who make *hagoita*. He feels himself to be a craftsman and not an artist; he signs his pieces, but with the surname of a family of craftsmen: Hosan.

The customers are of various types, but mainly they fall into three groups: those who buy for a new born girl; the collectors; and those who buy them to take abroad as presents.

It would seem that in the past acquiring a *hagoita* with the favourite character from the Kabuki was equivalent to acquiring nowadays a photo of a favourite film star or pop idol. It is thought that they were mainly women who bought them.

The *hagoita* are traditional and what is new about them has to do with the characters represented on them. For copyright reasons, it is not possible to make scores of *hagoita* of a famous television actor, for example; only if someone requests a special order is this done, but one can't go making dozens of the same thing and selling them in the shops because this could give rise to a lawsuit.

Every year, the Traditional Folk Arts Association in Tokyo organizes a great fair in Asakusa which represents the big sale of the year; practically everybody comes. Noguchi takes part; he also once went to an exhibition in Chicago and comments that it was interesting to see the diverse reactions of the public of Japanese descent: the older people were more appreciative than the young.

## A "mistress" of the craft

Almost by accident, and when we had already lost hope of finding a craftswoman who made



Akiko Goto, Tokyo, March 2006

*hagoita*, we came across Akiko Goto in her shop “Harimaya”, the name of a well-known Kabuki family; this shop has existed for 150 years. She is a woman of sixty-five, taciturn to begin with, but in the end quite friendly, as she got talking to us and, once again, an immediate empathy appeared. She tells us that she began to make *hagoita* when she was thirty and by now has been doing it for thirty-five years. Her parents-in-law used to do it, but as she was busy bringing up her two daughters she did not take up the work immedi-

ately. Her husband makes the traditional Japanese dolls. Neither of the daughters is following in her parents’ footsteps.

She gets up at half-past-four every morning and works until seven. For the details she needs sunlight, so she works on these later in the day. She has breakfast, leaves home at nine o’clock for the shop, which opens at ten and closes at six o’clock in the evening. She works as maker and saleswoman, cleans the shop and attends to the customers, does everything in fact, and goes to bed at nine. Her husband has no time for domestic chores. “He’s very busy”.

She is hoping to make it to her eighty-eighth birthday, because the government gives a prize to the craftsmen and women who spend most time in their trades. She works 360 days a year and rests five, during the New Year. She says that if she doesn’t make at least one *hagoita* a day she doesn’t earn enough to eat. She can make a *hagoita* that measures half a metre in two days if she already has several parts of the process under way. She uses a glue that she has made specially; in the past she used a paste made from rice, but this is no longer available.

She began when the older daughter started primary school, the grandmother helped with the children then. First she worked at home, but after the older daughter started at secondary school she was able to look after the shop. She wanted to work anyway, but her father-in-law insisted on it because, as he said, since his own daughters refused to work, his daughter-in-law must take their place. The result is that they are mere housewives, while Akiko is happy to be making *hagoita* because this is something she could do anywhere as long as she had the instruments to do it. Both she and her husband, each involved in their own thing, work there in the rear part of the shop.

She wanted to make the *hagoita* figures with a very different sense of movement from those which existed and she thus decided to design them in full body. She would thus free herself of competition since hers, she said, would be unique. She works alone and does it all herself, even painting the faces that other makers buy printed from Taiwan in order to lower costs. One of the things that seems most difficult to her is to find adequate material; she says that when she travels she always goes looking around and when she finds something good she buys a lot of it.

In Japan tradition must be maintained irrespective of hopes of profit. Thus the *hagoita* have to be made well although it costs more to do so, and people who understand this buy them. Hers normally cost three times as much as those of other makers. “It’s like the difference between a 100 per cent cashmere sweater and any old pullover”.

One of the questions that particularly call for attention regarding her *hagoita*—and which we haven’t noticed in the work of others—is that she reproduces in them works of famous painters. For example, she reproduces the paintings “Wind” by Shoen Uemura (1875–1949), “Selflessness” by Yokoyama Taikan (1868–1958), or “Yayoi” by Ito Shinsui. She thus achieves a syncretism between folk art and fine art that is highly suggestive.

She says that there are examples of her work in the British royal household, because they have a boat for the disabled and the volunteers who work on the boat went to buy in her shop. One person was particularly taken with a *hagoita* which was extremely expensive, but she lowered the price and it went away to England. Some twenty years ago she took part in an exhibition in Los Angeles, California, and that has been all.

In order to do the designs she goes to see Kabuki; she finds inspiration watching the movements of the actors, and this is reflected in her designs. She also goes to see the Noh theatre. The faces of the figures she makes are traditional Japanese female faces; she doesn’t make “modern” figures like other workshops. The “modern” consists, in many cases, in making the eyes less slanted, more western, for example.

Akiko thinks that the difference between male and female craftsmen is a matter of sensitivity. The parts of the hair or the way in which the underwear to the kimono is placed so that it is just visible—only women know how to do this kind of thing. Another difference between the work of men and women is that the former are more rigid, and once they have their design, there’s no room for change. The women’s designs, however, do change; they are more flexible. Even when they copy a model, a painting by some artist, for example, they make changes. Sometimes they ignore the design altogether and make something completely new. For instance, women know what kind of clothing the female figures ought to wear, and she thinks that in this the artistic sensibility of women shows through.

She says she knows no other master craftswoman who does *hagoita*. She devotes a lot of time to teaching *oshi-e*. She has about twenty pupils aged between thirty and eighty. She also regards herself as a craftswoman, although of a low level, because her master used to tell her that when one reaches mastery one has to return to the basic level because otherwise one ceases to grow. She is never satisfied with what she does; she always wants to do it better. This is why she regards herself as a beginner and not a “mistress” of the art.

She has an assistant who is also a craftsman and helps her with the sales. He has been with her since he was fifteen and was there before she got married. He helps to nail the *oshi-e* to the racket; sometimes he doesn’t ask her what colour she wants and uses something she doesn’t like, but as she doesn’t want to take his work away from him, she keeps quiet.

She is a member of the Hagoita Shopkeepers' Association, but not of the national Traditional Folk Arts Association, and probably will never be accepted since her work is not considered traditional enough for them. She thinks that there is much rivalry among the craftsmen of the different shops. There are few who do the whole process and most just sell what others make.

Once she put together a collection of eighteen relatively small *hagoita* representing Kabuki plays and each one costs 50,000 yen. She sold the set for a million yen to the *Kabuki-za*. The largest figure measured 1.80 cm. and cost 500,000 yen. The fair at Asakusa is fundamental as far as sales go because there she sells in three days the work of a whole year. There is also a shop outside Tokyo that sells her *hagoita*.

She has never felt that being a woman made things difficult for her; she only experiences certain physical problems, such as when she wants to take down the *hagoita* from a high shelf and doesn't reach them easily (of course, if the person who put them there was somebody taller than her—her husband perhaps—we chip in).

She signs her *hagoita*, but with the name of the shop, in other words there is no way to know who actually made them. Perhaps it is for this reason that no other craftsman we spoke to admitted to knowing of the existence of a “master craftswoman”. Her work is thus, to a certain degree, anonymous like much folk art and in fact, in the end, she is invisible. Could one say that her labour as a craftswoman parodies the well known invisibility of the domestic work of women?

The now deceased craftsman Hideo Hiroshima stated in an interview in Internet that those who buy *hagoita* are mainly women over sixty. Women aged between thirty and forty don't buy them.<sup>14</sup> Nonetheless, the craftsman Ikuo believes there are buyers of all ages.

Every time we get to interview a craftswoman there is that rapid empathy between them and ourselves that we have already mentioned; all of them smile and burst into laughter more easily than the men: once again a matter of gender.

### The Little Museum

In the old Mukojima neighbourhood of Tokyo one finds this tiny *hagoita* museum. The sign at the entrance says that it is also a “Model Shop”. There is an exhibition of some sixteen antique *hagoita* that are not for sale; all the remaining *hagoita* that are on show are the work of craftsman Kogetsu Nishiyama. The museum is a family project.

Kogetsu Nishiyama's wife, eighty-year old Atsuko Nishiyama, has to do everything, she tells us; there is literally nothing that she doesn't do. She was born in Tokyo of a family that had no



Hagoita with “Naozane Kumagai” created by Goto, Tokyo, March 2006



Atsuko Nishiyama, Tokyo, March 2006

connections with *hagoita*; she got married at twenty-two with Kogetsu and it was then that she began to help with the craft work. They have a son who also works at *hagoita*; he is aged forty-two and does almost the whole process, besides going to exhibitions and looking after the museum. Unlike Akiko's shop, here in this museum, they only make *hagoita*, no dolls. Although she used to take part in all the craft operations she has never done the designs, since this required a special technique that she doesn't possess. "The only thing my husband said to me when we got married was: just be calm, because otherwise you'll put me off with the expressions of the *hagoita* characters". Nowadays, she still makes all the hat strings. In other workshops they just buy them ready made. The album with the photos of the customers who have bought *hagoita* is a treasure for those who share in their tiny museum. "There are people who order them because the daughter is going to dance in some play and they want us make the same character on the *hagoita*". They also make them to be given as presents to daughters or granddaughters, following the tradition.

Her husband has grown very fond of schools and schoolchildren and goes to give talks on handcrafts. He lived in Asakusa before the war, but his house got burned down and so the family moved to Mukojima. In the old days, many geishas used to walk past the house but nowadays that hardly ever happens. They used to enter with their patrons so that they would buy them a *hagoita*, but none of that exists now.



Kogetsu Nishiyama, Tokyo, March 2006

The *hagoita* they make are very different from the rest. For example, her husband paints patterns on cloth of the kimonos and also paints the back side of the paddles and writes both his name and that of the person who is to own the piece. In this case, the work is not at all anonymous. Several articles have been written about Kogetsu Nishiyama in important journals; there is also a video (in which his wife doesn't even appear) and a book. For more than sixty years he has been devoted to his work, has travelled to England (1978), to the United States (1981), China (1981), France (1983), Thailand (1992), Australia (1994), and has even been visited by the German Chancellor (1986) to whom he gave a demonstration of his technique and his work.

Atsuko Nishiyama tells us that he sells more *hagoita* with female characters than with male ones. They put on exhibitions every year in hotels and department stores. Sometimes the stores

call them to place orders of *hagoita*, but as they have no catalogues, he asks them to call at the shop. When the orders are placed from far away, they send them photos of specimen *hagoita* for them to choose. Both he and his son love going to see Kabuki. She on the other hand doesn't go very often. She hardly talks about herself; she talks of her husband, her son, and occasionally she



Michie Nitta, Tokyo, March 2006

refers to herself as “the craftsman’s wife” (in the third person). We, however, had the luck to chance upon one more invisible craftswoman.

### A workshop specializing in *oshi-e*

In this studio-shop called “Minamikawa” in Takasago, in the Katsushika district of Tokyo, they don't make the *hagoita*, but basically they buy and elaborate certain parts of the process. They neither make designs nor paint the faces, they are not *menso-shi* but only *oshi-e-shi*.

Michie Nitta has worked there for twenty-seven years, since she was twenty-three. She began *oshi-e* because her children were starting kindergarten and she needed a job.

She lives nearby and goes to work by bicycle. She didn't know how to do the work, nor had she had anything to do with *hagoita* before, but now she loves it. The details of the *oshi-e* are her speciality nowadays.

The other woman who works there, who is the wife of the owner and master, is Yoshiko Minamikawa; she tells us that she began to do *oshi-e* immediately after getting married at thirty years of age. She has two children and neither of them has followed her in the trade. Five or six people may be involved during the process of making a *hagoita*. There they cut the cardboard, make the filling and mount everything on the wooden racket. She selects the material and makes the combinations. They have to buy a lot of fabric because they only use the parts where the designs suit the *hagoita* and throw the rest of it away. There are cloths with classical and modern designs and one or the other type is chosen in keeping with the kind of *hagoita* being made. To see the new fashions in kimonos she goes to girls' coming-of age ceremony; she also tries to keep abreast of the fashions in European clothes.

They talk to us about two types of *hagoita* that represent women: the classic and the modern. Among the classic models there are some that have received the seal of tradi-



Yoshiko Minamikawa, Tokyo, March 2006



Modern style Hagoita with “a girl with a long-sleeved kimono”, Tokyo, March 2006

tional metropolitan folk art—these are the most expensive—and others that have not. Among the former, there is also a new model that is characterized by the fact that the sleeves of the kimono project over the sides of the battle-dores so as to make them more imposing. The faces are different according to the type, especially as regards the eyes: in the modern type they are slightly rounder, as we have already mentioned. Young people tend to buy the modern kind and older people prefer the classic. The craftswomen too like the classic models best.

Ikuo Minamikawa is Yoshiko’s husband; as soon as he enters the room, he dominates the space and the conversation taking place in it. His wife and Michie merge into the background; the wife gets up to bring the tea, she serves it and sits behind him, practically ceasing to speak. He was

born in the Sumida neighbourhood, but since, as he says, there were many houses burnt down during the war, he went to Katsushika. Basically, the three of them work together alone, but if the work accumulates they have to put out some part of it to others.

He has been director of the Asakusa *hagoita* market for more than ten years. He says that previously he used to sell more *hagoita* with male figures, but this is no longer the case since the people who used to buy them keep dying or else they no longer have money to spend; the purchasers nowadays prefer female figures.

Prices range from 3,500 to 700,000 yen. The ones that sell most are in the 18,000 yen bracket, although they would cost twice as much if you were to buy them in the department stores.



Ikuo Minamikawa, Tokyo, March 2006

### Characters on the *hagoita*

As regards the main figures represented on the *hagoita*, one can say that women always show a passive, expectant attitude with the face inexpressive and slightly sweet, with an indifferent gaze. Their clothes and their hairdos change, but the faces are always the same. Often they are a mere adornment, showing how beautiful the woman and her attire can be. Even those who are shown dancing have a hieratic face, although it seems that as far as the craftsmen are concerned, this is not so. The craftsman at the Little Museum, Kogetsu Nishiyama, is quite positive that he gives

a different expression to each female figure, because a geisha is not the same as a housewife, a princess, or a servant. The men, on the other hand, display strong attitudes, their expressions are a lot more variable, their faces expressive and often even look annoyed. Neither of the two sexes looks directly at the beholder; they are always looking the other way, at a 45 degree angle. This is so to a considerable degree because in the Kabuki likewise—from whence the great majority of the characters represented originate—the women almost always keep a frozen expression on their faces. The men, on the other hand, move their faces and their eyes, they are more expressive. Only the old women make more gestures with their faces. The women in the Kabuki often weep, but without altering their expressions.

The Kabuki theatre was begun by a woman called Okuni in the early seventeenth century and it was soon after that this type of performance and form of entertainment won the name of Kabuki in reference to its scandalous nature. It is curious that Okuni was able to wear men's clothes. After Okuni, came the continuation which was a Kabuki staged entirely by women and was called *Onna Kabuki*. In 1629 a prohibition was placed on women acting, and it became for a short time a theatre for adolescents of thirteen or fourteen years only, known as *Wakashu Kabuki*. In 1652 it was prohibited once more, but in 1653, the prohibition was lifted (Shaver 1996, 39-40). Ever since, it has been a theatre in which only men act, interpreting the roles of both sexes. The actors who specialize in female roles are known as *onnagata*.

The craftsmen and women may represent in the *hagoita* whatever the customer asks for, whatever characters they wish, and there are an endless succession of these among both the leading roles of the plays and the secondary ones, plus the characters of the dance.<sup>15</sup> However, there are certain favourites, the most common being, for example, Sukeroku (a male character), the two



This photo was found at the *El Nacional* Archive of the INEHRM in Mexico City. An excerpt of a text (perhaps a telegram) that comes with it says: "International News Photo. Doug makes a hit with manufacturers Tokyo, Japan. Gen. Douglas MacArthur is given what the Japanese consider a signal honor. A military portrait of the supreme allied commander now adorns Japan's 'battledores' [...] This is the first time that a foreign personality has had his portrait on the battledores. One of the girl workers of a toy shop places finished samples of the new 'hagoita' on the shelf with some of the older types. Photo by Charles Rosecrans. (Nov. 13, 1946)".

lions, one with a long red mane, and the other white, from *Kagamijishi* (the "lion dance"), or the three picaresque characters from *Sannin Kichisa* (which features two men and one woman, all called Kichisa); foremost among the female roles are Sagi Musume or Fuji Musume (dancing girl with wisteria). According to Kogetsu Nishiyama, the Kabuki characters most often represented are: the temple dancer from *Kyo-Ganoko Musume Dojoji*, and Benkei from the play *Kanjincho*. The colours that characterize the costumes of the Kabuki theatre characters are reproduced exactly in the *hagoita*, but one can't say the same for the delicacy and finesse of much of the decorative elements of the theatre. That aspect is not at all integrated in the *hagoita*.



Apart from the Kabuki characters other subjects from the real and imaginary worlds have been represented. In the 1930s, for example, a lot of “Modern Girl” figures were made on the models of Shirley Temple or Norakuro, Betty Boop or Kurobe (*Hagoita, Kites and Tops*). In the 1940s General Douglas MacArthur made his appearance on the *hagoita* scene. Nowadays there are also *hagoita* with Snoopy, the Mona Lisa, Hello Kitty, rabbits or dogs with kites in the form of clowns and a multitude of television actors, sumo wrestlers, sportsmen and women, the Japanese royal family, pop singers or contemporary politicians, whether Japanese or foreign (George W. Bush for instance).

## Conclusion

After having taken a close look at two examples of Japanese folk art and the men and women who create it, we realize the importance of technical perfection in achieving the aesthetic effect of the objects. A greater mastery of the techniques seems to result in a greater aesthetic value of the pieces, although this can not be absolutely guaranteed. There are some objects of folk art in which technical perfection is not so important for the aesthetic effect; nonetheless, in the case of both the lacquers and the *hagoita* its importance is not to be doubted.

Given the constant and persistent invisibility of women and their work, it is indispensable to look closely at their part in the process and bring them to the surface. In the Japanese books on handcrafts women are almost completely absent. From time to time, some embroideress or weaver appears, but in many cases even these are ignored. Women are always left in the background; they do not appear as craftswomen, their names are not mentioned, their faces are only fleetingly glimpsed, they are hidden and so is their work. The men, however, are present, perfectly visible, their names are known. That is why our work attempts to uncover the women.

The *shunkei* lacquers are the epitome of Japan-ness on account of their simplicity, discretion, elegance, beauty and technical perfection. It is not surprising that they have been the pride of Japan for hundreds of years. Their ultimate origin is foreign, like much that exists in this country, but it was here that they attained their supreme degree of artistic excellence.

In the highly developed and ultra-modern Japan of the twenty-first century, the *hagoita* represent a conjunction of efforts to achieve the survival of a very long-established folk culture given static visual form, but for all the effort that has been invested in these objects, they will no-doubt become, in the not-too-distant future, a mere relic of the past in museum show-cases. In this case, Japan-ness is underlined, above all, by the representation of women in kimonos and all the traditional costume. It is thus possible to see the woman in traditional attire as an archetype that represents the essence of Japaneseness, rather like the figure of the China Poblana in Mexico<sup>16</sup>.

(Eli Bartra, Professor, Departamento de Política y Cultura, Area de Investigación Mujer,  
Identidad y Poder, Universidad Autónoma Metropolitana.)

(Kanae Omura, Visiting Scholar International Institute, Latin American Center,  
University of California, Los Angeles.)

- \* This article was originally written in Spanish and translated by Christopher Follett.
- \* We received permission to use all of the photos that are used in this article.

## Acknowledgments

We would like to thank Mónica Cejas, artificer, discreet but crucial, of this project, and the Institute for Gender Studies of the Ochanomizu University, Tokyo, which supported our work in several ways, but above all through its invitation to Eli Bartra as a visiting professor for a period in Japan. Our thanks are also due to Mrs. Ogawa, of the Lacquer Museum and to Miss Tozawa of the Tozawa Shikki shop in Takayama, for their valuable information; likewise to all the craftsmen and craftswomen who so generously spared time for our interviews.

We are also very grateful to Mr. and Mrs. Omura of Shirotori who so kindly extended us their hospitality during our fieldwork in Gifu; and, last but not least, to John Mraz who, once again, revised and pulverized the original to give it better form, and to Maijala Meza, who gave a final reading and polish to the text. Many, many thanks to all of them.

## Notes

- 1 Kanae Omura is a Japanese specialist in Mexico who has spent long periods of time in the latter country; Eli Bartra, who is Mexican, spent several months in Japan delighting in Japanese culture.
- 2 In fact, in England the terms 'japan, japanning' were already in use in the late seventeenth century, and metal with a glossy black coating is still called "black-japanned".
- 3 In January, 2006.
- 4 (<http://kougei.or.jp/laws/tml>). As regards the laws regarding folk arts and lacquer work in particular, see Masami Shiraishi, 1982, pp.15-23.
- 5 <http://www.kougei.or.jp/kougeishi/f-index/htm/>
- 6 *Ibid.*
- 7 <http://www.dentoukougei.jp/kougeilist.htm/>
- 8 See <http://www.kougei.or.jp/english/promotion.html>
- 9 3M refers to *Master Craftman, Museum, Model Shop*. "Model Shop" is a kind of small museum of a didactic nature where the process of elaboration of the object is demonstrated; it also functions as a sales outlet.
- 10 For a brief history of the *shunkei* lacquer see Tadashi Inumaru, 1992, pp.126-7.
- 11 [http://www.b-zenjapan.com/crafts/gifu\\_02.phtml](http://www.b-zenjapan.com/crafts/gifu_02.phtml)
- 12 Video "Hida-Shunkei Lacquerware", 1975.
- 13 And this exclusion lasted down to our days. Of course the *hagoita* are not to be found in the books on Japanese fine art, but they are also seldom mentioned even in books on folk art. See, for example, *Timeless Beauty*, 2002, where the total lack of mention is noteworthy.
- 14 <http://www.edocraft.com/products/harashima/creator.htm>
- 15 For example, in 1832, Ichikawa Danjuro selected 18 Kabuki plays as the most important: *Fuwa, Narukami, Hudou, Uwanari, Zôhiki, Kagekiyo, Shibaraku, Kanjincho, Sukeroku, Uirouri, Yanone, Oshimodoshi, Kanu, Nanatsumen, Kenuki, Gedatsu, Jayanagi* and *Kamahige*.
- 16 Legend and history have amalgamated around a mythical character called *La China Poblana*. It is also a typical female dress, and an archetype of Mexican women.

## References

- Adachi, Barbara. Foreword by Jo Okada; Introduction by Bernard Leach. *The Living Treasures of Japan*, Tokyo: Kodansha International, 1973.
- Baten, Lea. *Japanese Dolls*, Tokyo: Shufuno, 1986.
- Beretta P-05. *Tokyo Artisans*, Tokyo: Raicho, 2005, p.298
- Catalogue in Japanese for the Exhibition "Mingei"*, Kyoto Museum, January 2006.
- Crafts 100. One Hundred Traditional Crafts of Japan Explained*, Tokyo, The Society for the Promotion of Traditional Japanese Crafts, 1990.
- Dentouteki Kougeihin Hida Shunkei*, Association of Hida-Shunkei, Section for the Industrial Promotion of Takayama, 2004.
- de Waal, Edmund *et al.* *Timeless Beauty*, Milan: Skira, 2002.
- Edo Oshi-e Hagoita*, Tokyo Metropolitan Association of Hina Ningyo, brochure, n/d.
- Fister, Patricia. *Kinsei no Joseigakatachi-Bijutsu to Gender* (Japanese Women Artists of the Kinsei Era), Kyoto: Shibunkaku Shuppan, 1994.
- Hagoita, Kites and Tops*. Kyoto: Kyoto Shoin/The Toy Museum, 1992.
- Haino, Akio, Kinsei no Makie* (Kinsei period's Makie), Tokyo: Chukou Shinsho, 1994.
- "Hida-Shunkei Laquerware", video, 26 min., n/d.
- Inumaru, Tadashi & Yoshida Mitsukuni. *The Traditional Arts of Japan 4, Lacquerware*, Tokyo: Diamond, 1992.
- Japan Crafts. Sourcebook. *A Guide to Today's Traditional Handmade Object*, Introduction by Diane Durston, Tokyo: Kodansha International, 1996.
- Kanetani, Miwa. "Minshuteki Kougei toiu Tashahoushou (Folk Craft as Representation of Others: the Japan Folk Crafts Movement in China under Colonial Rule)", *The Japanese Journal of Ethnology*, 64/4, 2000, pp.403-424.
- Kikuchi, Yuko. *Japanese Modernisation and Mingei Theory. Cultural Nationalism and Oriental Orientalism*, New York: RoutledgeCurzon, 2004.
- Kita, Toshiyuki. *Washi and Urushi: Reinterpretation of Tradition*, n/p, Rikuyosha, n/d.
- Mitsui, Hideki, *Bi no Japonizumu* (Japonism of Beauty), Tokyo: Bungei Shunju, 1999.
- Modern Craft Art Japan- Works from the Crafts Gallery*, Tokyo: The National Museum of Modern Art, 2005.
- Mostow, Joshua S, Norman Bryson, Maribeth Graybill (eds.) *Gender and Power in the Japanese Visual Field*, Honolulu: University of Hawai'i Press, 2003.
- Moes, Robert. *Mingei: Japanese Folk Art from the Brooklyn Museum*, New York: The Brooklyn Museum, 1985.
- Muraoka, Kageo & Kichiemon Okamura. *Folk Arts and Crafts of Japan*, New York/Tokyo: Weatherhill/Heibonsha, 1981.
- National Museum of Modern Art, *Japanese Lacquer Art. Modern Masterpieces*, Tokyo: Weatherhill Tankosha, 1982.
- Okada, Jo. "Introduction", National Museum of Modern Art, *Japanese Lacquer Art. Modern Masterpieces*, Tokyo: Weatherhill Tankosha, 1982, pp.9-14.
- "Oshi-e Hagoita. Serie Artesanos de Tokio", *Sasquatch*, 1993. 24 min.
- "Sackler Presents Outstanding Collection of Japanese Lacquer Boxes", Harvard University Press Releases, 1998. <http://www.artmuseums.harvard.edu/press/released1998/lacquer.html>
- Sasaoka, Silvia. "As quarto ilhas do artesanato japones", video 55 min., 2003.
- Sato, Doshin. *Nihon Bijutsu Tanjo*, (Birth of Japanese Art), Tokyo: Kodansha, 1996.
- . *Meiji Kokka to Kindai Bijutsu-Bi no Seijigaku* (Meiji Government and Modern Art. The Politics of Beauty), Tokyo: Yoshikawa Kobunkan, 2000.
- Sawaguchi, Shigeru. *Urushi-Work*, Sasaki Printing and Publishing, n/d.
- Shaver, Ruth M. *Kabuki Costume*, Rutland/Tokyo: Charles E. Tuttle Company Publishers, 1966.

- Shiraishi, Masami. "The Modernization of Japanese Lacquer Art", National Museum of Modern Art, *Japanese Lacquer Art. Modern Masterpieces*, Tokyo: Weatherhill Tankosha, 1982, pp.15-23.
- Steele, William M. "Nationalism and Cultural Pluralism in Modern Japan—Yanagi Sōetsu and Mingei Movement", *Kokusai Kōrisutokyo Daigaku Gakuho* III-A, Tokyo, February 1992, pp.241-272.
- Tada, Toshikatsu. *The Toy Museum*, Kyoto: Kyoto Shoin, 1992. p.2.
- Takenaka, Hitoshi. *Yanagi Soetsu, Mingei, Shakairiron* (Yanagi Sōetsu, Mingei, Social Theory. An Attempt as a Cultural Study), Tokyo: Akashi Shoten, 1999.
- Vlastos, Stephen. *Mirror of Modernity: Invented Traditions of Modern Japan*, Berkeley: University of California Press, 1998.
- Yamada, Tokubei. *Hagoita*, Tokyo: Unsoudou, 1988. (1st. ed. 1937).
- Yanagi, Sōetsu. *The Unknown Craftsman. A Japanese Insight into Beauty*, Tokyo: Kodansha International, 1972 and 1989.
- . *Folk Crafts in Japan*, Tokyo: Kokusai Bunka Shinkokai, 1949.
- . *El arte popular japonés*, Tokyo: Kokusai Bunka Shinkokai, 1939.
- Yoshida, Mitsukuni. "Lacquer", *The Traditional Arts of Japan* 4, *Lacquerware*, Tokyo, Diamond, 1992, pp.5-8.

# 「責任」をめぐる Casey 判決とフェミニズム理論

山本 千晶

This paper critically evaluates the US Supreme Court decision in *Planned Parenthood v. Casey* (1992) by focusing on the discussion concerning the notion of “responsibility.” The Court’s decision upheld most of the provisions of the Pennsylvania legislature, imposing a new standard to determine the validity of laws restricting abortions in order to acknowledge the significance of a community’s value respecting a life of the unborn child. This decision is seen as emphasizing a state abortion regulation imposing a “responsibility,” rather than women’s right to abortions. Therefore, women seeking an abortion could be isolated from the community which imposes a responsibility for a life of the unborn child because of the provisions of the legislature restricting abortions.

I argue that the Court’s decision can be seen as a *failure* to take into account the real experiences of individual pregnant women. Carol Gilligan’s study has previously showed how women seeking an abortion recognize the notion of “responsibility.” Building on Gilligan’s argument and findings, I reexamine the discussion regarding the notion of “responsibility” in the *Planned Parenthood v. Casey* decision.

キーワード：中絶、フェミニズム、Casey 判決、身体、責任

---

## はじめに

1973年、アメリカ合衆国連邦最高裁判決である Roe 判決において中絶は合法化された。それ以降現在にいたるまで、女性が中絶を選択する権利はいくつかの判決によって支持されている。しかし権利の内容は少しずつ姿を変えてきた。それは、中絶をめぐる論争が絶えず繰り返されているアメリカ社会の反映でもある。Roe 判決は、胎児は修正14条における「人 (person)」ではないと明快に宣言し、州の規制に対してもっとも厳しい審査を必要とする厳格審査基準を採用した。その後、Roe 判決が取り上げなかった医療費や未成年者の中絶といった様々な問題が審理され、その権利の姿は少しずつ浮かび上がることになる。そして、中絶を選択する権利そのものの是非を問うたもっとも最近の判決である Casey 判決にいたる。Casey 判決での議論を検討することで、中絶を選択する女性の権利が現在どのような法的位置づけにあるのかが理解できる。

Casey 判決は、二つの原理——「州は妊娠のはじめから胎児を保護する正当な利益を有している」、「女性は胎児の母体外生存可能性 (viable) 以前であれば中絶を選択しうる権利をもっている」——がお互いに矛盾しない原理であることを示そうとした。そこで、中絶を選択する女性に一定の手続き——胎児の生命に深い尊敬をもつコミュニティの価値観を反映するための手続き——を課す州法を認めることによ

り、女性の中絶決定が「思慮深く」「熟考」された結果となることを保障しようとした。このような性質によって Casey 判決は個人の〈責任〉を重視する判決と定義されうる。

一方、中絶に関する問題をその主要テーマの一つとして掲げてきたフェミニストにおいても、中絶決定における〈責任〉という考え方は従来から議論されている重要なテーマである。

このように、Casey 判決とフェミニストの議論は中絶決定における〈責任〉というキーワードを共有している。しかし皮肉にも両者は中絶の規制をめぐる正反対の議論を導くことになる。結果として、Casey 判決は中絶を選択する女性をコミュニティから孤立させてしまうことになったが、本稿ではそれを Casey 判決の〈失敗〉と位置づけ、フェミニストの議論からその原因を検証することを目的とする。それにより〈責任〉という考え方が Casey 判決においてどのように位置づけられ、作用したのかが明らかになる。さらに、フェミニストにおける〈責任〉の議論を検討することで、Casey 判決に内在するより根本的な問題点が明白になる。

本稿はフェミニストの議論を考察することで、妊娠や中絶を女性がどのように経験するかという議論に焦点を当てることになる。一つの判決をそのような視点から分析する本稿は、近年のフェミニスト法学の取り組みである既存の男性中心的法概念の問い直しという大きな問題枠組の中に位置づけることができる。「一つ的人格に一つの身体」(Ruhl 2002, p.43) が付与されることを前提としてきた従来の法的主体性の定義は、胎児というもう一つの生命をはらむ女性を適切に包摂しうるのか。本稿が設定する問題の背景にはそのような大きな問題関心が存在している。

## 1. Casey 判決とその概要<sup>1</sup>

Casey 判決 (Planned Parenthood v. Casey, 505 U.S. 833, 1992) は、88年、89年に修正されたペンシルヴァニア州法の 5 項目<sup>2</sup>についてその違憲性を争った事件の判決であるが、オコナー、ケネディ、スーター三裁判官による合同意見 (joint opinion) は、本件訴訟を Roe 判決が覆されるか否かが問われている訴訟と位置づける。Roe 判決 (Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973)) とは、1973年アメリカ合衆国において連邦レベルで初めて中絶を合法化した連邦最高裁判決であり、その内容については日本でも詳しく紹介されているので<sup>3</sup>、本稿では紙幅の都合上 Casey 判決に関連する部分についてのみ概要を示す。Roe 判決の判決文を書いたブラックマン裁判官によると「プライバシーの権利は……妊娠を終わらせるか否かについての女性の決定を含むほど十分な広がりをもつ」(Roe, 410 U.S. at 726) ものであり、女性が合法的に中絶を受ける権利は修正 1 条や修正 9 条、修正 14 条などに導かれる「プライバシー権」として根拠づけられる。一方、この権利は「絶対的な」権利ではなく「やむにやまれぬ州の利益 (compelling state interests)」によって規制される。やむにやまれぬ州の利益とは①妊婦の健康の保護、②胎児の生命の保護である。ブラックマン裁判官は妊娠期間を 3 つに分け、およそ最初の 3 ヶ月 (第一 trimester) の間は州の規制を事実上排除し、医師が女性と相談して自由に中絶の決定をできるとした。次の 3 ヶ月 (第二 trimester) に入ると、妊婦の健康を保護する州の利益はやむにやまれぬものとなる。この時点以降、母体の健康を保護するという目的を達成する正当な手段によって州は中絶を規制することが認められる。およそ最後の 3 ヶ月 (第三 trimester) は胎児が母体外で生存可能となる期間である。この時点以降、胎児の生命に対する州の利益はやむにやまれぬものとなり、州は母体の生命や健康を保護するために必要な場合を除いて、中絶を規制または禁止することが認められる。このような

Roe 判決に対し、Casey 判決の合同意見は、女性が中絶を選択する権利は修正14条における「自由 (liberty)」で保障されているとし、この点について Roe 判決を再確認した。しかし同時に、州は胎児の生命を保護する利益を妊娠のはじめから有するものとし、第一 trimester 期における州の規制を事実上排除した Roe 判決の trimester 枠組みは間違っていると主張する。ではどのような規制なら許容されるのか。合同意見は trimester 枠組みに代わる「不当な負担 (undue burden)」基準を採用することで、州は妊娠の全期間を通じて中絶を規制しようとした。合同意見は述べる。「(中絶を選択する女性の) 権利は、妊娠を終わらせるかどうかを決定する女性の自由に対し不当に負担となる介入から女性を保護する」であり、「中絶するかどうかを『州からの介入なしで』決定する権利として描写するのは大げさである」(Casey, 505 U.S. at 2819)。合同意見は「不当な負担」を次のように定義する。「州の規制が、生存可能性以前の胎児の中絶を要求する女性の行く手 (path) に実質的な障害を置くことを目的 (purpose) とするもの、またはそのような効果 (effect) をもつものは不当な負担である」(ibid. at 2820)。

判決の後半では、問題となっているペンシルヴァニア州の中絶規制法が「不当な負担」基準に照らして合憲であるか否かが検討される。合同意見は、結果として夫への通知要件以外のすべての規制を合憲と判断した。ここでは特にインフォームド・コンセント要件と24時間の待機要件が合憲と判断された根拠を取り上げる。インフォームド・コンセント要件とは、ある一定の情報<sup>4</sup>を医師 (情報によってはソーシャルワーカーを含む) が中絶を希望する女性に口頭で伝えることを規定したもので、これは中絶手術に先立つ少なくとも24時間前に行われなくてはならないという24時間の待機要件を含むものである。合同意見によると、インフォームド・コンセント要件は、女性が心理的に混乱している状態や情報不足の中で中絶を決定する危険性を減少させる目的を有しており、「女性に自分の決定がもたらす結果のすべてを理解させようとする」(ibid. at 2823) ことによって、そのような中で女性の同意が形成されることを確実にする正当な手段である。また24時間の待機要件は、一定の熟考期間をおくことと決定がより慎重な結果となることとの間には合理的関連性があり、「少なくとも理論上は、待機要件は出生前の生命を保護する州の利益を履行するための合理的基準であり、不当な負担とはならない」(ibid. at 2825) と結論する。

## 2. Casey 判決とその問題点

### 2-1 「権利」から「責任」へ——Casey 判決の位置づけ

Casey 判決は中絶をめぐる分裂した法的論争に終止符を打ち、その「guidance」(Casey, 505 U.S. at 2804) となることを目指した。それは「胎児の生命を保護するという共同体の価値をいかに法に反映するかという難問」(高井 1988、p.341) への取り組みであったと言えよう。

中絶は unique act である。それは様々な人びとにとって重要性をはらんでいる。自分の決定と共に生きていかななくてはならない女性にとって、中絶の処置に関わる人びとにとって、配偶者や家族にとって、中絶は無垢な人間の生命に対する暴力行為以外の何ものでもないと思う人もいるような、そのような問題と直面せざるをえない社会にとって、また、そのような人びとの信念に従うならば、中絶される命や潜在的生命にとって、それは重要性をはらんだ行為である。(Casey, 505 U.S. at

2807)

中絶を女性一人の問題ではなく女性を取り巻く人々や社会にとっても重要な問題として位置づけることで、州は妊娠のはじめから胎児の生命に配慮した規制を行うことが正当化される。州は、哲学的・社会的議論が出産を望んでいることを伝えることで女性に出産の「説得」(*ibid.* at 2821) を促し、中絶を選択する女性にもう一度考え直す時間を与えることで中絶の決定がより「思慮深く (thoughtful)」(*ibid.* at 2818) なることを求めることができる。「思慮深く、インフォームドされた選択であることが州によって促される」ことは「妊娠している女性の利益」(*ibid.* at 2818) でもある。Casey 判決は、このようにして「州は妊娠のはじめから胎児を保護する正当な利益を有している」という原理と「女性は生存可能性以前であれば中絶を選択しうる権利をもっている」(*ibid.* at 2804) という原理が矛盾しないことを示そうとした。

ダニエル・モリス (Danielle Morris) は Casey 判決を「個人の責任を重視する」(Morris 1993, p.772) 考え方に基づいた判決だと定義する。モリスによると、Casey 判決は、個人の基本的権利を強調する Roe 判決とそれ以降の判決から離れ、出産を尊重するコミュニティの価値観に配慮する必要があることを示した<sup>5</sup>。女性の決定がより思慮深くなるような目的をもつ州の規制を認めることによって、女性がより思慮深い選択を行うことがコミュニティに対する個人的責任であるという考え方を提示したのである<sup>6</sup>。

## 2-2 Casey 判決の〈失敗〉——インフォームド・コンセント要件および24時間の待機要件と女性の決定

合同意見は「ここで問題となっているのは最終的な決定を下す女性の権利であり、それをするに於いて他のすべての人から隔離される (insulated) ための権利ではない」(Casey, 505 U.S. at 2821) と述べることで、最終的には女性の決定の自由を認めながらも、そのような決定がなされる過程においては女性を取り巻く人々やコミュニティの関与を認めている。すなわち「州、または未成年者の親や後見人が、出生前の生命に深い尊敬を表現するため」の規制や「中絶に優先して出産を選択するよう女性を説得することを意図した」(*ibid.* at 2821) 規制は許容される。

しかし、Casey 判決における一部反対、一部補足意見を書いたスティーブンス裁判官によると、女性に24時間の待機要件を課すという考え方は、中絶という決定がそもそも間違っているという認識に基づいている。スティーブンス裁判官は述べる。

中絶の合法性や道徳性に関して激しく意見を異にする人々も一つの考え方には同意するだろう。それは、妊娠を終わらせるという決定が深く、困難なものであるということだ。誰もこのような決定を軽率には下さない。そして、女性が下した結論が州が望む決定とは異なっていたとしても、それを理由に、女性が適切に考えることができなかったと想定することはできない。女性は自分の思考と意識の中でその選択肢を選び決定を下したのであり、州は女性が間違った決定を下したと信じていても、それだけの理由では女性に再考を迫ることはできないのである (*ibid.* at 2842)。

女性に24時間の待機要件を課すことは「女性は重大な問題を決定する能力がより低い (less capable) という認識」に立つものであり、この規定に対する合同意見の主張は「女性の決定能力に関する時代遅れで受け入れることのできない想定」(*ibid.* at 2842) であると批判する。また、エリザベス・レイリー



(Elizabeth Reilly) も合同意見を批判する。合同意見で「女性は、自分の子宮にいる胎児の生命の生物学的、道徳的重要性に気づいておらず、子育ての社会的支援に関する情報をいまだ知らない存在として想定されている」(Reilly [1994] 2002, pp.34-5)。胎児の生命に対する配慮や出産という道徳を強調することは、中絶をしようと思っている女性を、このような道徳と正反対の立場で「道徳的議論に気づいていない」(*ibid.* pp.32-3) 存在と想定することになる。したがって、女性が州によって強制的に情報を与えられ、責任を持って行動することを要求され、さらに州の好みを反映するよう強制されることが正当化されることになる。そして、そのような説得にも拘らず最終的に中絶を決定する女性は「彼女が道徳的に正しい決定を下せるよう手助けしてくれる他者との相談を拒絶する」(*ibid.* p.36) 存在として考えられるのである。

州やコミュニティ、親といった女性を取り巻く人々は胎児の生命に「深い尊敬」を持っていると想定され、それゆえに女性の中絶決定に対して出産するよう説得することが法によって認められる。このことが意味するのは、中絶を考える女性だけがそのような社会の価値観と対置するものとして位置づけられているということである。そこでは胎児さえもが女性と対立している。中絶の決定を下す女性はその決定過程において「他のすべての人から隔離される」結果となるのである。

### 3. Casey 判決再考

#### 3-1 胎児と女性の関係——妊娠という経験、身体からの提起

第2節では〈胎児〉〈責任〉を議論の中心に置くことで、結果的に中絶の問題に直面している女性を孤立させてしまった Casey 判決の〈失敗〉を見てきた。第3節では同じく〈胎児〉と〈責任〉を議論の中心に据えながら、一方で Casey 判決とは対照的に、妊娠している女性当事者の視点から議論を展開する重要性を指摘したフェミニストの議論を考察する。これにより、Casey 判決の議論がなぜ〈失敗〉したのかが明らかとなる。

レスリー・キャノルド (Leslie Cannold) はインタビュー調査<sup>7</sup>により、女性が妊娠をどのように経験するのか、そしてどのようにして中絶の決定に至るかを明らかにした。キャノルドはメルロ＝ポンティを引用しながら、これまでほとんど記述されることがなかった女性の経験としての妊娠を記述することからはじめる。

私の体の境界線は……絶えず変化する (in flux) ことによって……私の身体の統合性 (integrity) は徐々になくなっていく。妊娠という状態において、どこで私の身体が終わって、どこから世界が始まるのかについて、文字通りはっきりした感覚がない。無意識だった身体の習慣は追い払われ、これまでの身体と今現在の身体の連続性は崩れる。(Cannold 1998, p.83)<sup>8</sup>

また、インタビューに答えたある女性は「妊娠したら、女性と赤ちゃん (baby) は一つの単位 (a unit) である。妊娠している女性は妊娠していない女性以上の何か (more) である。彼女と赤ちゃんではなく、二人 (the two of you) が一つの単位 (a single unit) なのである」(*ibid.* p.85) と述べる。このように、女性は妊娠によってこれまでの自分の身体とは異なる感覚を体験する。しかし「unit」としての状態は出産以降もしばらく続くことになる。女性は、出産後の赤ちゃんと自分の生活を妊娠の延長として

捉えることで、それを具体的に想像することが可能となる。キャノルドは、自身の妊娠の経験を振り返りながら「なぜ妊娠は、自分の身体に対するこれまでの感覚を破壊する必要があるか」についての理由はここにあると述べる。妊娠は、以前の自分の感覚が「破壊」され、「違う誰か」「他の誰か」になっていくまさにその過程である。キャノルドはそれを母親となるための第一歩として位置づけるのである。「赤ちゃんが生まれたあと、私はもはや（以前の私と）同じではありえない。……私は、自分が創造した子どものケアに常に責任を負う母親となる。」(ibid. p.89)

赤ちゃんが私の身体を中心にいるということは、もしかしたら出産に向けての心の準備だったのかもしれない。(出産すれば)彼もしくは彼女は私の感情(emotional world)の中心を占めることになるだろうから。私の欲求と赤ちゃんの欲求(の区別)がぼやけることは……犠牲とせざるを得ない(出産後の)最初の数年間のための必要な調整である。(ibid. p.86)

このように、女性にとって予期せぬ妊娠を継続するか否かという問題は、出産後の養育に責任をもてるかもてないかという問題と切り離すことができない。そこでキャノルドは、中絶に関する議論を「マザーフッドに関する議論(motherhood debate)」(ibid. p.118)として認識する必要性を指摘する。このような理解は、フェミニズムにおけるリプロダクティブ・フリーダムの理解につながる。たとえば、キャサリン・マッキノン(Catharine MacKinnon)は「中絶するほとんどの女性が妊娠したいと思っていなかった一方、妊娠を継続する多くの女性もまた妊娠したいと思っていなかった」(MacKinnon 1991, p. 1318)ことを指摘する。予期せぬ妊娠に直面した場合、多くの女性が出産を選んでいるという事実は無視される傾向がある<sup>9</sup>。キャノルドは、予期せぬ妊娠に直面した女性はすべて中絶を選択するという「驚くべき強固な神話」(Cannold 1998, p.74)が存在している一方で、オーストラリアでは、中絶される妊娠は予期せぬ妊娠の半数以下であるという調査があることを指摘する。女性は、予期せぬ妊娠に直面した場合、すでに述べてきたような様々なことを考慮して出産か中絶かを選択しているのであり、そのような意味で妊娠や出産、中絶といった広く再生産に関わる決定は女性にとって連続しているのである<sup>10</sup>。このように考えるならば、予期せぬ妊娠に直面した女性が今の段階では彼女が考える「よい母親」にはなれないと思うなら、この責任を回避する唯一の方法は子ども産まないことである。

タイムマシーンは中絶を考えているほとんどの女性にとって理想的な解決法であるだろうに。というのも、彼女たちが望むことは、妊娠し、責任を負う、あるいは負い続ける存在が出現する(という現実が生じる)以前に時間を戻したいだけなのだ。しかしこれは不可能である。そこで女性は、育てられない子どもを産まないということが自分がしうもっとも倫理的なことであると考え、中絶をするのである。(ibid. p.116)

このように、キャノルドは調査から、女性の決定が出産後の女性と胎児の「絡み合った」生活を具体的に想像することから導かれるということを示した。それゆえ女性の決定は「責任」と「思いやり(caring)」(ibid. p.127)に基づいた決定であると結論する。

第2節で明らかとなった Casey 判決の〈失敗〉はここにある。Casey 判決は胎児と女性のこのような肉体的・精神的つながり、すなわち妊娠についての女性の経験や感覚を適切に捉えることができなかった

た。リアル・ルール (Lealle Ruhl) によると、胎児を妊婦とは独立した存在と捉えることで妊婦と胎児の間にはあたかも対立関係があるかのごとく仮定され、それによって妊婦が胎児に「負うべき責任」(Ruhl 2002, p.38) という考え方が生じることになる。このような歪んだ「責任」の議論を生じさせているのがリベラリズムによる権利の理解であると指摘するのはロビン・ウェスト (Robin West) である。権利は、いったんそれが認められるならばその行使の道徳的性質が問われることはない。つまり、中絶を選択する権利を持っているといったん想定されるならば、その動機や理由、必要性が問われることはない。しかし、このことは同時に多くの中絶決定における道徳的側面をあいまいにさせる。Roe 判決によって女性に付与された権利は、女性が責任をもって中絶を決定しているということを必ずしも意味するものではない。したがって、女性に付与された権利はコミュニティに存在する「誤解」(West 1990, p.81)——中絶の要求は女性の無責任さの反映である——を解くものでもなく、またそれをするとなしに権利はその行使を可能とする。しかし、Casey 判決は Roe 判決から離れ、コミュニティに配慮する必要性を示した。中絶を選択する女性の自由に対し、コミュニティがその「監督人 (guardians)」(ibid. p. 81) として中心的役割を担う社会において、コミュニティに存在する「誤解」は責任に基づく議論に大きく影響を及ぼす。中絶の要求は女性の「便宜 (convenience)」に基づいているというコミュニティに存在する「致命的で間違った主張」(ibid. p.82) により、そのような決定を責任あるものとするための手続きや規制が正当化されるのである。

このような責任の議論こそが Casey 判決における〈責任〉の議論であった。州は常に胎児の生命を尊重する存在として想定され、そのような州によって女性は無責任に中絶を決定しないように監視される。そして無責任な中絶の決定は再考させられるのである。

### 3-2 フェミニスト理論における〈責任〉——キャロル・ギリガンの提起

フェミニストは中絶決定において女性こそが責任ある決定者であることを主張してきた。そのような主張における責任の議論とは何であるのか。

キャロル・ギリガン (Carol Gilligan) は29人の女性を対象に行った調査<sup>11</sup>で、女性が中絶の決定にいたるプロセスを明らかにした。この調査により、女性が中絶決定に対する責任をどのようなものとして考え、それをどのように引き受けているかが明らかとなる。

ギリガンは「思いやりの倫理 (ethic of care)」が発達していく過程には3つの段階があることを指摘する。まず、そのもっとも単純な構成として、中絶の決定は自己中心的な考え方によって決定される<sup>12</sup>。しかし次の移行段階において、自分本位の決定(「したい」)と道徳的選択における責任(「すべき」)との葛藤が生じてくる。

わたし、ほんとうは赤ん坊がほしいんです。でも、自分がすべきだと感じることは、……いますぐ中絶することなのです。だって、自分のしたいことがつねに正しいとはかぎらないでしょう。必要なことがしたいことより優先することもあるでしょう。またしたいことをしても、いつもよい結果になるとはかぎらないと思うのです。(Gilligan (邦訳) 1986, p.135)

この段階において「道徳判断は、市民が共有する規範と期待にそって行われるべきもの」と捉えられ、「したい」よりも「すべき」を優先させた決定が社会的に受け入れられる決定すなわち「善」(ibid. p.138)

であると考えられる。女性はそのような社会的価値を自ら受け入れることで、自分が社会の一員であることを主張する。ギリガンは、この段階に「伝統的な女性の声」が明確に現れていると分析する。「彼らは、自分は他人を思いやり、他人を守ることができるという自信をもって、自分自身の存在意義を明らかにし、自分の価値を主張（し）……伝統的な女性の善さについての、さまざまな期待でみたされた世界をつくりあげる」（*ibid.* p.139）。しかしながら、ここでの「善さ」は他人への思いやりを示すことを意味し、女性は思いやりを受け取る対象から自分自身を除外している。その結果、他人への思いやりを示すことが女性にとって強制となり、決定が「自己犠牲」（*ibid.* p.141）に陥ってしまう。

ほんとうに子どもがほしかったし、中絶するなどということを考えもしませんでした。……でも、同時にある責任も感じたのです。（彼の妻に）ふりかかることにたいする自分の責任を感じたのです。わたしは選択をしなければならない、しかもそれは中絶という一つの選択を。いつでも子どもはできるのだからと彼に説得されたのです。また彼は、もし中絶しなければわたしたち二人は別れなければならないことをほのめかしましたのです。（*ibid.* p.141）

彼女は男性を責め、自分の選択を男性とその妻の責任に転嫁することになる。このように、「責任という名をかりた犠牲」（*ibid.* p.142）は私的な恨みを生じさせ、それが中絶を正当化する根拠となる。この段階の女性は「行動にたいしても思考にたいしても主導権をもつことなく中ぶらりんの状態におかれている」（*ibid.* p.144）のである。

そこで女性は自己犠牲の論理を吟味し、自己と他人との人間関係をもう一度考えなおすことをはじめ。これが責任の概念が問い直される3つ目の段階である。女性は他人を思いやり、関心をもつという範囲の中に自分自身の要求を含めることを検討する中で、他人だけでなく、自分のニーズとも真剣に向き合うことを試みる。「善さから真実へ」（*ibid.* p.144）と関心が転換する段階である。前述の女性は、再び妊娠したとき、前回の選択を次のように振り返る。「わたしは、彼のいうとおりにしてきました。でもそのときは、自分で決めたのです。『あなたが望もうと望まないと、わたしはこの子を産みます』といえればそれでよかったです。でも、わたしにはそれがいえなかったんです。」「いまわたしは、その決定が正しかろうがまちがっていようが、強くなって、自分自身で大きな決定をしていこうと思うのです。」（*ibid.* p.142）

ある見方をすれば、自分自身の要求を配慮することは自己中心的な行為であるとみなされますが、異なった見方をすれば、それは正直な行為であるばかりでなく、公正な行為でもあるのです……それは、自己の内面的な部分を認め、選択への責任を受け入れることに他ならないのです。（*ibid.* p.149）

他人の見解の体裁を取り「自己犠牲」として中絶を正当化することは、その決定の責任から逃れることであると気づき、「正直という基準に従う判断」（*ibid.* p.145）を下すことこそが自分自身に責任を取ることであると考えられるようになる。

いままでわたしは、自分自身のためというよりは、むしろ両親のために中絶しようとしていました。

医師が中絶するようというので、それに従ってそうしようとしていたのです。自分のためにしようなどと考えたこともありませんでした。でもほんとうは座りこんで、「いいえ、ほんとうは、いま、母親になる気はないの」と自分の正直な気持を認めなければならなかったのです。そしてそういうことは、実際にはそれほど悪いことでもなかったんです。でも、(カウンセラーに) 話をするまでは、そのようには考えられなかったのです。そんなふうを考えるなんて恐ろしいことだったんです。だから、わたしはそのことを口にすることを抑えていたのです。(ibid. p.151)

恋人から子どもを産むなら別れると言われたある女性は、中絶を考えて福祉事務所へ赴く。

このように考えれば、わたしは、自分の責任をのがれられるでしょうし、「わたしのせいじゃないわ。国が、子どもを育てるのに必要なお金を出してくれないからよ」といえると思っていたのです。が、実際は援助してもらえるとということがわかって、わたしはまたもや振り出しにもどってしまったのです。(ibid. p.161)

やがて彼女は、他人によく思われたいという願望に基づいた解決法を不適切な解決法であるとしてそれを否定し、父親と子どもに対する責任と同様に自分自身に対する責任についての問題としてそれを置き換えることを試みる。彼女は、中絶することによって「罪悪感に立ち向かっていかなければならない」ことと、一方で中絶しないことによって職を失い、生活保護や多くの人の援助を受けなくてはならなくなることなどを比較し、「二回目の中絶をすることの罪悪感に直面しなければならないことは、必ずしも——必ずしも二つの悪のうちの軽い方の悪ではなくて、結局は個人的にわたしにはひきあう悪のように思われたのです」(ibid. p.162) と述べる。

このように「思いやりの倫理」は他人への責任と同様自分への責任が含まれ、自らの決定を引き受け、それに対して責任をとろうとする「責任に関する新しい意識」(ibid. p.165) へと発達していく。ギリガンが研究によって明らかにした中絶の決定過程における「責任」とはまさにこのような意味であった。女性は、他者の声に耳を傾け、だからといって決定の責任を他者に委ねるのではなく、決定を下したのは自分であることを自ら認めることで決定の責任が自分にあることを理解しようとしているのである。女性は中絶が胎児の生命を奪う行為であることを否定しない<sup>13</sup>。むしろ女性は、そのような側面をもつ中絶という行為を *自分が* 選択したという事実から目をそらさず、罪の意識を積極的に引き受けることこそが選択に対する「責任」を引き受けることだと考えるのである<sup>14</sup>。

### おわりに——Casey 判決を超えて

フェミニストは、女性が中絶を決定する過程において引き受ける責任ゆえに女性こそが中絶の決定者であることを主張してきた。

子どもを生むかどうかの決定は常に複雑な道徳的、経験的 (practical) なものであり、現存の人々との関係、子どもへのケアやそれをしてくれる他者を探すと自分の能力を考える必要がある。子どもを生むことは、たとえその関係が出産後わずかな時間で終わってしまったとしても、女性と

子どもの間の深く親密な関係をつくる。主流のプロテスタントやユダヤ教の信仰をもつ多くの女性にとって、宗教的信念が子どもを生むかどうかの決定を導く。一方、正式には信仰をもたない女性にとって、その選択は良心に関わる (conscientious) ものである。(Law 1984, pp.1017-19)

女性は、……他者との結びつき、たとえば、扶養できる範囲で責任をもって家族計画をし、家族をもつことや外の世界に対して職業的な責任を持ち、家族やコミュニティを支え続けるといった結びつきを強めるために、生殖に関わる決定をする自由を必要とする。さらに、中絶の決定は経済的に無責任なパートナーや子どものケアに無関心な社会、働く親の要求を支援しない職場といった過酷な現実によって余儀なくされる場合もある。また、中絶の要求は暴力的な性的虐待の結果の場合もある。このような理由によってなされるとき、中絶の決定は利己的でプライベートな一人の決定ではない。どのような理由であれ、中絶の決定はほとんど常に、連なり (interlocking)、競合し、しばしば矛盾する義務と責任の網の目においてなされる。(West 1990, pp.84-5)

ウェストは「中絶決定の道徳的性質」「中絶にしばしば伴う深い責任感」といった責任に基づく理論は「中絶の権利やその権利が保護すべき自由の論拠を強くすることはあっても、弱めることはな」(ibid. p.84)く、このような理解こそが自由 (liberty) にとって必要不可欠であると主張する。しかし一方で、女性嫌悪や人種差別が存在する私たちの現実の世界では、本来豊かであるはずの関係性は偏見によって汚染されうる。このウェストの警告は Casey 判決にとって示唆的である。Casey 判決は胎児を思いやる存在として想定した対象から *女性だけを* 排除した。その結果、Casey 判決における責任の議論は最終的に女性を孤立させるという〈失敗〉を犯し、フェミニストの議論と正反対の結論を導くことになった。これはフェミニストがもっとも恐れていた結果であった。フェミニストは、中絶の議論において責任が強調され、胎児を配慮すべき存在として認識する必要があると考える一方、「女の中絶の権利を守るという至上命令の下」では、「中絶を選択した女たちが感じるかもしれない悲しみや喪失感、自責の感情」(荻野 2001, p.252) といった中絶の道徳的側面を主張することがすぐに中絶反対派による中絶の禁止、規制を招く口実として使用される危険性があることも認識していた。そして、そのようなフェミニストの懸念は Casey 判決において現実となった。しかし、第2節で見たように「『自由』『権利』『選択』などのことばから、こぼれ落ちてしまうもの」(大橋 1986, p.163)を積極的に言語化してきたフェミニストの議論もある。本稿は「こぼれ落ちてしまうもの」から中絶の議論を再構成することを試みた。しかし、現在の法はこれを汲み取ることができない。山根はフェミニストが擁護してきた「中絶の自由」はリベラリズムの「権利」としては擁護しえないことを主張する(山根 2004, p.185)。また、森脇健介は日本のウーマン・リブの言説から「中絶の権利」に本来内包されていた意義を明らかにし、次のように投げかける。「こうした主張から構成される『中絶の権利』は、そのままの形では現代における法的権利概念としては構成しにくいものである。しかし中絶問題の核心は、まさにこれらの主張に凝縮されているのではないか。」(森脇 2005, p.333)。このような問いかけにフェミニストはどのように応答しうるのか。江原由美子は一つの方向性を示す。

何が問題なのか。フェミニズムの知識批判は、女性の経験を表現する適切な言葉がないこと、経験と、経験が社会的に表現される形態との間に裂け目があることを明らかにした。それこそ、女性の

経験を排除し植民地化してきた男性中心主義そのものであった。そうであるならば、フェミニズムの政治は、まず、女性の経験を表現しうる適切な語彙の形成に向かうべきであろう(江原 2000、pp. 153-4)。

江原の主張を含め、中絶の問題を法的に解決するための作業はいまだ始まったばかりである。フェミニストの理論は今後その作業を主導としてどう展開していくのか、それが私たちが Casey 判決の〈失敗〉から学ぶことのできる課題である。

最後に、本稿で援用する女性の経験が、すべての女性に普遍的な経験であるとか原理であるような何かとして位置づけることはできない。誤解を恐れずに言うならば、それらは無数にあるうちの一つのナラティブであるかもしれない。しかし、確かに存在する現実の一つの姿でもある。そこから法のあり方を問うことは必ずしも意味がないことではないだろう。近年アメリカにおいて中絶反対派による運動の影響によりますます中絶へのアクセスが困難になっている。もしその要因の一つとして「こぼれ落ちてしまうもの」を汲み取ることのできない現在の法——その結果として生じる中絶を選択する女性への間違った想定——があるとしたら、そのような法的議論の建て直しをはかる作業が今後の重要な課題となる。

(やまもと・ちあき／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期過程 1年)

掲載決定日：2006 (平成18年) 12月13日

## 注

1 Casey 判決についての詳細は萩原 (1994)、高井 (1994) を参照。

2 争われた 5 項目の概要は以下のとおりである。

3203条 医学上の緊急時の定義

3205条(a) インフォームド・コンセント要件

医学的緊急時を除き(1)中絶に先立つ少なくとも24時間前に、医師は女性に口頭で(i)手術や治療の性質とそのリスク、代替案、(ii)胎児の胎齢、(iii)出産のリスクを伝える。(2)中絶手術に先立つ少なくとも24時間前に、医師またはソーシャル・ワーカーが女性に(i)州当局の発行する資料の存在と、女性はその資料を閲覧する権利がありコピーが無料で提供されること、(ii)妊娠期、出産期に医療扶助が得られ、それらの詳細な情報が州当局の発行する資料に書かれていること、(iii)未出生の子どもの父親は中絶手術の費用を含め子どもの養育に責任を負っていること (レイプの場合この情報は省略される)を伝える。(なお、この資料には受精から出産まで2週間ごとの胎児の特徴を写真や図とともに女性に提供するという目的が含まれる)(( ) 内補足は執筆)

3206条 親の同意要件

医学的緊急時を除き、女性が18歳未満ならば医師は女性と女性の親へのインフォームド・コンセントがなければ中絶手術を行ってはならない。バイパス手続は認められる。

3209条 配偶者への通知要件

医師は、女性が中絶を受ける旨を配偶者に告知したという署名入りの文書を受け取らない限り中絶手術を行ってはならない。ただし、配偶者が当該子どもの親でない場合、所在不明の場合、配偶者の性的暴力の結果妊娠し、それが関係当局に通報された場合、夫への告知が女性への身体的害を引き起こすと信じられる場合にはその旨を述べた署名入りの文書で代えることもできる。

3207条、3214条 公的開示と届出義務

3207条 中絶手術を行う施設は、その施設および関連施設の名前と住所を届けなくてはならない。また、州の資金

を受けている施設はそれらが一般に公開、コピーされる。

3214条 中絶手術を行う施設は中絶手術が行われるごとに以下の事項について報告書を作成し関係当局に報告しなければならない。(以下、事項については省略)

- 3 Roe 判決の分析として石井 (1978) 参照。また、アメリカ連邦最高裁における Roe 判決から Casey 判決にいたるまでに出された判決の紹介とその動向の分析として石井(1994)、政治的な動向をからめた一連の判例の紹介として Jost (2001) 参照。
- 4 注 2 参照。
- 5 Casey 判決のこのような特徴を評価するものとして (Kissling & Shannon 1998, p.153: 一方で権利を保護しながら一方で中絶の問題に内在するアンビバレンスな感情にも配慮した点で「中絶問題におけるもう一つの側面を提示することに成功した」)、(Clark 1993, p.318: Casey 判決の強さは「Roe 判決を支持したという事実にあるというよりは、女性や中絶決定に対する規範の見方についての明確な議論にある」) のであり、合同意見による「なぜ裁判所は妊娠を終わらせる選択をする女性の権利を保護するか」の説明が Casey 判決における最も強いインパクトを持っている)、(R・Dworkin 1992 (b), p.30: Casey 判決の一つ目の功績は、中絶を選択する自由がなぜ基本的なのかに関して重要な議論を展開したこと、二つ目の功績は「州の利益」を明確に定義したことである。これらの点において Casey 判決は Roe 判決が明確にしていなかった点を明確にし、Roe 判決を「かなり強くすることができた」判決である) 参照。
- 6 モリスによると、女性の選択にコミュニティの価値観を結びつける考え方は西ヨーロッパ、主にフランスとイタリアに代表される考え方で、そこでは一人にされる権利といった消極的権利ではなく社会に対して積極的な義務を負う権利という考え方がとられている。「裁判所は Casey 判決において、合衆国の中絶に関する法体系 (jurisprudence) を事実上西ヨーロッパの方向へ向けた」(Morris 1993, p.794)。しかし、西ヨーロッパでは、コミュニティに対する女性の責任は、女性の選択に対して医療費を支給するコミュニティの責任と不可分と考えられており、中絶費用が政府によって支払われている点を指摘する。(ibid. p.797)
- 7 19歳から53歳までの45人の女性を対象とする。
- 8 この記述はキャノルドが女性の妊娠の経験を分析するにあたって用いたメルロ＝ポンティからの引用を参照した。原典は Maurice Merleau-Ponty の *Phenomenology of Perception* (1962) である。
- 9 特に出産が道徳的決定の結果であるという事実は無視されがちである。というのも、女性が母親となることは「本能」(Reilly 1994, p.44) の結果だと認識されている。しかし、アリソン・ジャガー (Alison Jaggar) は、出産が「選択」(Jagger 1989, p.353) であることの重要性を指摘する。中絶が選択肢として存在している状況では、女性は妊娠を継続するかどうかを慎重に考慮することができる。ジャガーは、強制された出産よりも、慎重な考慮の結果として出産を選択する方が、出産によって生じる義務や負担を受け入れやすいと指摘する。
- 10 2度の中絶を経験した女性は語る。「いつの日か、三人子どもをもつ身になっても、傍にはいないけど、他に二人いるんだ。わたしはほんとうは、五人の子持ちだけど、三人だけここにいるんだって思うでしょうよ」(Gilligan(邦訳) 1986, p.214)。女性にとって中絶の経験は、広く再生産に関わる彼女の人生における一つの経験として位置づけられる。
- 11 15歳から33歳までの異なる人種、社会階層出身の女性を対象にしている。彼女たちに対し、1回目は妊娠3ヶ月の時点で中絶をしようとしていたとき、2回目はその翌年の2度にわたって調査が行われ、29人のうち4人が出産する決心をし、2人が流産、21人が中絶を選択し、面接のときに決心に迷っていた2人はその後連絡が取れなくなった。
- 12 「わたしはほんとうにそれを望んでいなかったし、またその準備さえできていなかったのです。そして来年は最終学年ですから、学校に行きたかったんです」(Gilligan (邦訳) 1986, p.130)
- 13 「わたしにとって中絶するという事は、すなわち人を殺すことなのです。そしていま、わたしはその決定を下そうとしているのです」(Gilligan (邦訳) 1986, p.147) 「いずれにしても、わたしは悩むことになると思います。……でも中絶を選ぶことは、これら二つの災いのうち軽いほうですむかもしれません。これはどちらをとれば生き残れるかという問題であると思います。たしかに、そう、たしかにそう考えることはとても自己中心的な考え方であると思います……なぜなら、わたしは、人間関係を保つことよりも、また一人の人間である子どもの生存を守ることよりも、まずもって自分の生存に関心があるのです」(ibid. p.157)



- 14 「自分は過ちを犯したって事実を認めなくちゃ。そうすれば、もうすこし正直な人間になれるってものよ」(Gilligan (邦訳) 1986、p.236)

## 参考文献

- 石井美智子「プライバシー権としての墮胎決定権——アメリカ判例法における墮胎自由化」都立大学法学会雑誌19巻2号(1978): pp.79-170。  
 ——。『人工生殖の法律学』有斐閣、1994年。
- 江原由美子『フェミニズムのパラドックス 定着による拡散』勁草書房、2000年。
- 大橋由香子「産む産まないは女がきめる——優生保護法改悪阻止運動から見てきたもの」女性学研究会編『講座女性学3 女は世界をかえる』勁草書房、1986年。
- 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』岩波書店、2001年。
- 高井裕之「関係性志向の権利論・序説—アメリカにおける墮胎問題を手がかりに」(一) 民商99-3号(1988): pp.339-376。(二) 99-4号(1989): pp.459-485。(三・完) 99-5号(1989): pp.623-655。  
 ——。「Planned Parenthood v. Casey」アメリカ法1994(1994): pp.174-179。
- 萩原滋「墮胎規制に関する米国連邦最高裁の新たな基準について〈外国判例研究〉」愛知法経135号(1994): pp.41-67。
- 森脇健介「いわゆる『中絶の権利』に関する一考察—『女性の自己決定権』対『胎児の自己決定権』の枠組みの転換のため—」早稲田法学会誌 第55巻(2005): pp.319-368。
- 山根純佳『産む産まないは女の権利か』勁草書房、2004年。
- Brownstein, Alan. “How Rights Are Infringed: The Role Undue Burden Analysis in Constitutional Doctrine.” *Hastings Law Journal* 45 (1994): pp.867-959.
- Cannold, Leslie. *The Abortion Myth: Feminism, Morality, and the Hard Choices Women Make*. Connecticut: Wesleyan University Press, 1998.
- Clark, Annette. “Abortion and The Pied of Compromise.” *New York University Law Review* 68 (1993): pp.265-329.
- Craig, Barbara Hinkson and O'Brien, David. *Abortion and American Politics*. New Jersey: Chatham House Publishers, Inc., 1993.
- Dworkin, Ronald. “Unenumerated Rights: Whether and How Roe Should be Overruled.” *The University of Chicago Law Review* 59 (1992a): pp.381-432。  
 ——。 “The Center Holds!” *New York Review of Books* Aug. 13 (1992b): pp.29-33。  
 ——。 *Life's Dominion: An Argument about Abortion, Euthanasia, and Individual Freedom*. Washington: Vintage Books, 1993 (水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン』信山社、1998年)。
- Gilligan, Carol. *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*. Cambridge: Harvard University Press, 1982. (岩男寿美子訳『もうひとつの声——男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、1986年)。
- Jaggar, Alison. “Regendering the U.S. Abortion Debate.” In Rickie Solinger ed. *Abortion Wars: a Half Century of Struggle, 1950-2000*. California: California University Press, 2001.
- Jost, Kenneth. “Abortion”, In Cushman, Clare. ed. *Supreme Court Decisions and Women's Right*. Washington: CQ Press, 2001.
- Karlan, Pamela and Daniel Ortiz. “In a Different Voice: Relational feminism, Abortion Rights, and The Feminist Legal Agenda.” *Northwestern University Law Review* 87 (1993): pp.858-896.
- Kissling, Frances and Denice Shannon. “Abortion Rights in the United States: Discourse and Dissension” In Lee Ellie. ed. *Abortion Law and Politics Today*. New York: Macmillan, 1998.
- Law, Sylvia. “Rethinking Sex and the Constitution.” *University of Pennsylvania Law Review* 132 (1984): pp.955-1040.

- Luker, Kristin. *Abortion and the Politics of Motherhood*. Los Angeles: University of California Press, 1984.
- MacKinnon, Catharine. "Reflection on Sex Equality Under Law." *The Yale Law Journal* 100 (1991): pp.1281-1328.
- Morris, Danielle. "Planned Parenthood v. Casey: From U.S. 'Rights Talk' To Western European 'Responsibility Talk'." *Fordham International Law Journal* 16 (1993): pp.761-798.
- Petchesky, Rosalind. *Abortion and Women's Choice*. Boston: Northeastern University Press, 1986.
- Reilly, Elizabeth. "The 'Jurisprudence of Doubt': How the Premises of the Supreme Court's Abortion Jurisprudence Undermine Procreative Liberty." In Lofcourt, Carol. ed. *Women and the Law*. Minnesota: West Group, [1994] 2002.
- Ruhl, Lealle. "Disarticulating Liberal Subjectivities: Abortion and Fetal Protection." *Feminist Studies* 28-1 (2002): pp.37-59.
- West, Robin. "Foreword: Taking Freedom Seriously." *Harvard Law Review* 104 (1990): pp.43-107.
- . "The Nature of the Right to an Abortion: A Commentary on Professor Brownstein's Analysis of Casey" *Hastings Law Journal* 45 (1994): pp.961-967.

# エドゥアール・マネの《ナナ》と“化粧をする女”のイメージ

井方 真由子

The purpose of this study is to examine the image of “a woman making-up her face” as a representation of prostitutes in Edouard Manet’s *Nana* (exhibited in 1877). As J-K. Huysmans pointed out, the woman showing off her make-up in her underclothing was no other than a courtesan, portraying a typical image of a prostitute at that time. What distinguishes *Nana* from any other traditional toilette-theme paintings is her ‘make-up’. The image of “a woman making-up her face” in *Nana* is similar to the images of prostitutes and actresses or dancers in their dressing room of theaters in those days, but none of them had all the elements depicted in *Nana*—in a private room with a man, making-up her face (*maquillage*), casting her gaze over the viewers. For the gender norm in this period, ‘make-up’ was not only regarded as the code for a prostitute, but also as something evoking sexual desire. With her fixed gaze, this courtesan’s ‘make-up’ powerfully draws viewers into her realm—a realm of syphilis and death. Furthermore, this “make-up” also could be interpreted as Manet’s attempt to embody Baudelairean *Modernité*.

キーワード：化粧、娼婦の表象、女性イメージ、19世紀フランス

---

## はじめに

19世紀フランスの画家、エドゥアール・マネによって描かれた《ナナ》(図版1)は、1876～77年にかけて制作され、77年に出品したサロンの審査委員会によって拒否された後、高級洋品店ジルーに持ち込まれ、ショーウィンドーに展示されることになった作品である。この《ナナ》の展示をうけて長い評を執筆したジョリス＝カルル・ユイスマンス (Joris-Karl Huysmans) は、この展示が騒動を引き起こす可能性を示唆した<sup>1</sup>。画面には下着姿で化粧をする女性が描かれており、そのすぐ隣には帽子を被ったままの紳士がソファに腰をかけている。だが、ユーニス・リプトン (Eunice Lipton) が、親子や男女を描いたマネの作品に関して、画中の人物の間における(心理的)交流の不在を指摘していたように、《ナナ》においても親密な関係の二人が同一空間の中で非常に近い位置に配置され描かれているにもかかわらず、ここに意志の疎通は感じられない<sup>2</sup>。背後の壁掛けには当時隠語で「娼婦」を意味した鶴が描き込まれ、ユイスマンスが“娼婦の典型<sup>3</sup>”と指摘したように、これが高級娼婦の私室であることを示唆している。当時、女性の「聖域」とされた化粧室の領域に男性を入れることは、不道徳で無防備な行為であったことに加え、閉ざされているべき空間を鑑賞者に見せびらかしていることは、この作品が二重に規範を破っているとも考えられる。ショーウィンドーの前の人々の反応についてのユイスマンスの懸念がいささか大袈裟だったとしても、《ナナ》が当時の規範からはるかに逸脱していたことは間違いない。



図版1. エドゥアール・マネ《ナナ》1877年、ハンブルク美術館



図版2. エドゥアール・マネ《オランピア》1863年、オルセー美術館、パリ



図版3. エドゥアール・マネ《フォリー・ベルジェールのバー》1881-82年、コートールド美術研究所、ロンドン

娼婦の表象をマネの画歴の中で位置づけると、《ナナ》は彼の初期のモニュメンタルな作品、《オランピア》(図版2)と晩年の代表作《フォリー・ベルジェールのバー》(図版3)の間に位置し、他のどの作品よりも両者をつなぐ役割を果たしていると考えられる。というのも、マネは前者で第二帝政期の高級娼婦を描き、後者においては売春の新たな形態を裏付ける商業空間の女給仕を描いているが、これら二作品の間で、《ナナ》の内には《オランピア》と同様高級娼婦の姿が描かれていると同時に、第三共和制期における消費社会の特徴を備えた“商品とパラレルな女性”という二つのイメージが溶け込み、共存しているように思われるからである<sup>4</sup>。そもそも、19世紀の娼婦に対する見方は、娼婦を必要不可欠なものともみなす立場から、法の枠の中で管理・監視しようとする規制主義を軸に形成された。そして、未熟・肥満・飲酒・梅毒・死・獣的なものと結びつけ、

彼女たちをプリミティヴで退化した身体を有する逸脱した女、社会不安の元凶として恐怖や脅威をもたらす女、更には進行しつつある売春の多様化や大衆消費という社会状況の中で、商品と並置される女性のイメージによって表象される商品として消費可能な女として捉えたのである。しかし、その根底にあったのは、こうした娼婦の特質をあたかも科学的裏付けをもって証明された本質であり真実であるかのようにみなし、彼女たちを逸脱した異常な者、すなわち「他者」として一方的に捉えるということに他ならなかった<sup>5</sup>。

ところが、マネの《ナナ》は画中に描かれた華やかな室内や陽気で明るい色彩も手伝って、貴婦人の優雅さを気取った娼婦の物腰から、そこに当時浸透していた娼婦のイメージを読み取る隙はないかのような印象を受ける。けれども、身体表象に込められた人種的・階級的逸脱についてサンダー・L・ギルマン(Sander L. Gilman)が指摘したように、豊満で、大きく膨らんだヒップ、先祖返り的な耳を持ったナナの身体は逸脱した欲望を身体に宿した典型的な同時代の娼婦のイメージを確かに受け継ぎ、華やかなの下に隠蔽しているのである<sup>6</sup>。

娼婦のステレオタイプを体現する《ナナ》は、そ

の一方で化粧を主題とする作品でもある。19世紀のブルジョワ社会の父権主義的道德規範に従って、女性は「貞淑な女性」と「娼婦」という二分法の内に押し込められ、化粧は両者をその外観で見分ける重要な指標となった<sup>7</sup>。そこで常に娼婦のアイデンティティと不可分な化粧が、《ナナ》においてどのように作用していたか、ということは興味深い問題である。しかし、この絵において化粧はまさに鑑賞者の眼差しに差し出される中心的な行為であるにもかかわらず、意外なことに、これまでの《ナナ》研究ではこの化粧について十分に語られてきていない。

ヴェルナー・ホーフマン (Werner Hofmann) は、先行して描かれてきたエロティックで好色な作品の系譜に《ナナ》が位置づけられるとしながらも、「化粧」を主題に据えた作品として、作品における化粧の役割や同時代的な意味という基本的事項については追究していない<sup>8</sup>。示唆に富んだ第三共和制期の娼婦の表象研究の中で当時の服装とコードの問題について論じたホリス・クレイソン (Hollis Clayson) できえ、同時代の化粧について顧みることはしていない<sup>9</sup>。その他の先行研究においても、化粧を同時代の文脈に位置づけ、娼婦としての《ナナ》のイメージ形成の中で論じることはされてこなかった<sup>10</sup>。従って、本稿では化粧という視点から「化粧をする女」としての《ナナ》のイメージを探り、それが娼婦のイメージにいかにか作用しているかについての考察を行う。

## 1 19世紀における化粧とコード

### 1-1 化粧と規範の問題

化粧の分類を厳密に考えるとき、《ナナ》の化粧はどのように位置づけることができるのだろうか。《ナナ》の娼婦が下着姿で鏡の前に立ち口紅とパフを持つ姿は、(着替え、髪を梳く、宝石で飾る行為などを意味する)化粧と、(顔に色彩を加えるメイクアップ行為である)化粧の二重の化粧によって構成されているように見える<sup>11</sup>。化粧の主役とも言える下着やコルセットのモチーフは娼婦の肉体を誇示し、目の当たりにした者に対して直に肉体に触れるのと同等の経験を与え、「裸体以上<sup>12</sup>」の淫らさを見せつける。だが、エドモン・バジール (Edmond Bazire) の「ブロンドの若い女性は口紅を塗り、白粉のパフを持っている<sup>13</sup>」という指摘もあるように、《ナナ》の特徴はやはり化粧に大きく負い、両手で化粧をするという特異でこれ見よがしの様子と、その一瞬間に観者に投げ掛けられた一瞥と併せ、まさに鑑賞者が目の当たりにする瞬間に繰り広げられる行為として強烈に際立っているのだ。

ここで、19世紀の化粧をめぐる状況を振り返ると、外観の自然な美しさこそ内面の正しさであるという道德観念の下で、化粧はあくまで「自然」でなければならず、本来の肌の白さや美しさを見せることが最重要事項として実践され、それとわかるようなことさらな化粧は、非自然的で道德的・社会的に逸脱した行為とみなされた<sup>14</sup>。特に鮮やかな色彩を顔に加える赤い紅は、何にもまして糾弾の対象となった。とはいえ、これは道德規範を守る女性たちが顔に化粧をしていなかったことを意味しているのではない。なぜなら化粧品の需要は確かに伸びていたし、婦人のためのマニュアル本の中では自家製化粧水の作り方が事細かに説明されるなど、女性同士の間で美の秘訣のやりとりは頻繁に行われていたからである。つまり、女性たちに求められていたのは肌の手入れの範囲を超えない化粧であって、そこから外れたこれ見よがしな化粧が家父長的道德規範からの逸脱を示すコードと結びつき得たのであった。

## 1-2 化粧とコード

「化粧<sup>マキヤージュ</sup>」や「化粧をした女」という言葉を娼婦との関連の中で説明する当時の隠語辞典からは、化粧<sup>マキヤージュ</sup>がどの女性にも当てはまるものではなく、特定の、娼婦という階級に属するものとみなされていたことが理解できる<sup>15</sup>。例えば、ポール・ペレ（Paul Perret）の「顔を塗りたくる行為は娼婦か、あるいは靈感を与えるミュージック<sup>エトワール</sup>か地方の外娼だけがするものだ。パリの女は紅白粉で化粧さえしない、身ぎれいにするのだ<sup>16</sup>」という言葉は、“化粧をする女”は道徳的規範の範疇にある貴婦人ではなく、化粧<sup>マキヤージュ</sup>が娼婦の専売特許として認識されていたことを示している。また、“化粧をする女／化粧をした女”が持つ、逸脱した女・娼婦としてのコードの役割は、小説『ベラミ』においても確認できる。

そういう女たちのなかの一人が、かれらの棧敷に肘をついて、かれをみつめていたのだ。肌に白粉をぬりたくった肥った褐色の髪<sup>マキヤージュ</sup>の女で、黒い眼に長く隈どりをぬり、そのうえには大きく眉を描いていた。…紅をぬった傷口のような唇は、なんとなく獣じみて淫蕩で疲れたような感じをあたえたが、そのくせ、欲望をかきたてるものをもっていた。<sup>17</sup>

『ベラミ』のこの一節では、客引きをしようと待ちかまえる女たち（＝娼婦）の説明が細かい化粧の描写に置き換えられており、化粧の描写が、女たちの階級を説明する有効な手段であったことを物語っている。また、最後の一文からは、「かれ」が女に病的なるものや獣のような理性のなさを感じているにも関わらず欲望を抱いてしまうのは、娼婦<sup>マキヤージュ</sup>の化粧にはコードとしての機能以上に、それを見た者の欲望を刺激せずにはおかないという極めて重要な要素が存在することを明らかにしてくれる。

## 2 “化粧をする女”のイメージ

絵画における化粧の主題は、西洋美術の歴史ではもともと鏡を見る女性をモチーフに、虚栄を表すテーマとして、世俗的な財産や表面的な美しさにとらわれることへの非難に結びついてきた。しかしその一方で、「虚栄」の寓意はそこに描かれた女性の魅力によって、観者の欲望に応えるという隠された役割も担ってきた。

化粧の主題が女性の身体を欲望の眼差しに曝す口実であることについては《ナナ》も伝統を踏襲しているが、従来の絵画が身繕い<sup>トワレット</sup>を中心にした化粧を多く描いてきたのに対し、《ナナ》では化粧<sup>マキヤージュ</sup>が描かれている点で異なる。さらに言えば、この作品の特徴（私室、男性の存在、鑑賞者への一瞥）を全て満たしているタブローは現時点でこれ以前には確認できない。

“化粧をする女”のイメージとしての《ナナ》が厳密にどこに依拠するのかというと、同時代の化粧をする娼婦たち——すなわち、娼婦に限らずファミ・ファタル、そして、女優・踊り子という娼婦のカテゴリーに属す女たちのイメージ、中でも女優や踊り子の舞台裏を描いた作品や風刺画などの大衆イメージとの間に顕著な類似を見出せる<sup>18</sup>。以下では、そのような“化粧をする女”のイメージを見ていきたい。

### 2-1 娼婦、ファミ・ファタル

若い娼婦の最盛期を描いたエルネス＝タンジュ・デュエズの《輝き》（図版4）において、この上なく



図版 4. エルネス=タン  
ジュ・デュエズ《輝き》  
1874年、装飾芸術美術館、  
パリ



図版 5. アンリ・ド・トゥールーズ=  
ロートレック《刺青をした女》1893  
-94年、個人蔵

華やかな服装とともに視覚的にはっきりとわかる化粧は、同年のサロン評においてポール・マンツ (Paul Mantz) が「白粉をはたいたピロードのような頬<sup>19)</sup>と、この娼婦の化粧の濃さを指摘しているように、コードとして機能している。マンツによって特筆されるほどに白粉を塗りたくった肌は、耳元に見える地肌の色と比べるとその人工的な白さがよりいっそう鮮明になり、その上に引かれた真っ赤な口紅、アイブロー、アイラインの黒は結果として色彩のコントラストを強調している<sup>20)</sup>。同世紀末のアンリ・ド・トゥールーズ=ロートレックの作品、《刺青をした女》(図版5)では、鏡のそばで髪を梳かれている下着姿の娼婦はデュエズが描く高級娼婦と比べると華麗さはなく、その化粧は濃いという程度を越えて獣的で荒々しい。

フェリシアン・ロップスの《シテールでの化粧 [8番目の十行詩]》(図版6)は、厳密に言えば化粧<sup>マキヤージュ</sup>より化粧に近い作品かもしれないが、画中に化粧を手伝うキューピッドが配され、まるで《ヴィーナスの化粧》(図版7)を装っているかのようでありながら、ストッキングを付けただけの裸体で化粧する女は、世俗化されたヴィーナスという範疇を越え、同時代の娼婦と化粧のイメージを強く喚起させる。他方、《幼い魔女》(図版8)は、ファム・ファタルの悪魔的・呪術的なイメージと化粧する女のそれとが結びついている例として挙げる事ができるだろう。



図版 6. フェリシアン・ロップス  
《シテールでの化粧 [8番目の十行詩]》1878-81年頃、ワロン・ブリュッセル地域フランス語共同体、文化・社会省、フェリシアン・ロップス美術館、ナミュール (寄託)



図版 7. フランソワ・ブーシェ《ヴィーナスの化粧》1751年、メトロポリタン美術館、ニューヨーク



図版 8. アルベール・ベルトラン  
版刻 (フェリシアン・ロップスの素描に基づく)《幼い魔女》1897年、フェリシアン・ロップス美術館、ナミュール

## 2-2 女優、踊り子

《ナナ》と同時代の舞台裏を描いた作品は、女優たちの化粧が舞台という仕事のためではなく、楽屋に招き入れた崇拜者を誘惑するという最も重要な仕事のためであることを示している<sup>21</sup>。

例えば楽屋での踊り子の化粧を描いたアルフレッド・グレヴァンの《パリ幻想（母親達）》（図版9）においては、パフを持った踊り子が念入りに化粧をし、鏡の中の自分に魅入る様子はまさにナルシスムそのものである。小説『ナナ』に登場した女優部屋のイメージにも似たアンクルの《劇場にて》（図版10）では、左の女性はアイラインを引き、右の女性はパフを持ち、《ナナ》のように下着姿でこれ見よがしに粉をはたいている。これらの二作品に男性の存在はないものの、《楽屋でのおしゃべり》（図版11）の方では、もはや楽屋（化粧の空間）は女たちだけの空間を保持してはおらず、扉から楽屋に入るタイミングをはかろうとする男性の姿が加わっている。



図版9. アルフレッド・グレヴァン  
《パリ幻想（母親達）》  
（Le Charivari, 27 Août, 1877）



図版10. エドゥアール・アンク  
ール《劇場にて》（Le Monde Comi-  
que, nouvelle série, No.25, 1877）



図版11. ストップ《楽屋でのお  
しゃべり》（Le Charivari, 29 Juin,  
1867）

《パリの日本（舞台裏）》（図版12）や《パリ幻想》（図版13）は、楽屋に出入りする愛人（パトロン）の男性が同一空間に全身をはっきりと描かれているが、立ち姿であって、特に前者に関しては、化粧をする女は男性の方にも鑑賞者の方にも無関心で、夢中になって化粧をしている点でマネの作品とやや異なりを見せる。

《素敵な狩人たち》（図版14）や《パリ幻想（舞台裏）》（図版15）、そしてエドガー・ドガの《親密な関係》（図版16）は、小説『ナナ』の楽屋場面のように、崇拜者たちが押しかけて来た情景を描い



図版12. アルフレッド・グレヴァン  
《パリの日本（舞台裏）》  
（Le Journal Amusant, 11 Novem-  
bre, 1876）



図版13. アルフレッド・グレヴァ  
ン《パリ幻想》（Le Petit Journal  
Pour Rire, No.119, 1877）

ている。これらの作品はいずれも楽屋で化粧をする女優の後ろに男性が座っているという点で《ナナ》との間に共通項を見つけることができるだろう。ただ、複数の男性が部屋に招かれている《素敵な狩人





図版14. マルス《素敵な狩人たち》  
(Le Charivari, 4 Novembre, 1880)



図版15. アルフレッド・グレヴァン  
《パリ幻想(舞台裏)》  
(Le Charivari, 16 Novembre, 1875)

たち》と、特定の一人の男性を入れている他の二作品とでは、後者の方がより親密な場面となっている。特に、男性がくつろいだ様子で煙草に火をつけている《パリ幻想(舞台裏)》は、われわれに男女の一段とくだけた関係を提示している。また、極端に画面の右端まで押しやられているドガの作品の男性は、画面の右端で切られ、断片化された《ナナ》の男性と共通している。

これらの作品から、《ナナ》は男性

を伴う女優たちの化粧場面のイメージの類型として考えることができ、とりわけ後半に例示した座る男性を伴う化粧のイメージは《ナナ》のそれに近似しているが、次の点において両者の間に差異があることもまた確かである。



図版16. エドガー・ドガ《親密な関係》1877-80年、デンマーク国立アートギャラリー、コペンハーゲン

まず、ゾラの『ナナ』の主人公ナナも、《ナナ》のモデルであるアンリエット・オゼールも女優だったが、《ナナ》で描かれた部屋は楽屋ではなく、完全な私室である。加えて、グレヴァン等の作品では女優や踊り子は、鏡に魅入ってしまっているパターンがほとんどだが、マネは《ナナ》に鑑賞者の方へ向けて一瞥を送る余裕を与えている。つまり、ここに列挙した舞台裏のイメージは最も《ナナ》に近いイメージではあるが、《ナナ》のように私室に男性を伴い、化粧をしながら鑑賞者に一瞥を送るイメージと完全に重なる要素を含む作品は、マネ以前には描かれてはいないと考えられる。そして、マネの作品は“化粧をする女”を巡る、見る／見られるという行為を画中の逸話的な物語空間に閉ざすのではなく、絵画の鑑賞者との関係に押し開いているのである。

### 3 マージナルな男性と《ナナ》の化粧<sup>マキヤージュ</sup>

化粧というコード、化粧をする女のイメージは《ナナ》においてどのように作用しているのだろうか。先述したように、娼婦の化粧はそれを見た者に対して性的な欲望を刺激する装置として働くが、《ナナ》においては、視線を送る瞬間に同時に口紅を引こうとするという化粧の最終段階へ至っていることで、更に積極的な誘惑として機能している。これはゾラのナナが口紅を引いた瞬間のミュファ伯爵の心理描写から説明できるだろう。

ミュファ伯爵は、白粉と臘脂の与える変化にひきつけられ、真白な顔に真赤な唇を描き、恋に傷ついたかのように燃え立って、墨で隈取りをしたため大きく変わった眼が輝いている、厚化粧の若々し

い顔に狂おしい慾望をかきたてられて、悩ましく感じた。<sup>22</sup>

ナナの化粧がミュファ伯爵に対して仕掛けた強い誘惑であったように、《ナナ》においては、口紅を持った手を口元へもっていく仕草は、鑑賞者の目を口元に誘導し、我々に「食べる」行為を想像させると同時に口紅が唇へと押し当てられる感触を想像させるものでもある<sup>23</sup>。グリゼルダ・ポロック (Griselda Pollock) の指摘にもあるように、女性性器を示す記号としての「唇」の機能を考えれば、この仕草には少なからず性的なニュアンスが含まれていると考えられる<sup>24</sup>。従って、ここに娼婦自身の性的欲望が顕わになっているとするならば、この手の動きは一層強く鑑賞者を刺激し、引き込むことに結びついて、この瞬間が化粧の最終段階であるとともに娼婦の誘惑の最終段階への到達をも意味すると解釈できる。

だが他方では、《ナナ》の誘惑の力は、ある意味でロマンティックさから乖離し、目の当たりにした者の恐怖心を煽る要素を含んでいるようである。例えば、《まじめな客》(図版17)に見られるような娼館の娼婦を描いたドガのモノタイプ作品に関して、チャールズ・バーンハイマー (Charles Bernheimer) は、画面の縁に描かれる男性は逸脱を顕著に見せつける娼婦たちを前に、本来彼らが持つはずの金銭的・性的な力を行使できず、画面の中に入ってくることができないのだと指摘している<sup>25</sup>。高級娼婦である《ナナ》と娼館の娼婦では階級が異なるため、この分析をそのまま当てはめることはできないにせよ、ドガの作品と同様に《ナナ》の男性も画面のフレームによって切断されており、バーンハイマーの解釈から全く外れるものではない。しかし、《ナナ》とドガの作品に見出せる差異は、ドガの男性がフレームの外から内へ入ろうとするのに対し、《ナナ》の男性は逆に内から外へはみ出す形で切り取られていることにある。

既に指摘したように、《ナナ》は背後に性的欲望を隠し、脅威をもたらしうる娼婦のステレオタイプを内包している存在に他ならない。マネは以前の作品でもこちらを見つめる女性を描いてきたが、《オランピア》においては、この娼婦の視線はわれわれを引きつけつつも、はねつける要素を含む。だが、《ナナ》において、娼婦が注意を鏡からわざわざ引き離して鑑賞者に送る一瞥は、時間的にごく一瞬のものでありながら、娼婦の仕事である誘惑行為として見る者を強力な力で引きつけ、画面の中に引き込むような力を持っている<sup>26</sup>。ここには、覗き見的眼差しによる一方的な所有は成り立っていない。これらのことは、《ナナ》と同時期に描かれた《鏡の前》(図版18)や《ガーター》(図版19)の女性が、観者から目をそらし、男性がその眼差しによって彼女たちを一方的に所有でき支配することができるものとして、マネにより、鑑賞者の欲望によって消費しやすい形態で描かれていることに対比させることができるだろう。

《ナナ》における男性の身体の断片化は、化粧による誘惑によって欲望を強く刺激されつつも、更なる恐怖や不安を覚えた男性の娼婦に対する距離感として解釈することも可能かもしれない<sup>27</sup>。同時に、この男性身体の断片化は、画面を閉じた逸話空間に封じ込めるのではなく、鑑賞者を巻き込む空間へと既に開いているのであり、《ナナ》のもたらず一瞥はこの絵を見る者にも投げ掛けられているのである。



図版17. エドガー・ドガ《まじめな客》1877年?、カナダ・ナショナルギャラリー、オタワ



図版18. エドゥアール・マネ《鏡の前》  
1876-77年、グッゲンハイム美術館、  
ニューヨーク



図版19. エドゥアール・マネ《ガーター》  
1878-79年、オードロップゴー美術館、コ  
ペンハーゲン

#### 4 ボードレールと化粧<sup>マキヤージュ</sup>

“化粧をする女”のイメージと娼婦の結びつきは、《ナナ》の悪魔的な娼婦性を示すことのただ一点においてのみ意味を持つわけではない。少し視点を変えてみれば、これはマネにとって同時代性の具現の試みであると言える。

近代化が押し進められる中で、うつろいゆく同時代の都市生活に目を向け、そこに現代の美を求めた<sup>モデルニテ</sup>現代性の美学において、マージナルな存在の娼婦たちこそまさに現代性の<sup>モデルニテ</sup>体現者であると論じたのは、他ならぬシャルル・ボードレールであった。ボードレールの論の展開をもってマネを擁護した「1874年のための絵画審査委員会とマネ氏<sup>28</sup>」の中において、ステファヌ・マラルメは、マネの《オペラ座の仮面舞踏会》(図版20)で男性に混じって描かれた娼婦を、欠くことのできない色どりとして捉え、現実社会においてマージナルな存在でありながら、ブルジョワ社会にとって必要不可欠な存在であることを認



図版20. エドゥアール・マネ《オペラ座の仮面舞踏会》  
1873-74年、ナショナルギャラリー、ワシントン

めていると言える。

このマラルメの見方は、周縁的存在でしかない娼婦のあり方を、芸術家そのものと重ね合わせ、さらに顔に彩りを加える娼婦の<sup>マキヤージュ</sup>化粧を「色を塗る(描く)」絵画そのものに重ねながら、マネがここに<sup>モデルニテ</sup>現代性の表象を試みたという、もう一つの解釈を可能にするだろう。

というのも、娼婦と化粧<sup>マキヤージュ</sup>、これら二つの要素はボードレールの<sup>モデルニテ</sup>現代性の美学にとって重要な役割を果たすものであったからである。ボードレールの『化粧礼讃』からは化粧<sup>マキヤージュ</sup>と娼婦の結びつきを読み取ることができるが、それは決して忌むべきものとして語られてはいない。

赤と黒は生を、ただし超自然的で過激な生を表象する。この黒い縁取りは、眼差しの深みを増し特異さを強くし、眼は無限に向って開かれた窓であるという外見を、より決然たるものとなす。頬の頂<sup>いただき</sup>を燃え上らせる紅<sup>ルージュ</sup>は、瞳の明るさをさらに増し、女の美しい顔にさながら女司祭の謎めく情熱を添えるのだ。…化粧<sup>マキヤージュ</sup>というものは、自らを隠し立てすることも、見破られまいとすることも要らない。それどころか、これ見よがしにではないまでも、すくなくとも一種の無邪気さをもって、自らを誇示してよいのだ<sup>29</sup>。

あたかもあまねく美を追究する女性へと向けられたメッセージであるかのような『化粧礼讃』でこの詩人が擁護するのは、同時代において禁じられた化粧<sup>マキヤージュ</sup>である。何より彼が主張する「超自然的で過激な生の表象」としての化粧<sup>マキヤージュ</sup>には、見た者の欲望を刺激し、また化粧<sup>マキヤージュ</sup>を施した者の性的欲望をそこに見出すことができるという意味で娼婦の存在が見え隠れしている。つまり、ボードレールは化粧<sup>マキヤージュ</sup>こそが娼婦を娼婦たらしめ、彼女たちを現代性の体現者たらしめる手段であると捉え、讃えているのだ。そして、《ナナ》がボードレールの美学を受け継いでいるのは、まさにこの点においてである。

既にマネは《オランピア》において従来の絵画の伝統的約束事を廃し、女神でもニンフでもないアクチュアルな同時代の娼婦の裸体をもって現代性<sup>モデルニテ</sup>の体現者を描くことに成功したが、《ナナ》においてこの画家はボードレールに負いながら、そうした現代性<sup>モデルニテ</sup>体現の役割を娼婦の化粧<sup>マキヤージュ</sup>に課しているのではないだろうか。

## おわりに

19世紀において娼婦というカテゴリーに属すと見なされてきた女性は、他のどの階級の女性にもまして逸脱した異常な者として捉えられてきた。マネの《ナナ》はそうした状況の中で娼婦の典型的なイメージを内包していたと言える。同時に《ナナ》における化粧をする女のイメージは、同時代の女優や踊り子の楽屋のイメージに最も近似しているものの、私室に男性を招き入れ、化粧<sup>マキヤージュ</sup>をしながら鑑賞者の方へ強い視線を投げ掛ける《ナナ》と全く重なるイメージはそれまでに描かれてきてはいない。《ナナ》を大きく特徴づける化粧<sup>マキヤージュ</sup>は、同時代の文脈において逸脱した女性のコードとして機能し、見る者の欲望を喚起する誘惑の力を持ち得た。これは、ジルーのショーウィンドーに展示された絵画としての《ナナ》という側面とあいまって、絵画と娼婦という二重の商品性をもたらす以上に、娼館の客寄せのためのディスプレイのように、自ら（商品＝絵画）を積極的に「売り込み」、強い視線を伴って鑑賞者を自らの領域に引き込もうとする力であったと考えられる<sup>30</sup>。その領域というのは、《ナナ》の娼婦の中に隠蔽されたイメージ、つまり、娼婦によってもたらされる脅威や恐怖に他ならず、《ナナ》で描かれる男性の後退はそれによって説明することができるだろう。そしてその一方で、マネにとって《ナナ》の化粧は、現代性<sup>モデルニテ</sup>の体現者としての娼婦にアイデンティティをもたらす化粧<sup>マキヤージュ</sup>、という認識に裏付けられてもいた。これはマネ自身がかつて《オランピア》において試みたボードレールの現代性<sup>モデルニテ</sup>の美学を、今度は化粧<sup>マキヤージュ</sup>を通じて繰り返すことに他ならなかった。このことはまた、マネがなおもボードレール美学の内に留まっていたことを意味し得るものだったのではないかと考えられる。

(いかた・まゆこ／お茶の水女子大学人間文化研究科人文学専攻博士前期課程修了)

掲載決定日：2006（平成18）年12月13日

## 附 記

本稿は平成18年1月にお茶の水女子大学人間文化研究科に提出した修士論文に基づき、加筆・修正を行ったものである。

## 注

- 1 Huysmans, Joris-Karl. "La Nana de Manet." *L'Artiste (Bruxelles)*, 13 Mai, 1877, repris dans *Bulletin de la Société J.-K. Huysmans*. N°50 (38<sup>e</sup> Année) 1965, p.352.
- 2 Lipton, Eunice. "Manet: Radicalized female imagery." *Art forum*. March (1975): pp.48-53.
- 3 Huysmans、前掲書、p.354.
- 4 ゴッラやマネ、及びその周辺の画家達によって「消費される商品」として表象される女性については次の研究において論じられている。吉田典子「ショーウィンドーの中の女たち——ゴッラとマネ、ティソ、ドガにおける近代商業の表象」『表現文化研究』第5巻、第1号(2005)：pp.69-84.
- 5 19世紀の娼婦を取り巻く状況については以下を全般的に参照した。アラン・コルバン『娼婦』杉村和子監訳、内村瑠美子ほか訳、藤原書店、1991年。(Corbin, Alain. *Les Filles de nocce: Misère sexuelle et prostitution: 19e et 20e siècles*. Paris: Aubier Montaigne, 1978.)
- 6 サンダー・L・ギルマン『「性」の表象』大瀧啓裕訳、青土社、1997年、pp. 425-57. (Gilman, Sander L.. *Sexuality: An Illustrated History: representing the sexual in medicine and culture from the Middle Ages to the age of AIDS*. New York: J. Wiley, 1989.)
- 7 グリゼルダ・ポロック『視線と差異』萩原弘子訳、新水社、1998年、pp.79-146. (Pollock, Griselda. *Vision and Difference: Femininity, Feminism and the Histories of Art*. London, New York: Routledge, 1988.)
- 8 ヴェルナー・ホーフマン『ナナ：マネ・女・欲望の時代』水沢勉訳、PARCO 出版局、1991年、pp. 237-83. (Hofmann, Werner. *Nana, Mythos und Wirklichkeit*. Köln: M. DuMont Schauberg, 1973.)
- 9 Clayson, Hollis. *Representations of Prostitution in Early Third Republic France*. Ph.D. diss., University of California at Los Angeles, 1984, pp.256-94. 及び同著、*Painted Love: Prostitution in French Art of the Impressionist Era*. Los Angeles, California: The Getty Research Institute, [1991] 2003, pp.56-81.
- 10 以下の研究では化粧を絵画そのものに対する自己言及という側面において論じているが、マネが実際に欲望に消費される女性の身体を描き続けたことに変わりはなく、鑑賞者の欲望をほらむ眼差しによる(描かれた)女性の身体の消費を免れることにはならないと思われる。Armstrong, Carol. *Manet Manette*. New Haven and London: Yale University Press, 2002, pp.235-36. なお化粧と絵画とのアナロジーに関しては次の研究でも言及されている。Garb, Tamar. *Bodies of Modernity: Figure and Flesh in Fin-de-siècle France*. London: Thames and Hudson, 1998, pp. 128-29.
- 11 これより以下、マキヤージュとしての化粧の意味をとりわけ強調したい場合にのみ「化粧」とルビを振る。
- 12 Un Impressionniste. "Nana." *Tintamarre*. 13 Mai, 1877, p.2.
- 13 Bazire, Edmond. *Manet: Illustrations d'après les originaux et gravures de Guérard*. Paris: A. Quantin, 1884, p. 100.
- 14 19世紀の化粧を巡る状況については次のコーソンの研究を主に参照した。リチャード・コーソン『メイクアップの歴史：西洋化粧文化の流れ』石山彰監修、ポーラ文化研究所訳、ポーラ文化研究所、1982年、pp. 272-365. (Corson, Richard. *Fashions in Makeup: from Ancient to Modern times*. London: Peter Owen, 1972.)
- 15 Delvau, Alfred. *Dictionnaire de la langue verte*. Paris: C. Marpon et E. Flammarion [1866] 1883, p. 278, dans GALLICA, <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k50521b>.
- 16 Perret, Paul. *La Parisienne*. Paris: A. Le Chevalier, 1868, p.29. 引用の一部は以下の邦訳を参照した。Perrot, Philippe. *Le travail des apparences, ou, Les transformations du corps féminin: XVIII<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup> siècle*. Paris: Editions

- du Seuil, 1984. (第六章訳出 フィリップ・ペロー「自然であるもののシミュラクル」高頭麻子訳『現代思想 (特集：顔)』19巻7号、1991年、p.182.)。
- 17 引用は千葉順訳によった。Maupassant, Guy de. *Bel-Ami*. 1885, repris dans *Romans*, édition établie par Louis Forestier, Paris: Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1987, p.208. (ギー・ド・モーパッサン「ベラミ」千葉順訳『モーパッサン集 (フランス文学全集 9)』東西五月社、1960年、p.15.)
- 18 19世紀後半、「娼婦」の枠は非常に曖昧になっていった。特に商業の領域にも売春が浸透し、小売業に携わる女性や女給仕、お針子、洗濯女、そして女優や踊り子というエンターテインメントに携わる女性たちも例外ではなかった。Lipton, Eunice. *Looking into Degas: Uneasy Images of Women and Modern Life*. Berkeley: University of California Press, 1986. 及び、注9に挙げたクレイソンの研究に詳しい。
- 19 Mantz, Paul. “Le Salon.” *Le Temps*. 10 Juin, 1874, p.2.
- 20 この娼婦の化粧の濃さについてはクレイソンも言及している。Clayson、前掲書、p.65.
- 21 タマー・ガープは男性を伴う女性の身繕いのイメージが19世紀後半に数多く描かれてきたものであることを指摘している。Garb、前掲書、p.138.
- 22 引用は川口篤、古賀照一訳によった。Zola, Emile. *Nana*. 1880, repris dans *Œuvres Complètes*, édition établie sous la direction de Henri Mitterand, t. 4, Paris: Cercle du Livre Précieux, 1967, p.126. (エミール・ゾラ『ナナ 上巻』川口篤、古賀照一訳、新潮文庫、新潮社、1956年、p.184.) 1876年にマネはゾラの『居酒屋』を読んでいたが、マネの作品と同名の小説『ナナ』の連載開始は、マネの《ナナ》以降の1879年の秋になる。
- 23 鑑賞者の注意を引きつける手の動きの解釈は以下を参照。Fried, Michael. *Manet's Modernism, or, The Face of Painting in the 1860s*. Chicago and London: University of Chicago Press, 1996, p.334. また、ユイスマンズは以下において欲望を喚起する装置として化粧を捉え、性欲と食欲とを限りなく等しい欲望として重ねている。Huysmans, Joris-Karl. “L’ambulante.” *Croquis parisiens*. Paris: H. Vaton, 1880, p. 37, dans GALLICA, <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k103022f>.
- 24 口が持つ性的な含みに関しては以下を参照。グリゼルダ・ボロック、前掲書、pp.208-14. 及び Locke, Nancy. *Manet and the Family Romance*. Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2001, pp.70-1.
- 25 Bernheimer, Charles. *Figures of Ill Repute: Representing Prostitution in Nineteenth-Century France*. Durham and London: Duke University Press, [1989] 1997, pp.175-81.
- 26 この分析は以下の解釈に示唆を得た。Armstrong、前掲書、pp.228-29.
- 27 クレイソンはドガのモノタイプの男性客とドガ自身の階級の差を指摘し、ここに画家と男性の同一化の読み取りが不可能であると示唆する。Clayson、前掲書、p.47. だが、シルクハットを被る《ナナ》の男性は、マネと階級差がないと考えられ、同時代の男性として、マネもまた（娼婦によってもたらされる）不安を被り得たことも考慮すれば、画中の男性への同一化の可能性も否定できるものではない。
- 28 Mallarmé, Stéphane. “Le Jury de peinture pour 1874 et M. Manet.” *La Renaissance artistique et littéraire*. 12 Avril (1874): pp.155-57, repris dans *Écrits sur l’Art*, présentation, notes, bibliographie et chronologie par Michel Draguet, Paris: Garnier-Flammarion, 1998, pp.297-302. (ステファヌ・マラルメ「1874年のための絵画審査委員会とマネ氏」阿部良雄訳『マラルメ全集 3』筑摩書房、1998年、pp.420-27.) マネの《オペラ座の仮面舞踏会》、及びマラルメによる擁護論の分析は以下を参照。阿部良雄『群衆の中の芸術家』ちくま学芸文庫、筑摩書房、[1975] 1999年、pp.239-45.
- 29 引用は阿部良雄訳によった。Baudelaire, Charles, “Le peintre de la vie moderne. (Eloge du Maquillage.)” *Le Figaro*, 3 Décembre, 1863, p.3. (シャルル・ボードレール「現代生活の画家 (化粧礼讃)」阿部良雄訳『ボードレール批評2』ちくま学芸文庫、筑摩書房、[1985] 1999年、pp.203-4.)
- 30 アンセア・カレンによれば、当時の公認娼家は昼夜シャッターを降ろすよう義務づけられており、ショーウィンドーを用いた客寄せは禁じられていた。Callen, Anthea. *The Spectacular Body: Science, Method and Meaning in the Work of Degas*. New Haven and London: Yale University Press, 1995, p.68. また、次の研究では、ゾラや印象派の作品の中に見られる近代消費社会における女性イメージの分析を通して、絵画が、その中で商品化された女性を展示するショーウィンドーとしての機能を持っていたことが論じられている。吉田典子、前掲論文、pp.73-80.

## 参考文献

- 阿部良雄『群衆の中の芸術家』ちくま学芸文庫、筑摩書房、[1975] 1999年。
- 吉田典子「ショーウィンドーの中の女たち——ゾラとマネ、ティソ、ドガにおける近代商業の表象」『表現文化研究』第5巻、第1号 (2005) : pp.69-84.
- Armstrong, Carol. *Manet Manette*. New Haven and London: Yale University Press, 2002.
- Baudelaire, Charles, “Le peintre de la vie moderne. (Eloge du Maquillage.)” *Le Figaro*. 3 Décembre, 1863, pp.2-3. (シャルル・ボードレール「現代生活の画家 (化粧礼讃)」阿部良雄訳『ボードレール批評 2』ちくま学芸文庫、筑摩書房、[1985] 1999年、pp.199-204.)。
- Bazire, Edmond. *Manet: Illustrations d'après les originaux et gravures de Guérard*. Paris: A. Quantin, 1884.
- Bernheimer, Charles. *Figures of Ill Repute: Representing Prostitution in Nineteenth-Century France*. Durham and London: Duke University Press, [1989] 1997.
- Callen, Anthea. *The Spectacular Body: Science, Method and Meaning in the Work of Degas*. New Haven and London: Yale University Press, 1995.
- Clayson, Hollis. *Representations of Prostitution in Early Third Republic France*. Ph.D. diss., University of California at Los Angeles, 1984.
- . *Painted Love: Prostitution in French Art of the Impressionist Era*. Los Angeles, California: The Getty Research Institute, [1991] 2003.
- Corbin, Alain. *Les Filles de noce: Misère sexuelle et prostitution: 19e et 20e siècles*. Paris: Aubier Montaigne, 1978. (アラン・コルバン『娼婦』杉村和子監訳、内村瑠美子ほか訳、藤原書店、1991年)。
- Corson, Richard. *Fashions in Makeup: from Ancient to Modern times*. London: Peter Owen, 1972. (リチャード・コーソン『メイクアップの歴史：西洋化粧文化の流れ』石山彰監訳、ポーラ文化研究所訳、ポーラ文化研究所、1982年)。
- Delvau, Alfred. *Dictionnaire de la langue verte*. Paris: C. Marpon et E. Flammarion [1866] 1883, dans GALLICA, <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k50521b>.
- Fried, Michael. *Manet's Modernism, or, The Face of Painting in the 1860s*. Chicago and London: University of Chicago Press, 1996.
- Garb, Tamar. *Bodies of Modernity: Figure and Flesh in Fin-de-siècle France*. London: Thames and Hudson, 1998.
- Gilman, Sander L.. *Sexuality: An Illustrated History: representing the sexual in medicine and culture from the Middle Ages to the age of AIDS*. New York: J. Wiley, 1989. (サンダー・L・ギルマン『「性」の表象』大瀧啓裕訳、青土社、1997年)。
- Hofmann, Werner. *Nana, Mythos und Wirklichkeit*. Köln: M. DuMont Schauberg, 1973. (ヴェルナー・ホーフマン『ナナ：マネ・女・欲望の時代』水沢勉訳、PARCO 出版局、1991年)。
- Huysmans, Joris-Karl. “La Nana de Manet.” *L'Artiste (Bruxelles)*, 13 Mai, 1877, repris dans *Bulletin de la Société J.-K. Huysmans*. N°50 (38<sup>e</sup> Année) (1965): pp.350-54.
- . *Croquis parisiens*. Paris: H. Vaton, 1880, dans GALLICA, <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k103022f>.
- Lipton, Eunice. *Looking into Degas: Uneasy Images of Women and Modern Life*. Berkeley: University of California Press, 1986.
- . “Manet: Radicalized female imagery.” *Art forum*. March (1975): pp.48-53.
- Locke, Nancy. *Manet and the Family Romance*. Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2001
- Mallarmé, Stéphane. “Le Jury de peinture pour 1874 et M. Manet.” *La Renaissance artistique et littéraire*. 12 Avril (1874): pp.155-57, repris dans *Ecrits sur l'Art*, présentation, notes, bibliographie et chronologie par Michel Draguet, Paris: Garnier-Flammarion, 1998, pp.297-302. (ステファヌ・マラルメ「1874年のための絵画審査委員会とマネ氏」阿部良雄訳『マラルメ全集 3』筑摩書房、1998年、pp.420-27.)。
- Mantz, Paul. “Le Salon.” *Le Temps*. 10 Juin, 1874, pp.1-2.

- Maupassant, Guy de. *Bel-Ami*. 1885, repris dans *Romans*, édition établie par Louis Forestier, Paris: Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1987, pp. 195-480. (ギー・ド・モーパッサン「ベラミ」千葉順訳『モーパッサン集(フランス文学全集 9)』東西五月社、1960年、pp.5-284.)
- Perret, Paul. *La Parisienne*. Paris: A. Le Chevalier, 1868.
- Perrot, Philippe. *Le travail des apparences, ou, Les transformations du corps féminin: XVIII<sup>e</sup>-XIX<sup>e</sup> siècle*. Paris: Editions du Seuil, 1984. (第六章訳出 フィリップ・ペロー「自然であるもののシミュラークル」高頭麻子訳『現代思想(特集:顔)』19巻7号(1991): pp.176-87.)
- Pollock, Griselda. *Vision and Difference: Femininity, Feminism and the Histories of Art*. London, New York: Routledge, 1988. (グリゼルダ・ポロック『視線と差異』萩原弘子訳、新水社、1998年)。
- Un Impressionniste. “Nana.” *Tintamarre*. 13 Mai, 1877, p.2.
- Zola, Emile. *Nana*. 1880, repris dans *Œuvres Complètes*, édition établie sous la direction de Henri Mitterand, t. 4, Paris: Cercle du Livre Précieux, 1967, pp.21-348. (エミール・ゾラ『ナナ 上巻』川口篤、古賀照一訳、新潮文庫、新潮社、1956年)。

## 図版出典

- 図版 1・2・3・18・20 Françoise Cachin, Charles S. Moffet *et al.* *Manet, 1832-1883*. catalogue de l'exposition, Paris: Grand Palais, Réunions des musées nationaux, 1983 (それぞれ、157, p.395; 64, p.175; 211, p.479; 156, p.391; 138, p.351.)
- 図版 5・16 Adriani, Götz. *Bordell und Boudoir: Schauplätze der Moderne-Cézanne, Degas, Toulouse-Lautrec, Picasso*. ausstellungskatalog, Ostfildern-Ruit: Hatje Cantz, 2005 (それぞれ、54, p.145; 75, p.167.)
- 図版 6・8 『フェリシアン・ロップス展』町田市立国際版画美術館編、2002 (それぞれ、72, p.139; [b-11], p.187.)
- 図版 7 *François Boucher, 1703-1770*. exhibition catalog, New York: Metropolitan Museum of Art, 1986 (60, p.256.)
- 図版 17 Callen, Anthea. *The Spectacular Body: Science, Method and Meaning in the Work of Degas*. New Haven and London, Yale University Press, 1995 (66, p.91.)
- 図版 4・19 Clayson, Hollis. *Painted Love: Prostitution in French Art of the Impressionist Era*. Los Angeles, California: The Getty Research Institute, [1991] 2003 (それぞれ、36, p.66; 41, p.77.)



# 不妊当事者が抱えるセクシュアリティの問題

白井 千晶

This article addresses the problems of sexuality faced by infertile women. The article draws on research I conducted as part of a project entitled, “Experience and Consciousness Study of Infertile People.” I collected data from an original survey administered to 366 people and from unstructured narratives of a sub-sample of 128 people, and analyzed the results using qualitative content analysis. Women identified several problems, including: (1) Heteronomy, as a consequence of having to control the timing of sex and as a negative impact on the frequency of sex; (2) The enforcement of obligatory sex for reproduction; (3) The separation of reproduction from sex as a consequence of artificial insemination and/ or in vitro fertilization; and (4) The reporting of ‘no effect.’ This study shows that the sexuality problems of infertile women signify their feelings of deviance. In particular, these women often feel deviant from their own internalized norms. Furthermore, some women who forego sex find themselves deviant from given paradigms of reproduction and intimacy. Another interesting finding indicates media influence on norms concerning sex. I found that: first, media enforces the reintegration of sex and reproduction as well as sex and intimacy; second, media is likely to define problems of sex as medicalized; and finally, media influence fosters time-control as well as ‘McDonaldization’ of sex based on a body of medical knowledge.

キーワード：不妊 セクシュアリティ セックス 質的内容分析 近代家族

---

## 1 本稿の目的と構成

近年、不妊治療をめぐって、不妊当事者視点からみえるミクロ水準での課題・問題群が提示されるようになってきた。例えば、柘植あづみ（1999、2000）は不妊当事者や不妊治療に携わる医師へのインタビューを通して、不妊が「不妊治療」によって解消されるという医療化過程で「自然な身体」からの疎外というアイデンティティの危機がもたらされることを指摘した。また門野里栄子（2002、2004）は不妊自助グループの会報やインタビュー、マスメディアのテキスト分析を通して、同様に医療化過程によって不妊という子どもを産めない問題は、産むことによってしか解決されない、個人が克服すべき課題という「自己帰責化」をもたらすことを指摘した。また西村理恵（2004）は不妊カップルへのインタビューを通して、夫婦の関係性の齟齬や緊張状態を明らかにした。フィンレージの会実施調査（2000）や東京女性財団調査（2000）では医師—不妊患者関係のコミュニケーション・説明不足が指摘され、白井千晶（2001）は医療化はマクドナルド化の過程を伴い、不妊治療が効率性、計算可能性、予測可能性、制御を最大化しようとするマクドナルド化に包摂されていることを示した。

これらの課題・問題群を視野に入れつつ、本稿では不妊当事者視点からみえる不妊や不妊治療の問題として、セクシュアリティの問題を整理したい。不妊とセクシュアリティおよびセックスの問題は、これまで社会学の研究で独立して取り上げられることはなかったが、不妊をテーマにしたメディア（雑誌やインターネットなど）では、のちに見るようにしばしば不妊治療におけるストレスの一つとして提示されている。また、不妊当事者のナラティブの古典的金字塔ともいえる『不妊』では、「セックスはとても白けておもしろくもない日課になる」（Klein ed. 1989=1991, p.36）、「カレンダー通りのセックス」（p.53）、「注射した日のセックス」（p.68）のストレス、「事務的なセックス」（p.88）など、不妊治療においてセックスが大きな問題として立ち上がることが描かれている。

このように、不妊という文脈においてセクシュアリティおよびセックスは「問題」として現れる。その「問題」のありようや「対処」へのトラックを考察すれば、不妊と「産むべき」という規範、愛あるセックスによって妊娠すべきという生殖、セクシュアリティ、結婚、愛の結びつきに関する規範、セックスを促すべきとするジェンダー規範を浮き彫りにすることができる。

本稿ではまず、筆者がおこなった「不妊当事者の経験と意識に関する調査」からみえる不妊当事者が抱えるセクシュアリティおよびセックスの問題を整理する。その内容は、次節で整理するように、タイミング法でセックスの日を指示されることへのプレッシャー・ストレス・不満、つまりセックスが他律的になること、セックスによらない妊娠への抵抗感、生殖のためのセックスに対する抵抗感、などである。次に、それを問題たらしめている規範について考察したい。それは、セックスは「本質的に」愛情・親密性に基づき自発的で管理されないコミュニケーションと快楽を目的としたものであり、妊娠・出産はそういったセックスの結果としてもたらされるべきであるという、近代家族、ジェンダー、セクシュアリティに関する規範である。次に、その規範に基づいて生殖のためのセックスを「本質的な」セックスにたらしめようとする社会的圧力として、不妊に関するメディアでのセックスの取り扱われ方を示す。これと同時に、セックスしない人・できない人がどのような位置におかれているのか、「不妊になれる人・なれない人」という境界の問題を取り扱う。

なお、医学的に定義される「不妊症」は「生殖可能な年齢にあり、正常な性生活を営んでいる夫婦が、避妊期間を除いて2年以上経過しているにもかかわらず妊娠の成立をみない状態」を言うが（南山堂『医学大辞典』）、本稿でいう「不妊」とは、子どもを持ってないことに関して何らかの問題を抱えていることを指す、より広い社会・文化的な概念である<sup>1</sup>。また、「セクシュアリティ」という用語は、有斐閣『新社会学辞典』（1993）には見出し語としては掲載されておらず、「性」に「sex; gender; sexuality」という英語が付されている。sexualityは「男女の別のあることから生じるさまざまな現象、異性に対する行動・傾向・心理・衝動・性的魅力など『性的なこと』」とされている（天野正子）。上野千鶴子は「性的なこと」あるいは定着している「性現象」という用語は同義反復であると批判すると同時に、異性愛として定義されていることを批判し（1996, p.4）、セクシュアリティは「無定義概念」であって、セクシュアリティ研究はセクシュアリティと人びとが呼び表象するものの研究だとするが（p.6）、本稿での概念は、不妊という課題関心に鑑みて、セックスは他者との性行動のうち異性とのセクシュアルコンタクト、インターコース（挿入）および射精を伴う性行動とし、セクシュアリティは、性行動としてのセックスおよび性的規範を含む性現象として使用する。

## 2 本稿が依拠するデータ

本稿では、筆者がおこなった「不妊当事者の経験と意識に関する調査」（以降「本調査」）データを主に使用する。「不妊当事者の経験と意識に関する調査」は、2003年に郵送調査を実施（有効回収366票、以降「第1回調査」）、2004年に同一パネル追跡調査（有効回収125票、以降「第2回調査」）とインタビュー調査（19組21名）を実施した。基礎集計および自由記述データについては白井（2004b、2007）に掲載されているが、データの概要のみ表1にあげた。本調査の特徴は(1)先行研究で調査されていた医療的側面（治療経過や生殖医療に対する態度）のみならず、夫婦関係・親子関係・職場関係など生活領域に関する項目を多く含み、不妊と人生や生活に対する関わりに焦点を当てたこと、(2)同一パネルで追跡的に調査をおこなっていること、(3)「不妊患者」のみならず不妊治療で出産した人、不妊治療を休止したり終了した人、治療経験がない人などを含み、「不妊」を経験した人すべてを対象にしていることである。なお、第1回調査の回答者は女性が98%を占めていたため、本稿の考察対象は女性とし次節以降で扱うデータは女性回答者に限定する。

表1 「不妊当事者の経験と意識に関する調査」の概要

第1回調査（2003年1月調査）		第2回調査（2004年10月調査）	
【自記式質問紙調査】		【自記式質問紙調査】	
有効回収数	366 <sup>#1</sup>	有効回収数	125（有効回収率56.8%） <sup>#3</sup>
性別	女性359名 男性7名	性別	女性122名 男性3名
調査時点の子の有無	なし 69% あり 31% <sup>#2</sup>	【インタビュー調査】 (2004年4月～2005年3月)	
調査時点の不妊治療	不妊治療中 40% 治療していない 60%	対象者数	19組21名

注1 自助グループ「フィンレージの会」協力による配布・回収53%、残りはインターネット・雑誌での告知に応じた自発的応募式のため回収率は判定せず。

注2 続発性不妊の一児不妊（いわゆる二人目不妊）を含む。

注3 第1回調査は無記名調査であったが、インタビュー調査の協力意志を示した回答者に連絡先の記入を請うて追跡調査に至った。

## 3 不妊当事者が認知するセクシュアリティおよびセックスの問題

本調査では先述のように、不妊当事者の生活様相を明らかにするため人間関係とくに夫婦関係に関する質問項目を設定している。第1回調査ではセクシュアリティに関する質問として、無回答を避けるため「性生活」独立の項目とせず「配偶者の方との関係や話し合い、性生活などについて、不妊や不妊治療と関係があると思われることを、ご自由にお書き下さい」と自由記述項目を設定した。本節では、この自由回答から析出される不妊当事者が認知するセクシュアリティおよびセックスの問題を提示したい。

その前に不妊当事者の夫婦関係に関する背景を述べておこう。本稿が対象とする女性回答者359名のうち調査時点で配偶者との関係が順調だと答えたのは86.4%を占めている。調査時点で不妊治療中の女性有配偶者の63.7%が夫は不妊治療に積極的だと答え、81.7%は夫と不妊治療や今後のことを話し合っていると答えた。また、不妊や不妊治療を通じて夫婦関係がよくなったと答えたのは女性全体の26.8%、不妊や不妊治療が原因で離縁を考えたことがあるのは23.1%、実際にそれが原因で離縁したことがある

女性は2.5%だった。全体的に見れば、夫婦の関係性やコミュニケーション状況は良好のようであるが<sup>2</sup>、一方で不妊当事者は不妊に関する悩みの相談相手・心理的サポート源が十分にもてない傾向にある。本調査では15カテゴリーから心理的なサポートを得ているか尋ねたが、調査時点で不妊治療中の女性の平均個数は2.10と少なく（「誰からも心理的サポートを得ていない」も4人に1人の27.3%）、夫を心理的サポート源としてあげている女性は70.3%だった。夫以外の心理的サポート源はもちにくい傾向にあるが、なかでもセックスに関する事柄は医師にも親、友人、親戚、職場や近隣の人にも話しやすくはないだろうし、当の相手である配偶者自身がストレス源になっていることもあるだろう。

これらに留意しつつ、回答からどのようなセクシュアリティおよびセックスの問題が抽出できるだろうか。先に述べた質問項目で記述があった215ケースのうち、「性生活」に関する記述があったのは半数以上の128ケースにおよんだ。本稿ではウヴェ・フリック（Uwe Flick）やバーニー・G・グレイザーとアンセルム・L・ストラウス（Barney G. Glaser and Anselm L. Strauss）らによる質的データの加工方法を元に質的内容分析から4コード（および「その他」）を作成、この128ケースをアフターコードした（文章に量のばらつきがあるため複数のコードを付与するケースも有）。以下、4コードをテキストデータに基づいて説明したい（表2）。なお、当該項目以外の質問でもセクシュアリティやセックスに関する記述が散見された。とくに夫に主な不妊原因がある場合の配偶者との関係を自由記述で求める質問、人工授精や体外受精を受けたことに関する感情を同じく自由記述で求める質問に対しては、セクシュアリティやセックスに関する記述が見られた。下記の集計値には含めていないが、本稿中ではそれらのテキストデータも適宜使用する。

表2 不妊当事者が認知するセクシュアリティに関する問題

<p>(1) 他律性 〈55〉</p>	<p><b>【他律的・タイミングのコントロール・セックスの回数の減少】</b>                  ケース1（夫は）『「この日に夫婦生活を」等に対しては管理されているようでとても嫌な気がするらしい。私は反対にこの日に夫婦生活をしないと、毎日注射に通った時間とお金がムダになるので焦る。最近では妊娠可能な日以外、夫婦生活はしたくなくなってきた』                  ケース2 「性生活は全て医師の指図で行い、動物園のパンダのような感じだった」</p>
<p>(2) 生殖のためのセックス 〈57〉</p>	<p><b>【生殖のためのセックス・義務的・妊娠に至らないセックスならしない】</b>                  ケース3 「排卵日以外のSEXは無駄な事、必要ない事のように思えてくる」                  ケース4 「子づくりのための性生活になった時期が長かったので“楽しむ”という時期がなかった。できないのがわかって、夫は消極的になった」                  ケース5 「性生活は子供を持つための義務的行為でした」                  ケース6 「自然な感情でのSEXができなくなってしまった」                  ケース7 「夫が種馬扱いされた気になってひいてしまった」</p>
<p>(3) 生殖とセックスの分離 〈10〉</p>	<p><b>【セックスによらない生殖技術による妊娠・生殖とセックスの切り離し】</b>                  ケース8 「不妊治療を始めてからほとんど性生活なくなり、体外受精（顕微受精）しか可能性がないとわかって以後、性生活も全くなかった。2回妊娠・出産することができたが、2回ともSEXなしの妊娠である。特にこだわっているわけではないが、愛=SEX=妊娠ではないと…何ともいいがたい気持ちになることがある」                  ケース9 「現在、タイミング法がとても精神的にいやになってきている。しかしセックスストレスで、AIHなどで子供をもうけるのはとても不自然だと思う」                  ケース10 「人工授精をするようになって夫も私も『セックスをしなければならない』という呪縛から解き放たれました」</p>

(4) 影響なし <4>	【セックスへの影響なし・問題ない】 ケース11 「性生活は何のプレッシャーもなく、思いのままにできて楽になりました。回数も減っていません」 ケース12 「夫との絆が普通の夫婦よりも強いものになっている感じがします。これは不妊治療をして得られたことだと思います。治療の時期によっては義務的な性生活をしなければいけない事もある辛いですが、その他の夫との性生活はきちんとできているので、その点でも絆が生まれていると思います」
その他 <17>	避妊の有無、性的嫌悪、夫婦関係の悪化が性生活に影響、など。

第1回調査自由記述項目「配偶者の方との関係や話し合い、性生活などについて、不妊や不妊治療と関係があると思われることを、ご自由にお書き下さい」の回答をコード化した。  
カテゴリー中に記載した < > の中は実数。

### (1) セックスの他律性

不妊当事者が認知する一つ目のセクシュアリティに関する問題は、「セックスの他律性、セックスのタイミングをコントロールされること」である。結果としてセックスの回数が減少することもこのカテゴリーに含まれる。

周知のように、不妊治療の方法の一つ「タイミング法」は、医師が尿検査によるホルモン値の測定、超音波画像診断装置の画像や基礎体温表の判読、場合により排卵誘発剤の投薬等によって排卵の時期を予想し、セックスすべき日を指導するものである。タイミング法以外にも、不妊検査の一つであるフナーテスト（排卵直前の指定された検査日の朝にセックスをし、子宮頸管粘液を顕微鏡で観察して運動精子の数を測定、抗精子抗体や精子の状態を判断するもの）では検査前数日の（不妊治療用語にもなっているいわゆる）「禁欲」と検査当日朝のセックスを指示される。精子を採取する人工授精や体外受精・顕微授精でも採精前およそ5日間の「禁欲」を指示される。こうしたセックスのタイミングの指導・指示に対して、他律感、被支配感、拘束感、被管理感を訴えるケースが約半数あった。表2中のケース1では、夫が「管理」、ケース2では「指図」というキーワードを使用している。次節で論じるようにこれらを問題として認知するのは、セックスは「本来的には」自律的・自発的でプライベートなものであるはずだという自明性によるものだとはいえる。

### (2) セックスが生殖のための義務的なものになること

二つ目のセクシュアリティに関する問題は「セックスが妊娠・出産という生殖目的になること、義務的なこと、妊娠に至らないセックスならしないこと」である。表2に示したように、「妊娠しないセックスは無駄」「子作りのため」「義務的」であることがキーワードとして登場したり、あるいは裏返しとして「自然な感情でない」「楽しめない」などのキーワードが登場する。

「人工授精・体外受精を受けたこと、精子提供を受けたことなどに関して、葛藤や悩んだこと、選択の経緯、今現在のお気持ちなどご自由にお書き下さい」とした別の質問項目では「人工的に行う事自体が人間の心情を変えられてしまうことで（セックスの喜び、夫婦の愛を感じる事なく作る事）心が治療の速度においつかなくて悩んだ」（白井 2004b, p.284）などの表現もあった。いずれも、セックスが生殖のための目的合理的な行為になることを問題として認知している。これは次節で論じるようにセックスは愛情、自然な感情、快楽、楽しみ、親密性の表象、コミュニケーションの結果であるか、生殖が目的で

あったとしてもこれらが含まれていなくてはならないという自明性によるものだといえるだろう。

### (3) 生殖技術の利用によってセックスと生殖が切り離されること

三点目としては、逆に「生殖技術の利用によってセックスと生殖が切り離されること」に関する事柄が問題点として認知されていることがあげられる。ケース8では、セックスでは妊娠の可能性がないと判明してセックスがなくなり、体外受精というセックスによらない方法で妊娠に至ったが、これに対して「愛=SEX=妊娠」ではない方法だったと訴えている。ケース9ではセックスによらない妊娠を「不自然だ」と躊躇している。ここではセックスによらない方法で妊娠を試みることに對する「抵抗感」が表明される。例えば以下のようなものだ。

人工授精をすすめられた時は、不自然な感じがしていやだったが、それよりも早く子供が欲しい気持ちが強く、2人の子に間違いないのだからと、自分に言いきかせていた。数回挑戦するうち、その気持はうすれていったが、朝、主人が出勤前にリビングのTVで(ビデオを見ながら)精液を採取するうしろ姿をちらっと見た時から、主人がかわいそうで、悲しくて、そんなことをさせている自分が嫌で、「今度こそ、これで妊娠できますように」と強く願っていたことは、きっと一生忘れられません。(白井 2004b、p.266)

大学病院で人工授精を10回ほど受けましたが、カーテンの向うでモノのように扱われ、採精室もなく、研修医のような人たちが雑談をしながらやっているようで、高額を支払い、時間をつくって来ているのに信用できなくてやめました。(白井 2004b、p.266)

この抵抗感は、先ほど見たような「愛あるセックスによらない妊娠」に対する抵抗感のほか、人工授精・体外受精で精子を採取するためにマスターベーションが必要になること、つまり(病院のトイレ、採精室、自宅等)決められた場所で、朝決められた時間に、決められた容器に、(採精室では与えられたAVを見て)マスターベーションで精子を採取しなければならないということ、マスターベーションで採取した「道具的な精子」で妊娠するということ<sup>3</sup>、医師という第三者が受精(授精)させることに對する抵抗感でもあることがわかる。

ただしこのカテゴリーに関しては、5節(2)でも論じるように、生殖補助医療技術がセックスの「代替」になり本節上記(2)から解放されるという、ケース10のような指摘もある。先に挙げた「人工授精・体外受精に際しての気持ち」に関する質問項目でも、生殖補助医療の使用によってセックスから「解放」されたとの記述が散見されたことを付言しておく。

### (4) セクシュアリティおよびセックスの問題はないとする主張

少数ながらセックスの「問題はない」「影響はない」とあえて表明されるカテゴリーも存在した。ケース11ではあえて「回数も減っていない」と述べられ、ケース12では「きちんとできている」と述べられている。実際のところ本調査では、不妊や不妊治療を契機に身体、結婚観、セクシュアリティについて夫と対話の機会をもつことができたとの記述も多く見られた。

しかしその背景には、「経験の告白」によって不妊経験が肯定され、「成長した私」「自己の受容」とい

う経験の意味づけによってしか個人が解放されるトラックがないという現代日本社会における不妊の位置づけが関連している可能性もある。諸田裕子（2000）は雑誌記事の分析から、現代日本社会においては不妊問題は「個人の問題」とされていること、つまり医療によって子をもつことで不妊から解放されるが、解放されるための努力をするかは個人の選択と責任の範疇であるという〈自己帰責化〉のレトリックを明らかにした。

#### 4 不妊当事者が認知する問題は何の表象か

前節で抽出された不妊当事者が認知する問題は、不妊当事者が内面化している規範から逸脱していると感じていることを意味している。それでは何が自明とされているのだろうか。

セックスレスやセックスワーク、ホモセクシュアルに焦点を当て、近代においてそれらが「逸脱」「タブー」「病理」とされる論理や構造を考察した先行研究は数多いが、残念ながらセクシュアリティやセックスをテーマの中心に据えて論じている社会学的研究はほとんどない。本節ではまず、家族社会学において家族や夫婦の制度や機能がどのように位置づけられてきたか確認することで、夫婦のセクシュアリティに関する自明性や規範を整理したい。また、その歴史性を明らかにした近代家族論も、夫婦のセクシュアリティの自明性や規範を提示するのに大いに役立つだろう。

##### (1) 家族社会学における家族の機能と制度

有斐閣『新社会学辞典』によれば「家族」とは「居住共同に基づいて形成された親族集団」で、夫婦関係が基礎となるのは「生殖における分業を核として展開される性的分業であって、男女はこのゆえに相互依存の関係におかれ、性的結合を維持する」と、家族の一次的な下位単位である夫婦の生殖および性的関係が記されている（傍点は筆者）。

周知のように、家族についてはさまざまな機能リストが掲げられてきた。宮坂靖子によれば、家族の機能には性的機能、生殖・養育機能、生産機能、消費機能があり、それぞれ対個人的機能（対内的機能）と対社会的機能（対外的機能）に分けられる（2001、p.134）。性的機能は性的・情愛的充足（対個人）、性的統制（対社会）、生殖・養育機能は子孫をもつ欲求の充足（対個人）、社会成員の充足（対社会）となっている。このように、家族の機能としては性的機能および生殖機能が基底的であり、その担い手は社会の下位システムとして制度化された夫婦なのである。望月嵩（1996、1997）によれば、人間の性には愛（社会的）、生殖（生物的）、快楽（心理的）という三要素があり、これらを統合するのが夫婦間の性関係だという。また、愛には三つの基本形、すなわち相互依存関係に基づく親子愛、相互理解に基づく友情、性的欲求を満たす性愛があって、夫婦愛はこの3パターンを総合するものだという（1997、p.25）。

このように、家族の機能や制度のありようを描写している家族社会学のテキストでは、夫婦間の性的充足やそれによってもたらされる生殖が家族の基底的な機能・制度だとされている。

##### (2) 近代家族論とセクシュアリティ

それらの歴史的側面やイデオロギーについては、近代家族論およびセクシュアリティの歴史社会学の先行研究が1980年代以降蓄積されている。落合恵美子はヨーロッパの歴史社会学の見聞から、近代家族

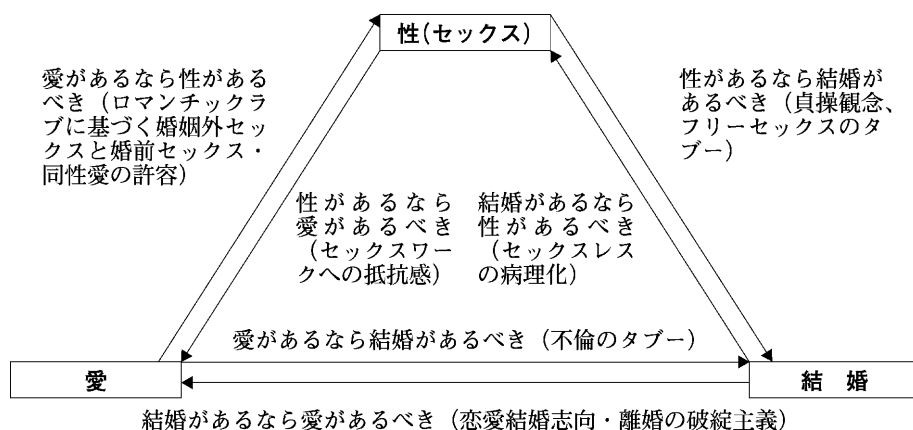
の特徴として①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族をあげ(1989、p.18)、性と愛を夫婦の特権的で排他的な絆だとするのは近代の歴史的特徴であり、そこでは避妊を典型として性と生殖が分離されると同時に、生命再生産制度としての家族を典型とする性の生殖への従属が特徴だと述べた(1989、p.9)。

川村邦光は小説等の分析を通じて、1910年代から家庭内にセクシュアリティが封じ込められ、父母・夫妻、息子／娘によって構成される「性家族」が誕生したと主張した(1994、p.223)。赤川学は、アンソニー・ギデنز(Anthony Giddens)らを引用しながら、1970年代頃から「他者と意思の通ったコミュニケーションこそが素晴らしく、またセックスもコミュニケーションの一形態であるとするようなセックス至上主義」(1999、p.360)がイデオロギーとなり、このころのセクシュアリティ言説には「あらゆる性行動の領域において、その当否を判断する基準として『愛』や『親密性』が大きな位置を占めるようになってきている(略)親密性パラダイム」という特徴があると指摘した(1999、p.382)。汐見和恵は、近代家族の夫婦には性的存在と親密性という二つの前提があると述べている(2001、pp.25-26)。

このような、近代におけるセクシュアリティを巻き込んだ夫婦・家族制度は、しばしば図1に示したような、性=愛=結婚の三位一体と称される。図示したように近代における夫婦・家族制度は、愛があるなら性があるべき(ロマンチックラブに基づく婚姻外セックス・婚前セックス・同性愛の許容、プラトニックラブの衰退)、性があるなら愛があるべき(セックスワークへの抵抗感)、愛があるなら結婚があるべき(不倫のタブー)、結婚があるなら愛があるべき(恋愛結婚志向、離婚の破綻主義)、結婚があるなら性があるべき(セックスレスの病理化)、性があるなら結婚があるべき(貞操観念、フリーセックスのタブー)という相互規定的な三位一体関係がある<sup>4</sup>。さらに性=愛=結婚の相互規定的な規範は、「男・女らしさ」「男・女ならば」「男・女だから」という文化的性差つまりジェンダー規範、およびそれに基づくジェンダー構造と深く結びついている。

不妊当事者が認知する三つの問題は、こうした規範に立脚して生殖が一義的な目的になることで、快楽・親密性・愛・自発性のないセックスに陥ることの「問題化」を表象しているといえるだろう。

図1 近代社会における性(セックス)=愛=結婚の三位一体





## 5 セックスレスと不妊

不妊当事者が認知する一つ目の問題には、セックスの頻度の減少・セックスレスがあった。それでは、不妊治療の経過の中で前節(1)～(3)で述べたようにセックスの頻度が小さくなったりセックスレスになるのではなく、「子どもがもてない」元来の理由がセックスレスだった場合はどうだろうか。生殖期にあり、しかも子どもを望んでいる女性がセックスレスである場合の当事者の認知、また前節で見た性・愛・結婚のうち「性」が、生殖のためのセックスと親密性・愛情によるセックスに分離しているインパクトをここでは考えたい。

「セックスレス」の「医学的な定義」は1991年に日本性科学学会で発表された「特殊な事情が認められないにもかかわらず、カップルの合意した性交あるいはセクシュアル・コンタクト（性的接触）が1ヶ月以上なく、その後も長期にわたることが予想される場合」とされる。ドイツの製薬会社バイエル薬品日本法人が2006年6月にインターネットで30～69歳の既婚男女823名に調査したところによると、医学的定義でのセックスレスに該当する1ヶ月以上セックスがない者は57.4%で、30代・40代の約半数が自分たちをセックスレスだと思っている一方、60%が夫婦の関係や愛情表現のためにセックスが大切だと答えていた。また、報告ではセックスレスと夫婦の愛情・絆の欠如は関連していると結論づけている。また、2004年に厚生労働科学研究班（主任研究者・佐藤郁夫自治医科大名誉教授）と日本家族計画協会が16～49歳の1580名から回答を得た「男女の生活と意識に関する調査」によれば、既婚者の31.6%がセックスレスだったという<sup>5</sup>。

セックスレスの定義によるところが大きいと考えられるが、日本におけるセックスレスの「規模」は大きい。一方で、マスメディアで1990年代から大きく取り上げられるようになったセックスレスは、回避性人格障害、性欲低下、夫婦の親密性の低下、勃起障害、性嫌悪症、性交痛など「病理」「疾病」「障害」とされてきた。

本調査では不妊事由の1位としてセックスレスをあげた女性は2.3%であったが、複数回答で不妊事由を尋ねるとセックスレスをあげた女性は6.5%、女性の性交障害4.7%、男性の性交障害2.5%と、のべで1割を越えている。また、3節で述べたように不妊事由にはなっていないが、不妊治療の過程でセックスレスになったり、セックスの回数が減少したことをあげた者は少なくない。

### (1) セックスレスのために子どもができないのは「不妊」か

それではセックスレスで子どもができないことはどのように認知されるのであろうか。本第1回調査では、不妊治療中かどうか、夫婦のどちらに不妊事由があるかにかかわらず、自分を不妊と思うかたずねた。すると性交障害・セックスレスが不妊の主な事由である女性の42%が「今でも自分を不妊だと思う」と答え、「思っていたが今は思わない」17%とあわせると、性交障害・セックスレスカップルの女性の6割が「不妊」というアイデンティファイをしがちであった。

だが自由記述で心境を尋ねると次のような回答があった。「一般的にはセックスレスは不妊と言っていいのかどうか分かりません。私のような者は、どこにも属さないような気がして、自分の存在すら否定したくなります」（白井 2004b、p.326）。

「どこにも属さない」という疎外感をさらに明らかにするため、第2回調査では彼女にインタビュー調査を依頼した。彼女のセックスレスの理由は夫の多忙、性の不一致だが、夫は彼女いわく「人工授精で

もいいから子どもがほしいなどと平気でいう」(白井 2004b, p.111)。また、彼女は不妊当事者の自助グループに入会しつつ対面的な自助グループ活動には参加できなかったという。その理由は以下であった。

自分はやっぱりセックスレスだから、普通に努力があつて妊娠できない人とはやっぱり違ふなつていうのがあつて、そこで何か話し合いをしたときにやはりつらいんじゃないかと思つたんです。女同士でも、子どもを産んでないと女じゃないという表現をする人もいれば、セックスがないというだけで女じゃないという人もいゝんで。不妊以前の問題じゃない、つて受け止められるんだろつなと思ふんです。(2004年インタビュー)

そして彼女は「交わりがない」セックスレスは不妊ではないと感じるので、「自分も不妊なんだと思えばもっと楽になれるのに」という。そして40歳を目前にして婦人科を受診しその日のうちに子宮卵管造影検査まで受ける。「なぜその日のうちに積極的に卵管造影まで受けたか」といふと、早く結果を出したかつたんです。ダメならダメで。」「ところがまあまあ OK」の結果が出てしまつた。それに対しては

うれしい反面もありました。まだ可能性があるといふのは。女としては、もうそこであなたの身体はおしまいでつと言われるよりは、能力が残つていゝといわれた方がうれしくはありますけど、これから産まなきゃいけなかつといふのを背負うのは辛いです。(2004年インタビュー)

と複雑な心境を吐露してゐる。そして2ヵ月後、彼女は AIH を実施したが妊娠にはいたらず、その後 AIH はおこなつていゝないといふ。このように、子どもをもちたいがセックスレスであるといふ状況は、当事者にとってジレンマであり、また「境界的」で「疎外感」と「自責感」をもたらすものだといゝえるだろう。

別の女性は第1回調査で「色気がない、体型が変化した」と「セックスレスの原因は全て私にあると夫の両親に言われた」と述べていた。次節で見るようにセックスの問題は社会的評価も自己評価も、女性の感情労働役割、身体的魅力等、ジェンダーの問題に還元されがちであるといゝえる。これは、子どもがほしいのにセックスがない、つまり図1でいふ性がないために生殖がかなわなかつといふ「問題」だけではなく、セックスレス自体の位置づけや意味付与に関連してゐる。4節でみたように夫婦の基底な機能が性的充足であれば、セックスレスは「逸脱」であり「病理」とされる。汐見が先行研究をレビューしながら整理したように、セックスレスは「回避性人格障害」「マザーフィグゼーション(母親への精神的固着)」などのような人格的・人間関係形成上の問題、夫婦関係の不全、ストレスなどの社会問題とされた(2001, pp.21-25)。その対処としては「ED(勃起障害)」や「性嫌悪症」「性交痛」、などの名称に明らかなように「病理」とされて、薬物療法や心理療法、自律訓練法など「専門家に治療をゆだねる」医療化と個人化がおこつてゐる。

さらに、門野(2002)が指摘したように、セックスレスや不妊が問題にされるのは、生殖役割が制度化された婚姻内においてである。逆にセックスしてはいけなかつ人・子どもを産んではいけなかつ人(前出注1)は「不妊になれない人」であり、パートナーとのセックスレスも問題化されない。

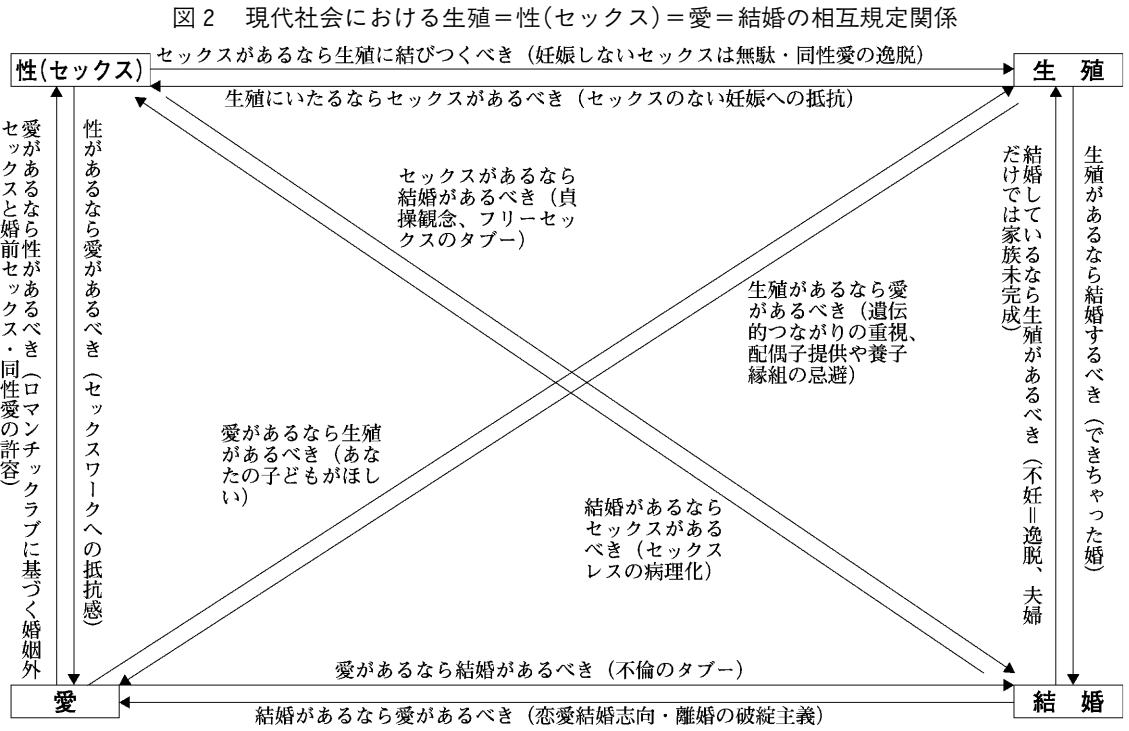
(2) 生殖パラダイムと親密性パラダイム

セックスレスを問題として認識したり、セックスのない妊娠を問題として認識する一方で、3節で見たように、生殖補助医療をセックスの「代替」とみなすことによって責任や義務を回避できると感じる者もある。

人工授精を受けることにしたのはセックスレスと言うことで医師からすすめられたからです。(中略) 他人を介して精子が注入されますが、特に葛藤はありません。もし妊娠できたら、父もしくは母が二人(精子を注入した医師)いるような気がします。他人に助けってもらって授けてもらったと言う感じに思えて、人工授精に対するマイナスのイメージはありません。(白井 2004b、p.265)

この場合、生殖のセックスと愛情・親密性のセックスが分離したことが、不妊当事者に大きなインパクトを与えていることがわかるだろう。汐見はセックスレス夫婦の研究においてギデンズやミシェル・フーコー(Michel Foucault)をひきながら、近代においては性が夫婦を性的存在とした秩序として構築され個々の性と生殖が共存すると同時に、現代の生殖技術の発達によって性と生殖が分化し、個々の性の有無を問題としない場合もありうると論じた(2001、p.26)。

この生殖のセックスと愛情・親密性のセックスが分離したことは、生殖技術だけでなく避妊の普及や女性が一生のうちに産む回数の減少にも起因している。この分離は「愛=性=結婚の三位一体」にもインパクトを与え、「性」から「生殖」が分離して愛、性、結婚、生殖の四者が図2のように相互規定関係をもつことになった。図示したように、性(セックス)があるなら生殖に結びつくべき(妊娠しないセックスは無駄・同性愛の逸脱)、生殖にいたるならセックスがあるべき(セックスのない妊娠への抵抗)、愛があるなら結婚があるべき(不倫のタブー)、結婚があるなら愛があるべき(恋愛結婚志向・離婚の破綻主義)、性があるなら結婚があるべき(貞操観念、フリーセックスのタブー)、結婚があるなら性があるべき(セックスレスの病理化)、生殖があるなら愛があるべき(遺伝的つながりの重視、配偶子提供や養子縁組の忌避)、愛があるなら生殖があるべき(あなたの子どもがほしい)、生殖があるなら結婚するべき(できちゃった婚)、結婚しているなら生殖があるべき(不妊=逸脱、夫婦だけでは家族未完成)



的つながりの重視、配偶子提供や養子縁組の忌避)、生殖があるなら結婚すべき(できちゃった婚)、結婚しているなら生殖があるべき(不妊=逸脱、夫婦だけでは家族未完成)などの軸が生起したのである。

すなわち、性と生殖が分離したことによって生殖技術がセックスの「代替」になる一方、「本来的には」性と生殖が結合しているのが正統であるとの規範が成立したといえるだろう。そして生殖技術や不妊に関する医療は「性=愛=結婚=生殖」規範に立脚してその一体化を叶えようとすると同時に、6節で述べるように女性に感情労働を要求するジェンダー規範と医学的根拠という科学的装いを結びつけながら、四位一体規範を補強しているものである。具体的には、タイミング法は性=結婚=生殖を完成させようとする技術であり、医療者は自らの規範や社会規範に基づいてそこに「愛」の存在を誘導する。人工授精、体外受精、顕微授精など「セックスによらない妊娠」を選択せざるを得ない場合でも、結婚=生殖を生殖技術によって完成させようとすると同時に、そこに「愛」と「セックス」を要求するのである。これらに関連した先行研究として、柘植(1999)がおこなった、産婦人科医師へのインタビューを通して医師がどのような結婚・家族・生殖に関する規範や論理をもって生殖技術を応用するか明らかにした研究があげられよう。

## 6 不妊雑誌とマタニティ雑誌にみるセクシュアリティのあり方

それでは、このような生殖のセックスと愛情・親密性のセックスのありように影響を与えている文脈はどのような文脈なのだろうか。例えばミクロな社会関係(社会化過程、親子や夫婦など一次的社会関係、医療者-不妊患者関係、集団内の規範や制度等)、マクロな関係や制度・知識(マスメディアや制度等)などその文脈が重層的であることは明白であるが、本稿では一例として不妊雑誌の言説を取り上げたい。その理由は、編集部、医療者、投稿者である不妊当事者が参加している媒体であるため不妊当事者へのメッセージや不妊当事者のニーズの表象を浮き彫りにしやすいこと、不妊当事者の現状は不妊治療中のセックスやセクシュアリティに関する情報をメディアに頼らざるを得ないことの2点である。本節では、不妊を対象にした日本で唯一の定期刊行一般雑誌、『赤ちゃんが欲しい』(主婦の友社、不定期刊行ムック本から平成11年季刊誌へ移行)をテキストに不妊雑誌にみるセックスへの圧力や医療化を分析することによって、セクシュアリティ規範やジェンダー規範を足がかりにメディアと医療が結びついて不妊当事者に示されていることを提示したい。

『赤ちゃんが欲しい』では、「夫婦のコミュニケーションはうまくいってる?いいセックスで妊娠を呼ぼう!」(No.4、平成12年8月)などのように、頻繁に不妊治療中のセックスについて特集記事が組まれている。それらを内容分析すると(1)生殖のセックスと愛情・親密性のセックスを再統合しようとするもの、(2)セックスの医療化を示すもの、(3)医学的知識を根拠にした時間管理やマクドナルド化を示すもの、に分けられる。以下具体的な言説がどのようになっているか順にみていく。

### (1) 生殖のセックスと愛情・親密性のセックスを再統合しようとする圧力

この次元の特徴は「二人のSEXは子づくりのためだけでなく、まず快樂のためのSEXであってほしいのです」(No.1、産婦人科医・池下育子のアドバイス)などのように、愛情・親密性のセックスの結果として妊娠(生殖)にいたるよう誘導し、「セックスを楽しむ気持ちをたいせつにすれば、おのずと受胎

への道につながる」(No.27、セックスカウンセラー・キム・ミョンガン)、「妊娠は夫婦の愛の上に成り立つもの。そのことを忘れずにふたり仲良くしていれば、ベビーはきっと授かります」(No.23、編集部記事)などのように、妊娠の可能性を高める合理性へと接合していくことである。これは「できれば自然に！相談室」(No.20、池下育子のアドバイス)のように、生殖補助医療を利用せず自然妊娠(セックスによる妊娠)を志向することを根拠にしている。また、多くは産婦人科医という医療専門家のアドバイスという記事構成を伴っていることは、次項(2)と関連している。

この次元のもう一つの特徴は、女性の感情労働を想定しているということである。たとえば、「男性は繊細だから精神的なストレスにすごく影響されやすいんですよ」(No.4、泌尿器科医師・三浦一陽コラム)、「妻への提言 ほめられていやがる男はいないんだから、夫をほめちぎろう」(No.15、キム・ミョンガン)、「夫をその気にさせるマル秘作戦はコレ！」(No.15、編集部記事)などは、女性側の感情的・情緒的な努力を促しており、ジェンダー役割の構造に立脚しているといえる。

## (2) セックスの医療化

第二の次元は、医療専門家が医学的知識に基づく(とされる)根拠を示して不妊治療中のセックスをアドバイスするという、セックスの医療化である。『赤ちゃんが欲しい』ではしばしば、「いいHで自然妊娠を目ざそう 先生、教えて！妊娠しやすい体位ってどんなもの？」(No.9)などのように、セックスのハウツーが示されている。そこでは子宮の傾きによって妊娠しやすい体位が違う、などのように解剖図的に図示され、それぞれに適した「妊娠しやすいセックス」が示される。「膣の奥のほうで射精する、SEXのあとは腰の下にクッションを入れて30分間は安静に、3～5日に1度の割でコンスタントに関係を持っていた方が、精子と卵子が出会える可能性が高い」(No.1、池下育子)などのアドバイスは編集部ではなく医師のアドバイスとして掲載される。「いいセックスをしていれば、女性ホルモンの状態も、きっとよくなると信じていきましょう」(No.4、池下育子)などのように、内分泌的な説明がされることもある。妊娠する・しないという結果の定性的な判断(門野、2004)しかできない不妊治療においては、妊娠に達した読者からの「どんなセックスで妊娠したか」という遡及的な記事が雑誌を埋めることになるのである。

## (3) 医学的知識を根拠にした時間管理やマクドナルド化

最後の次元は、不妊治療のセックスに関するアドバイスが、マクドナルド化(白井、2001)流の医学的知識を根拠にした時間管理をおこなうことである。「卵子は24時間、精子は72時間しか生きられない」「タイミングが合ったとして1回の自然妊娠率は16～18%程度しかない」「40歳を過ぎると採卵してもグレード1の卵[筆者注：良好な卵子]はできにくくなる」など、計算可能、予測可能、コントロール可能な時間管理と妊娠・出産の成功可能性(マクドナルド化流には効率性)が結びつけられ、時間やタイミングに対する知識は妊娠・出産の達成にとって脅迫的な意味をもつことになる。『赤ちゃんが欲しい』を見ると「私がかかっていた主治医は『ためすぎてもよくない。4日に1度がベスト』とっていました」(No.1、読者投稿)、(前出の)「3～5日に1度の割でコンスタントに関係を持っていたほうが、精子と卵子が出会える可能性は高い」「SEXのあとは腰の下にクッションを入れて30分間は安静に」(No.1、池下育子産婦人科医)、など時間管理に関する言説が散見される。こうした言説の多くは上述(2)と同様に医療者が医学的根拠をもって示すことにより権威と正当性をもち不妊当事者を拘束するのであ

る。

これら3つの特徴は興味深いことに(3)の妊娠達成のための時間管理を除いて、マタニティ雑誌において提示される妊婦向けのセックスアドバイスとパラレルになっている。マタニティ雑誌においてもしばしば、妊娠中という身体的に非日常的な時期のセックスをどうすべきか特集記事が組まれることがある。月刊マタニティ雑誌『premo』No.30(平成17年4月、主婦の友社)では「夫婦のグッドコミュニケーションのために 妊娠中のSEX アナタはどうしてる?」との巻頭特集が生まれ、妊娠中のセックスのディスコミュニケーションについて産婦人科医が「男性は、大人になっても結構甘えん坊で、常に子どもっぽいです。(中略)妻も夫のこういった面を少しわかっていれば、気持ちもラクになって、いい方向へ変わっていくかもしれませんね」とアドバイスしている。妻側の感情労働を求める構造は、本節(1)とパラレルであるといえる。同特集では編集部の記事として「女性と男性では性欲が違いますから、お互いの生理をよく理解することが必要です。妻もただ『イヤなの!』と逃げるだけでは、夫婦関係は壊れる方向へいってしまいます」と読者である女性にうまい立ち回りを求めている。これは不妊治療中だったり妊娠中だったりといった非日常のセックスに対して、医療を中心とした専門家のアドバイス(介入)という形態をとりながら、ジェンダー構造が刷り込まれていくともいえるだろう。

またマタニティ誌におけるセックスにも(3)とパラレルに医学的説明がなされる。ドクターのアドバイスとして「ご主人とのスキンシップをとるにはいい」としつつ、「膣の粘膜が出血しやすい」「子宮に刺激を与えない」といったことから「体を清潔に」「挿入は浅めに」「時間は短く」と指導し、具体的なセックスのハウツーが図入りで示されている。『たまごクラブ』(平成18年1月号、ベネッセ)でも読者の投稿によって編集される読者参加型の記事と医療専門家のアドバイスという体裁をとりながら、ホルモンと性欲の関係、流産や早産との関係、セックスしてもよい時期などが「指導」されている。このように不妊治療中のセックスと妊娠中のセックスに対するメディアの言説は、親密性パラダイムへの再統合、医療化などにおいてパラレルになっているといえる。

## 結 び

以上本稿では不妊当事者を対象にした量的および質的調査から得られた、セクシュアリティやセックスに関する問題を提示した。不妊当事者が認知するセクシュアリティおよびセックスの問題は(1)セックスの他律性、(2)セックスが生殖のための義務的なものになること、(3)セックスと生殖が切り離されること、という三つの次元に分かれることがわかった。これを問題として認知する背景にあるのは、近代に特徴的なセクシュアリティを包摂した夫婦・家族制度および規範から逸脱しているという自己認識と考えられる。本稿では従来論じられた「性=愛=結婚の三位一体」を結合させる夫婦のセクシュアリティの親密性パラダイムを確認しながら、生殖技術が可能にしたセックスのない妊娠や、セックスレスによる不妊、生殖のためのセックスと愛情・親密性によるセックスの分離について論じ、「性=愛=結婚=生殖」の関係を整理した。また、生殖のためのセックスと愛情・親密性によるセックスを再統合させようとするメディアの言説を取り上げた。そこでは医学的専門家の知識という体裁をとりながら、従来のジェンダー構造に依拠して女性側の感情労働を想定しつつ、愛情・親密性によるセックスによって妊娠を達成するトラックが描かれていた。

本稿は「不妊当事者」という当事者視点から何が問題化されるのかを明らかにし、そこに影響を与え

る医療専門家やメディアの言説を取り上げたことに一定の意義があると考えているが、社会一般の生殖観やセクシュアリティ観、歴史的な経緯など、より広いコンテクストの中にこの問題を位置づけて考察することを今後の課題としたい。

(しらい・ちあき／東洋大学非常勤講師)

掲載決定日：2006（平成18年）12月13日

## 注

- 1 門野（2002）が指摘するように、医学的定義とされる「不妊症」にさえ子どもをもつべき人・もってもよい人が妊娠に至らないという社会的条件が埋め込まれている。生殖年齢にあっても、結婚（生殖補助医療の場合は婚姻）していない人、産むことが認められない集団内（歴史的にはナチス政権下のユダヤ人、障害者、ハンセン病患者など）には「不妊症」が問われない。「2年」という期間の設定は、日本においては統計的に結婚後2年以内に子どもが出生する割合が9割に達するという「統計的標準」によっており、現在のところ世界保健機構、国際産科婦人科連合では同様に2年、アメリカ不妊学会では1年と定めている。さらに子どもを欲しいと思っていなければ「不妊治療患者」にはなりえないから、「不妊」のみならず「不妊症」「不妊患者」という医学領域の用語も社会・文化的な境界や主観・アイデンティティを含んでいる。例えば子どもを持たずに夫婦の一人が不妊治療を受けている場合、他方の配偶者が自らを不妊とアイデンティファイしている場合もあればしていない場合もある。また出産や治療の終止により不妊治療を受けていなくても自らを不妊とアイデンティファイしている場合もある。
- 2 有効回答者の半数が調査の告知に応答した任意回答者であることから、回答に歪みが生じている可能性もなくはない。しかし日本における不妊当事者・不妊治療患者を対象にした量的調査で無作為抽出のサンプルデータはなく、任意回答ないし特定団体を対象にしたデータ（厚生科学研究費研究矢内原巧研究代表「不妊治療の在り方に関する研究」、フィンレージの会「不妊治療の実態と生殖技術についての意識調査」、babycom「不妊に関するアンケート」、主婦の友社雑誌『赤ちゃんが欲しい』読者アンケート）では夫婦関係の項目が含まれていない。ちなみに夫婦関係の順調度評価は日本家族社会学会実施の全国家族調査（2003年）と同様の結果であり、本調査回答者が一般母集団に比してとくに夫婦関係がよい者に回答が偏っているとはいえないだろう。
- 3 人工授精が日本に初めて紹介された明治期にはマスターベーションによる採精ではなく、「健全な性」である「男女の交合」が前提とされコンドームに採るとされた（白井 2004a, p.168）。
- 4 ただし恋愛至上主義による「愛があれば婚姻外セックスも婚前セックスも許容」と結婚の制度化による「婚前セックスの忌避」「婚姻外セックスの忌避」は矛盾することもあり、ヘテロセクシュアル（異性愛）至上主義による「同性愛のタブー」と恋愛至上主義による「同性愛の許可」は矛盾することもある。
- 5 バイエル薬品2006年8月8日報道発表資料 (<http://www.bayer.co.jp/by1>)、「男女の生活と意識に関する調査」（厚生労働科学研究班／主任研究者佐藤郁夫と日本家族計画協会）2004年実施。
- 6 一方、避妊や不妊手術による出生のコントロールの普及（いわゆる「家族計画」）および少子化によって、実態的には一生のうちにセックスと生殖が結びつく頻度は小さくなってきている。

## 参考文献

- 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、1999年。  
 上野千鶴子「セクシュアリティの社会学・序説」『セクシュアリティの社会学（岩波講座 現代社会学10）』岩波書店、1996年。  
 江原由美子、長沖暁子、市野川容隆『女性の視点からみた先端生殖技術』東京女性財団、2000年。  
 落合恵美子「〈近代家族〉の誕生と終焉」『近代家族とフェミニズム』有斐閣、1989年。  
 門野里栄子「『不妊』の社会的意味：マス・メディア言説を通して」『甲南女子大学研究紀要．人間科学編』38号（2002）：

- pp.49-57.
- .「『不妊症』を構成するもの」日本保健医療社会学会『保健医療社会学論集』15(1)号(2004): pp.1-12.
- 川村邦光「“性家族”の肖像:近代家族と性/セクシュアリティの言説」岩波書店『思想』845号(1994): pp.222-244.
- 汐見和恵「現代家族における夫婦関係の変容——セックスレスの言説化をめぐる自明性の再考」家族問題研究会『家族研究年報』26号(2001): pp.19-30.
- 白井千晶「不妊の『マクドナルド化』——生殖の医療化の事例として」日本保健医療社会学会『保健医療社会学論集』12号(2001): 102-114.
- .「男性不妊の歴史と文化」『不妊と男性』青弓社、2004年 a。
- .『不妊当事者の経験と意識に関する研究 2003年調査報告書』2004年 b。
- .『不妊当事者の経験と意識に関する研究 2004年調査報告書』、2007年(近刊)。
- 柘植あづみ『文化としての生殖技術——不妊治療にたずさわる医師の語り』松籟社、1999。
- .「生殖技術と女性の身体のあいだ」岩波書店『思想』908号(2000) pp.181-198.
- 西村理恵「不妊女性を支える男性たち」『不妊と男性』青弓社、2004年。
- フィンレージの会『新・レポート不妊』フィンレージの会、2000年。
- 宮坂靖子「〈近代家族〉の誕生と変容——家族の機能と家族関係」原ひろ子編『家族論』放送大学教育振興会、2001年。
- 望月嵩『家族社会学入門』培風館、1996年。
- .「青年期の異性交際」森岡清美・望月嵩共著『新しい家族社会学 4訂版』培風館、1997年。
- 諸田裕子「『不妊問題』の社会的構成:『少子化問題』における『不妊問題』言説を手がかりに」日本家族社会学会『家族社会学研究』12(1)号(2000): pp.69-80.
- Flick, Uwe. *Qualitative Forschung*. Rohwolt Taschenbuch Verlag GmbH, Reinbek bei Hamburg, 1995. (ウヴェ・フリック『質的研究入門——〈人間の科学〉のための方法論』小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子訳、春秋社、2002年)。
- Glaser, Barney G. and Strauss, Anselm L.. *Discovery of Grounded Theory: Strategies for Qualitative Research*. Chicago: Aldine Transaction, 1967. (グレイザー・B・G・& ストラウス・A・L『データ対話型理論の発見——調査からいかに理論をうみだすか』後藤隆・大出春江・水野節夫訳、新曜社、1996年)。
- Klein, Renate D. ed. *INFERTILITY: women speak out about their experiences of reproductive medicine*. London: Pandora Press, 1989. (レナーテ・クライン編『不妊: いま何が行われているのか』フィンレージの会訳、晶文社、1991年)。



## 〈書評論文〉

# イスラーム世界のジェンダーに関する研究——日本の現状と展望——

嶺崎 寛子

## はじめに

本書評は、日本で出版されたイスラーム世界のジェンダーに関する研究を、ジェンダー研究のなかに位置づけて整理し、特徴的な論考をとりあげて書評を試みるものである。当初、評者は加藤博編『イスラームの性と文化』の書評を依頼されたが、本書評では複数の研究を取り上げる。イスラーム世界のジェンダーに関する研究全般を対象とするのは率直に言うと、評者にはいささか荷が勝ちすぎる。しかしイスラーム世界のジェンダーに関する研究や論説等が出版されてはいるものの、それがなぜか当該地域への理解や研究の深化には必ずしもつながっていないという日本の現状を踏まえると、ここで先行研究を振り返り、整理しなおす必要があると考え、この方法を採用した。本書評では加藤が採用している「言説」と「実態」という分類を援用し、広くイスラーム世界のジェンダーに関する研究を「言説空間に関する研究」と「イスラーム世界の現象に関する研究」とに分類し、それぞれの研究を紹介、整理する。書評の対象は主に、ジェンダーに関連した単著ないし編著のある研究者の研究とした。なお敬称はすべて略すことをご了解いただきたい。

## 1. 言説空間に関する研究

言説空間に関する研究といえば、まずエドワード・サイード (Edward W. Said) の『オリエンタリズム』を挙げなければならない。サイードは東洋に関する知を産出する西洋の態度、まなざしを問題化し、「オリент」が地理的区分を示すたんなる名称ではなく、西洋による政治的、文化的構築物であることを指摘した。同様にチャンドラ・モハンティ (Chandra T. Mohanty) は「フェミニズム研究と植民地主義言説——西洋の目」で、西洋のフェミニズムが第三世界の女性たちを分析・表象する際の偏向を指摘し、西洋フェミニズムの第三世界の女性に対する姿勢を批判している。

モハンティ、ガヤトリ・スピヴァク (Gayatri C. Spivak)、トリン・T・ミンハ (Trinh T. Minh-ha) らの「ポストコロニアル・フェミニズム」の系列に位置づけられるイスラーム世界のジェンダー研究としては、応答責任や西洋フェミニズム<sup>1</sup>のまなざしにひそむ加害性に真摯に向き合おうとした岡真理の仕事が挙げられる。文学研究者たる岡は一貫して表象の問題、特に第三世界に対する西洋フェミニズムや「私たち」のまなざしを問題にする。そして「同じ女」として第一世界の女性が第三世界の女性たちと自分を同一化することの罫と、第三世界の女性たちに対する第一世界の女性たちの構造的な加害性に自覚的であるように促す。

以下では長くなるが、岡の『彼女の「正しい」名前とは何か』について整理したい。本書のなかで、岡は私たち、という表現を多用する。私たちと複数にされてしまうことで、読者たる我々は岡のテクス

トによって否応なく、岡と同じ立ち位置に立つ人間という属性を付与され、「私たち」の中の差異は不可視化されてしまう。

「私達のアラブ人姉妹」(岡 2000、p.159)と岡が書くとき、それはシスターフッドという「幻想」に岡もまた立脚していることを示してはいないか。何をもって、いつ、私たちは姉妹になったのだ? そもそも私「たち」とは誰なのだろう? 評者はいつ、どのような理由で、岡と同列の何者か——「たち」という言葉に回収される何者か——になってしまったのだ? 姉妹や私たちという共同性や擬似的親密性をなぜ、ここで岡は無批判に導入しているのか。それは岡が批判して止まない西洋フェミニズムと同じ姿勢ではないのか。

例えば、序章で描かれている岡が「出会い損ね」たパレスチナ人女性について検討したい。岡は「見知らぬパレスチナ女性とともに、彼女のベッドで過ごすことに」(同上書、p.9)なり、彼女の夕食の誘いを何度も断って眠った。朝、彼女が岡に言う。「マリ、よく見て。これがエルサレム、私達の町よ。私たちパレスチナ人は、この街に何千年も前から暮らしてきたのよ」(同上書、p.11)。そして彼女は獄中の夫に会いに出かけていく。これが出会いのすべてである。岡はその出会いを想起し、彼女を「女であることの痛みと民族であることの痛みを不可分なものとして生きる、ジェンダー化された民族的抵抗の主体たる一人の *filastiniya* [パレスチナ女性を表すアラビア語単数形]」(同上書、p.27)として翻訳する。しかしこのような翻訳それ自体が、岡が指摘するように名づけの暴力であり、代弁するという暴力と知の横領そのものではないだろうか。彼女に「正しい」名前などない。人には多様な側面と多様なアイデンティティがあり、だからこそ、人は複数の「名前」を持つのだ。ここで岡は、語れないものを語るというよりはむしろ、語られなかったものまで読み込む、というフライングをしているように評者には思える。岡は「私たちもまた、歴史的に透明化された自己の存在に不透明さを取り戻すことが絶対に必要」(同上書、p.31)としながら、本文中で自らの不透明さを突き詰めることはしない。

岡の関心はアイデンティティよりもむしろ、自らや第一世界の女性が社会的、構造的に占めている相対的な「位置」に向けられている。その姿勢は貴重な示唆を日本のジェンダー研究や読者に与える。評者もそこから多くを学んだ。しかし逆にそのことによって、岡自身が「何者であるのか」という問いは、相対的なものとして埋もれてしまう。しかし性暴力や植民地主義について語る時、語る主体がそもそも何者であるかとそのポジショナリティは、誰に向かって語るかと同様、もしくはそれ以上に重要であると評者は考える。だからこそ加藤秀一は性暴力に関する彼の優れた論文を「僕は強姦されたことはない」(加藤秀一 2000、p.22)というポジショナリティの表明から始めたのではなかったか。

評者は「イスラーム世界のジェンダーに関する研究」の書評、というテーマからいささか脱線した。しかし岡のテキストは評者にとって、このような脱線をさせるほどに意義のある、魅力的なものである。例えば「女子割礼」に対する西洋フェミニズムのまなざしと語られ方のなかの問題(それは日本のフェミニズムや開発学の抱える問題でもある)を、炙り出したその仕事は高く評価されてしかるべきである。

欧米で専門教育を受けた女性イラン人類学者、ズィーバー・ホセイニー(Ziba Mir-Hosseini)の『イスラームとジェンダー——現代イランの宗教論争』はイランのウラマー(イスラーム法学者)の声を紹介し、欧米のフェミニズムとウラマーとの対話を試みたという点で貴重な成果であり、ヴィヴィットな記述と対面調査の面白さに満ちた刺激的な研究である。シーア派のウラマーたちのジェンダー観とその可変性、歴史性を考える上でも貴重である。しかしウラマーの主張をどう読むべきか、という背景説明が充分になされないままに各論やエピソードに終始しがちで、全体の枠組みが不明瞭になっている点が

惜まれる。おそらく日本の多くの読者は、提示される事例を前に途方にくれるのではないだろうか。監訳者の山岸智子はこの点に自覚的であったとみえ、文献案内や訳者解題を付すなど、かなりの努力を払って読者の便宜を図っている。山岸のような視点がホセイニーにあり、事例や行為の意味とその分析にもっと注意が払われていたなら、彼女の研究はより完成度の高いものになっていただろう。

ホセイニーが取り上げているように、ウラマー達はサイドが指摘した「オリエンタリストたちのまなざし」に対する反論をしばしば試みている<sup>2</sup>。「イスラーム的なもの」やイスラーム世界を解釈する西欧の「まなざし」やオリエンタリズムに対する苛立ちは、評者のエジプトでのフィールドワークの知見によれば、ウラマーや知識人のみならず、一般の人々にもみられた。イスラーム世界からのこのような反論は当該地域内では一定の浸透力を持っているが、翻訳・紹介されることは稀である。この事実はグローバル化が進む世界における、不均衡な言説空間を反映している。しかし仮に彼らの発言をそのまま翻訳しても、彼らの思想や主張を理解することはおそらく困難だろう。イスラーム世界の思想文化に疎い日本人が彼らの思想を理解するためには、その背後にある思想や文化、文脈に対する理解が不可欠だからである。この点に気配りが行き届いた研究としては、ライラ・アハメド (Leila Ahmed) の『イスラームにおける女性とジェンダー』が挙げられる。歴史記述部分には事実誤認も散見されるものの、植民地主義とジェンダー、フェミニズムの関係を整理した良書である。特に分量のほぼ半分を占める第3章はイスラーム世界の近代とジェンダーを考える上での基本文献である。この研究も「ポストコロニアル・フェミニズム」の文脈に位置づけられる。

この他に、日本の「イスラームは女性を抑圧する宗教である」「イスラーム世界の女性は抑圧されている」等々のオリエンタリズム的な前提に立った論調に対する批判がみられる。これらの批判は批判対象を限定していないことが多く、また「イスラームは～である」といった本質主義的な言説になりやすいため、残念ながら建設的な批判であるとはいえない。私見では、それは問題設定そのものが孕む危険性に起因する事態である。「イスラームは女性を抑圧している」という、歴史性や地域性等の多様性を無視した本質論的な論調に対する反論は問題設定に引きずられた結果、「イスラームは実は～である」という、やはり歴史性や地域性を無視した形を取りがちである。そして学界や研究者をとりまく外的状況が、「イスラーム世界」という枠組みの中で議論することを求めていることが、このような議論から離れて、イスラーム世界のジェンダーを地域的にも歴史的にも多様なものとして描き出すことを一層困難にしている。

例えば『キリスト教世界の女性』や『仏教圏における女性とジェンダー』という題名の研究書を想像して欲しい。そのような題名の研究書が現在の日本で出版されることはまずないと評者は考えるが、それは当該世界のなかでの差異や多様性が十分に認識されており、そのような概論や総論が陳腐に聞こえる程に研究が進み、細分化していることの証左である。イスラーム世界のジェンダー研究は残念ながら、前述のような外的状況もあり、いまだにそのような総論を期待される立場に置かれている。しかし「イスラーム世界のジェンダー」という枠組みでは、イスラーム世界のなかでの地域性、歴史性、民族、階級等の多様性を十分に描き出せず、大枠しか提供できない。この枠組みにあらゆる研究が回収されてしまう事態は、イスラーム世界のジェンダー研究にとって幸せなことではない。このような単純化が起きる要因はいくつかあるが、その一つは、イスラーム世界の女性たちの置かれている社会的現実やジェンダー秩序そのものに関する、実証的な研究の量に限りがあることである。

## 2. イスラーム世界の現象に関する研究

以下では、「イスラーム世界の現象に関する研究」について整理する。片倉もと子の『イスラームの日常世界』『アラビア・ノート』等は入門書としては大変に便利な良書であるが、発行年が古く現在の社会状況を反映していない。大塚和夫は『近代・イスラームの人類学』の4章でジェンダーについて論じている。大塚の多くの論文は彼が主にフィールドワークを行った80年代のデータと、90年代の補足調査によって得たデータに拠っているため、ややデータが古い点が惜しまれる。しかしジェンダー研究の動向を踏まえた彼の分析は、日本で参照できる良質な中東研究のひとつであるといえる。清水芳見の一連の研究も、ヨルダンの農村のジェンダー規範やジェンダー秩序を考える上で有効な素材を提供してくれる。

トルコのジェンダーを専門にする中山紀子の研究は92-93年に行ったフィールドワークの成果をもとになされており、トルコの農村に関する豊かなフィールドデータに裏付けられている。中山は「『抑圧』を抑圧と直ちに断定することなく、なぜ、そのようなことが彼らによって実践されているかに注目すること」(中山 2005、p.24)が重要だと指摘する。中山は一貫して「聖」と「俗」にこだわりを見せ<sup>3</sup>、「イスラームはもっとも『俗』にまみれてみえる『性』を『聖』に通じさせる特徴をもつ」(同上書、p. 42)と指摘するが、原則的に「聖」と「俗」という二項対立そのものが存在しないシャリーア(イスラーム法)ないしイスラーム文化を、そのような概念で分析することは果たして妥当だろうか。前述の引用から、中山が性を俗にまみれているものと考えていることがわかるが、この前提は妥当なのか。例えばヒンドゥー教のタントリズムのように、「性」が「聖」と結びつくのは決して珍しいことではない。

また中山はトルコの一農村の事例をもって「筆者は、性がイスラームの最も核心的な特徴の一つであると確信している」(同上書、p.42)「性こそがイスラーム社会を理解する大きな手立て」(同上書、p.42)と指摘するなど、本質主義的な分析をしがちである。そのため、文化の可変性やダイナミクスを射程にいたした分析にいたっていない。大塚が指摘するように<sup>4</sup>、そのような断定のためにはより多くの研究を待たなければならないだろう。彼らの名誉概念や性的隔離といった性にかかわる規範および性的イメージが、メタ・レヴェル(当該地域の人々が普段意識してはいないが、従っている高次のルール)でどのような価値体系に基づいているのかまで掘り下げた整理・分析があわせてなされたなら、中山の貴重なデータはもっと生きてくるだろう。

現代イラン社会を専門とする中西久枝は『イスラームとモダニティ——現代イランの諸相』の6、7、8章でジェンダーに関する事象を扱っている。6章で中西はシーア派の著名なウラマーであるジャアファリ師の人権論を取り上げ、西欧起源の普遍的人権論とシーア派イスラームの人権論を、「人権」概念の歴史的背景、立脚点の相違を明らかにしながら比較・整理し「イスラーム的人権論が、西洋的人権論と決定的に異なるのは、男女の平等と信教の自由の2点」(中西 2002、p.165)だと指摘する。続く7章では女性雑誌を資料として、ポスト・ホメイニ期のイランのフェミニズムについて論じている。中西はイランのフェミニズムは「『宗教的』対『セキュラー』、『保守』対『リベラル』といった分類」で捉えるべきではなくむしろ「『フェミニズム』という本来西洋の概念の受容に対して、『保守的』なのか『進歩的』なのか」(同上書、p.181)の違いであると指摘する。

中西によれば、イランではイスラームの枠組みにのっとって女性の権利拡大を主張した方が受容されやすいため、近年女性雑誌は国家権力の外に置かれた改革派ウラマーと連携、「ウラマーの言葉を借りて主張を展開」(同上書、p.187)する傾向がみられるという。ちなみに評者がフィールドワークをしたエジ

プトでも同様の傾向が見られたが、エジプトでは女性ウラマーが出現しており、イスラーム言説の担い手としての女性が登場している点がイランと異なっている。8章では女性の進学率、就労、女性の社会参加等にも触れつつ、ヴェールが強制されている国々と、社会規範が厳しいためにヴェールを纏わないという選択肢が事実上ない国々、ヴェールの着用が個々人の選択に任されている国々の歴史的背景と状況を簡潔に整理している。中西の研究はイランの状況を考えるために必要な情報を提示するだけでなく、それをどう考えるべきかについての示唆にも富んでいる。

前述のようなオリエンタリズム的な前提に反論するために、イスラーム世界のジェンダーに関しては、研究者が書いた一般向きの「エッセイ」やムスリム女性の「語り」も多く出版されている。イスラーム世界は男女隔離が行われている地域が多いため、一般に男性の研究者は女性に関する調査を行いにくく、情報が得にくい。そして従来中東研究者に男性が多かったという背景を考えると、これらの本には情報としては一定の価値がある。しかし研究者の体験や知見が学問的手続きなしに語られ、読者の「イスラーム世界のジェンダー観」を左右するという事態には、その影響力の強さを考えあわせると、不安にならずにはいられない。これらの本の情報としての精度には当然ながらばらつきがある。たとえばイラクの匿名女性のブログを出版した『バグダッド・バーニング』は、アメリカ占領下のイラクの情報を得るための一級資料であり、イラクに対して「西洋」がもつ度し難いオリエンタリズムについて考えるための良書であり、一女性の占領下の生の記録でもあり、一読に値する。ファティマ・メルニーシー (Fatima Mernissi) の『ハーレムの少女ファティマ』も、モロッコ、フェズの1940-60年代の大家族の家庭生活と、その中で生きる女性たちを活写している。

『イスラームの性と文化』は、広くイスラーム世界のジェンダーの多様な実態についての、実証的な事例研究を掲載しているが、編者である加藤博のジェンダー理解について、指摘しておきたい。大塚が正鵠を得た批判<sup>9</sup>をしているため詳細には論じないが、加藤博は「〔ジェンダーは〕近年の流行りの表現を使えば、グローバル・スタンダードの有力な担い手の一つである。ジェンダーという言葉には、社会的役割に見られる男女間の差別的性差、さらには性差そのものを克服し、排除することへの意思がこめられているからである」(加藤博 2005、p.7)とし、グローバル・スタンダードとイスラームを対立するものと捉えた上で「『ジェンダーとイスラーム』はもう一つの〔グローバル・スタンダードとイスラームの〕戦いの舞台」(同上書、p.8)であるとする。ここで加藤博がジェンダーという言葉で表現したいものは、モハンティらが批判した西欧中産階級中心の「フェミニズム」の一潮流ではないか。ジェンダーは「たんなる生殖機能の差異というレベルを超えて、社会的に編成された知識や規範としての性別」(加藤秀一 1998、p.26)である。従ってジェンダーは文化によって可変的であり、日本におけるジェンダーとエジプトにおけるジェンダーは同じではない。従ってジェンダーが「グローバル・スタンダード」であることはない。加藤博のジェンダー概念は誤解であり、そのような誤解がイスラーム世界に関心をもつ人々の間に広がらないことを願う。

## おわりに

結論すると、「イスラーム世界の現象に関する研究」は個々の研究に見るべきものは多くあるものの、充分な量の研究が蓄積されるに至っていないといえる。実証的かつ本質主義に還元、回収されない分析がなされたバランスのよい研究が望まれるが、残念ながらこの水準の研究はまだ多くはない。事例研

究をつなぐ理論や分析枠組みを提供する試みが大塚らによってなされているが、これをもっと有機的に結びつけることができれば、イスラーム世界に関するジェンダー研究は新たな局面を迎えることができるのではないだろうか。

日本の中東研究は全般的に実証を重視し理論研究に遅れが見られるが、これは他の研究分野との連携の弱さが原因である。イスラーム世界のジェンダー研究に関して言えば、開発学や社会学等の他分野との連携を強化し、それらの成果も取り入れつつ、ジェンダー研究とのより一層の連携が望まれる。ジェンダー研究も、しかし岡が指摘するような「西洋フェミニズム」や「普遍主義的人権主義」に陥ることを十分に警戒しながら、中東研究と連携する必要があるだろう。

開発学に関連するすぐれた研究としては、鷹木恵子のマグリブ諸国におけるマイクロクレジットに関する研究や、桜井啓子のイランにおいて女子教育が普及した要因が、男女隔離規範と適恰な学校システムであったことを指摘した研究などがある。これらの研究や、村上薫のナムス（性的名誉）規範が女性たちの家外での労働にどのように作用したかについての研究は、イスラーム世界における開発を考える上で、有効な視座を開発学に提供しうる。このような研究を一層蓄積し、開発学との連携を深めることで、開発プロジェクト等にアカデミズムの立場から具体的な提言ができれば、開発学のみならず当該地域の人々にも資することが可能となる。近年中東研究全体で、他分野との連携に向けた積極的な取り組みが進んでいるため、この点の見通しは明るいと評者は考えている。

今後は、歪んだ言説やオリエンタリズムに影響をうけない「実証」研究が積み重ねられていくことが望ましい。本質主義的な分析や語りという陥穽におちいることを十分に警戒しながら、「イスラーム世界のジェンダー研究」は、イランのジェンダー研究や、シャリーアのジェンダー秩序、ジェンダーと制定法など、対象とする地域においても分野においても、軸線を多元化していくことが望ましい。イスラーム世界の内部のジェンダー、地域、歴史、階級、民族等々の差異を可視化し、個々の文脈の中でジェンダー規範やジェンダー秩序がどのようなもので、何によって、どう決定づけられているのかを、多様な研究方法であきらかにしていくことがまずは、求められている。

「イスラーム世界のジェンダー」という正体不明なブラック・ボックスに個々の事例を落とし込んでしまふことなく、差異を丁寧に微細に見ていくこと。そして、その事例を読むための個々の枠組みを同時に提供していくこと。次に、事例と先行研究とを集積し、そこからそれぞれの地域ごとの、ジェンダーやセクシュアリティに関わるメタ・ルールを炙り出していくこと。これらが「イスラーム世界のジェンダーに関する研究」に課せられた課題ではないだろうか。

そしてより重要なことに、イスラーム世界のジェンダー研究は、従来のジェンダー研究が十分に扱ってこなかったが、近年その重要性が認識されている研究の地平に対し、あらたな視点と可能性を提供する契機となりうる。日本の従来のジェンダー研究には、イスラーム世界に対する関心が薄く、宗教とジェンダーに関する研究においてもイスラームを射程に入れないという傾向があった。従来のフェミニズム、特にマルクス主義フェミニズムは、宗教が女性たちに与える肯定的な価値を理論化できずにきた。これに対し、近年マーサ・ヌスバウム (Martha C. Nussbaum) は宗教の役割を肯定的に評価することを提唱している。しかしこのような試みはジェンダー研究の中でもまだ端緒についたばかりである。イスラーム世界のジェンダー研究は、宗教が重大な意味を持つ世界におけるジェンダーのあり方や、宗教とジェンダーの関係について、重要な示唆をジェンダー研究全般に与えうる。宗教とジェンダーの関係を捉える理論枠組みを形成していくという、ジェンダー研究において今後不可欠な課題に対し、イスラーム世

界のジェンダー研究が与えるインパクトは大きい。

(みねさき・ひろこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

## 注

- 1 岡の定義は「女性の多様性を無視し、先進工業社会の、民族的多数派、中産階級、ヘテロセクシュアルの女性の問題を、普遍的フェミニズムと規定するようなフェミニズム」(岡 2000、p.41)である。
- 2 オリエンタリストはそのまま翻訳されてアラビア語で「ムスタシャルキーン *mustashariqin*」と言う。一部のウラマーやエジプト知識人は東洋学者に対する不安と苛立ちをかくさず、彼らに反論する説法を行い、また書物を出版している。たとえば Muḥammad Yāshīn. *Rdud 'ulamā' al-muslimīn 'alā shubhāt al-mulḥidīn wa al-mustashariqīn, nd* (ムハンマド・ヤーシーン『ムスリムのウラマーによる不信仰者とオリエンタリストの懐疑への反論』)。
- 3 その姿勢は中山の以下の著作の題名に顕著に表れている。中山紀子『イスラームの聖と俗：トルコ農民女性の民俗誌』アカデミア出版、1999年。
- 4 大塚和夫 (2005)「加藤博編『イスラームの性と文化』(イスラーム地域研究叢書 6)」『イスラム世界』第65号、pp. 105-113、pp.105-106.
- 5 特に大塚和夫 (2005) の pp.111-112を参照されたい。

## 参考文献

- 大塚和夫『近代・イスラームの人類学』東京大学出版会、2000年。
- .「加藤博編『イスラームの性と文化』(イスラーム地域研究叢書 6)」『イスラム世界』第65号(2005)：pp.105-113.
- 岡真理『彼女の「正しい」名前とは何か』青土社、2000年。
- 片倉もと子『アラビア・ノート——アラブの原像を求めて』日本放送出版協会、1979年。
- .『イスラームの日常世界』岩波書店、1991年。
- 加藤秀一『性現象論』勁草書房、1998年。
- .「性暴力の『力』はどこからくるのか——セクシュアリティと権力をめぐる断章」武蔵野美術大学『武蔵野美術』第115号 (2000)：pp.22-27.
- 加藤博「イスラーム世界の女性——実態と言説の狭間で」加藤博編『イスラームの性と文化』東京大学出版会、2005年。
- 編『イスラームの性と文化』東京大学出版会、2005年。
- 鷹木恵子「マグリブ三国におけるマイクロクレジット普及の背景とその現状——『開発とシリンドー』の考察に向けて」加藤博編『イスラームの性と文化』東京大学出版会、2005年。
- 清水芳見「アラブ・ムスリムの家族と結婚——ヨルダン」片倉もと子編『イスラーム教徒の社会と生活』栄光教育文化研究所、1994年。
- 桜井啓子「イランの女子教育——イスラーム化の影響」加藤博編『イスラームの性と文化』東京大学出版会、2005年。
- 中西久枝『イスラームとモダニティ——現代イランの諸相』風媒社、2002年。
- 中山紀子『イスラームの聖と俗——トルコ農民女性の民俗誌』アカデミア出版、1999年。
- .「夫婦関係を盛り上げる仕組み」加藤博編『イスラームの性と文化』東京大学出版会、2005年。
- 村上薫「トルコの女性労働とナームス (性的名誉) 規範」加藤博編『イスラームの性と文化』東京大学出版会、2005年。
- リバーベント『バグダッド・バーニング』アートン、2004年。
- Ahmed, Leila. *Women and Gender in Islam: Historical Roots of a Modern Debate*. New Haven: Yale University Press, 1992. (ライラ・アハメド『イスラームにおける女性とジェンダー』林正雄、岡真理、本合陽、熊谷滋子、森野和弥訳、法政大学出版局、2000年)。
- Hosseini, Ziba Mir-. *Islam and Gender: The Religious Debate in Contemporary Iran*. Princeton: Princeton

- University. Press, 1999. (ズイーバー・ホセイニー『イスラムとジェンダー——現代イランの宗教論争』山岸智子監訳、明石書店、2004年)。
- Mernissi, Fatima. *Dreams of Trespass: Tales of Harem Girlhood*. Boston: Perseus Books, 1995. (ファーティマ・メルニーシー『ハーレムの少女ファティマ——モロッコの古都フェズに生まれて』ラトクリフ川政祥子訳、未来社、1998年)。
- Mohanty, Chandra Talpade. “Under Western Eyes: Feminist Scholarship and Colonial Discourses.” *Boundary 12*: 3 (Spring-Autumn 1984): pp.333-358. (チャンドラ・T・モハンティ「フェミニズム研究と植民地主義言説——西洋の目」『日米女性ジャーナル』No.15 (1993) : pp.91-116)。
- Muḥammad Yāshīn. *Rdud ‘ulamā’ al-muslimīn ‘alā shubhāt al-mulḥidīn wa al-mustashariqīn*. nd.
- Nussbaum, Martha C. *Women and Human Development: The Capabilities Approach*. Boston: Cambridge University Press, 2000. (マーサ・ヌスバウム『女性と人間開発——潜在能力アプローチ』池本幸生、田口さつき、坪井ひろみ訳、岩波書店、2005年)。
- Said, Edward W. *Orientalism*. New York: Pantheon Books, 1978. (エドワード・サイード『オリエンタリズム』今沢紀子訳、平凡社、1986年)。



## 〈書評論文〉

# 国際政治学におけるジェンダー研究

——アメリカの研究動向を中心として——

林 奈津子

## はじめに

日本の国際関係研究の発展を担ってきた日本国際政治学会は昨年50周年を迎え、その歴史的な節目にジェンダー分科会を新しい分科会として迎え入れた。アメリカの国際政治学会（ISA, International Studies Association）でフェミニズム理論・ジェンダー研究部会／分科会が発足したのは1990年であり、今から15年以上も前のことになる。その後を追うように、イギリスでも1993年にイギリス国際政治学会（BISA, British International Studies Association）の中にジェンダー部会／分科会が設立されている。欧米との大きなタイムラグはあっても、ようやくわが国の国際政治分野にジェンダー研究の場が設けられたことは、ジェンダーの観点から国際関係を考える回路を開くものであり、大いに歓迎したい。昨秋の学会創立50周年の記念大会には、国際政治学におけるフェミニズム研究の先駆者であり、ISAの現理事長を務めるアン・ティックナー（J. Ann Tickner）教授（以下敬称略）が招かれている。女性やジェンダーの問題に取り組む内外の国際政治研究者の交流が今後ますます深まることが期待される<sup>1</sup>。

そこで本稿では、フェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の草分けとして、その最先端をいく気鋭の研究者であるティックナーの研究を中心に、1980年代末に欧米を中心に誕生したフェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の知的発展史を振り返る。ただし、ある特定分野の先行研究を網羅的に評し、その研究分野の発展を展望することは決して容易なことではない。国際関係研究の中でも特に安全保障の分野は、冷戦終結、ポスト冷戦、そして9・11以降の激動する世界政治を背景に急速に細分化しつつある。それ以上に、フェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論はまだ新しい分野とはいえ、ここ10～15年の間に英語圏を中心に研究の蓄積が急速に進んでいる。したがって、本稿では筆者の専門との関係で、ジェンダーと人間の安全保障の問題に焦点をあて、フェミニスト国際政治学者による批判的思考——すなわち、伝統的な安全保障研究が基盤としてきたジェンダー化された概念や分析手法に対する異議申し立て——の主要な論点を時系列に整理していく。<sup>ディスコース</sup>言説の整理、図書解題を通して、フェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論が発展してきた過程で、国家の安全保障、人間の安全保障という概念がどのようにして定義、再定義されてきたのかを明らかにするのが本稿のねらいである。

なお、表題は「国際政治学におけるジェンダー研究」とやや大風呂敷を広げた感があるが、副題が示すとおり書評の対象は限定的である<sup>2</sup>。昨今、紛争後の平和構築・復興支援活動の中で人間の安全保障の実現に重点が置かれているが、しばしば人間の安全保障とジェンダーの問題が不可分のように論じられる<sup>3</sup>。しかし「人間」は「女性」と同義ではなく、例えば平和構築の一環であるDDR対策（武装解除、動員解除、社会復帰）で女性が含まれるという保証はなく、平和構築・戦後復興過程で推進される「人間の安全保障計画」やそのための具体的な施策が必然的かつ自動的にジェンダー課題を含むわけではな

い (田中 2004; Mckay 2004; Mckay and Mazurana 2004)。それゆえに、1998年の小渕イニシアティブをきっかけとして1999年に「人間の安全保障基金」を国連に設置し、「人間の安全保障委員会」や「人間の安全保障計画」に対して積極的に関与するわが国にこそ、ジェンダーの視座から国際関係を考える知の産出がより一層求められている。本稿の射程ではないが、日本を含む非欧米諸国でのフェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の今後を展望するためにも、まずは本稿で欧米の研究動向を把握する意義は決して小さくないと考える。

## 1. フェミニスト国際政治学の原点——「女性の不在」に対する疑問から「異議申し立て」へ

先述のとおり、1990年代に入って欧米の国際政治学会では競い合うようにジェンダー研究部会／分科会が設立され、それによってジェンダーの視点で国際関係を考える回路が大きく開かれる。学会における部会／分科会の新設や再編はそもそも、ある特定の学問領域の研究動向を計るバロメーターでもあり、ジェンダー部会／分科会の設立は、それに先立ち、既にこの時期に英語圏を中心にフェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の存在が確立しつつあったことを示すものである。こうした学界の動きに影響を与えたのは言うまでもなく、フェミニスト国際政治学者たちによる積極的な執筆活動であり、中でも国際政治学会誌や主要な国際関係誌での数々の研究発表である。フェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の知的発展史を振り返るとき、一つの重要な節目といわれるのが、英国ロンドンスクールオブエコノミクスの国際関係誌であるミレニアム (*Millennium: Journal of International Studies*) が1988年に刊行した「女性と国際関係」という特集号である (Steans 2003, p.428)<sup>4</sup>。

この特集号にはフェミニスト国際政治学者の代表的理論家であるティックナー、ジーン・エルシュタイン (Jean Bethke Elshtain)、サラ・ブラウン (Sarah Brown) などが寄稿している。社会や国家間政治の辺縁部に置かれている女性たちの多様な経験を語り、ジェンダーの階層性を明らかにし、またその階層性に挑戦してきたフェミニズムの視座が、国際関係論の領域に新しい理論やアプローチを導入し、新たな争点や行為主体を組み入れるであろうという期待と展望が、特集号全体から読み取れる。例えば、ブラウンは「国際関係における権力の構造とジェンダーの構造のいまだ明確化されていない関係を明らかにする必要がある」と主張し、両者に何らかの関係があることを示唆するとともに、その解明の必要性を唱える (Brown 1988, pp.461-62)。また、国際政治学の知が「没人間的」とであると憂えるティックナーは、フェミニズムの理論が「周辺に置かれた国家と個人の要求に新しい洞察を加えるものである」と主張する (Tickner 1988, pp.429-30)。いずれも、国際関係に関する知が何かを見落とし、何かを読み違えてきたことに注意を促すものであり、その見直しにフェミニズムの理論を援用する意義と可能性を探る最初の大きな成果といえよう。

他方で、特集号の「女性と国際関係」という題目が示唆するように、ここでは国際関係におけるジェンダーの問題を真正面から取り上げるというよりは、むしろ「女性はどこにいるのか？」という問いに端を発し、国際関係の現場と学問のそれぞれの領域における女性の不在と女性の不可視性の問題を指摘するにとどまっている。そこには残念ながら、1990年代に入って次第に顕著になっていく、ジェンダーを国際関係研究の一つの中核的な説明変数として定位し、それによって安全保障の問題を説明・分析するという新しい取り組み——すなわち、もう一人の先駆的フェミニスト国際政治学者であるシンシア・エンロー (Cynthia Enloe) の言葉を借りるならば、「フェミニスト的好奇心」によって国際関係の諸現

象を考察し、それまで不問としてきた命題に光をあて、そこから問いを導き出し、その問いに論理的に答えるというジェンダー分析 (Enloe 1993; エンロー 2004)<sup>5</sup>——に通じる積極性はまだ見受けられない。

ティックナーはミレニアムの特集号に掲載した論文を基に1992年に *Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security* を上梓する。同書もまた、なぜ国際政治の学問分野に女性が少ないのか、なぜこの学問分野の中核となる国家安全保障や国際安全保障の世界で女性の不在が際立っているのか、なぜ国際関係の伝統的テーマが女性の生活や経験とかけ離れたものなのか、といった「女性の不在」に関する一連の疑問に端を発している。しかし同書が高く評価される理由は、こうした問いに答えるにあたって、まず伝統的国際関係論の仮説や説明が依拠してきた男性的土台と思われるもの、つまりジェンダー化された諸概念や男性の経験に基づく争点を特別視する国際政治観を照射し、それに懐疑を唱え、その上でフェミニズムの視点から先行研究を読み解き、読み直している点にある (Rosenburg 1993, p.1043)。クレイグ・マーフィー (Craig Murphy) が「女性の不在」を注視する研究の多くが政治や外交の領域で活躍する女性に焦点をあてると指摘するように (Murphy 1996, pp. 515-16)、ティックナーもまた、外交政策機関で活躍する女性の存在を確認する作業から始める。だが、ティックナーは「私はここで外交政策に携わる女性の数を増やすための戦略を詳述するつもりはない」とはっきりと述べる (Tickner 1992, p.4)。同書のより大きなねらいは、女性の視点を欠く先行研究に対して批判的関心を向け、「主権国家」「力」「安全保障」といった国際政治の中核的な概念の一つ一つを精査し、ジェンダーの視点から国家安全保障および国際安全保障を再考する必要性と有用性を説くことにあるのだ (Peterson 1993, p.348)。

ティックナーは伝統的国際関係論を支えてきた現実主義<sup>リアリズム</sup>パラダイムが、西欧における合理性や競争的關係によって特徴づけられる (あるいは規定される) 特定の男性の主観的経験と結びついてきたがゆえに、グローバルな諸問題・諸現象を部分的にしか理解してこなかったと主張し、その顕著な例として安全保障の問題をあげる (猪口ほか編 2005, p.661; Tickner 1992)。現実主義<sup>リアリズム</sup>が国際関係を国家間の競争的關係として捉えたことの一つの帰結として、安全保障が国家による国家のための軍事的安全保障として定義されてしまい、その結果、個人の安全保障が軽視されてきた。ところが実際には、ポスト冷戦期における民族紛争、貧困、環境劣化などのあらゆる形態の危機が個々人の生活を脅かしている。にも拘らず、これらの危機を取り除くことはこれまで国家の安全保障の目標とされてこなかったために、ティックナーは安全保障を軍事的安全保障として捉えるだけでなく、経済安全保障、環境安全保障にも関心を向け、さらには身体的、構造的、生態系的暴力の排除というフェミニズムの観点から安全保障を再定義することを提唱する。同書は多元的な視座から安全保障を再定義することをねらいとしたものであるが、「人間の安全保障」という概念が初めて包括的に提示されてから既に10年以上を経ている今日でこそ、同概念は広く普及しているものの、1990年代初期に既に個人の安全保障に着眼しているあたりに、フェミニスト国際政治学のパイオニアとしての洞察の深さが感じられよう。

## 2. 国際関係を分析する新しい手法<sup>ツール</sup>としてのフェミニズム

国際関係にいくつもの分析方法があるように、今日のフェミニズム理論にも様々な学問領域やパラダイムから派生した多様なアプローチがある (Tickner 1992 = 2005, p.17-19)<sup>6</sup>。その点を強調した上であえて単純化することを恐れずに言うならば、フェミニストたちは研究の分野を超えて、国内・国際社会

のあらゆる多様な領域でジェンダーの不平等な関係が男らしさ・女らしさという二項対立を利用しながら構築・維持されてきたことを指摘し、批判する。こうした考えを国際関係の分野に紹介し、浸透させていったのが先に紹介したティックナーの著作であり、同じくアメリカの研究者であるエンローの *Bananas, Beaches, and Bases: Making Feminist Sense of International Politics* と *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War* であり、スパイク・ピーターソン (Spike Peterson) とアン・ランヤン (Anne S. Runyan) の共著である *Global Gender Issues*、クリスティーン・シルベスター (Christine Sylvester) の *Feminist Theory and International Relations in a Postmodern Era* などである<sup>7</sup>。これらの底流にあるのは、ジェンダーの権力関係やジェンダーの階層性が社会的に構築されたものであるという認識と、国際関係自体が社会的に構築されたものであるとすれば、そのジェンダー化された国際関係の修正が可能であるという考えである (例えば、Enloe 1993, p.53; Tickner 1992, p.38)<sup>8</sup>。国際政治の理論と実践に組み込まれたジェンダーの階層性や、戦争—平和、秩序—アナーキー、中心—周縁、高次元政治—低次元政治、国際—国内、国家—社会、公—私といった相対峙する範疇への「誤った二分 (false dichotomies)」 (Hall 1994, p.255) が社会的に構築されたものであると論じ、こうした固定化された二項対立の世界認識がもたらす弊害——例えば、支配・従属のジェンダー関係が個人の安全保障の実現を妨げるというような問題——について一段と深い検討を加えている点でいずれの書も重要な貢献をしている。

国際関係の既存学問を作り上げてきた古代ギリシャ以来の、とりわけ近代啓蒙期の思想家たちによる思索の営為を「フェミニズムの手法」で丹念に読み解き、読み直したのがティックナーであるならば (進藤久美子・榮一 2005, p.227; Tickner 1992)、フェミニズムという新しいツールを用いて国際政治の因果関係を明らかにしたのがエンローである (Enloe 1990, 1993)。ティックナーはいかに国際関係の古典が「女性の経験」を書き落としてきたかを明るみに出し、そしてエンローはフェミニズム理論の中核をなす「女性の経験」を国際関係の中に書き込むことを試みる (Hall 1994, p.256)。フェミニズムを手法として、国際政治の一つの重要な争点である軍事化の原因と結果を解明しようとするエンローは、軍事主義がいきなり台頭したり、戦争が突然勃発したりするわけではなく、そこには男らしさや女らしさが活用されている軍事化のプロセスがあると論ずる。軍事化の過程をジェンダーの力学として分析しようというわけだ (館 2004, pp.197-199)。エンローは1990年、1993年のどちらの著作においても、軍人の妻や女性兵士、基地内部あるいは基地周辺で働く女性たちの多様な経験的事例を精緻に追っていく。それはティックナーを含む先駆的フェミニスト国際政治学者たちが、しばしば批判の目を向けてきた「没入的」な既存の国際関係論に、個人の視点 (特に女性の視点) を取り込む試みである。また同時に、フェミニズムという新しい分析ツールによって国際関係に新たな争点と行為主体——受動的かつ能動的主体としての女性——を組み入れるものでもある (佐藤 2006, p.301)。主体としての女性に射程を広げたエンローの分析は、国防費の増減によって社会経済的に大きく翻弄される受身の女性たちだけに光をあてた他の研究 (例えば、Beneria and Blank 1989) よりもさらに一步踏み込んだものになっている<sup>9</sup>。

バーバラ・ホール (Barbara Hall) はティックナーとエンローの著作を書評するにあたって、「国際関係の既存学問の中にフェミニズム的視座やジェンダー分析が入り込める『空間』はあるのだろうか」と問いかける (Hall 1994, p.256)。裏返せば、フェミニズム的視座やジェンダー分析は国際関係を考える新しい手法としてどこまで主流派国際関係論に受け入れられるのか、という問いである。ホールはティックナーやエンローらの卓越した研究がフェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の根幹を

築きつつあると評価する一方で、国際政治研究におけるフェミニズムと主流の両者を隔てる「間隙」を懸念する。すなわち、フェミニスト国際政治学者たちによる伝統的国際関係論（いわゆる主流派）への接近がもともと「異議申し立て」という形をとり、両者の接点が一方から他方に向けられた批判的関心にあり、また既存理論の脱構築という目的にあったがゆえに、フェミニストたちと主流派研究者たちとの「間隙」はなかなか埋まりにくいだろうという悲観的な見方だ。実はこうした悲観的な見通しはホールに限らず、例えば「国際関係の何を仮説化し、どのように実証するかを考える時、はたしてフェミニストたちと主流派の間に『連続性 (continuity)』はあるのだろうか」と自問するフェミニスト国際政治学者や、「ジェンダーの視点に立つ研究は具体的にどのような対外政策への含意をもちうるのか」と疑問を呈する実践現場の政策担当者にも共通している (Keohane 1998; Marchand 1998)。

おそらくその理由は、フェミニズム的視座あるいはジェンダー分析といった場合に、それが具体的に何を意味するのかについての正確な理解が1990年代半ばに（見方によっては1990年代後半に至っても）まだ学界で共有されていなかったことにあるであろう (Tickner 1998)。先に評者はフェミニズムの中核的な命題は女性たちの多様な経験を語ることにあると述べたが、国際関係の中の女性たちの肉声と経験を丹念に掘り起こす作業は、単にそれまで不可視だった女性たちを新しく発見することにすぎないのだろうか。そうではなく、例えばエンローの考察であれば、それは軍事化に組み込まれる女性たちを明るみに出すことでそれまで不問とされてきた「日常」の中の軍事化プロセスに光をあてることに他ならない。既に評したとおり、エンローの最大の貢献は軍事化の因果関係をジェンダー力学から分析したことにあり、ジェンダーを一つの重要な説明変数として扱っていることにある。つまり、伝統的安全保障研究の中でこれまでも多くの研究者が取り組んできた軍事化という問題に同じように関心を向けながらも、異なる視点と異なる手法によって分析したことに意義があるのだ。ところが、フェミニスト研究者たちが用いる（あるいは得意とする）女性の経験を「ナラティブ」として掘り起こす作業は、その実証方法の特徴が強調されるあまり、しばしばフェミニスト研究者と主流派研究者の分断を余儀なくしてしまう。両者には理論構築と実証への志向性に少なからず違いがあるにせよ、「主流派国際関係論<sup>イコール</sup> = 実証主義的アプローチ」vs「フェミニスト国際関係論<sup>イコール</sup> = 脱実証主義的アプローチ」という、あまりに単純な方法論に関する二項対立的な構図が描かれてしまうのである。

たしかに、一般的に伝統／主流の安全保障研究は「国家と国家の戦争はなぜ起こるのか？」という問いに端を発し、多様な相関関係の抽出によって紛争の原因を究明することにその主眼を置く。それに対しフェミニズムの視点に立つ安全保障研究の多くは、個人と個人、個人と社会／国家の関係性に着眼し、国家間および国内紛争の被害者としての女性や、紛争後の平和構築・国家建設の主体あるいは客体としての女性、そして戦後復興支援活動の中で見落とされがちな女性（いわゆる「安全」が保障されにくい個人）の経験的事例を丹念に追う。実はティックナー自身も「フェミニズムの研究は、脱実証主義の認識論に依拠している。フェミニストと脱実証主義者との間には必然的關係はないが、様々な理由によって両者は強く共鳴しあっている」と論じている (Tickner 2005, p.177)。しかし、同時にティックナーはフェミニズムの視点にたつ安全保障研究が理論構築、実証の両面において非常に多様化してきている点を強調することも忘れていない(同上論文)。今日、女性やジェンダーの問題を扱う研究の中には、ジェンダー問題そのものを被説明変数として分析する研究（例えば、ジェンダーの階層性やジェンダー不平等などの因果関係を明らかにする研究）や、ある特定の国際政治現象をジェンダーで説明しようとする研究（例えば、国内のジェンダー不平等を一つの説明変数として国の対外的好戦性をこれまでフェミニ

スト国際政治学とは馴染みが薄かった量的分析によって説明しようとする研究)などが、特にここ5～6年の間で増えてきている (Caprioli 2000, 2004; Tessler et al. 1999)。

とはいえ、フェミニスト国際政治学者が構築する仮説と実証方法が多様化すればするほど、再び「何をもってジェンダー研究・ジェンダー分析とするのか」という根源的な問いに立ち戻り、「フェミニスト研究者と主流派研究者との間にはどのような対話が成立するのか」といった確認作業を強いられることになる。ティックナーは国際政治学におけるフェミニズムと伝統／主流の間にある緊張関係を、「苦境に陥った関係 (troubled engagements between feminists and IR theorists)」と表現している (Tickner 2001)。ここであえて「苦境」に立たされているのがどちらであったのかを問うならば、やはりそれは周縁から主<sup>マージン</sup>流<sup>メインストリーム</sup>に対して常に接点を模索し続けてきたフェミニスト国際政治学者側だと言わざるを得ない (Steans 2003)。「異議申し立て」を起点とする周縁から主<sup>マージン</sup>流<sup>メインストリーム</sup>への対話の模索だからこそ、多くのフェミニスト国際関係研究者は主流派であるリアリスト／ネオリアリストや実証主義者に対し、「女性の経験」を組み入れることで得た発見を常に接続し、学界にフィードバックしていく努力を強いられてきたのである。フェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の発展史を振り返る時、この点もまた見落としてはならないと評者は考える (Enloe and Zalewski 1999; 佐藤 2006、p.305)。

### 3. 新しい安全保障観とジェンダーの視点——「人間の安全保障」から「女性の安全保障」へ

欧州を舞台とするフェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の確立に大きく貢献したジャン・J・ペットマン (Jan J. Pettman) は、エンローの *Bananas, Beaches, and Bases: Making Feminist Sense of International Politics* の刊行が女性やジェンダーに関する研究を激増させたと述べているが (Pettman 1996)、実際に1990年代を通し、また今日に至って、ジェンダーの観点に立つ安全保障研究は着実に蓄積されつつある (Steans 2006)。その背景には、冷戦終結という世界政治の劇的な変化と、それに続く1990年代の楽観主義の台頭とその陰り、さらには9・11事件の勃発と伝統的国際社会の境界線に挑戦する新しい脅威の台頭、9・11以降の対テロ戦争を正当化する軍事主義の再燃などがある。こうした一連の国際政治変動が政策策定や学術研究の方向性 (特にジェンダーの視点に立つ批判的安全保障研究の発展) にもたらした影響は決して小さくない<sup>10</sup>。その一例が、人々やコミュニティの安全を脅かす様々な問題に対応するための「人間の安全保障」という新しい安全保障観と概念の構築である。早くからフェミニスト国際政治学者たちの関心を集めてきた個人の安全保障の問題は、1994年の国連開発計画 (UNDP) の『人間開発報告書 (*Human Development Report*)』の中ではじめて包括的な安全保障の概念として取り上げられる。同報告書の中で提唱された人間の安全保障という概念は、「人々の安全」基準から国家中心の安全保障政策を批判してきたフェミニズムの安全保障観と共鳴しあうものであり (Steans 2006, p.64)、既存の国家安全保障に挑戦する対立概念として位置づけられている<sup>11</sup>。それは国家という枠組みにとらわれていては、本当の意味での人々の安全を保障する政策を追求できないという認識が高まってきたからに他ならない。特に破綻国家のように国家という枠組み自体が壊れてしまった時に、その中の人々の安全を誰がいかに保障するのかといった現代世界の要請に応えるために、別の安全保障アプローチが必要となったからである (篠田・上杉 2005、p.19-20)。

では、人間の安全保障という包括的な視点で安全保障の問題を捉えなおそうとする動きが実践と理論の両面で——さらに言えば、国際関係論の主<sup>メインストリーム</sup>流<sup>マージン</sup>と周縁の両側で——強まっていく中で、フェミニスト

国際政治研究者たちは人間の安全保障の何を争点とし、どのように人間の安全保障について検討を重ねていったのだろうか。1994年の同報告書は、「男性に保障される安全や平等が、女性にも同様に保障される社会はない。個人的な安全に対する脅威は、生涯彼女たちにつきまとう」(UN Development Program 1994)と記している。そこには、女性と男性とは異なった形で脅威を経験するがゆえに、それぞれの異なる脅威(女性の場合であれば、女性に対する直接的暴力や構造的暴力)から安全を保障するには異なる対応策が必要だという含意がある。人間の安全保障に関するジェンダー間の格差こそがフェミニスト研究者たちが注視する問題であり、「人間の安全を保障するとは、いったい誰の安全をどのような脅威から守ることを意味するのか」という問いがフェミニズムから探る人間の安全保障論の中核にある(McKay 2004 = 2005, p.144)。

スーザン・マッケイ(Susan McKay)は人間の安全保障という新しい分析枠組みと政策アプローチがあまりに包括的すぎるからこそ、かえって見落とされがちな人間の安全保障におけるジェンダー要素——つまり、(1)女性に対する暴力(2)政治的・経済的資源へのアクセスにおけるジェンダー不平等(3)意思決定過程におけるジェンダー不平等(4)女性の人権(5)被害者ではなく行為主体としての女性——という五つの要素をあげる(同上書、p.143)。医療や衣食住を保障する人道援助から、軍隊や警官を展開しての平和活動、選挙支援から法制度の整備に及ぶ暫定統治、さらには長期的な開発を進めるための援助など、武力紛争下および紛争後の社会における国際社会の平和構築に向けた取り組みは非常に多角的である。しかし人間の安全保障の視点が極めて重要であるいずれの分野でも、こうしたジェンダー要素への関心が払われない限り、人間の安全保障の実現は不十分であるというのが多くのフェミニスト研究に共通した議論である(例えば、Mazurana et al. 2005; McKay 2004)。言い換えれば、紛争後社会に特有の問題、すなわち無法状態、社会的混乱、暴力の蔓延などによって女性の安全が十分に確保できないために女性の社会参画が阻害される状況や、差別的な司法体系によってジェンダー公正が実現しにくいというような社会状況を考慮すればするほど、人間の安全保障ニーズの中でも特に女性の人間の安全保障(Women's Human Security)への配慮が必要だという主張である(McKay 2004, p.158)。

マッケイが提示する人間の安全保障における五つのジェンダー要素は、先行研究の論点を整理する上でも有益である。一つめのジェンダー要素である「女性に対する暴力」に着眼する研究の多くは、女性にとっての「不安全」とは何かを明確にし、その原因の究明を研究のねらいとする。例えば、フェミニスト研究者であるバーギット・ブロック＝ウトネ(Birgit Brock-Utne)は、紛争中および紛争後の女性の安全に対する脅威を、「直接的—間接的」を横軸に、「組織的—非組織的」を縦軸にとり、四つのカテゴリーに分類する(Brock-Utne 1989; McKay 2004)。実は、マッケイがあげる二つめのジェンダー要素である「政治的・経済的資源へのアクセスにおけるジェンダー不平等」は、ブロック＝ウトネが女性に対する一つの脅威とみなす「間接的—非組織的暴力」とほぼ同義である。アフガニスタンなどの紛争後社会においてあらゆる形態の参画を剥奪されてきた女性たちが今日に至っても経験しつづけている、政治的・経済的資源へのアクセスが保障されないという「不安全」の経験がまさにそれにあたる。紛争中、紛争後の「女性に対する暴力」に焦点をあてる研究や政策提言は、安全保障の理解に不可欠な「脅威」の定義において女性の視点を取り込み、人間の安全保障を「女性の安全保障」として再定義する新しい試みとして評価される<sup>12</sup>。

フェミニズムの視点から人間の安全保障を再考する最近の研究と深く関連するのが、「意思決定過程におけるジェンダー不平等」と「行為主体としての女性」というジェンダー要素である。人間の安全保障

の視点からジェンダーが抜け落ちていると指摘するフェミニスト研究者たちが、特に2000年以降、より一層高い関心を寄せているのが、和平プロセスや平和構築の過程で意思決定に参画する「行為主体」としての女性たちと女性市民団体の存在、そして彼女たちが平和構築と国家建設で果たす役割についてである (Baines 2005; Mazurana et al. 2005; McKay 2004; Tickner 2006; Whitworth 2004)。女性をたんに「被害者」「犠牲者」として描くのも、「加害者」として糾弾するのも、どちらも単純すぎる。それを認識しはじめたフェミニスト研究者たちは、次第に「平和構築者」としての女性たちにも光を当て始めている。しかも、公式の和平プロセスでイニシアティブをとる女性たちだけでなく、平和構築・戦後復興に間接的に関わる、家庭やコミュニティ、草の根レベルでの経済、社会、政治参画を図る女性たちの姿も多くの研究の中で取り上げられている。昨今、紛争後社会において「女性の安全保障」を実現するためにはボトム・アップ式のアプローチや参加型のアプローチを推進する必要があると論じる研究や、ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルの連携の必要性を訴える研究が増えつつあるのも、ジェンダーの視点からの人間の安全保障の再考が求められているからではないだろうか。しばしば、こうした研究動向の背景には女性の平和と安全に関する国連安全保障理事会決議1325号 (2000年10月31日) の採択と、それを受けて2002年にアナン国連事務総長によって提出された『女性、平和、安全保障 (Women, Peace and Security)』の存在とその意義が指摘される。しかし複雑な現実世界からの要請に応え、女性と安全保障に関わる重要な政策提言の形成を可能にしてきたのは、20年近い歳月をかけて蓄積されたフェミニスト研究者による数々の安全保障研究であることも、ここであえて評者は強調しておきたい。

## むすび

本稿ではジェンダーと人間の安全保障の問題に焦点をあて、1980年代末に欧米を中心に誕生したフェミニスト国際政治学・ジェンダー国際関係論の知的発展史を振り返った。「フェミニズムからの安全保障再考」という大きな命題をかかげていたこともあり、一般の書評論文よりは多くの文献を引用し、参考にしたつもりである。その意味で本稿は、アメリカの研究動向を把握するという限定的な課題を負っていたにも関わらず、フェミニズムの視点とジェンダー分析を広く国際政治学・国際関係論の中で定位し、欧米だけでなく非欧米地域におけるジェンダー研究の今後を展望する土台を提供しえたといえる。

フェミニストたちによる安全保障研究は、国際関係における「女性の不在」に疑問を投げかけることに始まり、その後、伝統的な安全保障研究が基盤としてきたジェンダー化された概念や分析手法に対する「異議申し立て」へと発展する。その過程で主流派国際関係研究との対峙や対話の模索を経験しながら今日に至り、現実世界で不可欠となった人間の安全保障への理解をより一層深めることに大きく貢献しつつある。さらに、より最近の研究はジェンダーの観点から人間の安全保障の再考に挑み、女性にとっての「人間の安全保障」とは何かという問題に取り組んでいる。人間の安全保障ニーズの中でも、特に女性にとっての安全保障を実現するためには、さらなる理論構築と実証の積み重ねが求められるであろう。評者もフェミニズム国際政治学・ジェンダー国際関係研究の蓄積に少しでも貢献したいと願っている。

(はやし・なつこ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究機関研究員)



## 注

- 1 フェミニスト国際政治学を開拓、牽引してきたもう一人の女性研究者としてシンシア・エンローの名前を挙げないわけにはいかない。特にエンローは日本のジェンダー研究者との交流が深く、2003年1月から3月まで本学ジェンダー研究センター外国人客員教授として日本に滞在している。同センター主催のセミナーや公開講演会では「ミリタリズムとジェンダー」「フェミニズムで読む国際政治」をテーマに知的刺激を与える講演を行なっている。講演内容を収録したエンロー（2004）を参照されたい。
- 2 本稿の書評の対象は二つの意味で限定的である。まず国際関係研究の中でも主に安全保障を扱う研究に限定し、次に主に欧米諸国で発表されたものを書評の対象とする。ところでフェミニズム、ジェンダー研究の進展を促した有力な研究分野として国際関係の文脈における低賃金労働の分析や女性労働の分析、開発における女性の参加と便益に関する分析などがあり、これらはすべて国際政治あるいは国際政治経済学の範疇に入る重要な問題群である。しかし本稿は国際関係研究分野のすべてを網羅する書評論文ではないことをお断りしておきたい。
- 3 例えば「ジェンダーと人間の安全保障」をテーマにした国内のシンポジウムに、(財)アジア女性交流・研究フォーラム (KFAW) が2004年に主催した会議や、日本学術会議21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会と東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」が2005年に共催したシンポジウムなどがある。
- 4 国際関係雑誌の『ミレニアム』が1988年に特集を組む以前に、実は既に1972年に *Journal of Conflict Resolution* (JCR) がフェミニズムの視点に立つ国際関係研究の特集している。JCR はいわゆる伝統的国際関係理論および実証主義的研究を掲載する代表的な雑誌の一つであり、同誌が72年の時点でフェミニズム国際関係研究を大きく特集したことは少なからず学界の関心を集めた。しかしフェミニズムの観点からの国際政治研究の蓄積はその後あまり進まず、実際にはいわゆる「空白の15年」を迎えている。したがって『ミレニアム』の特集が出た1980年代後半をフェミニスト国際関係論の起点と見なすことが多い。
- 5 「フェミニスト好奇心」とはエンローによって作られた分析視点である。この視点により、ジェンダーおよび女性が国際関係とどのように関わっているのかが明らかになり、国際関係についての理解はより重層的になるという。エンローはフェミニストの立場から国際政治学者が従来「自然もしくは当然である」「伝統である」あるいは「末梢の問題である」と認識することによって不問にしてきた諸現象に対し、知的好奇心をもつことを呼びかけている（猪口ほか編 2005、p.854）。
- 6 Tickner (1992 = 2005) はリベラル派フェミニストに加えて、それに対抗する立場にあるマルクス主義フェミニスト、社会主義フェミニスト、批判主義的フェミニスト、ポストモダン派フェミニストに分類している。
- 7 今日ではフェミニズムは様々な学問領域に浸透しているが、主に英語圏で政治学 (political science) のサブフィールドに分類される政治理論、アメリカ政治、比較政治、国際関係のそれぞれの分野におけるフェミニズムの浸透の速さと度合いを比較考察した興味深い研究として、Ritter and Mellow (2000) がある。同論文によればフェミニズムの浸透は四つの専攻分野の中で国際関係が最も遅かったという。また、エンローが「歴史学、社会学、文化人類学、国際開発研究など、他の学問分野におけるジェンダー分析やジェンダーに関する知識は、国際政治学・国際関係論よりもはるかに洗練されている」と指摘している点も特筆に値する（エンロー 2004、p.44）。
- 8 国際関係論の主要理論である新現実主義と新自由主義は国際システムの構造を重視するが、アクターの社会的構成にまでは踏み込まない。主要理論の存在論上のアンチ・テーゼとして登場した構成主義（構築主義）は国際政治や外交政策の変化を説明するために、アクターの社会的構成に注目するアプローチである。
- 9 フェミニスト国際政治学の発展を時系列に整理するという作業は別の言い方をすれば、第一世代のフェミニスト国際政治学者による研究と第二世代のフェミニスト国際政治学者による研究を比較し、両者の共通点と相違点を明らかにすることでもある。本文では特に第一世代、第二世代を明確に区別をすることなしに時系列に図書解題を行なっていくため、ここではそれぞれの特徴を簡単に言及するにとどめる。すなわち、第一世代は国際関係論のジェンダー化された基盤を探求、分析したのに対し、第二世代はフェミニズム理論一般に沿って、女性を一般化することに警告を発し、異なる人種、地域、階層の女性たちの従属の程度や多様性を強調する。そのため第二世代は普通の女性の日常生活に焦点を当てた多様な経験的事例の研究に取り組んだ（Tickner 1992 = 2005, pp.178-179）。
- 10 ポスト冷戦期には批判理論、構成主義（構築主義）、ポストモダン、フェミニズムなどの様々な立場に依拠する批判

的思考が積極的に展開され、様々な観点から「冷戦で何が変わり、何が変わらなかったのか」という問いが呈示された。ただし、冷戦前後の連続性・非連続性をめぐる問いはあまりにも壮大であるばかりか、その問いに取り組む研究はあまりにも膨大である。したがってここではエンローの研究との関連で、エンローは冷戦前後の連続性に着眼し、ジェンダー分析を冷戦終結後へと拡張することで冷戦が終結しても、冷戦を作りあげ、また維持してきた男性性・女性性やジェンダー関係がそれほど容易には変容しないことを明らかにした、ということにとどめておく (Enloe 1993)。

- 11 1994年のUNDPの報告書で「人間の安全保障」が最初に提示されてから暫くの間、人間の安全保障は国家安全保障と相反するものとして位置づけられ、その後の論争も両者の相反する関係を論じるものが非常に多い。それは一つに、冷戦が終結して間もない時期であった1990年代前半当時の、軍縮への機運を開発援助の充実へと発展させていこうとする意図があったからであろう (篠田・上杉 2005, p.26)。当時ティックナー自身も「米ソの軍拡競争が終息して軍事費が削減されると、安全保障の生態的・経済的な局面により強い焦点が当てられるだろう」という見通しを立てていた (Tickner 1992)。
- 12 「人間の安全保障」という概念とそれをめぐる論争の起源と発展を振り返るとき、1994年のUNDPの報告書に加えて、2000年の国連ミレニアム・サミットにおけるアナン事務総長の『ミレニアム報告』と2003年の「人間の安全保障委員会」による *Human Security Now* (邦訳は『安全保障の今日的課題』2004年) という報告書とその意義に言及しないわけにはいかない。『ミレニアム報告』ではじめて「欠乏からの自由」に加えて「脅威からの自由」という概念が提示され、紛争予防、子供・女性などの弱者の保護、国際社会による介入、平和維持活動の強化、軍備管理などの政策強化が提言された。それを引き継いだ『安全保障の今日的課題』は、紛争と貧困、武力紛争と紛争後の状況、強制移住、経済的不安全といった問題は相互に関連しあって安全保障の脅威となると論じ、個人の能力強化の重要性を強調する。また女性に対するジェンダー暴力やジェンダー不平等および不公正の問題も扱っている。ここでは紙幅の制限から、こうした同報告書の論点にはフェミニストの見解と共鳴するものが多いと指摘するにとどめ、詳細はそれぞれの報告書を参照されたい。

## 参考文献

- 猪口孝、田中明彦、恒川恵一、薬師寺泰蔵、山内昌之編『国際政治事典』弘文堂、2005年。
- シンシア・エンロー (秋林こずえ訳)『フェミニズムで探る軍事化と国際政治』御茶の水書房、2004年。
- 佐藤文香「訳者解説」シンシア・エンロー (上野千鶴子監訳)『策略——女性を軍事化する国際政治』岩波書店、2006年 pp.293-311。
- 進藤久美子・榮一「訳者あとがき」J. アン・ティックナー (進藤久美子・榮一訳)『国際関係論とジェンダー——安全保障のフェミニズムの見方』岩波書店、2005年、pp.227-236。
- 館かおる「編者解説」シンシア・エンロー (秋林こずえ訳)『フェミニズムで探る軍事化と国際政治』御茶の水書房、2004年、pp.195-204。
- 田中由美子「国際協力におけるジェンダー主流化とジェンダー政策評価——多元的視点による政策評価の一考察〈第二部〉」『日本評価研究』第4巻、第2号、2004年、pp.1-12。
- 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題——人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、2003年。
- Baines, Erin. "Body Politics and the Rwanda Crises." *Third World Quarterly* 23, 3 (2003): pp.479-493.
- . *Rethinking Women, Peace and Security*. Working Paper No.1, Vancouver: Liu Institute for Global Issues, University of British Columbia, 2005.
- Beneria, Lourdes and Rebecca. Blank. "Women and the Economics of Military Spending." In Adrienne Harris and Ynestra King eds., *Rocking the Ship of State: Toward A Feminist Peace Politics*. Boulder, CO: Westview Press, 1989.
- Brock-Utone, Birgit. *Feminist Perspectives on Peace and Peace Education*. New York: Pergamon Press, 1989.
- Brown, Sarah. "Feminism, International Theory, and International Relations of Gender Inequality." *Millennium: Journal of International Studies* 17, 3 (1988): pp.461-475.

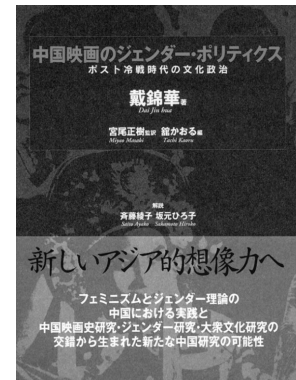
- Caprioli, Mary. "Gendered Conflict." *Journal of Peace Research* 37 (2000): pp.51-68.
- . "Feminist IR Theory and Quantitative Methodology: A Critical Analysis." *International Studies Review* 6, 2 (2004): pp.253-269.
- Commission on Human Security. *Human Security Now*. New York: Commission on Human Security, 2003.
- Enloe, Cynthia. *Bananas, Beaches, and Bases: Making Feminist Sense of International Politics*. Berkeley: University of California Press, 1990.
- . *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War*. Berkeley: University of California Press, 1993. (シンシア・エンロー『戦争の翌朝——ポスト冷戦時代をジェンダーで読む』池田悦子訳、岩波書店、1999年)。
- . *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives*. Berkeley: University of California Press, 2000. (シンシア・エンロー『策略——女性を軍事化する国際政治』上野千鶴子監訳、佐藤文香訳、岩波書店、2006年)。
- Enloe, Cynthia and Marysia Zalewski. "Feminist Theorizing from Bananas to Maneuvers," *International Feminist Journal of Politics*. 1, 1 (1999): pp.139-141.
- Hall, Barbara Welling. "Is There Room in the Universe for Gender?" *Mershon International Studies Review*. 38, 2 (1994): pp.253-259.
- Keohane, Robert. "Beyond Dichotomy: Conversations between International Relations and Feminist Theory." *International Studies Quarterly* 42, 1 (1998): pp.193-197.
- Marchand, Marianne. "Different Communities/Different Realities/Different Encounters: A Reply to J. Ann Tickner." *International Studies Quarterly* 42, 1 (1998): pp.199-204.
- Mazurana, Dyan, Angela Raven-Roberts, and Jane Parpart. *Gender, Conflict, and Peacekeeping*. Oxford: Rowman & Littlefield Publishers, 2005.
- McGlen, Nancy and Meredith Reid Sarkees. *Women in Foreign Policy: The Insiders*. New York: Routledge, 1993.
- McKay, Susan. "Women, Human Security, and Peace-building: A Feminist Analysis." In Hideki Shinoda and Ho-Won Jeong eds., *Conflict and Human Security: A Search for New Approaches of Peace-building*. IPSHU English Research Report Series No.19, Hiroshima: Institute for Peace Science, Hiroshima University, 2004, pp. 152-175. (スーザン・マッケイ「女性と人間の安全保障」篠田英朗、上杉勇司編『扮装と人間の安全保障——新しい平和構築のアプローチを求めて』国際書院、2005年)。
- McKay, Susan and Dyan Mazurana. *Where are the Girls? Girls in Fighting Forces in Northern Uganda, Sierra Leone, and Mozambique: Their Lives during and after War*. Montreal: International Center for Human Rights and Democratic Development, 2004.
- Murphy, Craig. "Seeing Women, Recognizing Gender, Recasting International Relations." *International Organization* 50, 3 (1996): pp.513-538.
- Peterson, Spike. *Gendered States: Feminist (Re)visions of International Relations Theory*. Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers, 1992.
- . "Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security by J. Ann Tickner." *Political Science Quarterly* 108, 2 (1993): pp.347-348.
- Peterson, Spike and Anne Sisson Runyan. *Global Gender Issues*. Boulder, CO: Westview Press, 1993.
- Pettman, Jan J. *Worlding Women: Feminist International Politics*. London: Routledge, 1996.
- Ritter, Gretchen and Nichole Mellow. "The State of Gender Studies in Political Science." *Annals of the American Academy of Political and Social Science* 571 (2000): pp.121-134.
- Rosenburg, Emily. "Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security by J. Ann Tickner." *Journal of American History* 80, 3 (1993): p.1043.
- Steans, Jill. "Engaging from the Margins: Feminist Encounters with the 'Mainstream' of International Relations." *British Journal of Politics and International Relations* 5, 3 (2003): pp.428-454.

- . *Gender and International Relations*. Cambridge: Polity Press, 2006.
- Sylvester, Christine. “Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security by J. Ann Tickner.” *The American Political Science Review* 87, 3 (1993): pp.823-824.
- . *Feminist Theory and International Relations in a Postmodern Era*. Cambridge: Cambridge University Press, 1994a.
- . “Empathetic Co-optation: A Feminist Method for IR.” *Millennium: Journal of International Studies*, 23, 3 (1994b): pp.315-334.
- Tessler, Mark, Jodi Nachtwey, and Audra Grant. “Further Tests of the Women and Peace Hypothesis: Evidence from Cross-National Survey Research in the Middle East.” *International Studies Quarterly* 43 (1999): p.519-531.
- . *Gender in International Relations: Feminist Perspectives on Achieving Global Security*, New York: Columbia University Press, 1992. (J・アン・ティックナー『国際関係論とジェンダー——安全保障のフェミニズムの見方』進藤久美子・榮一訳、岩波書店、2005年)。
- Tickner, J. Ann. “Hans Morgenthau’s Principles of Political Realism: A Feminist Reformulation.” *Millennium: Journal of International Studies* 17, 3 (1988): pp.429-440.
- J. Ann Tickner. “You Just Don’t Understand: Troubled Engagement between Feminists and IR Theories.” *International Studies Quarterly* 41, 4 (1997): pp.611-632.
- . “Continuing the Conversation.” *International Studies Quarterly* 42, 1 (1998): pp.205-210.
- . “Why Women Can’t Run the World: International Politics according to Francis Fukuyama.” *International Studies Review* 1, 3 (1999): pp.3-11.
- . *Gendering World Politics: Issues and Approaches in the Post-Cold War Era*. New York: Columbia University Press, 2001.
- . “Gendering a Discipline: Some Feminist Methodological Contributions to International Relations.” *Signs* 30, 4 (2005): pp.2173-2188.
- . “On the Frontlines or Sidelines of Knowledge and Power? Feminist Practices of Responsible Scholarship.” *International Studies Review* 8, 3 (2006): pp.383-395.
- United Nations Development Program. *Human Development Report*. New York and Oxford University Press, 1994.
- United Nations. *Women, Peace, and Security: Study submitted by the Secretary General pursuant to Security Council Resolution 1325*. New York: United Nations, 2002.
- Whitworth, Sandara. *Feminism and International Relations: Towards a Political Economy of Gender in Interstate and Non-Governmental Institutions*, Basingstoke: Macmillan Press, 1994. (サンドラ・ウィットワース『国際ジェンダー関係論——批判理論的政治学に向けて』武者小路公秀、野崎孝弘、羽後静子監訳、藤原書店、2000年)。
- . *Men, Militarism and UN Peacekeeping: A Gendered Analysis*, Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers, 2004.

## <研究プロジェクト活動報告>

### 成果刊行プロジェクト 「映画に見るジェンダー化された『中国』 ——ポスト冷戦時代の文化政治」

宮尾 正樹、館 かおる



#### 1. はじめに

2003年10月から12月まで、本研究センターの外国人客員教授として赴任した、戴錦華 (Dai Jinhua) 北京大学教授による研究プロジェクト、「映画理論とジェンダー研究の交差」は、夜間セミナー「映画に見るジェンダー化された『中国』——ポスト冷戦時代の文化政治」における5回の連続講義を主な内容として行われた (以下敬称略、所属等は2003年秋)。

この夜間セミナーは、いまでも語り伝えられる程、熱気に満ちたものであった。毎回、講義に先立ち、1時間半から2時間、関連する映画の上映会を行った。映画を見て彼女の講義を深く理解したいという聴衆の期待と彼女の気迫に応えたいという思いが、私たちにもあった。

この時、彼女はちょうど研究の転機にあり、焦燥感の中で新たな方向を模索していたという。主宰者としては、これまでの彼女の中国映画史研究、ジェンダー研究、大衆文化研究の三つの研究領域を、ジェンダー研究を軸として、しかも2003年秋の、つまり9・11以降の世界の構図の中で論じるセミナーにしてほしいと依頼した。彼女は、それを真摯に受けとめ、以後セミナーが終るまで、ひたすら執筆の日々を送ることになった。毎週、A4で17枚くらい (日本語で約2万字) の原稿を書いてくる。そして、講義の時間内では話さきれないので、参加者には原稿を訳して配布してほしいと言う。そこで、彼女の中国語原稿が書きあがるや否や、お茶の水女子大学中国文学専攻の宮尾門下の「翻訳工作組」が、見事に全訳してセミナー当日を迎える。いま思い起こしても、スリリングで、充実感の溢れる日々であった。彼女も、極めてハードなスケジュールで作業をしながら、停滞から抜け出し、大きな喜びを味わうことが出来たという。

また、夜間セミナーでは毎回、素晴らしいコメンテーターを迎えることができた。中国現代演劇「話劇」や「戯曲」の研究者であり、「古井戸」、「芙蓉鎮」、「紅いコーリャン」などの中国映画の日本語字幕翻訳を行った、白井啓介文教大学教授。フェミニズム、精神分析、ジェンダー／セクシュアリティ思想をふまえた映画理論・映画史研究者である、斉藤綾子明治学院大学助教授。日米比較文学、フェミニズム文学批評の研究者で、E・アン・カプラン (E. Ann Kaplan) の『フェミニスト映画——性幻想と映像表現』(1985)などを訳された水田宗子城西国際大学学長。デリダ研究や戦争に関する歴史と記憶に関する表象と言説のポリティクス、政治哲学の研究者である高橋哲哉東京大学大学院教授。近現代中国思想文化史研究者で、『アジア新世紀』全8巻 (2003-2004) の編著者である坂元ひろ子一橋大学大学院教授。

このようなコメンテーターたちと戴錦華教授との出会いや再会も彼女の執筆を促す大きな力となった。戴錦華教授を招聘して実施した、外国人客員教授プロジェクト「映画理論とジェンダー研究の交差」

は、任期終了後の2004年1月から、戴錦華の夜間セミナー講義記録集作成を目的にした、成果刊行プロジェクト「映画に見るジェンダー化された『中国』——ポスト冷戦時代の文化政治」として継続し、館かおると宮尾正樹が担当した。

そして、このたび、戴錦華著、宮尾正樹監訳、館かおる編『中国映画のジェンダー・ポリティクス——ポスト冷戦時代の文化政治』（御茶の水書房、2006年12月）を刊行した次第である。なお、本書は、戴錦華の大部の講義原稿を訳出することに紙数を用いたので、セミナーでのコメントをそのまま掲載することはしなかったが、戴錦華の映画を用いての壮大な講義の理解を助けるために、映画批評から斉藤綾子、中国近現代思想史から坂元ひろ子の両氏に解説を書いていただいた。中国映画関係年表や索引も付し、有用な本になったと思われる。なお、これまで、夜間セミナーの講義録は、『シリーズ〈国際ジェンダー研究〉』として3巻刊行しているが、今回は、総頁数214頁となったため、『シリーズ〈国際ジェンダー研究〉別巻』として刊行した。

本書は、ポスト冷戦時代の東アジアの構図を「映画」を主軸において語り、フェミニズムとジェンダー理論が今日の世界に対してもつ知的資源としての価値を再考するものとなったと思われる。では、本書の内容を紹介することにしよう。

## 2. 本書の概要

序章は中国映画を通じて中国の社会文化を論じていくにあたって、著者の現在（2003年）の立場を明らかにしたものである。ここで戴錦華は自問する形で、自分の発言する立場を、社会主義国家の、女性であり、フェミニストである、第三世界の批判的知識人と位置づけ、そうであることの困難について述べる。

第1章から第5章までの本文はそれを、映画を中心とする中国の社会文化の検討を通じて確認し、自分自身の、そして中国知識人の直面する苦境を切り開く可能性を模索する試みであると言えよう。それは本書の冒頭に付された「日本の読者へ」にもあるように、著者自身のこれまでの研究を振り返り、主たる研究領域である中国映画史研究、ジェンダー研究、大衆文化研究の交差する先に、既成の思想によっては既に読み解くことも切り開くこともできない、グローバル化する冷戦後の世界と中国を見る視座を求めようとする作業でもあると思われる。各章の内容を簡単に紹介しておく。

第1章「『女』の物語——激変する歴史」 20世紀初頭から1949年の中華人民共和国成立を経て、1960年代前半までの映画において、中国、中国女性がどのように表象されてきたか。

第2章「『扮演』の物語——女性主体の苦境」 1970年代後半から80年代を中心に、中国文化におけるもう一つの典型的な女性表象である、花木蘭及びその変種たちが中国映画においてどのように描かれてきたかの検討と、解放され男女平等が実現したはずの新中国で女性が置かれた位置について。

第3章「『他者』の物語——主体・アイデンティティとジェンダー」 1980年代末から1990年代にかけてを中心に、最初から西洋近代の他者としてしか定位されなかった中国の個人主体、とりわけ女性の主体が経済の市場化、グローバル化の中でどのように構築されたか。

第4章「『物語』の中の物語——ポスト社会主義時代のジェンダーと階級」 1990年代以降の中国で激化した貧富の格差と階級分化が主流イデオロギーと大衆メディアによって、いかに隠蔽され、新たなイデオロギー構築に利用されてきたか。

第5章「“男”の物語——ポスト冷戦時代の権力と歴史叙述におけるジェンダー・アイデンティティ」1995年から2002年の7年間に三人の第五世代監督が始皇帝暗殺を題材とする映画を相次いで製作したが、それが何を意味するのか。また、最近の歴史物ブームに見られる「歴史の終焉」を思わせる状況の中で、批判はいかにして可能か。

本書の最大の特徴は何と言っても、中国映画を豊富に引用しながら、20世紀中国における個人主体形成の過程と困難、とりわけ批判的知識人におけるそれを描き出して見せたところにあるだろう。その際の最大の変数は本書のタイトルにもあるように「ジェンダー」であるが、もう一つの大きな変数は「階級」である。第4章に述べられるように、1950年代～70年代前半においては、「階級」は、社会を分析し、個人を規定する唯一の尺度であったと言ってよいが、文化大革命終了後、改革開放政策が採られ、資本主義先進国とりわけアメリカをモデルにした近代化プロセスが進行する中で、暗黒の時代の記憶を喚起する言葉として姿を消していった。しかし90年代以降、市場経済化、グローバル化が急速に進展し、都市と農村の格差や貧富の差が拡大して、階級分化の現実があらわになり、はじめは「階層」と名を変えておらずおらずと再登場し、やがて社会を解説するのに欠かせない重要なタームとして再び使用されるようになる。

本書が再三強調するように、かつてそうであったように、「階級」を唯一の変数として社会を分析することはできないし、同様に「ジェンダー」もすべてを説明する万能の道具ではないことは当然だが、実際には、階級的現実を重視すればジェンダー秩序に関する問題が軽視され、ジェンダーの視点（特に80年代中国で受容された白人中産階級のフェミニズム）から批判しようとするれば、下層の人々の苦難に向き合うことが困難であったことも、本書が説く通りである。政権、資本、メディアが共謀して、社会主義時代の歴史を完全な他者として発展主義的言説が構築される中で、有効な対抗的言説を批判的知識人はまだ獲得していないという認識の下、階級とジェンダー、それに本書では詳述されないがエスニシティなどの批判的思考を、それらの負の遺産も含めて借用し、転換して、多元的な批判的思考と社会批判を構築しなければならない。「批判は依然として可能であろうか」（第4章）と問いかけるが、著者の答えは、あるいは決意は定まっているようだ。

### 3. 本書の特色と意義

#### (1) 中国映画における男性主体形象形成の考察

映画に関する考察は、個別には既に発表した著作と重なる部分が多いが、本書ではそれがまとめられて、中国現代史のほぼ全期間をカバーすることとなった。どの章も鋭い批判と創見に満ちているが、ここでは、中国映画における男性主体形象形成の考察について取り上げてみよう。

20世紀に入って始まった中国映画は近代的国民国家の男性主体形象の創出が課題であったはずだが、中華民国期においては強力な男性形象を作り出すことはなかった。20世紀前半の中国映画において目立つのは一連の女性形象の系譜であるが、それは西洋近代の受容の過程でジェンダー化された中国の男性知識人の仮面でもあった。たとえば国共内戦期の作品、費穆『小城之春』（1948）は中国映画史上最高の達成を示す作品であるが、この作品において、核家族の妻であるヒロインは夫の友人とともに新しい世界に出て行くことを拒み、病弱な夫と家にとどまる決断をする。著者はヒロインの形象が男性作家の仮

面として用いられ、始まっていた冷戦的対立を乗り越えようとする無力な願望が託されていると解釈する(第1章)。また、70年代後半、毛沢東時代が終わって男性復権の過程が始まったときも、やはり最初は女性の不幸や悲惨な境遇を仮面として、男性が受けた傷が表現された(第2章)。さらに、第四世代監督の作品においては、女性主体の性の欲望が抑圧される物語が歴史の暴力、政治の暴力に去勢された男の物語の仮面となっていると述べる(第3章)。著者はそのようなレトリックの起源を伝統的文人の自らを女性にたとえる慣習に関連づけつつも、主としては、西洋近代を絶対的権威の他者として自己を定位せざるを得なかった中国(第三世界)とその男性文化との間の近代的緊張関係のあらわれだと主張する。

中国映画において英雄的な男性形象が出現するのは毛沢東時代になってからである。著者の考えでは、それは一つには長年の半植民地時代の後、近代国民国家として統一と自主を獲得して、自己イメージを再構築したことと関係があり、もう一つには、中央集権の権力が形成されて新たな父権文化が生まれ、階級秩序の中にジェンダー秩序が埋没したことと関係があるとする。そして、文革終了後、ジェンダーの差異が強調されるようになり、歴史の受難者としての男性形象が登場するようになる。民族英雄としての男性形象が現れるのは張芸謀の『赤いコーリャン』(1987)である。それは男性性にあふれた男の物語であり、女性形象は主人公とカメラの欲望の客体として収まるべき場所に収まる。ここに男性の自己主体が確立されたかに見えるが、それは依然として別の意味で他者の物語であった。すなわち国際映画祭出品を前提に製作され、欧米観客の期待を満足させるため、この民族神話は近代に対する他者性をあらかじめ与えられていた。

1995年から2002年までの間に、いずれも第五世代監督によって、3本の秦始皇帝暗殺を題材にした映画が製作されたが、著者はそれらを「男の物語」と呼ぶ。歴史の暴力を父とし、その被害者を子=自己とする父権構造の子の位置から抜け出すために、暴力と反逆の関係、始皇帝暗殺物語に即して言えば、秦王と刺客の関係を、作者たちは男の二重主体の物語として描こうとし、新たな他者として女性形象を借用することが必要となった。そして張芸謀『英雄/ヒーロー』は史実を無視した「ポストモダン」な設定のおかげで、秦王と刺客を対等な男性主体とする物語を実現した。「手中に剣無く胸中にまた剣無し」という至上の境地を授けたもう一人の刺客、残剣を加えた3人の間の和解の図に、女性登場人物は入るすべがないか、主人に対する盲目的信頼によってのみ侍ることができるのだ。

三つの始皇帝暗殺映画の製作と平行するように、テレビドラマにおいて、1999年に歴史ドラマ『雍正王朝』が放映された。「主人の苦労」を描いたと称するこのドラマは官民間わず幅広い人気を集めた。明らかに「男の物語」であるが、このドラマの総監督を務めたのは第五世代の女性監督胡玫であった。また、2000年にはもう一人の第五世代女性監督李少紅が唐代を題材にした大型歴史ドラマ『大明宮詞』を発表した。「男」の物語は必ずしも男によって書かれる必要はなくなった。それはジェンダーのエクリチュールというより、政治と権力のエクリチュールであり、新たな覇権的アイデンティティの確立であり、中国社会の構造的再編のための仮面だからである。初期における男性文人の仮面としての女性形象から始まり、男性形象の登場と変容、そして新自由主義が完全勝利を収めたかに見える中で(2003年の執筆である)登場した男の物語は、「ジェンダー」の物語から「権力」の物語となったとしめくくる見取り図は鮮やかである。

## (2) 「新しいアジアの想像力」共有の意義

彼女の映画研究の手法は、欧米のシネマ・スタディーズで行うことの多い視線の構図や精神分析の手



法を中心にすえたものではない。勿論、欧米の映画理論やフェミニズム理論に詳しい戴錦華は、その分析手法をまったく使わないわけではないが、それよりも、「映画の文化政治」に視座をおく。1930年代の映画から、人民中国の映画、そして市場経済に参入してからの中国映画の社会的文化的位置を語り、そしてグローバル化の進行に伴い、第五世代の中国映画の男性監督たちが、ハリウッドの映画産業界を意識して国際的な評価を得るための作品を撮るようになったことを激烈に語っている。

戴錦華は、本書の巻頭「日本の読者へ」において、「本書は日本の読者のためにだけ書いた講義録」であると述べ、ごく若い時期を除いて、こんなに集中して仕事し、文章を書いたことはないとも語っている。今回、戴錦華が「現在の中国に対する私自身の分析と認識を日本の読者と共有する」という、熱い思いが基盤にあったことを示した表現である。

「冷戦／ポスト冷戦の、アジア／第三世界／中国の、そして中国を語ることの困難。アジア諸国が、あるいはアジアの研究者たちがお互いに交わす眼差しによって、西洋中心的な『視覚構造』における永遠に見られる位置や、他者の眼差しを通してお互いを窺い合うしかない『宿命』に抵抗し、新たな位置を獲得する。この私が長い間構想し、願ってきたことを実践する機会を与えられたこと、それが本書が日本で出版されるにあたって私が感じる最大のよろこびです」とも述べている。

2003年の、日本と中国、東アジアの緊張感が高まる中、「私たち自身の傷と困難」に向かい合い、冷戦の「境界線」とポスト冷戦の垣根を乗り越えること、それを、フェミニズムをリソースとして対話することを求めていると言える。

この戴錦華のポジションは、「中国」が冷戦構造や冷戦の境界の最前線に位置するという地政学的位置によって強化されたし、中国が経験した社会主義と婦人解放の有り様を経て、ポスト冷戦構造とグローバル化の過程に起因している。

戴錦華を深く理解する解説者の齊藤、坂元の二人が、ディテールを映し出すこともできる映画を用いての論考だからこそ、中国文化内の人種、民族の文化的な他者性が見えなくなるような概括的な傾向や台湾、韓国、ベトナム、日本ほか近隣アジアの映画についてはほとんど参照がないことを残念に思うと語るの、当を得た指摘であると思う。

しかし、戴錦華は、2003年の秋、日本において「中華人民共和国の映画」を素材に分析するに際し、「中国問題」が、かつての欧米中心主義の視線の中で、ある種の差異性を形成していたとしても、「グローバル化とその視野のなかで、このローカルな問題の切迫性が、グローバル化及びその問題として集中的に立ち現れたのだ」という認識のもとに執筆したのである。

そして、フェミニズムを思想資源として「新しいアジアの想像力」を追究する視座は、彼女の思想の主軸に確固としてある。彼女は、フェミニズム思想が、社会と文化の現実に直面して経験した試練は、同時にグローバル化批判理論が陥った隘路をあらわにすると言う。この状態に挑戦するには、「創造力と想像力に富んだ作業が必要である」とし、それが「21世紀の最も重要な思想的作業の一つ」と言う。

戴錦華を迎えての外国人客員教授プロジェクトは、成果刊行プロジェクトに引き継がれても、訳者、解説者、編者が、皆、ある種の高揚感を抱きつつ関わった。何よりも戴錦華の類まれな集中力がなしえたものであったが、皆が、戴錦華の真摯な日本の読者への呼びかけをうけとめたからであると思われる。

本書を戴錦華に送った時、彼女は1ヶ月あまりアフリカにいた。帰国してから連絡があり、直ちに香

港に行くという。2003年秋に日本に来る前には、インドと南米を訪れている。彼女は、ポスト冷戦のグローバル化の状況を、世界各地に自ら行き、アクチュアルに掌握するスタンスを模索しているかのようである。

戴錦華が、自ら転機と位置づけ、彼女のオリジナルな情熱と真剣さを記録した本書の刊行に関わった私たちもまた、戴錦華のいう、「新しいアジアの想像力」を生み出す力を鼓舞された。本書の読者が、彼女の言葉に喚起され、自らの思考を展開し、戴錦華の言うアジアの想像力を、繊細でかつ強靱なものにし、21世紀の知的資源となるジェンダー研究を提起することを願っている。

(みやお・まさき／お茶の水女子大学文教育学部教授・同大ジェンダー研究センター研究員)

(たち・かおる／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)

## 〈研究プロジェクト活動報告〉

# 個人研究プロジェクト「ジェンダー統計視点による男女間所得格差の国際比較研究——『男性稼ぎ主』型を考える」の中間報告

杉橋 やよい

## 1. はじめに

日本の性別賃金格差は先進国において際立って大きく、なかなか縮小していない。労働市場の規制緩和の一環でもある年功制から成果主義への賃金・人事制度の転換のもと、年収300万円時代と言われる程賃金は下落している。同時に不安定雇用者は女性だけでなく男性の中でも広がっている。バブル経済崩壊後、実収入、可処分所得、消費支出が減少傾向にあり、貯蓄の年収比および負債は増加傾向にある。貯蓄の増加は、老後の家計に対する不安を反映していると考えられ、家計が不安定な状況にある。1993年より、共働き世帯数が片働き世帯数を上回り、妻の所得が家計管理のリスクを回避している。「男性稼ぎ主」型は崩壊に向かっているのは明らかである。

現在所得格差拡大が議論されているが、ジェンダーの視点から所得格差を丁寧に分析したものは少ないと思われる。また、所得の男女間格差だけでなく男女それぞれの所得水準について分析すること、その際個人と共同の関係についても考慮することが、ますます重要になってきている。

そのような状況に鑑み、筆者は、ジェンダー研究センターにおいて個人研究プロジェクトとして「ジェンダー統計視点による男女間所得格差の国際比較研究——『男性稼ぎ主』型を考える」<sup>1</sup>（2005年度～2007年度）を設定した。

## 2. 本プロジェクトの研究課題

本プロジェクトの研究課題は主に次の2点である。第一に、所得における「男性稼ぎ主」型の度合いを、マイクロデータ<sup>2</sup>を用い時系列的に分析し、国際比較することである。この課題に取り組むために、共働き世帯に分析対象を限定し、(a)男女それぞれの絶対的な所得水準、そして(b)男女間の所得格差、(c)男女それぞれの間での所得格差（所得階層）を分析し、(d)妻と夫の勤労所得の比較を検討する。(a)～(d)の分析は、すべて同じサンプルを用いて行う。日本については、労働市場とジェンダー関係の変化を捉えることを目的に、10年間の全国消費実態調査などのマイクロデータを用いる。国際比較については、使用可能な最近年の他国のマイクロデータを用いる予定である。比較する国の制度や文化などを理解した上で分析する必要があるため、筆者が既に博士論文で日本と比較検討した国であるイギリスを中心に進める予定である。また、共働き世帯が主流である中国（F-GENSのパネル調査）も比較に加えるか現在検討しているところである。(a)～(d)を関連付け、日本の10年間の変化を検討し、少なくともイギリスと比較することが、第一課題の具体的作業である。

第二の課題は、第一の課題と同時に明らかになっていくことだが、労働統計および家計統計で使われている概念や集計・表示の問題などを、ジェンダー統計視点から、検討し改善案を提示することである。

ここで、なぜマイクロデータを利用するのかについて、第二の課題とも関連するので、簡単に説明しておきたい。世帯を対象に妻と夫の収入を聞く日本の代表的調査は家計関連統計（家計調査や全国消費実態調査）である。しかし、公表されるこれらの調査の集計表で示される妻と夫の収入データには、信頼性に問題がある。すなわち、家計調査の場合、「勤め先収入、世帯主収入、うち男」および「勤め先収入、世帯主の配偶者の収入、うち女」の数値はそれぞれ全世帯数で割った平均値であり、世帯主の男女比によって男女別平均値が左右される。他方、全国消費実態調査では、一部の製表で勤め先収入の「世帯主」と「世帯主の配偶者」の性別表示が得られる。しかし、ここでも家計調査と同様、全世帯数で割った男女別収入の平均値が示されるため、世帯主の男女比に左右されてしまう。したがって、2004年の全国消費実態調査の結果によると、一ヶ月当たりの「勤め先収入、世帯主収入」の「うち男」は約37万円に対し、「うち女」は約1万7千円、という奇妙な結果が公表されている。伊藤純（2004）が指摘するように「母子世帯の実収入の10分の1にも満たない、全く現実を反映しない数値」である。

また、両調査は、共働き世帯の夫妻の収入を示しているが、家計調査では「世帯主が夫の核家族世帯」の共働き世帯に限定され、世帯主が妻の共働き世帯は無視されている。全国消費実態調査では妻の雇用形態別<sup>3</sup>に共働き世帯の夫妻の収入が示されるが、「職員」と「労務作業者」に従事している妻のみに限定されるという問題がある。

以上のように、両調査とも、共働き世帯における妻と夫の収入を適切に集計・表示していないので、マイクロデータを用い改めて夫妻の収入を分析することが必要なのである。

### 3. これまでの研究概要

本プロジェクトのもとでこれまで行ってきたことは、日本のデータ分析が中心であるが、さらに韓国と中国における男女間の所得格差も検討した<sup>4</sup>。ここでは、日本について行った2回のマイクロデータ分析の概要を述べる。

1回目は、財団法人統計情報研究開発センター主催で提供されている2種類のデータを用いた（1994年と1999年の全国消費実態調査と、1992、97年、2002年の就業構造基本調査の個票データ（リサンプリング・データ<sup>5</sup>）。全国消費実態調査では、分析対象を共働き世帯の夫妻に限定し、雇用形態別、さらに職業、産業、年齢別に、妻の家計への貢献度について分析をした。就業構造基本調査を用いた分析では、雇用形態別に見た性別所得格差とそれを規定する要因がこの10年間でどのように変化したかをみた。

全国消費実態調査の分析から2点のみここでは示すことにする。第一は、上述のとおり、現家計関連調査では夫妻の収入額が不明なので、普通・パートの雇用形態別に共働き世帯の夫と妻の勤め先年収を明らかにすることである（表1）。ただし、共働き世帯のうち雇用されている妻と夫に限定したため、例えば、夫が会社経営者で妻がパートのカップルの場合、夫は雇用者とはみなされないで、妻だけが本研究の分析対象になる。表1の人数が夫より妻が多くなっているのはそのためである。この点について後に再度触れる。

表1によると、妻と夫の1994年の普通勤務の夫は586万円、妻は329万円、1999年には夫608万円、妻362万円であった。他方パートの妻は、1994年に89万円、1999年に95万円であった。これには、よく言われる「103万円の壁」や「130万円の壁」などが影響していると考えられる。

表1 雇用形態別共働き世帯の夫と妻の勤め先年間収入

表1-1 1994年

	勤め先年間収入 (万円)			人 数	
	夫(a)	妻(b)	格差(b/a)	夫	妻
普通	590.07	329.75	0.56	99%	49%
パート	202.11	89.03	0.44	1%	51%
計	586.43	208.02	0.35	210,870	211,578

表1-2 1999年

	勤め先年間収入 (万円)			人 数	
	夫(a)	妻(b)	格差(b/a)	夫	妻
普通	608.63	362.71	0.60	98%	46%
パート	153.89	95.84	0.62	2%	54%
計	600.87	218.52	0.36	195,795	204,328

注：1999年のパートの夫の収入はサンプル数が少ないため、データの信頼性が低い。

表1で明らかになったのは全体としての収入格差である。ところが、各個別的世帯に即して考えると、様々な組み合わせがあり、またその比率は同じではない。例えば、夫が普通勤務で妻がパート勤務であるような世帯もあれば、夫も妻も普通勤務であるような世帯もあり、そしてそれぞれの世帯数は同数ではない。それゆえに、世帯年収における夫と妻との貢献度を知るためには、全体としての収入格差を調べるだけでは十分ではない。そこで、第二に検討することは、「男性稼ぎ主」型の度合いを考察するための一助として、共働き世帯の夫と妻の勤め先年間収入の合計に占める妻の勤め先年間収入の割合を見ることである。ただし、前述のとおり夫妻が共に雇用者であるカップルに限定しなかったという問題があるため、表2は、夫妻それぞれの収入の貢献度の分析に向けた準備段階のものである。これは、各カップル間で夫と妻の家計への貢献度を計算し、その上で各自が該当する雇用形態と年齢層の中でその貢献度の平均値を算出したものである。この表によれば、共働き世帯において、普通勤務の夫は約7～8割、普通勤務の妻は約4割の貢献があるのに対し、パートの妻の貢献度は、約2割である。表1では普通勤務の男女の収入格差は約6割であった。しかし、実際には、共働き世帯の妻の約5割が、収入が普通勤務より低いパートに従事しているため、普通勤務の夫の貢献度は7～8割と高い結果となった。

表2 年齢、雇用形態別共働き世帯の夫婦の勤め先年間収入の合計に占める各人の勤め先年間収入の割合

表2-1 1994年

	割合(%)		人数(人)		
	夫	妻	夫	妻	
普通	20-29	72	38	9,553	8,279
	30-39	77	39	45,429	29,720
	40-49	79	39	86,046	41,891
	50-59	78	41	60,077	23,634
	60-64	71	46	7,784	1,061
パート	20-29	—	16	—	5,944
	30-39	57	14	71	31,418
	40-49	—	15	—	46,915
	50-59	53	21	778	21,582
	60-64	44	28	1,132	1,132

表2-2 1999年

	割合(%)		人数(人)		
	夫	妻	夫	妻	
普通	20-29	71	40	10,461	8,310
	30-39	78	37	38,432	21,887
	40-49	78	40	73,377	35,464
	50-59	77	41	62,471	27,229
	60-64	72	47	7,716	1,039
パート	20-29	—	17	—	6,306
	30-39	—	16	—	27,822
	40-49	42	16	148	48,967
	50-59	62	22	890	25,226
	60-64	58	28	2,300	2,077

注：次の項目の数値の信頼性が低い。1994年については、パート勤務の夫の収入、60-64歳のパート勤務の妻の収入、そして1999年では、60-64歳の普通勤務の妻および40-49歳のパート勤務の夫の収入、である。

第2回目のマイクロデータ分析は、共働き世帯を夫妻の雇用形態別に——すなわち、①夫妻ともに普通勤務、②夫が普通、妻がパート、③夫がパート、妻が普通、④夫妻ともにパートというカップルごとに——分析することを狙った。この分析では、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターが提供している全国消費実態調査（1989、94、99年）の秘匿処理済マイクロデータを、2006年7月～11月の期間使用した。現在、2004年の全国消費実態調査のデータ分析に向け申請し採否の結果を待っている段階である。これらの分析結果については、別の機会に公表したい。

#### 4. むすび

ここでは、2に示した研究課題とその経過の一部を報告した。本プロジェクトを遂行するための今後の課題は、日本については、世帯の所得階層にも着目し、より適切にカップル間での比較を行うことであり、イギリスを中心とした国際比較研究を一層進めることである。

さらに、これらの研究は、個人と世帯の所得の関係をジェンダーの視点から検討し、労働力の持続的再生産のための政策に結びつけるという筆者個人の長期的な研究展望の延長線上にある。このように位置づけて、筆者は残りのプロジェクト期間の研究を進めていきたい。

（すぎはし・やよい／金沢大学経済学部助教授、IGS 客員研究員、F-GENS 客員研究員）

#### 謝 辞

本研究において使用した全国消費実態調査のマイクロデータは、日本学術振興会の平成16年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）の交付を受けて、マイクロ統計データ活用研究会（代表：井出満大阪産業大学経済学部教授）が作成された「マイクロ統計データベース」のデータ（全国消費実態調査のリサンプリング・データ）である。

本研究遂行のため、マイクロ統計データベースの使用に当たっては、全国消費実態調査調査票の目的外使用の承認を得ている。総務省統計局及び（独）統計センターの関係各位並びにマイクロ統計データ活用研究会事務局の方々には多大なお世話をいただいた。記して謝意を表する。

#### 注

- 1 この3年間、文部科学省科学研究費補助金（若手研究(B)、研究代表者：杉橋やよい）の助成を受けている。
- 2 マイクロデータはプライバシー等に配慮し調査結果を匿名化した個人レベルのデータをいう。マイクロデータは個票データとも言われる。本稿ではこれら2つの用語を特に区別しないが、主として日本で頻繁に使われるマイクロデータという用語の方を用いる。
- 3 全国消費実態調査では、雇用者に対し、勤務状態として「普通勤務」と「パート」のどちらかを聞いている。しかし、全国消費実態調査報告書に、勤務状態が定義されていないので、総務省統計局の担当者に直接聞いたところ、普通かパートの区別は、雇用者による自己判断に基づき、必ずしも労働時間による区分ではないこと、もし回答者が迷った時のみ一日、週の労働時間から判断するそうだ。また、非正規雇用者の中で現在無視できない派遣労働者は「普通勤務」に含まれる可能性が大きく、分析するにはこの点に留意する必要がある。

- 4 韓国と中国における男女間所得格差の検討に関しては、お茶の水女子大学21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア——〈女〉〈家族〉〈地域〉〈国家〉のグローバルな再構築」の中国および韓国のそれぞれのパネル調査の1年度のデータを用いて、男女間の所得／賃金の格差を検討した。韓国についての分析の成果は、2005年6月世界女性学大会（韓国）で発表、中国については、2005年10月に、「家計の収入」『家族・仕事・家計に関する国際比較研究 中国パネル調査第1年度報告書』 pp.182-190で報告した。
- 5 全国消費実態調査の対象である二人以上の一般世帯の全標本（約55,000世帯）の5分の1になるように再度抽出されたマイクロ統計データである。このため、リサンプリング・データと全標本との乖離が問題になる。データ提供機関のマイクロ統計データ活用研究会事務局が、これらのデータの平均の差を比較する。それによると、筆者の分析では、標本数が少ないグループ（特にパート勤めの夫）の信頼性が低いと指摘された。以下ではこの点に留意し、パート勤めの夫については検討を控える。

## 参考文献

- 伊藤純「書評：独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一・杉橋やよい編『男女共同参画統計データブック』——日本の女性と男性（2003）」『統計学』（2004）：pp.63-67.

## 〈書評〉

ハン トンヒョン  
韓 東賢 著

エスノグラフィー  
『チマ・チョゴリ制服の民族誌』  
——その誕生と朝鮮学校の女性たち』

(双風舎 2006年 242頁 ISBN4-902465-08-6 2,200円+税)

徐 阿貴



在日朝鮮人の後続世代が通う民族学校では、中学と高校レベルの女子生徒は、朝鮮の民族衣装であるチマ・チョゴリを制服としてきた。民族差別がはびこる日本社会において、まさに「一目で」民族的出自を表すチマ・チョゴリが制服とされていることに、「いったいなぜ？」と疑問をもった人は少なくないだろう。本書は、民族学校のチマ・チョゴリ制服に関する初の本格的な研究である。チマ・チョゴリは、女子生徒や女性教師らの自発的な着用から制服化されたといわれる。著者はこの通説をもとに、北朝鮮が在日朝鮮人社会への関与を深めた1960年前後に、チマ・チョゴリが民族学校の制服として導入されたプロセスを、歴史的資料と当事者へのインタビューによって明らかにしようとする。

チマ・チョゴリ制服のユニーク性は、以下の点から明らかである。まずチマ・チョゴリ制服導入以前、民族学校では、ブレザーやセラー服が女子生徒の制服であった。同じく民族学校に通う男子生徒については、パジ・チョゴリなどの朝鮮に由来する衣服ではなく、学ランやブレザーなどが制服として採用されている。また、そのデザイン的なルーツは朝鮮半島にあるが、植民地解放後の韓国や北朝鮮の学校制度において、チマ・チョゴリが制服として取り入れられたことはないという。

在日朝鮮人を日本人の下位に位置づけようとする日本社会において、チマ・チョゴリ制服は、抵抗的なアイデンティティを表し、とくに総連系社会では「民族の誇り」の象徴とされてきた。さまざまな意味が付与されたチマ・チョゴリ制服は、在日朝鮮人という、ディアスポラに生きる者たちのナショナリズム、エスニシティの議論において不可視化されてきた女性の存在や、ジェンダー秩序を示す例として検討される必要がおおいにある。

本書の構成は、以下のとおりである。第1章では、移民・越境者のエスニシティ、ナショナリズム、そしてジェンダーに関する社会学理論を参照しつつ、これらが重層的に交差する地点に、チマ・チョゴリの制服化という現象を捉える視点が示される。第2章では、着衣という行為を通じたアイデンティティ表現という視角からチマ・チョゴリ制服のデザインや構造について歴史的に検証し、植民地期朝鮮において従来のチマ・チョゴリをより活動しやすい形にした「改良チマ・チョゴリ」——近代教育を受け、既存のジェンダー秩序に抵抗する「新女性」も愛用したという——に、その原型を見出している。第3章および第4章では、チマ・チョゴリを学校生活で着るようになった当時の女子学生や、着用を広めた女性教師へのインタビューの分析である。ここでは、1950年代後半からの北朝鮮の接近、さらに帰国運動を通じて触発された在日朝鮮人のエスニック・アイデンティティが、「着衣」によって表現されたのが



チマ・チョゴリ制服であったという見解が示されている。

本書の主張の柱は、2世の女子生徒や教師たちがチマ・チョゴリを自発的に着用しはじめたということ、つまり、女性たちの自律的な主体性（エージェンシー）の発掘にある。チマ・チョゴリ制服が学校組織による「お仕着せ」ではなく、若い世代の女性たちのイニシアティブにより着用が広まり、学校が追認したものであったことが、当事者たちへの丹念なインタビューを通じて明らかにされる。著者は、チマ・チョゴリ制服の生成が、1960年代前後の北朝鮮による「海外公民」路線の定着、さらに帰国事業を中心とした、祖国志向のナショナリズムの高まりと見事に呼応していることを、当事者の語りからあぶりだしている。たとえば、新潟港での帰国船歓迎式典で、民族学校的女子生徒が祝賀あいさつをした際、チマ・チョゴリを着ていたことが北朝鮮政府関係者の間で好意的に評価され、チマ・チョゴリの制服化につながったという。また、日本の高校を卒業後就職差別にあい、総連組織での仕事を経て設立間もない朝鮮大学校に入学した若い2世女性は、「取り戻された民族性」をチマ・チョゴリを着ることで表現しようとした。これらの現象は、「伝統の創造」や「エスニック・リバイバル」といった、近代化のプロセスに見るエスニック・アイデンティティの構築的な性格を見事に表わしている。第3章および第4章のインタビュー分析では、当時の在日朝鮮人社会に満ちていた「祖国」に対する熱狂的な空気が、女性たちの声を通じ、時間と空間を超えて読者に生き生きと伝わってくる。

当時の状況を鮮やかに再現する女性たちの語りは、この研究をなによりも魅力的にしている。それは、著者自身が1980年代に民族学校に学んだ2世であり、チマ・チョゴリ制服を着ていた体験によって可能になったとあってよいだろう。制服のデザインや構造の歴史的変遷、さらに、流行の着こなし方や着心地などの分析は、民族学校に通う女子生徒の日常生活や、身体感覚に肉薄したりアリティを提示する。たとえば、「毎晩、チマ（筆者註：スカートにあたる部分）を寝押しして、ピシッとしたプリーツを保つのに命かけて」いたこと。映画「若大将」シリーズを見に行くときは目立たないようにブレザーに着替えていたこと。自治体から支給されたセーラー服はアイロンをかけてもしわがとれず、「いやだ」と思い、お正月につくったチマ・チョゴリを着て学校に行くようになったこと。チマ・チョゴリ制服をめぐるこうした語りには、総連組織を中心とした民族社会の象徴というより、むしろそこに身をおいている若い女性たち個人の、着る主体としての側面が感じられる。

これまで述べてきたように、著者は、チマ・チョゴリが自発的に着用されるようになったプロセスを語りや歴史資料によってたどることで、在日朝鮮人女性の自律的な主体のあり方を示そうとしている。それは、在日朝鮮人女性をめぐるこれまで作り出されてきた、受動的なイメージを覆す企てといえよう。受動的なイメージとは、朝鮮舞踊部<sup>11</sup>などと並んでチマ・チョゴリ制服が、「民族としての誇り」として象徴化され、さらに「見られる」、「保護されるべき」客体としての女性イメージを形づくってきたことを指している。

こうした受身のイメージを強めたのが1980年代末ごろからくり返されてきている「チマ・チョゴリ事件」である。北朝鮮と日本の関係が悪化するたびに、制服を切り裂かれたり、暴言や身体的暴力を受けるなど、民族学校的女子生徒たちが暴力にさらされてきた。事件を発端として、チマ・チョゴリ制服を着ている女子生徒が標的になっていることから、制服の見直し論議が民族学校を取り巻く人々の間でわきあがった。その議論の流れで、女子生徒だけが民族衣装のような制服を「着せられ」、「民族の伝統文化」を負わされていることが批判された。そして、民族社会における家父長制、たとえば良妻賢母型の

女性像の押しつけや、男女を区別する傾向、民族的ノスタルジーを女性にのみ投影する、などへの批判とともに、チマ・チョゴリ制服が女性差別という文脈から語られるようになった。

著者は、チマ・チョゴリ制服に対する女性差別という文脈からの批判に違和感を持ったことがきっかけで、女子生徒の自発的な着用の広がりによって制服化されたとする総連組織の「通説」を検証しようと決心したと述べている (pp.11-12)。女性たちは、朝鮮と日本、そして在日朝鮮人社会というそれぞれの社会の中心部分から、ジェンダー秩序によって周縁化されてきたことは否めない。しかし、チマ・チョゴリをみずから選び取った女性個人たちの行為には、女性たちがたんに抑圧されているだけの存在ではなく、日本、北朝鮮、そして在日朝鮮人社会と「交渉」する自律的な主体であることが表われている。そこには、みずから考え、決断し、行動しようとする女性の能動的なイメージが鮮明であり、従来の受身で、従属的なイメージとは異なる女性主体が表れている。

しかしながら、発端は女性たちの自発的な着用であったにせよ、チマ・チョゴリの民族学校における制度化を促したもっとも大きな要因は、祖国国家による「承認」にあったことに対してもう少し注意を払うべきであったと思われる。たとえば、民族学校を代表して帰国船の祝賀あいさつを読んだ女子生徒がチマ・チョゴリ姿であったことが、祖国政府の関係者から肯定的な評価を受け、これに総連の男性幹部教員らが反応し、制服化を決定したという (pp.112-113)。また、女子生徒たちが当初選んだチマ・チョゴリの色は黒であったが、祖国政府関係者が異を唱え、「祖国」の感覚にあうよう一旦紺に変更され、また黒に戻されたという (p.179)。祖国政府関係者は、チマ・チョゴリ制服の導入を直接指示したわけではない。とはいえ、チマ・チョゴリの制服化は、祖国国家の意向を意識し、これを反映したものであったことは否定できないだろう<sup>#2</sup>。

ここで強調したいのは、チマ・チョゴリ制服誕生のドラマにみる能動的な女性主体は、いかなる条件のもとに成立が可能になったのかということである。在日朝鮮人男性に従属しないという意味での女性たちのより自由で自律的な主体性とは、海外公民路線や帰国運動などにより在日朝鮮人に接近していた北朝鮮国家に対応するものだった。女性たちの自律的な主体は所与のものではなく、男性中心的な組織を介さずに、女性たちが祖国からの呼びかけに直接こたえようとした中で形成されたともいえよう。本書は女性たちの自発性を強調するあまり、北朝鮮国家との関係を相対化する視点が弱いように見える。もちろん筆者は、チマ・チョゴリ制服誕生のプロセスに女性たちの自律的な主体性を見出そうとする著者の意図を、なんら否定するつもりはない。

最後に、本書は、チマ・チョゴリ制服を封建的な家父長制に還元することに対して、女性を受動的な存在にできていないかという違和感を出発点としている。かといって著者は、女性が抑圧されざるをえない民族社会の構造的な問題を見逃しているわけではない。チマ・チョゴリ制服の歴史的な生成プロセスを丹念に掘り起こすこの研究は、女性解放やジェンダー秩序の問題を直接論じていないが、在日朝鮮人女性の自律的な活動を浮き彫りにすることで、あたらしい女性主体の形成に貢献するものであるといえよう。

(そ・あき／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科附属人間文化研究所研究員)

## 注

- 1 民族学校における朝鮮舞踊部は、運動会や学芸会や対外的なイベントなどで踊りを披露することが多く、花形的な存在である。筆者は、実際にある民族学校の校長が、舞踊部について「民族学校の花」と表現したのを聞いたことがある。
- 2 Enloe (1989) は、民族ナショナリズムの運動が持つフェミニズムからみた場合の両義性、すなわち、男性中心的な運動の中で女性が従属的な位置に置かれるだけでなく、女性が運動参加を通じて家庭の外部で活動するという「自由」を得ることを可能にするを指摘している (Enloe 1989, pp.54-64)。

## 参考文献

Enloe, Cynthia. *Bananas, Beaches and Bases: Making Feminist Sense of International Politics*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1989.

## 〈書評〉

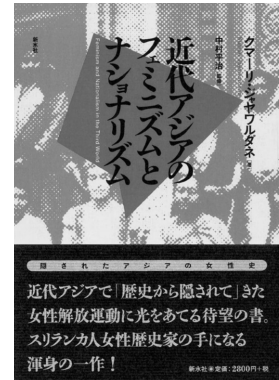
クマーリ・ジャヤワルダネ 著

中村平治 監訳

### 『近代アジアのフェミニズムとナショナリズム』

(新水社 2006年 340頁 ISBN: 4-88385-088-9 2,800円+税)

Jayawardena, Kumari. *Feminism and Nationalism in the Third World*,  
London and New Jersey: Zed Books Ltd., 1986.



中村 雪子

クマーリ・ジャヤワルダネ (Kumari Jayawardena) によると、本書はオランダ国立社会科学大学院大学 (ISS) に新設された「女性と開発プログラム」のためにジャヤワルダネ自身によって1982年に執筆された単著<sup>1</sup>の改訂拡大版である。トルコ、エジプト、イラン、インド、スリランカ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、中国、朝鮮、日本の11カ国<sup>2</sup>を舞台に展開した初期フェミニズムを、植民地支配下の近代化の中で登場した「新女性」に主眼を置きながら考察している。1986年ゼッド出版社より刊行された本書を日本語版にするにあたり、訳者らは新たに各国のフェミニストたちの写真を掲載している。中でも目を引く写真は、1931年に北インドのラーホールで開催された初の国際的なアジア女性会議に、各々の民族衣装を身にまもって集った女性たちの集合写真である。しかし、ページを繰っていくにつれて、アジアにおける初期フェミニズムの結びつきは、写真に見られるような集合的なものではなく、遠く離れて在る点と点が弧を描いて結びつく軌跡のようなものとして現れていることが分かってくる。

本書の目的をジャヤワルダネは「日本語版への序文」において、以下のように明確に述べている。「アジアの女性史を研究課題にすることによって、私は以下の点を証明することを念願としていました。すなわちアジアの女性運動は西欧の女性たちの権利主張を真似たものでも、引き写したのものでもなく、経済的な搾取と社会的な抑圧への家父長的な服従に対する、彼女たちによる抵抗の長い歴史があったという事実です (p. I)」。本書はそれまで西欧の女性史に比べ記述されることの少なかった、アジアの初期フェミニズムをナショナリズムと関連づけて取り上げ分析することで、その目的を十分に果たしている。一人の著者が複数の地域の歴史的事象に関して執筆するという本書の体裁は、必然的に二次資料という限定された資料に拠ることになる。そのため、本書中ではしばしばデータの正確さや深さに欠ける記述が見られるが、同時に「アジア」の西から東において起こったフェミニズムの動きを連動性ある形で描くことに成功した。各章を通して、フェミニズムが西欧から植民地諸国へ一方的にもたらされた思想ではなく「資本主義と国民国家の諸勢力によって起動した、経済的・社会的な変動の所産であった」(p.316)という著者の一貫した視点があることは、各事例における植民地・半植民地的な支配・被支配の形態、被支配側内部における支配・被支配の構造、主に宗教的背景に文脈づけられたナショナリズム・民族運動との関連の中で発展し、制限されていった各々のフェミニズムのあり方の差異が浮き彫りにされるこ

とになった。

では、本書はどのような時代背景の中で出版されたのであろうか。ISS版とゼッド出版社版が出版された1982年、1986年という年代の中に位置づけるのであれば、1975年の第一回世界女性会議（メキシコ・シティ）に実質的に端を発する国連主導の行政フェミニズムが世界的に推進されていた時期である。さらに1975年の女性会議においてすでに提起されていた第三世界から第一世界への、覇権的・西欧中心的フェミニズムに対する異議申し立てが、1985年のナイロビ会議において顕在化した時期でもあった。この時期において、本書はフェミニズムを第三世界と二項対立的な構図に置かずに論じた。西欧思想と帝国主義などの諸要素の影響を受けつつ、第三世界の文脈に根ざしたフェミニズムが構築されてきたことを説得的に示したことで評価されるべきであろう。1988年にチャンドラ・モハンティ（Chandra Mohanty）は西洋のフェミニストたちがその研究蓄積の中で絶えず第三世界女性を「無力」で「か弱い」存在と表象し構築することによって、西洋中心的な視点を再生産してきたことを指摘した<sup>3</sup>。その意味で本書のアジア諸国の事例はモハンティの問題意識を共有しつつ、第三世界女性の運動を書き換えたものといえるだろう。

また、理論的貢献としては、タイトルにあるように「ナショナリズム」との関連性——フェミニズムがナショナリズム運動・民族独立運動において積極的かつ中心的な役割を果たしていたことと、同時にフェミニズムがナショナリズムの内部に配置されていたこと——を描き出し、当時のフェミニズムの限界と課題を浮き彫りにしていることが評価できる。換言すれば、フェミニズムが近代主義の産物であり、その発展段階ではナショナリズムと共謀関係を結んでいたことを指摘しているといえる。当時のアジア諸国における第一波フェミニズムは、トランスナショナルな性質を帯びながら、ナショナリズム／国民国家(nation-state)に規定されていた。本書においてその動きが最も特徴的に示されているのは、著者が「アジアの事例研究の中で最も興味あるもの」(p. I)とした日本の初期フェミニズムに関する章である。この章で特に指摘されていることは、以下の2点である。①「日本は先進資本主義国として劇的に台頭し、経済的には他のアジア・アフリカ諸国に先んじたが、女性の権利に関する面ではもっとも後進的な国の一つとなった。その反面で女性が要求した二つの領域（すなわち教育と雇用）については、容易に与えられた。(中略)しかしこれらの華々しい成果は、従順と服従の思想を広めるのにも役立った(p.313)」。②「本書で論じたすべての国々のなかで、日本のフェミニストの意識は最も高い水準にまで発展した。そこには政治や経済の次元での要求だけではなく、伝統的な男女観や家族における女性の役割から派生する問題が含まれていた(p.313)」。ジャヤワルダネは、この日本の事例から、資本主義的な近代国家形成の過程では女性に特定の権利は付与されるが女性解放の本当の課題は阻止される結果になっていること、また、日本の初期フェミニズムの発展には高度な工業化の進展による物質的基盤が必要な条件を提供していたと分析を加えている。この文章は、現在の日本の女性をめぐる状況につながる問題を指摘している。

それでは、本書は、現在の日本においてどのように位置づけられるのであろうか。この問いは、日本語訳にあたって「第三世界」に代わって「近代アジア」という用語がタイトルに採用されていることにも関連するだろう。ジャヤワルダネが「第三世界」をタイトルに配しつつ、「アジア」の女性史の掘り起こしを試みたのは、同地域の学問的蓄積が不足していたからであった。しかし、現在の日本の文脈において「近代アジア」をタイトルに採用することは地理的な意味とは別の地政学的な意味を帯びてくる可能性がある。「第三世界」のタームが含意していた植民地主義への対抗的意図が失われ、「近代アジア」の内部に在った支配／被支配の関係性を見えにくくしてしまうのではないだろうか。この視点から、反省的に指摘すべきなのが本書中で取り上げられているアジア諸国の中で、日本が唯一近代的な意味での

植民地支配を行っていた側であることだ。本書では、植民地支配からの独立闘争への原動力として第三世界のナショナリズムが肯定的に描かれているが、日本においてはナショナリズムが結果としてアジア諸国への軍事的進出を導いた。その点で、フェミニズムも潔白ではないことはその後の研究蓄積によって明らかにされている<sup>4</sup>。

これまで論じてきたように、本書においてはアジアのフェミニズムをめぐる議論として、主に以下の三点が示されている。①アジア諸国における初期フェミニズムは、民族独立運動・ナショナリズム運動において積極的な役割を果たした。②また、アジアの初期フェミニズムは西欧諸国から一方的にアジア諸国に導入された思想ではなく、資本主義と近代国民国家のプロジェットの進展の中でアジア諸国においても独自のプロセスを経て構築された思想である。③民族独立運動・ナショナリズムと連動し発展した初期フェミニズムは、同時にその内部に配置され規定されることにもなった。さらに一点つけくわえるならば、本書はフェミニストのトランスナショナルな結びつきが、旧宗主国—旧植民地間だけではなくアジア諸国間においても19世紀にたどることができることを再確認させてくれるものでもある。「アジア」をめぐる政治経済体制が20年前とは大きく変化した現在は、女性たちが国家に規定されつつも、また別の諸要素によって分断され、フェミニズムの実践と理論がより厳しく試されている時代と言えるだろう。その中で、筆者のみるところでは、韓国の梨花女子大のアジア女性学センターを中心にしたいくつものプロジェクト<sup>5</sup>や日本ではお茶の水女子大学ジェンダー研究センターが中心に行っている「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」研究などは、ジャヤワルダネの問題関心を引き継ぎ現在の状況に文脈づけながら発展させている貴重な研究蓄積としてあげられるだろう。これらの研究は、うっすらとした弧状の軌跡としてしか現れ得なかった「アジア」のフェミニズムの結びつきが、国際共同研究の形をとって発展的に試みられている事例といえる。かつ、第三世界出身ではあるが地理的には西欧的知の中心において議論を展開したジャヤワルダネやモハンティと異なり、非西欧である「アジア」発のフェミニズム／ジェンダー研究を名実共に体現するものとしてもみることができる。そのような試みに当然埋め込まれている「アジア」、「フェミニズム」をめぐる植民地主義、ナショナリズム、階級の交差する複雑な問題構成に立ち向かうとき、本書は貴重な参照点の一つとなる。

(なかむら・ゆきこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

## 注

- 1 Jayawardena, Kumari, *Feminism and Nationalism in the Third World in the 19<sup>th</sup> and early 20<sup>th</sup> Centuries*, The Hague: ISS, 1982 が書かれた経緯は、以下のジャヤワルダネのインタビュー記事に詳しい。Chhachhi, Amrita, "Reflections: Kumari Jayawardena." *Development and Change* 37, 6 (2006): pp.1335-1346.
- 2 原書では第五章にアフガニスタンが入り、全12章で構成されているが日本語版では割愛されている。
- 3 Mohanty, C.T., "Under Western Eyes: Feminist Scholarship and Colonial Discourses." *Feminist Review*, 30 (1988): pp.61-88.
- 4 この議論の詳細に関しては、以下を参照。鈴木裕子『フェミニズムと朝鮮』明石書店、1994年、山崎朋子『アジア女性交流史』筑摩書房、1995年、上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1998年。
- 5 <http://www.wsasia.net/>を参照。

# ジェンダー研究センター彙報〈平成17年度〉

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

職名は発令時による

## 平成17(2005)年度 研究プロジェクト概要

	年 月 日	テ ー マ	報告者、評者等
夜 間 セ ミ ナ ー	夜間セミナー「女、移動、そして再生産労働の政治」 Women, Migration, and the Politics of Reproductive Labor		
	平成17年6月13日	セミナー「再生産労働の国際分業におけるトランスナショナル・フェミニズムの諸問題」 “Transnational feminist issues in the international division of reproductive labor”	ラセル・S・パレーニャス (Rhacel Salazar Parreñas) (米国カリフォルニア大学デイヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：大石奈々(国際基督教大学助教授)
	平成17年6月27日	セミナー「距離の離れた親密圏——母親不在家族のトランスナショナルなコミュニケーション」 “Long distance intimacy: Transnational communication in mother-away families”	ラセル・S・パレーニャス (Rhacel Salazar Parreñas) (米国カリフォルニア大学デイヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：イシカワ・エウニセ・アケミ (静岡文化芸術大学助教授)
	平成17年7月4日	セミナー「人種と階級の地理学——移住フィリピン女性家事労働者の『居場所』と『居場所のなさ』」 “Geographies of race and class: The place and placelessness of migrant filipina domestic workers”	ラセル・S・パレーニャス (Rhacel Salazar Parreñas) (米国カリフォルニア大学デイヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：石塚道子(お茶の水女子大学教授)
	平成17年7月11日	セミナー「アジア系アメリカ女性の派生的な地位」 “The derivative status of Asian American women”	ラセル・S・パレーニャス (Rhacel Salazar Parreñas) (米国カリフォルニア大学デイヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：鄭映恵 (大妻女子大学教授)
	平成17年7月19日	セミナー「米国の人身売買との戦い」 “The U.S war on trafficking”	ラセル・S・パレーニャス (Rhacel Salazar Parreñas) (米国カリフォルニア大学デイヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：稲葉奈々子 (茨城大学助教授)
	夜間セミナー「ラテンアメリカにおけるフェミニズムとポピュラー・カルチャー」 Feminismos y cultura popular en América Latina		
	平成17年12月15日	セミナー「メキシコにおけるフェミニズム運動史の概観」	エリ・バルトラ (Eli Bartra) (メキシコ都立自治大学ソチミルコ校社会科学・人文学部政治文化学科教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授)
	平成17年12月22日	セミナー「メキシコのネオフェミニズム」	エリ・バルトラ (Eli Bartra) (メキシコ都立自治大学ソチミルコ校社会科学・人文学部政治文化学科教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授)
	平成18年1月12日	セミナー「ラテンアメリカとカリブにおける女性学とジェンダー研究」	エリ・バルトラ (Eli Bartra) (メキシコ都立自治大学ソチミルコ校社会科学・人文学部政治文化学科教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授)
平成18年1月19日	セミナー「女性とフォーク・アートに関する一考察——メキシコの事例」	エリ・バルトラ (Eli Bartra) (メキシコ都立自治大学ソチミルコ校社会科学・人文学部政治文化学科教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授)	

	年 月 日	テ ー マ	報告者、評者等
夜間セミナー	平成18年1月26日	セミナー「フェミニズムと文化的多様性——ブラジルにおけるフォーク・アート」	エリ・バルトラ (Eli Bartra) (メキシコ都立自治大学ソチミルコ校社会科学・人文学部政治文化学科教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授)
国際ワークショップ	国際ワークショップ／修善寺研究合宿 (東アジアにおける植民地的近代とモダンガール研究会)		
	平成17年11月2日	報告 足立真理子 (お茶の水女子大学) 「奢侈と資本とモダンガール——資生堂企業史研究」 報告 坂元ひろ子 (一橋大学) 「上海モガ (摩登女郎) の形成と表象」 報告 小山 直子 (お茶の水女子大学) 「〈満州〉ポスターの女性像」 報告 館 かおる (お茶の水女子大学) 「〈満州〉における植民地的近代とモダンガール」 ビデオ上映 『迎春花』 解説 館かおる (お茶の水女子大学)	
	平成17年11月3日	報告 伊藤 るり (お茶の水女子大学) 「帝国の周辺における〈モダンガール〉という問題——1920年代、30年代沖縄における植民地的近代と女のモビリティ」 報告 佐藤バーバラ (成蹊大学) 「だれがモダンガールだったか?——1920年代の消費と女性」 報告 小檜山レイ (東京女子大学) 「モダンガールの時代の恋愛と結婚——『婦人の友』は何を語ったか」 報告 ヴェラ・マッキー (メルボルン大学) “Reading the Moga through Colonial Modernity” 報告 タニ・バーロウ (ワシントン大学) “History and the Border” 報告 キム・ウンシル (梨花女子大学) “Na Hyesuk’s experience of the West and the Representation of the Colonial Chosun” 報告 戴錦華 (北京大学) 「食い違う〈モダンガール〉」	



## 21世紀 COE プロジェクト「ジェンダー研究のフロンティア」概要

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
4/1~ 4/3	C5	調査	〈釧路〉性と生殖の観念等についてのインタビュー調査 道信良子(札幌医科大学・COE 客員研究員)／猪瀬優理(COE 研究協力者)	釧路
4/2	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 「女性身体の医療人類学的考察：無痛分娩が普及しない背景」 【報告】田辺けい子(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)	お茶の水女子大学
4/15~ 4/16	A3	若手支援	ケースメソッドセミナー 『ジェンダーと開発』をケースメソッドで学び、教える」 【講師】毛利勝彦(国際基督教大学) 【協力】田中由美子(国際協力機構・COE 客員研究員) 【司会】伊藤るり(お茶の水女子大学・COE 事業推進者)	お茶の水女子大学
4/22	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル第2年度調査 調査票検討会	お茶の水女子大学
4/24	DB 英	研究会	「文化表象データベース(英語圏)」研究会 第2回 【講師】小山直子(COE 客員研究員) 【司会】竹村和子(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
4/25	C1/2	研究会	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会 「ジェンダーと科学技術史のカリキュラムの検討——L.シービンガーのシラバスと米国、英国における事例紹介」 【報告】小川真里子(三重大学・COE 客員研究員) 伊藤憲二(東京大学先端科学技術研究センター・COE 研究員) 三村恭子(COE 研究協力者) 【司会】館かおる(お茶の水女子大学・COE 事業推進者)	お茶の水女子大学
4/25	B	研究会	「パネル研究会」 調査票検討会 【司会】篠塚英子(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
4/28	B	研究会	「パネル研究会」 中国・韓国調査 調査票検討会	お茶の水女子大学
5/2	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル第1年度調査報告会	お茶の水女子大学
5/13	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第9回研究会 「香港の新貧困層と女子労働——東アジア『福祉国家』論への視角」 【報告】沢田ゆかり(東京外国語大学外国語学部) 【司会】伊藤るり(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
5/15~ 5/17	B	出張	〈ソウル〉韓国パネル調査第3年度契約と調査票検討 御船美智子(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 李秀眞(COE 研究員)	ソウル
5/21	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第10回研究会 【報告】稲葉奈々子(茨城大学・COE 客員研究員) 澤田佳世(日本学術振興会特別研究員) 「香港政庁の家事労働者受け入れ政策と推移」 ブレンダ・テネグラ(COE 研究員) 「家事労働者の権利状況と組織化」 小ヶ谷千穂(横浜国立大学) 「香港における移住家事労働者の組織化について——インドネシア人家事労働者の例と地元労組との相互関係を中心に」 伊藤るり(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 「グローバル化のものと香港とジェンダー再配置——二極化する社会の生産労働と再生産労働」 【司会】大橋史恵(COE 研究員)	お茶の水女子大学
5/25	B	研究会	「パネル研究会」 中国・韓国調査 調査票検討会 【司会】篠塚英子(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
5/28	A3	研究会	「ローカル・センシティブな開発とジェンダー」第2回研究会 「エジプトにおけるキャリアウーマンの家族観 ——中東の『家父長制的』ジェンダー関係の再考察」 【報告】鳥山純子 (COE 研究員) 【コメンテーター】藤掛洋子 (東京家政学院大学大学院) 【司会】倉光ミナ子 (お茶の水女子大学大学院)	お茶の水女子大学
6/2	C1/2	研究会	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会 『ジェンダーと科学技術』に関わるDVD教材の検討 【司会】館かおる (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
6/3～ 6/10	B	研究会	「パネル研究会」 調査票翻訳検討会	お茶の水女子大学
6/14	DB 視	研究会	「文化表象データベース・視覚表象」研究会 第1回 【講師】小山直子 (COE 客員研究員) 【司会】天野知香 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
6/16	B	研究会	労働組合調査研究会 調査データ処理手法に関する研究会	お茶の水女子大学
6/18	D 日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会 第6回 「日本語研究とジェンダー ——規範としてではなく、構築される現象としての“言葉”」 【報告】高崎みどり (お茶の水女子大学) 【司会】内海紀子 (COE 研究員)	お茶の水女子大学
6/20～ 6/24	全	若手支援	Women's Worlds 2005 (9th International Interdisciplinary Congress on Women) 若手研究員への学会参加旅費支援 【旅費支援対象者】石塚浩美 (COE 研究員) / 李秀貞 (COE 研究員) 大橋史恵 (COE 研究員) / 竹沢純子 (COE 研究員) ブレンダ・テネグラ (COE 研究員) 落合絵美 (お茶の水女子大学大学院博士前期課程) 李麗華 (お茶の水女子大学大学院博士前期課程)	韓国 梨花女子大学校
6/19～ 6/24	A2	研究発表	Women's Worlds 2005 【報告】伊藤るり (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) “Internationalizing Reproductive Labor in a Super-Aged Society? Japan's New Immigration Policy and Its Implications for Care Work” 安里和晃 (日本文学振興会特別研究員・COE 研究協力者) “Foreign Domestic Workers/Caregivers in Welfare Regime” 小ヶ谷千穂 (横浜国立大学・COE 研究協力者) “Empowerment as a Multi-Dimensional Process: Filipinas and Their Social Activites in Japan” ブレンダ・テネグラ (COE 研究員) “Enfranchisement and the Politics of Belonging: The Case of Filipinas in Tokyo”	韓国 梨花女子大学校
6/22～ 6/24	B	研究発表	Women's Worlds 2005 パネル調査成果発表「Comparative Study on Gender Gap within Household and the Labor Market in Korea, China and Japan: Analyzing Ochanomizu University Panel Study on Gender and Work」 【報告】永瀬伸子 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 石塚浩美・李秀貞・竹沢純子 (COE 研究員) 杉橋やよい (お茶の水女子大学)	韓国 梨花女子大学校
6/22	D	研究発表	Women's Worlds 2005 “Representation of Women in the Age of Art Deco” 【報告】天野知香 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) “What Did She Read?: Post-War Japanese Cultural Occupation and Translated Girls' Literature” 【報告】越智博美 (一橋大学・COE 客員研究員) “Theorizing the Experience of Asian Women's Studies in Globalizing Era” 【コメント】竹村和子 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	韓国 梨花女子大学校

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
6/24~ 6/26	B	出張	〈北京〉中国パネル調査実施状況視察 永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 辺静（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）	北京
6/25	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 「性別違和と自己決定：失敗する自由について」 【報告】東優子（大阪府立大学）	お茶の水女子大学
6/29	B	研究会	「パネル研究会」 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
6/30	C4	成果刊行	F-GENS Publication Series 8 Reproductive Health /Rights in Asia within the Process of Policy making for the Elimination of Violence: A Case Study in the Philippines	—
6/30	B	成果刊行	F-GENS Publication Series 9 東アジアパネル調査に関する国際会議報告書	—
7/1	A1	講演会	講演会「スカンジナビアの家族と法——ノルウェーを中心に」 【講師】Hege Braekhus (University of Tromsø) 【司会】戒能民江（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/1	D日 共催 ゴアスター 授業	特別講義	特別講義「戦争・女性・記憶——戦争を知らないあなたにとって『戦争 の記憶』とは」 【講師】米田佐代子（女性史研究者）	お茶の水女子大学
7/5~ 7/10	B	調査	〈ストックホルム〉スウェーデン統計局でのジェンダー統計資料収集ほか 永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	ストックホルム
7/5~ 7/9	B	研究発表	World Congress of the International Institute of Sociology パネル調査成果発表 「Work Opportunity, Marriage and Child-Bearing: Comparison Between Japan, Korea and Urban China」 【報告】永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	ストックホルム
7/9	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第11回研究会 「ケア職員の専門性と施設ケア秩序——介護老人保健施設の場合」 【報告】吉岡なみ子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 【司会】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/9	D英	研究会	「英語圏ジェンダー理論／表象研究会」第4回文献討論会 「Juliet Mitchell, <i>Psychoanalysis and Feminism</i> を読む」 【司会・報告】河野貴代美（お茶の水女子大学） 【報告】武田美保子（京都女子大学） 大理事穂子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 河野智子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 岩田和男（愛知学院大学）／武田悠一（南山大学）	お茶の水女子大学
7/16	A3	研究会	ケースメソッドセミナー 第1回フィールドテスト 【報告】倉光ミナ子（お茶の水女子大学）／田宮遊子（神戸学院大学） 越智方美（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 平野恵子（学術振興会 COE 特別研究員）	お茶の水女子大学
7/16	D日	講演会	講演会「漱石『趣味の遺伝』のセクシャリティ——身体そして〈物語〉 から」 【講師】小嶋菜温子（立教大学） 【コメンテーター】大塚美保（聖心女子大学）／小森潔（湘北短期大学） 鈴木啓子（宇都宮大学） 【司会】菅聡子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/18	統括	研究会	「アジア認識とジェンダー」研究会 第2回「東アジアの脱軍事化とジェ ンダー研究——権仁淑論文の検討を通して」 【報告】金富子（COE 研究員）／秋林こずえ（COE 研究員） 【司会】館かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
7/19	A3	研究会	「ローカル・センシティブな開発とジェンダー」第3回研究会 村松安子『「ジェンダーと開発」論の形成と展開——経済学のジェンダー化への試み』を読む 【評者】倉光ミナ子（お茶の水女子大学）／古沢希代子（東京女子大学） 大沢真理（東京大学） 【リプライ】村松安子（元東京女子大学教員） 【司会】田中由美子（国際協力機構・COE 客員研究員）	お茶の水女子大学
7/22	D 英	映画上映 + 講演会	女性映像作家 Film & Talk 【上映作品】 <i>Stripped &amp; Teased: Tales from Las Vegas Women</i> 【講師】Amie Williams（映画製作者／監督／脚本家） “Women behind the Lens” 【コメンテーター】中野理恵（映画配給『パンドラ』代表） 【司会】高橋裕子（津田塾大学・COE 客員研究員）	お茶の水女子大学
7/23	A1	研究会	「DV・シングルマザー研究会」 「台湾におけるジェンダー関連政策」 【講師】金戸幸子（東京大学大学院博士後期課程） 【司会】戒能民江（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/23	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル 第1年度調査報告会 【報告】永瀬伸子・篠塚英子・水野勲 （お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 鄭躍軍（総合地球環境学研究所・COE 客員研究員） 杉橋やよい（お茶の水女子大学） 水落正明・石塚浩美・竹沢純子・李秀真（COE 研究員） 山谷真名（COE 教務補佐員） 辺静（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 大竹美登利（東京学芸大学） 長町理恵子（日本経済研究センター） 村尾祐美子（東洋大学） 【コメンテーター】村上直樹（日本大学） 鄭躍軍（総合地球環境学研究所・COE 客員研究員） 秋山洋子（大連大学） 【司会】篠塚英子・永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/24	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 『自己決定』概念の道徳哲学的検討 【報告】根村直美（日本大学・COE 客員研究員）	お茶の水女子大学
7/24	DB 英	研究会	「文化表象データベース（英語圏）」研究会 第3回 【講師】小山直子（COE 客員研究員） 【司会】竹村和子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/25	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第12回研究会 「The Underside of Globalization: Asian Immigrant Workers in Late Capitalist America」 【報告】Evelyn Hu-DeHart（ブラウン大学） 【司会】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/27	B	講演会	講演会「韓国の経済社会と家族の今——1997年経済危機のインパクト」 【講師】服部民夫（東京大学） 【司会】御船美智子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
7/30～ 7/31	ハラスメント 研究	出張	キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク第11回全国 集会 大理奈穂子（COE 研究員）	大阪
7/30～ 8/12	C4	調査	〈マニラ・ダバオ〉行政機関・NGO などでのインタビュー調査 原ひろ子（城西国際大学・COE 事業推進担当者） 中山まき子（同志社女子大学・COE 客員研究員） 渡辺美穂（国立女性教育会館）	マニラ・ダバオ

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
8/1	C1/2	研究会	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会 【報告】小川真里子(三重大学・COE 客員研究員)「科学技術とジェンダー」 館かおる(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 小山直子(COE 客員研究員) 「ウェブリンク解析にみるジェンダーコミュニティ」 伊藤憲二(COE 研究員) 「『国際科学史学会』及び『Digital Game Research Association ゲーム研究学会』におけるジェンダー視点の研究について」 横山美和(お茶の水女子大学大学院博士前期課程) 「WW05(国際学際的女性学会)における『ジェンダーと科学技術』関係報告」	お茶の水女子大学
8/10	C3	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダーに関する研究会」第12回 「卵を提供するということ——厚労省特別研究班当事者ヒアリング調査から」 【講師】齋藤有紀子(北里大学) 【コメンテーター】佐藤(佐久間)りか(COE 研究協力者)	お茶の水女子大学
8/14~ 8/21	A1	調査	〈台湾〉シングルマザー研究会調査 戒能民江(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 庄司洋子(立教大学)/田中弘子(愛媛大学)/湯澤直美(立教大学)	お茶の水女子大学
8/25	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル調査 第3年度・第4年度分調査票検討会	お茶の水女子大学
9/1	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第13回研究会 「『伝統的女性労働』から『専門職』への移行は可能か——介護保険制度下の日本のケアワークのあり方」 【報告】笹谷春美(北海道教育大学) 【司会】定松文(恵泉女学園大学)	お茶の水女子大学
9/7	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル調査 第3年度・第4年度分調査票検討会	お茶の水女子大学
9/14	A3 共催 国際ジェンダー学会	講演会	スシュマ・ジョシ講演会+映画「パニ(水)」上映 A3「ローカル・センシティブな『開発とジェンダー』政策」第4回研究会 「ネパールにおけるコミュニティ、紛争、そして正義」 【講師】スシュマ・ジョシ(フリージャーナリスト) 【司会】佐野麻由子(立教大学大学院博士後期課程)	お茶の水女子大学
9/20	(共催) A1	シンポジウム	「ドメスティック・バイオレンス加害者への法的対応」 【主催】男女共同参画センター横浜 【出席】コーディネーター 戒能民江(お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	男女共同参画 センター横浜 「フォーラム」
9/24	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告】田中俊之(武蔵大学) 「『男性問題』としての不妊——〈男らしさ〉と生殖能力の関係をめぐって」	お茶の水女子大学
9/26	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル調査 第3年度・第4年度分調査票検討会	お茶の水女子大学
9/30	C3	調査	〈大阪〉産婦人科内診台調査 小門穂(京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子(COE 研究協力者)	大阪
9/30	A3	成果刊行	F-GENS Publication Series 10 若手支援のためのワークショップ報告書 2005年1月29日・30日 「ジェンダーの視点から開発の「場所」を考える——開発実践者・研究者の コラボレーションをめざして」	—
10/1	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第14回研究会 N. Oishi「Women in Motion」を読む 【評者】小ヶ谷千穂(横浜国立大学)/安里和晃(学術振興会特別研究員) 【リプライ】大石奈々(国際基督教大学) 【司会】イシカワ・エウニセ・アケミ(静岡文化芸術大学)	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
10/6~ 10/9	C3	ワークショップ	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダーに関する研究会」ワークショップ 【報告】 柘植あづみ (明治学院大学・COE 事業推進担当者) 「医療における意思決定の日米比較」 渡邊智子 (丸山産婦人科医院) 「女性の生涯をどのように支えるか——産婦人科開業医として」 佐藤(佐久間)りか (COE 研究協力者) 「EBM (evidence-based-medicine) と NBM (narrative-based-medicine) ——ジェンダーの視点から」 小門穂 (科学技術文明研究所/京都大学大学院博士後期課程) 三村恭子 (COE 研究協力者) 「産婦人科内診台のデザインと女性への考慮に関する考察」 武藤香織 (信州大学・COE 客員研究員) 「社会化する DNA アイデンティティ——オーダーメイド医療から鑑定ビジネスまで」 洪賢秀 (科学技術文明研究所) 「韓国における不妊女性の居場所」 張瓊方 (科学技術文明研究所) 「台湾の出産事情と優生思想から考える」 【見学】 丸山産婦人科医院	軽井沢町
10/8	D 英 C6 DB 英	研究会	「英語圏ジェンダー理論/表象研究会」第5回文献討論会 Elizabeth Grosz, <i>Volatile Bodies: Toward a Corporeal Feminism</i> 【司会・報告】 三浦玲一 (一橋大学・COE 客員研究員) 【報告】 鶴殿えりか (愛知県立大学・COE 客員研究員) 内堀奈保子 (COE 研究員) 津田久美子 (お茶の水女子大学大学院博士後期課程) 和泉邦子 (金沢大学) 佐藤(佐久間)りか (COE 研究協力者)	お茶の水女子大学
10/10~ 15	B	研究会	「パネル研究会」 中国パネル調査 調査データ処理手法に関する研究会	お茶の水女子大学
10/12	A3	研究会	「ローカル・センシティブな『開発とジェンダー』政策」第5回研究会 「JICA アフガニスタン女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト——バーミヤンからの活動報告」 【講師】 小林花 (JICA) 【司会】 鳥山純子 (COE 研究員)	お茶の水女子大学
10/12	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 小門穂 (京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子 (COE 研究協力者)、佐藤(佐久間)りか (COE 研究協力者)	東京
10/15	D 視	研究会	ジェンダーに基づく視覚表象の分析と理論 第2回文献検討会 Griselda Pollock 「Looking Back to the Future: Essays on Art, Life and Death」 【発表】 中嶋泉 (一橋大学大学院博士後期課程) 【コメンテーター】 香川檀 (武蔵大学) 【司会】 天野知香 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
10/16	C 共催 国立民族学博物館	シンポジウム	公開シンポジウム「生殖のストラテジー 日本、韓国、沖縄の比較を通して」 【基調講演】 荻野美穂 (大阪大学) 「『産めよ殖やせよ』から『家族計画』へ：人口管理の政治学」 【パネリスト】 松本綾子 (お茶の水女子大学大学院博士前期課程修了生) 「ピルはなぜ嫌われるのか？ ——戦後日本における避妊をめぐるポリティクス」 澤田佳世 (日本学術振興会特別研究員) 「生殖をめぐる交渉——米軍統治と沖縄の家族計画」 山地久美子 (神戸大学大学院博士後期課程) 「韓国の人口政策——少子化・男児選好・ リプロダクティブヘルス/ライツ」 【総合コメンテーター】 佐藤龍三郎 (国立社会保障人口問題研究所) 【コメンテーター】 荻野美穂 (大阪大学)/宮下克也 (北里大学) 仲川裕里 (専修大学) 【司会・主旨説明】 波平恵美子 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 【共催挨拶】 田村克己 (国立民族学博物館) 館かおる (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	代々木オリンピック記念青少年総合センター

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
10/22	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告】柳原良江 (COE 研究員) 「日本における女性の自己決定権の変遷と現状——セクシュアリティ研究における自己決定概念の展開の一助として」	お茶の水女子大学
10/21～ 10/22	B	若手支援	東北経済学会 若手研究員への学会参加旅費支援 【旅費支援対象者】水落正明 (COE 研究員)	福島
10/24	C1/2	研究会	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会 「ジェンダーと科学技術」関係の論文報告と学会報告 【報告】三村恭子 (COE 研究協力者) 「医療技術とジェンダー——マンモグラフィー (乳房X線撮影) を事例として」 小川眞里子 (三重大学・COE 客員研究員) 「男の科学観、女の科学観」(『科学』9月号、2005) 森義仁 (お茶の水女子大学) 館かおる (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 「第3回男女共同参画学協会シンポジウム——21世紀の産業を拓く男女共同参画」報告	お茶の水女子大学
10/26	B	研究会	労働組合調査研究会 「労働組合とジェンダー」調査報告会	お茶の水女子大学
10/26～ 10/29	B	出張	〈ソウル〉韓国パネル調査・調査票検討 御船美智子 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 李秀眞 (COE 研究員)	ソウル
10/29	B	研究発表	大韓家政学会 韓国パネル調査研究報告 御船美智子 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者) 李秀眞 (COE 研究員)	ソウル
10/29	A3	研究会	「ローカル・センシティブな『開発とジェンダー』政策」第6回研究会 「オセアニアにおけるジェンダー・社会・開発」 【報告】窪田幸子 (広島大学総合科学部助教授) 「アポリジニの社会変化と女性」(仮題) 熊谷圭知 「『ジェンダーと開発』における男性の位置——パプアニューギニアの事例を通じて」 【コメンテーター】村山真弓 (アジア経済研究所・COE 客員研究員) 倉光ミナ子 (お茶の水女子大学)	お茶の水女子大学
10/31	B	成果刊行	F-GENS Publication Series 11 家族・仕事・家計に関する国際比較研究 中国パネル調査 第1年度報告書	—
11/5～ 11/6	全	シンポジウム	第2回F-GENSシンポジウム「ポスト冷戦期のアジアとジェンダー研究」 基調講演「ポスト冷戦期の文化政治とジェンダー」 【講演】戴錦華 (北京大学) 第1セッション「冷戦期以降の〈他者〉としての日本——ジェンダー表象の政治」 【報告】新城郁夫 (琉球大学) / 新田啓子 (一橋大学・COE 客員研究員) キム・ウンシル (梨花女子大学校 [韓国]) 【ディスカッサント】坂元ひろ子 (一橋大学) ヴェラ・マッキー (メルボルン大学) 【コメンテーター】戴錦華 (北京大学) タニ・バーロウ (ワシントン大学) 若手研究者企画セッション「アジアから発信するジェンダー研究の現在(いま)——若手研究者の視点から」 分科会A「境界に挑戦する——ジェンダー、人種、階級、国家」 【報告】小林淳子 / 丹羽敦子 / 松永典子 (お茶の水女子大学大学院博士後期課程・COE 公募研究採択者) 鳥山純子 (COE 研究員) 【コメンテーター】徐阿貴 (お茶の水女子大学大学院博士後期課程・COE 公募研究採択者) 山口菜穂子 (COE 研究員)	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
11/5～ 11/6	全	シンポジウム	分科会B「暴力の不可視性——文化の脱ジェンダー化をめざして」 【報告】内海紀子／大理奈穂子（COE 研究員） 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・COE 研究協力者） 柳原良江（COE 研究員） 【コメンテーター】倉田容子（COE 研究員） 古澤有峰 （東京大学大学院博士後期課程・COE 研究協力者） 第2セッション「変貌するアジアとジェンダー平等政策の困難」 【報告】竹村和子／篠塚英子／波平恵美子／戒能民江 （お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 【コメンテーター】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 柘植あづみ（明治学院大学・COE 事業推進担当者） ラセル・パレーニャス（カリフォルニア大デイヴィス校）	お茶の水女子大学
11/12	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者）	東京
11/13～ 11/24	A2	研究発表 若手支援	国際会議「女性の移動 (Mobilités au féminin)」(於モロッコ・タンジェ) にて報告及びイギリスでの調査・資料収集 若手研究者への学会参加旅費支援 【旅費支援対象者】越智方美（COE 研究員）	モロッコ・タンジェ イギリス・ロンドン、 オックスフォード
11/19	D 日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会 第7回 【報告】浅野麗（慶応大学大学院博士後期課程） 「笹野頼子『水晶内制度』を読む——呪語が開く連帯の可能性」	お茶の水女子大学
11/19	A2	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」第15回研究会 【報告】ラセル・パレーニャス（カリフォルニア大学デイヴィス校） 「Migrant Filipinas in Tokyo's Nightlife Industry」 【司会】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
12/3	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告】菅野摂子（立教大学大学院） 「知らせないことは可能か？ ——超音波検査における胎児の状態の認知と告知」 佐藤(佐久間)りか（COE 研究協力者） 「視覚障害者のセクシュアリティ形成プロセスについて ——インタビュー調査の中間報告」	お茶の水女子大学
12/6～ 12/11	A2	調査	〈台湾〉「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会調査 足立眞理子（COE 事業推進担当者）／伊藤るり（COE 事業推進担当者） 小ヶ谷千穂（横浜国立大学）／安里和晃（日本学術振興会特別研究員） 澤田佳世（日本学術振興会特別研究員） 大橋文恵（お茶の水女子大学大学院博士後期課程・COE 研究員）	台湾
12/8～ 12/9	A2	研究発表	国際会議 SouthEast Asian Studies Regional Exchange Program (SEASREP) 10th Anniversary Conference “Southeast Asia, A Global Crossroads” ブレンダ・テネグラ（お茶の水女子大学大学院博士後期課程・COE 研究員） “The Social Aspects of Remittance: The Case of Filipina Domestic Workers in Tokyo”	タイ チェンマイ
12/17	A3 共催 国際開 発学会	研究会	「ローカル・センシティブな『開発とジェンダー』政策」第7回研究会 「ミレニアム開発目標とジェンダー平等」 【報告】野上裕生（アジア経済研究所） 「ミレニアム開発目標を『開発とジェンダー』から問い直す」 大崎麻子（国連開発計画） 「MDG のジェンダー主流化を目指して—UNDP の取り組み」	お茶の水女子大学
12/17	D 日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会 第8回 「戦争未亡人」はどのように描かれたか——林芙美子『うづ潮』畔柳二美 『傷痕』など 【報告】竹内栄美子（千葉工業大学） 【司会】武内佳代（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）	お茶の水女子大学



日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
12/18	C1/2	研究会	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会 【報告】小川眞里子（三重大学・COE 客員研究員） 館かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 「日本における科学・医療・技術とジェンダー」に関わるテキスト・論文集について 伊藤憲二（COE 研究員）／三村恭子（COE 研究協力者）ほか 「The Gender and Science Reader 読書会報告」 柳原良江（COE 研究員） 「科学・医療・技術とジェンダー」データベースについて、ジュディ・ウェイクマンの著作翻訳計画について 小川眞里子（三重大学・COE 事業推進担当者） 「OECD とフランス政府共同会議、韓国 Pohang 会議報告」	お茶の水女子大学
12/20	C3	調査	〈大阪〉 胞衣処理実態調査 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者）	大阪
12/21	(共催) B	研究発表	第5回パネル調査カンファレンス 【主催】(財)家計経済研究所 【出席】報告：水野勲（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 「F-GENS パネルデータによる居住・通勤の分析」 司会：御船美智子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	ホテルグランド ヒル市ヶ谷
12/22～ 12/23	全 共催 COE人 間発達	若手支援	院生・若手研究者支援集中講座 「フィールドワーク」（マイクロ・エスノグラフィ）の手法 [基礎] 【講師】箕浦康子（お茶の水女子大学） 【コーディネーター】熊谷圭知（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
1/7	A3	研究会	「ローカル・センシティブな『開発とジェンダー』政策」第8回研究会 【報告】倉光ミナ子（お茶の水女子大学） 「開発プログラムにおける参加、ジェンダー、そして、ローカル： 南太平洋サモアからの一考察」	お茶の水女子大学
1/7	統括	シンポジウム	「アジア認識とジェンダー」研究会シンポジウム 「東アジアの『戦後』60年：軍事化とセクシュアリティ」 【基調報告】権仁淑（明知大学校 [韓国]） 「韓国の軍事化とマスキュリティ」 【通訳】金榮（在日朝鮮人運動史研究会） 【報告】秋林こずえ（COE 研究員）「東アジアの米軍とセクシュアリティ」 金富子（韓神大学校 [韓国]）「NHK 番組改変事件とジェンダー」 周一川（COE 研究員）「趙薇事件について」 【コメンテーター】山下英愛（立命館大学）／小浜正子（日本大学） 【司会】館かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
1/12	D 共催 国際基督 教大学	研究会	「ジュディス・バトラー トーク会」 【講師】Judith Butler（カリフォルニア大学バークレー校） 【司会】田中かず子（国際基督教大学）	国際基督教大学
1/14	B	研究会	「パネル研究会」 韓国パネル 第2年度調査報告会	お茶の水女子大学
1/14	D	講演会	「ジュディス・バトラー講演会」 「Undoing Gender」 【講演】Judith Butler（カリフォルニア大学バークレー校） 【司会】竹村和子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
1/15	D	セミナー	ジュディス・バトラーセミナー 「Critique, Dissent, and Politics」 【講演】Judith Butler（カリフォルニア大学バークレー校） 【司会】竹村和子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
1/15	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告者】朝倉京子（新潟県立看護大学） 「ケアワーカーの自律性に関する検討——看護師を事例に」 【コメンテーター】齊藤正美（富山大学）	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
1/16	D 視	講演会	グリゼルダ・ポロック講演会 「Visions of Sex: Wanderings in a Virtual Feminist Museum ca. 1920」 【講演】 Griselda Pollock (Univ. of Leeds, UK) 【司会】 天野知香 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
1/17	A1	若手支援	若手研究者セミナー「Life History Calendar 方法」基礎編 「Life History Calendar 方法」(調査方法)の概要 【講師】 吉浜美恵子 (ミシガン大学・COE 客員研究員)	お茶の水女子大学
1/17	D 視	セミナー	グリゼルダ・ポロックセミナー 「Disciplines, Interdisciplines and Transdisciplinary, Perspectives on Histories of Art and Culture」 【講師】 Griselda Pollock (Univ. of Leeds, UK) 【司会】 天野知香 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
1/18	A3	研究会	「ローカル・センシティブな『開発とジェンダー』政策」第9回研究会 フィリピンセブシティスラム地区におけるECD支援研究報告 【報告】 太田沙緒梨 (お茶の水女子大学大学院博士後期課程) 富田貴代子 (お茶の水女子大学大学院博士後期課程) 【司会】 熊谷圭知 (お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者)	お茶の水女子大学
1/23	C3	調査	〈埼玉〉産婦人科内診台調査 柘植あづみ (明治学院大学・COE 事業推進担当者) 小門穂 (京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子 (COE 研究協力者)	埼玉
1/29~ 2/3	C5	調査	〈沖縄〉学校における性教育実施状況聞き取り調査 加賀谷真梨 (COE 研究員)	沖縄
1/30~ 2/4	C1/2	若手支援	第14回 Women and Gender Studies and Feminist Theories 若手研究員への学会参加旅費支援 【旅費支援対象者】 伊藤憲二 (COE 研究員)	テルアビブ
1/31	B	成果刊行	F-GENS Publication Series 12 労働組合にみるジェンダー平等「労働組合とジェンダー」調査報告書	—
1/31	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 柘植あづみ (明治学院大学・COE 事業推進担当者) 小門穂 (京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子 (COE 研究協力者)	東京
2/4	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告】 斉藤正美 (富山大学) 「中ビ連をめぐると女性のセクシュアリティ論について」 【報告】 田口亜紗 (成城大学民俗学研究所) 「学校保健室における身体管理の現在とその空間利用の実践」	お茶の水女子大学
2/6	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 小門穂 (京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子 (COE 研究協力者)	東京
2/7	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 小門穂 (京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子 (COE 研究協力者)	東京
2/10~ 2/22	A3	調査	〈サモア〉女性を対象とした開発プロジェクト実施状況等調査 倉光ミナ子 (お茶の水女子大学)	サモア
2/10	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 柘植あづみ (明治学院大学・COE 事業推進担当者) 小門穂 (京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所) 三村恭子 (COE 研究協力者)	東京
2/11	A3	研究会	ケースメソッドセミナー 第2回フィールドテスト 【報告】 佐野麻由子 (立教大学大学院博士後期課程) 鳥山純子 (COE 研究員)	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
2/15	C4	成果刊行	F-GENS Publication Series 15 調査活動レポート2004・2005年度「開発」と「性と生殖に関する健康・権利」に関する研究 「アジアにおけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツおよび女性への暴力に関する政策形成・推進過程調査から活動報告」	—
2/15～ 2/16	全 共催 COE人 間発達	若手支援	院生・若手研究者支援統計セミナー「2日でわかるパネル・データ分析」 【講師】村尾祐美子（東洋大学） 高比良美詠子（メディア教育開発センター） 内藤まゆみ（高崎経済大学）/安藤玲子（COE 人間発達研究員） 【コーディネーター】水野勲（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） 坂元章 （お茶の水女子大学・COE 人間発達事業推進担当者） 水落正明（COE 研究員）	お茶の水女子大学
2/15	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者）	東京
2/17	A1	若手支援	若手研究者セミナー「Life History Calendar 方法」基礎編 「Life History Calendar 方法」（調査方法）の概要 【講師】吉浜美恵子（ミシガン大学・COE 客員研究員）	お茶の水女子大学
2/18	C1/2	セミナー	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会セミナー 「インドにおける女性の科学者・技術者」 【報告】ニールム・クマール（インド国立科学技術開発研究所） 【司会】小川眞里子（三重大学・COE 客員研究員） 館かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
2/18	D 英	研究会	英語圏ジェンダー理論/表象研究会 第3回年次大会 「精神分析と表象研究」 第一部：文献討論会 「L. Bersani, <i>The Freudian Body: Psychoanalysis and Art</i> を読む」 【司会・報告】村山敏勝（成蹊大学・COE 客員研究員） 【報告】中山徹（静岡県立大学短期大学部） 遠藤不比人（首都大学東京・COE 客員研究員） 中谷崇（横浜市立大学） 第二部：研究発表会 【発表】丹羽敦子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 「V・ウルフ『幕間』における現実/幻想——暗闇に自己を探る」 内堀奈保子（COE 研究員） 「クリフォード考——『七破風の屋敷』における〈フェア・マン〉の攪乱性」 【コメンテーター】松本朗（上智大学）/高尾直知（中央大学） 【司会】戸谷陽子（お茶の水女子大学）	お茶の水女子大学
2/20	C3	研究会	ポストゲノム時代における生物医学とジェンダーに関する研究会 第13回 「ファン・ウソックスキャンダルから考える ES 細胞研究のこれから」 【報告】洪賢秀（科学技術文明研究所） 「『黄禹錫神話』の崩壊と韓国社会の課題」 粥川準二（フリージャーナリスト・明治学院大学大学院修士課程） 「韓国のES細胞スキャンダルを「スキャンダル」で終わらせないために」	お茶の水女子大学
2/20～ 2/21	全 共催 COE人 間発達	若手支援	院生・若手研究者支援集中講座 「フィールドワーク」（マイクロ・エスノグラフィーの手法 [分析]) 【講師】箕浦康子（お茶の水女子大学） 【コーディネーター】熊谷圭知（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
2/24	A1	若手支援	若手研究者セミナー「Life History Calendar 方法」続編 「Life History Calendar」インタビューの実際、データのコーディング・分析 【講師】吉浜美恵子（ミシガン大学・COE 客員研究員）	お茶の水女子大学
2/27	若手	若手支援	若手研究者ジェンダー・スタディーズ・ネットワーク 第1回研究会 【発表】鳥山純子（COE 研究員） 「ジェンダーの理解を目指す人類学的アプローチ、差異に発する理解」 松永典子 （お茶の水女子大学大学院博士後期課程・COE 度公募研究採択者） 「戦争を構築する語り：T.E. ローレンス『知恵の七柱』再考」 【司会】水落正明（COE 研究員）	お茶の水女子大学

日付	企画	事業区分	事業名	実施場所
2/27	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 柘植あづみ（明治学院大学・COE 事業推進担当者） 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者）	東京
2/28	C3	成果刊行	F-GENS Publication Series 19 第2回若手研究者のためのワークショップ ポストゲノム時代における生物医学とジェンダー「医科学技術におけるリテラシーを考える」	—
3/1	B 共催 科研費 プロジェクト	研究会	労働組合調査研究会 「労働組合とジェンダー」調査報告会 【報告】「『労働組合とジェンダー』調査報告書」の各章の執筆者 【コメンテーター】鈴木不二一（連合総研副所長） 平澤純子（労働政策研究・研修機構研究員）	お茶の水女子大学
3/8	C3	調査	〈大阪〉産婦人科内診台調査 柘植あづみ（明治学院大学・COE 事業推進担当者） 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者）／洪賢秀（科学技術文明研究所） 張瓊方（科学技術文明研究所）	大阪
3/8～ 3/10	C3	調査研究会	〈大阪〉調査データ検討会および女性センター等訪問 柘植あづみ（明治学院大学・COE 事業推進担当者） 武藤香織（信州大学・COE 客員研究員） 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者） 洪賢秀（科学技術文明研究所）／張瓊方（科学技術文明研究所）	大阪
3/11	D日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会 第9回 【報告】黒田裕市（一橋大学大学院博士後期課程） 「同性愛の人種化——江戸川乱歩『孤島の鬼』」 【司会】菅聡子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
3/15	C5	成果刊行	F-GENS Publication Series 14 性と生殖・国家の政策	—
3/18	C6	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告】兵藤智佳（早稲田大学現代日本研究所） 「分野横断的アクティビズムの可能性——HIV／エイズを事例に」 根村直美（日本大学・COE 事業推進担当者） 「実践倫理学における「合意」の再検討 ——契約論的アプローチとフェミニズム」	お茶の水女子大学
3/24	C1/2	研究会	「ジェンダーと科学技術史・科学技術政策」研究会 【報告】李恩京（チョンブク大学〔韓国〕） 「韓国における女性科学者と技術者の状況」 【司会】小川眞里子（三重大学・COE 客員研究員）	お茶の水女子大学
3/29	B	研究会	「パネル研究会」 中国・韓国調査 調査票検討会 【報告】水落正明（COE 研究員） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）	お茶の水女子大学
3/29	C3	調査	〈東京〉産婦人科内診台調査 小門穂（京都大学大学院博士後期課程・科学技術文明研究所） 三村恭子（COE 研究協力者）	東京
3/31	全	成果刊行	F-GENS ジャーナル5号	—
3/31	A1	成果刊行	F-GENS Publication Series 13 「台湾におけるドメスティック・バイオレンス政策調査研究会」	—
3/31	C4	成果刊行	F-GENS Publication Series 16 Team C4 Studies on “Development” and “Reproductive Health/Rights” Politics for the Elimination of Violence against Women and their Children in the Republic of the Philippines: Case Studies in Metro Manila and Davao City	—
3/31	統括	成果刊行	F-GENS Publication Series 18 連携研究「アジア認識とジェンダー」シンポジウム 東アジアの『戦後』60年：軍事化とセクシュアリティ 2006年1月7日	—

## 1. 人事関係

## 1) 運営委員会名簿 (括弧内は在任期間)

ジェンダー研究 センター長・教授	館 かおる (平成16年4月1日～)	研究員
文教育学部教授	宮尾 正樹 (同上)	
理学部教授	増永 良文 (同上)	
生活科学部教授	戒能 民江 (同上)	
人間文化研究科教授	竹村 和子 (同上)	
文教育学部教授	米田 俊彦 (同上)	
理学部教授	真島 秀行 (同上)	
生活科学部教授	杉田 孝夫 (同上)	研究協力員
ジェンダー研究 センター教授	館 かおる (平成8年5月11日～)	
ジェンダー研究 センター教授	伊藤 るり (平成12年4月1日～)	
ジェンダー研究 センター助教授	足立真理子 (平成17年10月1日～)	
ジェンダー研究 センター専任講師	杉橋やよい (平成16年4月1日～)	

## 2) スタッフ名簿 (括弧内は在任期間)

センター長(併)	館 かおる (平成12年4月1日～)	
専任教授	館 かおる (平成8年5月11日～)	
	伊藤 るり (平成12年4月1日～)	
	足立真理子 (平成17年10月1日～)	
	杉橋やよい (平成16年4月1日～)	
外国人客員教授	ラセル・サラサール・パレーニャス (カリフォルニア大学デイヴィス校 アジア系アメリカ文化学科准教授) (平成17年4月～ 平成17年11月)	
	エリ・バルトラ (メキシコ都立自治大学ソチミルコ 校社会科学・人文学部政治文化学科 教授) (平成17年12月～ 平成18年3月)	
客員教授(国内)	ホーン 川嶋 瑤子 (元スタンフォード大学「女性と ジェンダー」研究所研究員) (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)	
	坂元ひろ子 (一橋大学教授) (同上)	
	柘植あづみ (明治学院大学教授) (同上)	
非常勤講師	原 ひろ子 (城西国際大学大学院客員教授) (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)	

小ヶ谷千穂 (横浜国立大学専任講師) (同上)	
宮尾 正樹 (文教育学部教授) (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)	
戒能 民江 (生活科学部教授) (同上)	
増永 良文 (理学部教授) (同上)	
竹村 和子 (人間文化研究科教授) (同上)	
朝倉 京子 (新潟県立看護大学助教) (平成17年4月1日～ 平成18年3月31日)	
大海 篤子 (立教大学非常勤講師) (同上)	
小山 直子 (お茶の水女子大学 COE「ジェンダー 研究のフロンティア」客員研究員) (同上)	
小門 穂 (科学技術文明研究所研究生/お茶 の水女子大学 COE「ジェンダー 研究のフロンティア」研究協力者) (同上)	
小林富久子 (早稲田大学教授・同大学ジェンダー研究所長) (同上)	
斉藤 正美 (富山大学非常勤講師) (同上)	
酒井 順子 (エセックス大学歴史学部研究員) (同上)	
佐藤(佐久間)りか (川崎市男女平等推進審議会委員/ お茶の水女子大学 COE「ジェンダー 研究のフロンティア」研究協力者) (同上)	
鈴木 伸枝 (長崎ウエスレヤン大学現代 社会学部国際交流学科教授) (同上)	
仙波由加里 (お茶の水女子大学 COE「ジェンダー 研究のフロンティア」研究協力者) (同上)	
田口 亜紗 (成城大学民俗学研究所) (同上)	
田中 俊之 (武蔵大学非常勤講師) (同上)	
中山まき子 (同志社女子大学教授) (同上)	
根村 直美 (日本大学助教) (同上)	
廣重(三木) 壽子 (横浜市立大学木原生物学研究所研究員) (同上)	

	藤掛 洋子 (東京家政学院大学助教授) (同上)
	松田 久子 (元理化学研究所非常勤職員) (同上)
	三村 恭子 (お茶の水女子大学COE「ジェンダー研究のフロンティア」研究協力者) (同上)
	森本 恭代 (実践女子短期大学非常勤講師) (同上)
	山崎美和恵 (埼玉大学名誉教授) (同上)
研究機関研究員	林 奈津子 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
研究支援推進員	原田 雅史 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
アソシエイト・フェロー	宮崎 聖子 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
教務補佐員	花岡ナホミ (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

## 2. 会議関係

〈運営委員会の開催〉

平成17年4月27日／6月29日／9月5日／9月28日／11月1日／11月28日／12月19日／平成18年2月9日

## 3. 研究調査活動

### 1) センター共同研究プロジェクト

「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」研究

〈国際共同研究〉〈科学研究費基盤研究A〉

〔研究担当〕

館 かおる (ジェンダー研究センター教授)

伊藤 るり (ジェンダー研究センター教授)

足立眞理子 (ジェンダー研究センター助教授)

佐藤バーバラ (成蹊大学教授)

牟田 和恵 (大阪大学教授)

洪 郁如 (明星大学助教授)

小檜山ルイ (東京女子大学教授)

坂元ひろ子 (ジェンダー研究センター客員教授・一橋大学大学院教授)

タニ・バーロウ (ワシントン大学教授)

ヴェラ・マッキー (メルボルン大学 ARC 上級研究員)

戴 錦華 (北京大学教授)

金 恩實 (梨花女子大学校准教授)

何 璋 (本学人間文化研究科博士後期課程)

小山 直子 (ジェンダー研究センター研究協力員・本学 COE 「ジェンダー研究のフロンティア」客員研究員)

周 一川 (本学 COE 「ジェンダー研究のフロンティア」研究員〔PD〕・日本大学非常勤講師)

Angelina Chin (カリフォルニア大学サンタクルス校 Ph.D Candidate)

ワシントン大学「Modern Girl Around the World」プロジェクトメンバー

宮城 晴美 (那覇市歴史資料室)

〔研究内容〕

① 1920年代、30年代のモダンガール現象に関する文献の収集、聞き取り調査を行った。

② モダンガール研究会を開催した。

5月29日(日) 坂元ひろ子 (一橋大学)「摩登姑娘と「植民地的」近代(試論)」、伊藤るり (お茶の水女子大学)「モダンガールと女学校文化の形成——沖縄県女子師範学校と第一高等女学校をめぐるメモ」の報告。

6月26日(日) 眞嶋亜有 (日本学術振興会 PD 特別研究員、国際日本文化研究センター外来研究員)「〈イエロー〉という運命の超克——日本エリートの洋行経験における美醜観」、足立眞理子 (ジェンダー研究センター助教授)「Women's Worlds 2005 世界女性学会大会」の報告。

9月23日(金) 申 明直 (熊本学園大学)「植民地朝鮮(30年代)における〈モダンガール〉と〈植民地近代〉」の報告。

③ 11月2日—4日に国際ワークショップを開催した。詳細はプロジェクト概要を参照。

「アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー配置」〈科学研究費基盤研究A〉

〔研究担当〕

伊藤 るり (ジェンダー研究センター教授)

足立眞理子 (ジェンダー研究センター助教授)

イシカワ・エウニセ・アケミ (静岡文化芸術大学助教授)

稲葉奈々子 (茨城大学助教授・本学 COE 「ジェンダー研究のフロンティア」客員研究員)

大石 奈々 (国際基督教大学准教授)

小ヶ谷千穂 (ジェンダー研究センター非常勤講師・横浜国立大学専任講師)

定松 文 (恵泉女学園大学助教授)

波平恵美子 (本学文教育学部教授)

安里 和晃 (龍谷大学・学術振興会特別研究員)

澤田 佳世 (ジェンダー研究センター・学術振興会特別研究員)

## 「国際移動とジェンダー (IMAGE)」研究会メンバー

## 〔研究内容〕

「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会を開催した。

- 5月13日(金) 沢田ゆかり(東京外国語大学外国語学部助教授)による「香港の新貧困層と女子労働——東アジア「福祉国家」論への視角」の報告。
- 5月21日(土) 稲葉奈々子(茨城大学助教授)・澤田佳世(日本学術振興会特別研究員)による「香港政府の家事労働者受け入れ政策と推移」、ブレング・テネグラ(お茶の水女子大学大学院博士後期課程・COE研究員)による「家事労働者の権利状況と組織化」、小ヶ谷千穂(横浜国立大学専任講師)による「香港における移住家事労働者の組織化について——インドネシア人家事労働者の例と地元労組との相互関係を中心に」、伊藤るり(ジェンダー研究センター教授)による「グローバル化のものと香港とジェンダー再配置——二極化する社会の再生産労働と再生産労働」の報告。
- 7月9日(金) 吉岡なみ子氏(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)による「ケア職員の専門性と施設ケア秩序——介護老人保健施設の場合」の報告。
- 7月25日(月) Evelyn Hu-DeHart(米国ブラウン大学教授・米国における人種・エスニシティ研究センター所長)による“Surviving Globalization: Immigrant Women Workers in Late Capitalist America”の報告。
- 9月1日(木) 笹谷春美(北海道教育大学札幌校教授)による「『伝統的女性労働』から『専門職』への移行は可能か——介護保険制度下の日本のケアワークのあり方」の報告。
- 10月1日(土) 小ヶ谷千穂(横浜国立大学専任講師)・安里和晃(龍谷大学・学術振興会特別研究員)による書評と大石奈々(国際基督教大学准教授)によるリブライ  
“Women in Motion: Globalization, State Policies and Labor Migration in Asia”(Stanford U.P., 2005)を読む
- 11月19日(土) ラセル・パレーニャス(ジェンダー研究センター外国人客員研究員)による「東京の風俗産業におけるフィリピン女性移住者」の報告。

## 「健康／セクシュアリティとジェンダー」に関する研究

## 〔研究担当〕

- 根村 直美(ジェンダー研究センター研究協力員・日本大学助教授)
- 佐藤(佐久間)りか(ジェンダー研究センター研究協力員・川崎市男女平等推進審議会委員)

原 ひろ子(ジェンダー研究センター非常勤講師・城西国際大学非常勤講師)

中山まき子(ジェンダー研究センター研究協力員・同志社女子大学教授)

朝倉 京子(ジェンダー研究センター研究協力員・新潟県立看護大学助教授)

斉藤 正美(ジェンダー研究センター研究協力員・富山大学非常勤講師)

田口 亜沙(ジェンダー研究センター研究協力員・成城大学大学院民俗学研究所員)

田中 俊之(ジェンダー研究センター研究協力員・武蔵大学非常勤講師)

藤掛 洋子(ジェンダー研究センター研究協力員・東京家政学院大学助教授)

健康／セクシュアリティとジェンダー研究会メンバー

## 〔研究内容〕

「健康／セクシュアリティとジェンダー」(GHS)研究会の開催(於:附属図書館第二会議室)

4月2日(月) 田辺けい子(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)による「女性身体の医療人類学的考察:無痛分娩が普及しない背景」の報告。

6月25日(土) 東 優子(大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科)による「性別違和と自己決定:失敗する自由について」の報告。

7月24日(日) 根村直美(日本大学経済学部)による「『自己決定』概念の道徳哲学的検討」の報告。

9月24日(土) 田中俊之(武蔵大学社会学部)による「『男性問題』としての不妊——くもらしさと生殖能力の関係をめぐって」の報告。

10月22日(土) 柳原良江(お茶の水女子大学)による「日本における女性の自己決定権の変遷と現状——セクシュアリティ研究における自己決定概念の展開の一助として」の報告。

12月3日(土) 菅野摂子(立教大学大学院)による「知らせないことは可能か?~超音波検査における胎児の状態の認知と告知~」の報告。

1月15日(日) 朝倉京子(新潟県立看護大学)による「ケアワーカーの自律性に関する検討——看護師を事例に」の報告。

2月4日(土) 斉藤正美(富山大学)による「中ピ連をめぐると言説と女性のセクシュアリティ論について」と田口亜紗(成城大学民俗学研究所)「学校保健室における身体管理の現在とその空間利用の実践」の報告。

3月18日(土) 根村直美(日本大学経済学部)による「実践倫理学における「合意」の再検討——契約論的アプローチとフェミニズム」と兵藤智佳(早稲田大学現代日本研究所)による「分野横断的アクティビズムの可能性～HIV／エイズを事例に」の報告。

#### 「医療機器の開発・応用とジェンダー」

〔研究担当〕

柘植あづみ(ジェンダー研究センター客員教授・明治学院大学教授・本学 COE「ジェンダー研究のフロンティア」事業推進担当者)

仙波由加里(ジェンダー研究センター研究協力員)

〔研究内容〕

若手ワークショップ(本学 COE との共催)

(於:長野県北佐久郡軽井沢町)

10月6日(木) 柘植あづみ(明治学院大学)による「医療における意思決定の日米比較」の報告。

10月7日(金) 渡邊智子(丸山産婦人科医院)による「女性の生涯をどのように支えるか——産婦人科開業医として」、佐藤(佐久間)りか(ジェンダー研究センター)による「EBM(evidence-based-medicine)とNBM(narrative-based-medicine)——ジェンダーの視点から」、小門穂(科学技術文明研究所/京都大学大学院博士後期課程)・三村恭子(ジェンダー研究センター)による「産婦人科内診台のデザインと女性への考慮に関する考察」、武藤香織(信州大学)による「社会化するDNAアイデンティティ——オーダーメイド医療から鑑定ビジネスまで」の報告。

10月8日(土) 洪 賢秀(科学技術文明研究所)による「韓国における不妊女性の居場所」と張瓊方(科学技術文明研究所)による「台湾の出産事情と優生思想から考える」の報告。

10月9日(日) 丸山産婦人科医院見学

#### 「大学におけるハラスメントの現状と防止策について」

〔研究担当〕

戒能 民江(ジェンダー研究センター研究員・本学生活科学部教授)

大理奈穂子(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)

上田 智子(横浜市立大学非常勤講師)

辻 智子(早稲田大学非常勤講師)

〔研究内容〕

① 21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」のプロジェクト A-1 に、セクシャルハラスメント/アカデミックハラスメント研究班として組み込まれた。

② キャンパス・セクシャルハラスメントに関する欧米の文献を収集、分析した。

③ 本学セクシャルハラスメント等人権委員会のワーキング・グループに参加し、セクシャルハラスメント等人権侵害実態調査の調査設計をした。

#### 「ジェンダー研究情報の提供システムの研究」

〔研究担当〕

増永 良文(ジェンダー研究センター研究員・本学理学部教授)

館 かおる(ジェンダー研究センター教授)

小山 直子(ジェンダー研究センター研究協力員・本学 COE「ジェンダー研究のフロンティア」客員研究員)

〔研究内容〕

Web 世界におけるジェンダー関連コミュニティのリンク解析を行い、ジェンダーポータルサイトによる情報提供システムの研究を行った。「Web コミュニティの動的分析手法を用いたジェンダー研究ポータルサイトの構築」(科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究代表者増永良文)と連携して研究を進めた。

#### 2) 外国人客員教授関連プロジェクト

「エンターテイナー——日本におけるジェンダーと国際移動」

〔研究担当〕

ラセル・サラサール・パレーニャス(カリフォルニア大学デヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授)

伊藤 るり(ジェンダー研究センター教授)

小ヶ谷千穂(ジェンダー研究センター非常勤講師・横浜国立大学専任講師)

林 奈津子(ジェンダー研究センター研究機関研究員)

原田 雅史(ジェンダー研究センター研究支援推進員)

〔研究内容〕

ラセル・サラサール・パレーニャス准教授が2005年6月13日、27日、7月4日、11日、19日の全5回にわたり、夜間セミナー「女、移動、そして再生産労働の政治」を行った。夜間セミナーでは女性の移動と再生産労働の政治に焦点をあて、グローバリゼーションのなかで増大するケア労働者の移動や、



グローバル経済のもとで進む、より金持ちの女性からより貧しい女性への再生産労働の移転といった問題に注目した。そのうえで、再生産労働のトランスナショナルな商品化が、女性の地位やフェミニズムの視点から見た女どうしの関係にどのような意味をもたらすのかという問題を取り上げた。参加者349名。

#### 「日本における女性とフォークアート」

〔研究担当〕

エリ・バルトラ（メキシコ都立自治大学ソチミルコ校社会科学・人文学部政治文化学科教授）

伊藤 るり（ジェンダー研究センター教授）

浅倉 寛子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）

林 奈津子（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

原田 雅史（ジェンダー研究センター研究支援推進員）

〔研究内容〕

エリ・バルトラ教授が2005年12月15日、22日、2006年1月12日、19日、26日の全5回にわたり、夜間セミナー「ラテンアメリカにおけるフェミニズムと民衆文化」を行った。夜間セミナーでは、周縁化されたアート及びその担い手である女性制作者に関する分析を通して、芸術と政治、さらにはそれらがエスニシティ、階層、ジェンダーと複雑に絡み合う様相をメキシコとブラジルの事例を通して明らかにした。参加者126名。

### 3) センター個人研究

#### 「ジェンダー統計視点による男女間所得格差の国際比較研究——『男性稼ぎ主』型を考える」

〔研究担当〕

杉橋やよい（ジェンダー研究センター専任講師）

〔研究内容〕

本研究では第一に、賃金／所得における「男性稼ぎ主」型の度合いを、マイクロデータを用い時系列的に分析し、国際比較を行った。この課題に取り組むために、共働き世帯に分析対象を限定し、(a)男女それぞれの絶対的な所得水準、そして(b)男女間の賃金／所得格差、(c)男女それぞれの間での所得格差（所得階層）を分析し、(d)妻と夫の勤労所得の比較検討をした。(a)～(d)の分析は、すべて同じサンプルを用いて行った。第二に、労働統計および家計統計で使われている概念や集計・表示の問題などを、ジェンダー統計視点から、検討し改善案を提示した。

#### 「日本の『未亡人』——歴史・戦争の遺産・現代」及び「女性と子供の貧困——日本とアメリカ」

〔研究担当〕

青木デボラ（ジェンダー研究センター客員研究員・北星学園大学短期大学部教授）

〔研究内容〕

文化人類学の視点から日本の「未亡人」研究を、歴史的な呼称の変化、戦争の遺産、階層性、現代の多様な生き方などに注目して分析することを目的に研究を行った。4月に開催された研究委員会でも研究報告を行い、単行本刊行にむけて、執筆活動を進めた。

#### 「江戸時代のジェンダーの地理学」

〔研究担当〕

マーシャ・ヨネモト（ジェンダー研究センター客員研究員、コロラド大学ボルダー校准教授）

〔研究内容〕

近世の女訓書、旅日記と戯作に現れている「場所」と「空間」と「ジェンダー」の概念について検討し、近世のジェンダー概念の人文地理学的、あるいはフェミニスト地理学的視点からの考察を進めた。

#### 「女性と選挙に関する研究」

〔研究担当〕

大海 篤子（ジェンダー研究センター研究協力員・立教大学非常勤講師）

〔研究内容〕

1. 2005年9月11日に総選挙があり、全国の女性候補者の選挙活動をJAWS（日米女性政治学者シンポジウム）メンバーと手分けして調査。大海担当は新潟（西村ちなみ、菊田真紀子、田中真紀子）、東京（小池百合子、小宮山洋子、石毛えい子）の選挙活動を調査、秘書や選挙事務所員とインタビューを行い、報告書を作成。その報告書を基に、次年度は、Political Recruitmentに関する本をまとめる予定である。
2. 自著出版『ジェンダーと政治参加』、世織書房、2005年8月15日発行。
3. 「ゆらぐ〈男女共同参画〉」『季刊ピープルズ・プラン』33 2006年冬、2006年2月28日発行。pp.82～89。
4. 文部科学省委託事業上へのチャレンジ支援事業、富山県

高岡市、ステップアップ高岡のプロジェクトにおける「昔の選挙聞き取り」調査の指導。

このプロジェクトは地域の活動の活性化事業で、その一部として60年前の選挙への参加に関して聞き取り調査を行う目的で募集した未経験者に、調査の目的方法などを指導、3月に報告書が出来上がった。

5. 千葉市女性センター、神奈川女性センター、府中女性センターなどで、女性と政治の政治参画に関して連続講座などを行った。

「オーラルヒストリー研究法によるジェンダー・移民・グローバリゼーション研究——英国在住日本人男女のライフ・ストーリーを例として」

〔研究担当〕

酒井 順子（ジェンダー研究センター研究協力員・エセックス大学歴史学部研究員）

〔研究内容〕

本年度は、オーラル・ヒストリーの方法論に関する議論、特にイギリスにおける方法論の発展に関して整理を行った。具体的成果としては、第1に、イギリス女性史・ジェンダー史におけるオーラル・ヒストリーの貢献を総括的にまとめることを試みた。特にイギリス女性史にジェンダー概念が導入されたとき、また1990年代に歴史構築主義が発展した時期に、イギリスの女性史オーラル・ヒストリー研究者がそれらの議論にどのように関わったかについての考察を試みた。第2に、『日本オーラル・ヒストリー研究』創刊号（3月24日発行）によせて、「イギリスにおけるオーラル・ヒストリーの展開」という題目で論文を書き、1970年代から今日までのオーラル・ヒストリーにおける方法論上の議論を4段階（more-history, anti-history, how-history, public-historyの4種にカテゴリー化）に分けて整理してみた。

「ジェンダーによる暴力とフランスの中国人移民」

〔研究担当〕

マリレーヌ・リーベル Marylene Lieber（ジェンダー研究センター研究協力員・Ph.D. candidate in Sociology, Université de Versailles-Saint-Quentin-en-Yvelines, Laboratoire Printemps/CNRS, France）

〔研究内容〕

本研究ではフランスにおける中国人移民のジェンダー的側面に焦点をあてた。特にジェンダー的暴力の問題を中心に扱

い、フランスに移民した中国人移民を例に中国人男性と女性がどのような過程を経てジェンダー化をはかっていったのか、そのプロセスを明らかにした。

「研究者とNGOの接点を探る——在日比家族エンパワメントのための教育ビデオ作成の可能性」

〔研究担当〕

鈴木 伸枝（ジェンダー研究センター研究協力員・長崎ウェスレヤン大学教授）

〔研究内容〕

本研究は、10年強在日フィリピン人コミュニティで活動している信徒宣教師と彼の所属するNGOと協働し、在日の日本人配偶者であるフィリピン女性とその家族のエンパワメントのための教育ビデオ作成を試みている。当初予定の内容は、当該女性とその配偶者がそれぞれ反省的に自文化を捉えなおし、相手の文化背景を習うのみならず、彼らの抱える問題を広く日比の文化圏やその歴史・政治経済に照らし理解を促すことを目的とした。ビデオ作成に関しては、本研究者の論文等を元に、女性、ジェンダー関係、婚姻の意味、家族関係、子育て、文化などのテーマを決め、フィリピン大学関係のクリエイティブライター数人に、シナリオ化してもらうようアプローチを試みた。しかし、共同作業からの要請で、女性（とその夫）を中心とした文化教育から、二文化に育つ（べき）子供の教育問題へテーマを変更することになり、現在内容を再検討し具現化に向け作業中である。

「戦争とジェンダーに関する研究」

〔研究担当〕

森本 恭代（ジェンダー研究センター研究協力員・実践女子短期大学非常勤講師）

〔研究内容〕

本研究では、戦争はいかにして国民的な記憶となるか、その際、ジェンダーはどのように動員されるか、今日の日本の文脈で考察した。日本の戦争体験を語る態度は、しばしばアンビバレントな様相を呈しているようにみえる。一方では、植民地支配への反省があり、他方では、占領や被害への「痛み」が強調される。近年、過去の戦争体験を後世に伝えることを旨とする博物館や資料館が複数設置されている。そこで構成される「銃後」の女性像や「遺族」といったアイデンティティとジェンダー化の機制について、その関連性を検討した。

「戦後沖縄の出生力転換と女性たちの交渉——出生力要因のジェンダー分析にむけて」

〔研究担当〕

澤田 佳世（ジェンダー研究センター・日本学術振興会特別研究員）

〔研究内容〕

本研究の目的は、戦後沖縄の出生力転換とその説明要因について、米軍統治期の人口と生殖をめぐるポリティクスのありようと、生殖の意思決定をめぐる女性の交渉力の拡大プロセスに注目し、沖縄固有の政治・文化・社会経済的文脈と関連付けながらジェンダーの視座に立ち探究することである。この目的を達成するために、次の3つの研究を並行して進めた。①1950年代・60年代の国際的・地域的文脈を注視しながら、米軍統治下沖縄の「人口問題」、優生保護法と中絶・避妊、家族計画をめぐるポリティクスのありようを、公文書や各種雑誌・新聞・記念誌などの歴史資料と関係者への聞き取りをもとに描き出す。②女性の人生の歴史的変化(とくに、教育・職業・パートナーシップ関係の変化)に焦点をあて、出生力をめぐる意思決定プロセスの変容を考察する。具体的には、3世代にわたる女性の聞き取りと生活史料をライフストーリーの手法で分析する。③出生力転換に関する統計資料と①②の分析内容を比較検討し、生殖を規定する重層的な権力構造に対する女性の交渉プロセスを詳述しながら、戦後沖縄の出生力転換とその説明要因をジェンダーの視点から解明する。

「ジェンダーと人間の安全保障——平和構築のプロセスにおける女性参画の問題」

〔研究担当〕

林 奈津子（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

〔研究内容〕

本研究ではポスト・コンフリクトにおける人間の安全保障の問題について理解を深めるべく、紛争からの回復過程における戦争被災者(特に女性)の社会統合の問題について考察した。親、兄弟、姉妹を戦争で奪われた子供達が自ら銃をとって少年兵となり、愛する子供と夫を殺された女性が生きるすべを失って自らがテロリストとなって自爆の道を選ぶ。この「復讐の連鎖」によって根の深い紛争(Deep-rooted Conflict)になってしまった内戦の解決を促し、また紛争予防と平和構築の強化につながるポスト・コンフリクト戦略のあり方を考えることを本研究の最大の眼目とした。

「植民地期台湾における女子青年団——1940年代を中心に」

〔研究担当〕

宮崎 聖子（ジェンダー研究センターアソシエイト・フェロー）

〔研究内容〕

植民地期1940年代の台湾における女子青年団の政策を解明することを目的とした。その上で、植民地の女性と帝国について、文献、フィールドワークをもとにジェンダーと経済階層に着目して考察した。

4) 21世紀 COE プログラム

「ジェンダー研究のフロンティア——〈女〉〈家族〉〈地域〉〈国家〉のグローバルな再構築」

〔研究担当〕◎はリーダー

●プロジェクトA

◎戒能 民江（本学人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻教授）

伊藤 るり（ジェンダー研究センター・人間文化研究科人間発達科学専攻教授）

熊谷 圭知（人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻助教授）

足立真理子（ジェンダー研究センター助教授・人間文化研究科人間発達科学 専攻助教授）

●プロジェクトB

御船美智子（人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻教授）

永瀬 伸子（人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻助教授）

水野 勲（人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻助教授）

◎篠塚 英子（人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻教授）

●プロジェクトC

◎館 かおる（ジェンダー研究センター・人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻教授）

原 ひろ子（ジェンダー研究センター非常勤講師・放送大学大学院総合文化プログラム文化情報科学群教授）

武藤 香織（ジェンダー研究センター非常勤講師・信州大学医学部専任講師）

波平恵美子（人間文化研究科比較社会文化学専攻教授）

●プロジェクトD

◎竹村 和子（ジェンダー研究センター研究員・人間文化研

究科比較社会文化学専攻教授)

天野 知香 (人間文化研究科比較社会文化学専攻助教授)

石塚 道子 (人間文化研究科比較社会文化学専攻・ジェンダー学際研究専攻教授)

菅 聡子 (人間文化研究科国際日本学専攻助教授)

#### ●間プロジェクト研究事業

A「政策と公正」、B「少子化とエコノミー」、C「身体と医療・科学・技術」、D「理論構築と文化表象」の4プロジェクト編成で研究を進め、〈女〉〈家族〉〈地域〉〈国家〉のグローバルな再構築を行い、より高次の「人間開発」をめざす。また、プロジェクト別の研究のほかに、間プロジェクト研究事業として、(1)ジェンダー平等指標を検討する大規模パネル調査、(2)近代社会のジェンダー／セクシュアリティに関する文化表象のデータベース作成、(3)連携型研究「アジア認識とジェンダー」を進め、プロジェクトを超えた研究の統合を図る。さらに、プロジェクトへの積極的な参画体制および研究支援体制を整備して、次世代のジェンダー研究教育、男女共同参画社会の担い手の育成を進めている。

・ジェンダー平等指標のパネル調査

御船美智子、永瀬 伸子、篠塚 英子、水野 勲

・文化表象のデータベース作成

竹村 和子、天野 知香、石塚 道子、菅 聡子

・統括研究 ジェンダー研究と〈アジア〉

戒能 民江、館 かおる ほか

#### 5. 研究交流・社会連携活動

平成17年4月より平成18年3月の間の活動は次の通りである。

##### 1) 研究委員会

平成17年4月25日(月)

青木デボラ (ジェンダー研究センター客員研究員・北星学園大学短期大学部教授) による報告

各プロジェクトの進捗状況報告、次年度の体制について話し合い

##### 2) セミナー・ワークショップ

① ラセル・サラサール・パレーニャス (カリフォルニア大学デイヴィス校アジア系アメリカ文化学科准教授)

夜間セミナーを2005年6月13日、27日、7月4日、11日、19日に開催。

② エリ・バルトラ (メキシコ都立自治大学ソチミルコ校 社会科学・人文学部 政治文化学科教授)

夜間セミナーを2005年12月15日、22日、2006年1月12日、

19日、26日に開催。

#### 3) 関連研究会

① 「映像表現とジェンダー」研究会

【研究統括】小林富久子 (ジェンダー研究センター研究協力員・早稲田大学教授)、館かおる (ジェンダー研究センター教授)

② 「国際移動とジェンダー (IMAGE)」研究会

【研究統括】伊藤るり (ジェンダー研究センター教授)

#### 6. 教育研修活動

##### 1) 研究生・研究員

① 研究生

陳 欣欣 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

② 研究員

平野 恵子 (日本学術振興会特別研究員)

澤田 佳世 (日本学術振興会特別研究員)

##### 2) 学部出講・大学院担当

館 かおる

コア・クラスター「ジェンダー」コース：知の生成論 (後期)

学部：社会教育特講 I (教育とジェンダー) (前期)

人間文化研究科博士前期課程 発達社会科学専攻

開発・ジェンダー論コース：

ジェンダー関係論 (前期)

ジェンダー関係論演習 (後期)

開発・ジェンダー論特論 (前期)

人間文化研究科博士後期課程 人間発達学専攻

ジェンダー論講座：

ジェンダー史論演習(1) (通年)

ジェンダー史論演習(2) (通年)

伊藤 るり

コア・クラスター「ジェンダー」コース：グローバル化論 (前期)

学部：比較ジェンダー論／国際ジェンダー論 (前期)

人間文化研究科博士前期課程 発達社会科学専攻

開発・ジェンダー論コース：

開発・ジェンダー論特論 (前期)

比較ジェンダー開発論 (前期)

比較ジェンダー開発論演習 (前期)

ジェンダー論特別講義 (前期)

国際協力論演習 (後期)

国際社会ジェンダー論 (前期)

国際社会ジェンダー論演習 (後期)

人間文化研究科博士後期課程 ジェンダー学際研究

ジェンダー論講座：

国際女性開発論演習(1) (前期)

国際女性開発論演習(2) (後期)

足立真理子

学部：ジェンダー論 (後期)

人間文化研究科博士前期課程 発達社会科学専攻

開発・ジェンダー論コース：

開発経済学 (後期)

## 7. 社会的貢献

ジェンダー研究センター

- ・諸外国／国内の女性関係行政部門、民間団体(NGOの女性問題担当者等)、研究者等の視察受け入れ、日本の男女共同参画等現状等について解説

館 かおる

〈他大学出講〉

- ・埼玉大学教育学部非常勤講師 総合学習研究「女性の生き方と教育」(平成17年10月3日～平成18年3月24日)

〈委員〉

- ・ゆがわら男女共同参画懇話会委員  
(平成15年10月1日～平成17年9月31日)
- ・日本学術会議社会学研究連絡委員会委員  
(平成15年10月16日～平成18年10月15日)
- ・独立行政法人国立女性教育会館運営委員  
(平成17年8月1日～平成19年7月31日)

伊藤 るり

〈他大学出講〉

- ・津田塾大学 社会組織研究 (大学院)  
(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

〈委員〉

- ・国立女性教育会館研究紀要紀要協力委員  
(～平成17年8月31日)
- ・男女共同参画会議 苦情処理・監視専門調査会委員
- ・外務省独立行政法人評価委員会委員  
(平成17年9月1日～平成19年8月31日)
- ・龍谷大学 課程博士論文審査委員 (～平成17年8月31日)
- ・かながわ国際政策推進懇話会専門委員 (平成12年度～)
- ・Indian Journal of Gender Studies (Sage Publications, New Delhi, Thousand Oaks, London) 編集顧問
- ・Estudios de Asia y Africa (メキシコ)

足立真理子

〈委員〉

- ・日本フェミニストカウンセリング学会 代表理事
- ・東京大学ハラスメント防止委員会委員

(平成16年5月1日～平成18年3月31日)

杉橋やよい

〈他大学出講〉

- ・中央大学経済学部「応用統計」・「演習論文」後期  
(平成17年4月1日～18年3月31日)
- ・アジア工科大学院大学「国際協力論演習」(「ジェンダーと開発」)(平成18年2月19日～平成18年3月19日)

〈委員〉

- ・独立行政法人国立女性教育会館 客員研究員  
(平成17年4月1日～平成18年3月31日)
- ・川崎市男女平等推進審議会委員  
(平成16年11月25日～平成17年5月27日)

## 8. 文献・資料収集／情報提供／閲覧活動

### 1) 主要収集資料

国際移動とジェンダーに関する文献・資料／ジェンダーとセクシュアリティに関する文献・資料／開発とジェンダー教育に関する文献・資料／女性と自然科学者に関する文献・資料／リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する文献・資料／アジアの女性政策と開発に関する文献・資料／東アジアの女性政策に関する資料／「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」に関する研究資料など

### 2) 資料提供

- ・女性科学者(湯浅年子、辻村みちよ、黒田チカ、保井コノ等) 関係の資料
- ・東京女子高等師範学校関係の資料
- ・その他、ジェンダー研究センター刊行物等

### 3) リファレンスサービス資料及び情報の提供・閲覧・貸出・常設展示

- ・コピーサービス：常時附属図書館情報サービス・情報システム係で担当
- ・ホームページ(和文・英文)の更新実施
- ・図書以外に関する情報提供
- ・ニュースレター「IGS通信」発行

4) 図書・資料寄贈(敬称略)

掲載は、和書：寄贈者名『書名』(著者名)、洋書：寄贈者名 書名(イタリック)(著者名)の順とした。

杉浦敏子『ハンナ・アーレント入門』(杉浦敏子)、栗原涼子『アメリカの女性参政権運動史』(栗原涼子)、栗原涼子『日米女性参政権運動史』(栗原涼子)、河村太美雄『ふるさとへの道』(河村太美雄)、篠崎正美『北九州市女性の100年史 おんなの軌跡 北九州』(北九州市女性史編纂実行委員会)、小野ゆり子『娘と女の間』(小野ゆり子)、竹下賢、角田猛之『マルチ・リーガル・カルチャー改訂版』(竹下賢、角田猛之)、今井弘道『新・市民社会論』(今井弘道)、青弓社『戦後・暴力・ジェンダー1 戦後思想のポリティクス』(大越愛子・井桁碧)、細井啓子『コンプレックスアラカルト』(細井啓子)、竹村和子『ジュディス・バトラー』(サラ・サリー、竹村和子他訳)、古郡鞆子『女性と税制』(クラウディア・スコット編、古郡鞆子編訳)、村松泰子『メディアがつくるジェンダー日独の男女・家族像を読みとく』(村松泰子、ヒラリア・ゴスマン)、山野和子さんを偲ぶ会実行委員会『風となれ土となれ』(山野和子記念文集刊行会)、鈴木紀子『〈悪女〉の文化誌』(鈴木紀子、林久美子、野村幸一郎編著)、学校法人跡見学園『跡美花蹊日記』第一巻～第四巻(跡美花蹊)、青森県図書館史編集委員会『青森県立図書館史』(青森県立図書館史編集委員会)、東京教育大学附属中学校『東京教育大学附属中学校二十年史』(東京教育大学附属中学校)、坂東眞理子『昭和女子大学女性文化研究叢書 第五集 輝く女性たち——光葉の三五名』(昭和女子大学女性文化研究所)、長島淳子『幕藩制社会のジェンダー構造』(長島淳子)、聖徳大学川並記念図書館『聖徳大学言語文化研究所 論叢13』(聖徳大学言語文化研究所)、大学非常勤講師問題会議『大学危機と非常勤講師運動』(大学非常勤講師問題会議)、戒能民江『DV 防止とこれからの被害当事者支援』(戒能民江)、『性暴力問題資料 第14巻』(不二出版)、『性暴力問題資料集成 第15巻』(不二出版)、河野貴代美『女性とジェンダーの心理学ハンドブック』(R・ケスラー・アンガー編著)、『近代という名の女性』(水村和子)、『母親の社会史：中世から現代まで』(イヴォンヌ・クニピレール、カトリーヌ・フーケ著)、『女性の人権と現代社会』(上智大学社会正義研究所、国際基督教大学社会科学研究所編)、『氷点』(三浦綾子著)、『働く女性の実情平成9年版』(労働省婦人局編)、原ひろ子『北京大学婦女問題国際検討会論文集』(北京大学中外婦女問題研究中心)、太田麻希子ほか *Report AIT Workshop 2005 March 6-19, 2005 Activities for rights of female migrant workers in Thailand*、金恩實 *Women's Studies in China: Mapping the Social, Economic*

*and Policy Changes in Chinese Women's Lives* (DU Fang-qin and ZHENG Xinrong)、金恩實 *Women's Experiences and Feminist Practices in South Korea* (CHANG Pilwha and KIM Eun-Shil)、金恩實 *Women's Studies in India: Some Contemporary Contours* (Pooja Juyal and the Faculty of Isabella Thoburn College)、金恩實 *Gender, Culture & Society: Selected Readings in Women's Studies in the Philippine* (Carolyn SOBRITCHEA)、金恩實 *Gender, Culture & Society: Women's Studies in Taiwan* (Wei-hung LIN and Hsiao-Chin HSIEH)、金恩實 *Power, Knowledge and Justice* (Suwanna SATHA=ANAND)、金恩實 *Indonesian Women in a Changing Society* (Kristi POERWANDARI)、Eiko Kenjoh *Balancing Work and Family Life in Japan and Four European Countries: Econometric Analyses on Mothers' Employment and Timing of Maternity* (Eiko Kenjoh)、Hisako Inaba *CROSS-CULTURAL LEARNING OF JAPANESE MARRIED WOMEN WHO LIVED IN THE UNITED STATES* (Hisako Inaba)、Rhodak K. Unger *Handbook of the Psychology of Women and Gender* (Rhodak K. Unger)、*Girls and mathematics: the early years: a review of literature and an account of original research*, (Rosie Walden and Valerie Walkerdine)

## 編集後記

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』10号が無事に刊行の運びとなった。執筆者、査読者、校正者の方々をはじめ、ご協力を頂いた多くの皆様に心よりお礼を申し上げたい。今号では二本の依頼論文、三本の投稿論文、二本の書評論文、二つの研究プロジェクト活動報告、そして二つの書評を掲載した。

依頼論文として、ラセル・S・パレーニャス教授（米国カリフォルニア大学デイヴィス校）とエリ・バルトラ教授（メキシコ都立自治大学ソチミルコ校）にご寄稿いただいた。お二人とも2005（平成18）年度にジェンダー研究センターが外国人客員教授としてお迎えした先生方である。両論文とも、お二人が日本滞在中に行った調査をもとに書かれている。なお、バルトラ先生は本学出身の大村香苗氏と共同で調査、執筆された。より一層国際性の高い年報の刊行が求められる中で、今号に二本の英語論文を掲載できたのは嬉しい限りである。

投稿論文として若手研究者の論文を三本掲載した。中絶に関する判決をフェミニスト法学の視点から批判的に考察する山本論文、ジェンダーと表象の問題に取り組む井方論文、不妊当事者が抱える問題を検証する白井論文と、それぞれの扱うテーマは実に多様である。依頼論文のテーマも含め、あらためて女性学・ジェンダーに関する学術的研究の幅の広さと奥の深さを感じている。

今号の新企画ともいえる書評論文の掲載が実現したのは、執筆者の一人である嶺崎寛子氏のご協力というまでもなく、執筆者の紹介、書評本の選定などご協力いただいた編集委員各位のご尽力によるものと感謝している。私も力不足ながら書評論文を担当させていただいた。前号に続き、執筆の機会を与えられたことをとても光栄に思っている。

研究プロジェクト活動報告では、宮尾正樹、館かおるの両先生に成果刊行報告を、杉橋やよい先生に個人プロジェクトの中間報告をお願いした。ジェンダー研究センターでまた一つ研究が実を結び、また一つ新たな研究が着手され、進展しつつあることを大変嬉しく思う。

書評欄ではナショナリズム、エスニック・アイデンティティ、そしてジェンダーがまさに重層的に交差する地点に読者の関心を向ける二冊を取り上げた。書評者のご協力に感謝の意を表するものである。

前号に引き続き『ジェンダー研究』編集事務局を担当し、二年にわたって年報の編集、発行に携わった。その間、刊行費や郵送費の削減を余儀なくされるなど現実的な問題と常に隣併せではあったが、10号刊行という一つの大きな節目に、従来通り質の高い年報を刊行し続ける意義をあらためて実感している。女性・ジェンダーに関する学術研究の国内有数の発信源である『ジェンダー研究』に、一人でも多くの読者が国内外でアクセスできるよう、今後は紙媒体での年報刊行に加えてバックナンバーを含む年報の電子化を進めるなど、より戦略的な取り組みが求められてこよう。何はともあれ、今号も無事に刊行されたのは喜ばしい限りである。ご協力を頂いた方々に深く感謝の意を示すとともに、読者の皆さまには『ジェンダー研究』への変わらぬご支援をお願いしたい。

編集事務局 林 奈津子（研究機関研究員）

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報  
『ジェンダー研究』

第10号 編集委員会

委員長	館 かおる	ジェンダー研究センター長 ジェンダー研究センター教授
	坂元 章	文教育学部人間社会科学科教授
	徳井 淑子	生活科学部人間生活学科教授
	三浦 徹	文教育学部人文科学科教授
	森 義仁	理学部化学科助教授
	伊藤 るり	ジェンダー研究センター教授
	足立真理子	ジェンダー研究センター助教授
	杉橋やよい	ジェンダー研究センター専任講師 (2006年9月まで)
	市井 礼奈	ジェンダー研究センター専任講師 (2006年12月から)
事務局	林 奈津子	ジェンダー研究センター研究機関研究員

---

平成19年3月24日 印刷  
平成19年3月29日 発行

編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター  
〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1  
Tel 03-5978-5846 Fax 03-5978-5845  
E-mail igs@cc.ocha.ac.jp  
URL <http://www.igs.ocha.ac.jp/>

印刷・製本 株式会社 昭和堂  
Tel 03-6267-7025 Fax 03-6267-7095

---